

平成28年第1回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	4
付議事件並びに結果	5

平成28年3月1日

出席及び欠席議員	9
地方自治法第121条の規定により出席した者	10
本議会に出席した事務局職員	10
議事日程	10
諸般の報告について	12
議会運営委員長報告について	18
会議録署名議員の指名について	19
市長の提案理由の説明	20
報告について	32

平成28年3月3日

出席及び欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により出席した者	36
本議会に出席した事務局職員	36
議事日程	36
議案質疑について（議案第1号）	38
（議案第2号～議案第5号）	39
（議案第6号～議案第12号）	40
（議案第13号～議案第14号）	43
（議案第15号～議案第28号）	44
（議案第29号～議案第30号）	48
（議案第31号～議案第37号）	48

平成28年3月7日

出席及び欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により出席した者	52
本議会に出席した事務局職員	52
議事日程	53

一般質問について	54
矢ヶ部広巳 議員	54
菊次 太丸 議員	66
緒方 寿光 議員	83
佐々木創主 議員	99
三小田一美 議員	114

平成28年3月8日

出席及び欠席議員	125
地方自治法第121条の規定により出席した者	126
本議会に出席した事務局職員	126
議事日程	127
一般質問について	128
荒巻 英樹 議員	128
浦川 和久 議員	144
伊藤 法博 議員	160
河村 好浩 議員	174
梅崎 和弘 議員	183

平成28年3月9日

出席及び欠席議員	201
地方自治法第121条の規定により出席した者	202
本議会に出席した事務局職員	202
議事日程	202
一般質問について	203
熊井三千代 議員	203
藤丸 正勝 議員	220

平成28年3月22日

出席及び欠席議員	233
地方自治法第121条の規定により出席した者	234
本議会に出席した事務局職員	234
議事日程	234
議会運営委員長報告について	236

各委員長報告について	237
総務委員長報告について	237
建設経済委員長報告について	239
教育民生委員長報告について	241
予算審査特別委員長報告について	243
議案第38号	252
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について	254
オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会設置について	254

第1回柳川市議会（定例会）日程表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
3月1日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
3月2日	水	考 案 日	
3月3日	木	本 会 議	議 案 質 疑
3月4日	金	考 案 日	
3月5日	土	休 会	
3月6日	日	休 会	
3月7日	月	本 会 議	一 般 質 問
3月8日	火	本 会 議	一 般 質 問
3月9日	水	本 会 議	一 般 質 問
3月10日	木	委 員 会	
3月11日	金	委 員 会	
3月12日	土	休 会	
3月13日	日	休 会	
3月14日	月	委 員 会	予算審査特別委員会
3月15日	火	委 員 会	予算審査特別委員会
3月16日	水	委 員 会	予算審査特別委員会
3月17日	木	事務整理日	
3月18日	金	事務整理日	
3月19日	土	休 会	
3月20日	日	休 会	
3月21日	月	休 会	
3月22日	火	本 会 議	採決・閉会

第1回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 1 号	専決処分の承認について（専決第6号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	28. 3. 3	承 認
議 案 第 2 号	平成27年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について	28. 3. 22	原案可決
議 案 第 3 号	平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	28. 3. 22	原案可決
議 案 第 4 号	平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	28. 3. 22	原案可決
議 案 第 5 号	平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	28. 3. 22	原案可決
議 案 第 6 号	平成28年度柳川市一般会計予算について	28. 3. 22	原案可決
議 案 第 7 号	平成28年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	28. 3. 22	原案可決
議 案 第 8 号	平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	28. 3. 22	原案可決
議 案 第 9 号	平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	28. 3. 22	原案可決
議 案 第 10 号	平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	28. 3. 22	原案可決
議 案 第 11 号	平成28年度柳川市下水道事業特別会計予算について	28. 3. 22	原案可決
議 案 第 12 号	平成28年度柳川市水道事業会計予算について	28. 3. 22	原案可決
議 案 第 13 号	柳川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	28. 3. 22	原案可決

議 案 第 14 号	柳川市行政不服審査会条例の制定について	28. 3.22	原案可決
議 案 第 15 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	28. 3.22	原案可決
議 案 第 16 号	柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.22	原案可決
議 案 第 17 号	柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.3	原案可決
議 案 第 18 号	柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.22	原案可決
議 案 第 19 号	柳川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.22	原案可決
議 案 第 20 号	柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.3	原案可決
議 案 第 21 号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	28. 3.22	原案可決
議 案 第 22 号	柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.3	原案可決
議 案 第 23 号	柳川市ふれあい自然の家条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.3	原案可決
議 案 第 24 号	柳川市体育施設条例及び柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.3	原案可決
議 案 第 25 号	柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.22	原案可決
議 案 第 26 号	柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.22	原案可決
議 案 第 27 号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.3	原案可決
議 案 第 28 号	柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	28. 3.3	原案可決

議案 第29号	市道路線の認定及び変更認定について	28.3.22	原案可決
議案 第30号	和解及び損害賠償額の決定について	28.3.22	原案可決
議案 第31号	人権擁護委員候補者の推薦について	28.3.3	同意
議案 第32号	人権擁護委員候補者の推薦について	28.3.3	同意
議案 第33号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	28.3.3	同意
議案 第34号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	28.3.3	同意
議案 第35号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	28.3.3	同意
議案 第36号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	28.3.3	同意
議案 第37号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	28.3.3	同意
議案 第38号	平成27年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について	28.3.22	原案可決

報 告

報告 第1号	専決処分の報告について(専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について)	28.3.1	報告
-----------	-------------------------------------	--------	----

その他

オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会設置について	28.3.22	設置
----------------------------	---------	----

平成28年3月1日（火曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

平成28年3月1日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 河 村 好 浩	2番 江 口 義 明
3番 菊 次 太 丸	4番 浦 川 和 久
5番 立 花 純	6番 荒 巻 英 樹
7番 熊 井 三千代	8番 白 谷 義 隆
9番 近 藤 末 治	10番 佐々木 創 主
11番 荒 木 憲	12番 高 田 千壽輝
13番 諸 藤 哲 男	14番 矢ヶ部 広 巳
15番 緒 方 寿 光	16番 藤 丸 正 勝
17番 田 中 雅 美	18番 樽 見 哲 也
19番 伊 藤 法 博	20番 梅 崎 和 弘
21番 三小田 一 美	22番 浦 博 宣

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	長	成	松	宏	宏
教	長	日	高	良	良
総務	長	高	崎	祐	二
会計	者	田	尻	主	範
市民	長	石	橋	眞	剛
保健	長	石	橋	正	次
建設	長	野	田		彰
産業経済部長兼大和庁舎長		成	清	博	茂
教育部長兼三橋庁舎長		樽	見	孝	則
消防	長	橋	本	祐	二
人事秘書課長		平	田	敬	郎
総務課長		白	谷	通	介
企画課長		桜	島	謙	孝
財政課長		島	添	守	治
税務課長		木	下		男
健康づくり課長		大	石	涼	隆
福祉課長		原		忠	子
学校教育課長		武	田	真	昭
生涯学習課長		袖	崎	朋	治
建設課長		待	鳥		洋
農政課長		林			哲
水路課長		松			誠
収税対策課長		野			治
			永	泰	作
			田	栄	

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	亀崎	公	徳
議会事務局次長兼庶務係長	内田		猛
議会事務局議事係長	永徳	喜美	香

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(平成27年10月分、11月分、12月分)

（2）市長の所信表明について

日程（1） 議会運営委員長報告について

日程（2） 会議録署名議員の指名について

日程（3） 議案第1号 専決処分の承認について（専決第6号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

議案第2号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について

議案第3号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第4号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第5号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第6号 平成28年度柳川市一般会計予算について

議案第7号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第8号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第9号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第10号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第11号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第12号 平成28年度柳川市水道事業会計予算について

日程（4） 議案第13号 柳川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

議案第14号 柳川市行政不服審査会条例の制定について

議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 柳川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制

定について

- 議案第22号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 柳川市ふれあい自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 柳川市体育施設条例及び柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 市道路線の認定及び変更認定について
- 議案第30号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第37号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

日程（5） 報告について

- 1 報告第1号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）

午前10時 開会

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから平成28年第1回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、本定例会は平成28年度当初予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、平成28年第1回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

最初に、皆様も御存じのよう、柳川市出身の大関琴獎菊関が大相撲初場所において初優勝を果たし、賜杯を手にしました。日本出身力士としては10年ぶりの快挙ということで、地元ばかりでなく日本国中が沸いたところであります。私のところにも、翌日には福岡県知事、佐賀県知事など多くの方々からお祝いの電話や祝電をいただいたところであります。その後も数多くのマスコミで取り上げられ、柳川市の知名度もこれにあわせて大いに上昇したこ

と

思

い

ま

す。

この偉業をたたえるため、3月5日には「大関琴獎菊関優勝祝賀水上パレード及び優勝報告会」を実施することとしています。あわせて、2月に柳川市表彰委員会を開催し、柳川市民栄誉特別賞を授与することを全員一致で決定をいただきました。市民を代表して、優勝報告会で表彰したいと考えています。皆さんと一緒にお祝いし、大関琴獎菊関のさらなる飛躍を祈念したいと思います。

さて、本定例会は平成28年度の当初予算を初めとする重要な議案の審議をお願いするものでございます。議案の説明に先立ちまして、平成28年度の市政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

昨年3月に柳川市は合併10周年を迎えました。1市2町それぞれの長年培ってきた風土や文化、地域性の違いもあったかと思います。私は10年を一つの節目と考え、柳川市の新たなスタートの年と位置づけたところであります。時期を同じくして、北原白秋の詩情を育んだ掘割の風景が評価された水郷柳河すいきょうやながわが国の名勝に指定されました。あわせて、グッドデザイン賞に輝いた西鉄柳川駅東西自由通路・駅前広場が供用開始され、柳川の新たな顔ができたところであります。

さらに、3月20日には藤吉校区コミュニティセンターが完成します。これで、市内全ての校区コミュニティセンターが完成することとなります。地域の拠点施設として、生涯学習の場、健康づくりの場として子供からお年寄りまで、全ての世代が寄り合う場にしてほしいと

思

い

ま

す。

特に、これからは元気なまま長生きをする健康寿命の延伸がキーワードとなります。「まるもる健康」から、もっと積極的に「つくる健康」を目指していきたいと考えています。どう

かコミュニティセンターを大いに利用していただき、地域同士での切磋琢磨をお願いし、活力ある柳川の一翼を担っていただきたいと思います。

さて、本市は合併後、2回にわたって行財政改革大綱と実施計画を策定し、人件費や補助金など、経常的な経費削減の取り組みやふるさと寄附金の改善など一定の成果を上げてきました。しかし、今後、合併による優遇措置もなくなり、財政状況は厳しくなっていくことが予測されます。今まで以上に効率的な行財政運営を行い、事業の取捨選択をしていかなければならぬ状況にあります。そのためには、住民の関心や理解を得ることが不可欠であり、住民と一緒に話し合いながら進めていくことが重要であります。

そのため、昨年4月から外部有識者や市内の民間経営者で構成する柳川市行財政改革推進委員会で協議を重ね、「住民と共に進めるまちづくり」「次世代に繋ぐ行財政運営の確立」の2つを目標に第3次柳川市行財政改革大綱を本年1月に策定しました。

5年後の柳川市のあるべき姿の2つの柱を達成するため、「住民と共に進めるまちづくり」では、住民と行政がお互いにわかり合い、それぞれが担う役割を明確にし、これまで以上の住民参画と市民協働を推進し、まちづくりを進めていきます。

「次世代に繋ぐ行財政運営の確立」では、社会情勢を的確に把握し、厳しい財政状況にあっても、新たな収入の確保や限りある財源を有効活用するなど、持続可能な財政運営を継続していきます。また、行財政運営を行っていく上で重要となる職員の資質向上や意識改革を行い、組織の活性化につなげていくようにしています。

これにあわせて、最初に取り組みましたが平成28年度予算編成方針であり、その基本方針を普通交付税の合併算定が完了に伴い、平成27年度以降、普通交付税が段階的に削減されることから、経常経費について従来からの歳出対応型予算編成から歳入対応型の予算編成とし、枠配分予算編成の導入を試行的に実施したことです。

あわせて、平成28年度予算で重点化を行う事業については別途枠を設け、各部長から重点事業を1事業ずつ提出してもらい、私以下、副市長、教育長及び全部長同席のもと各部長プレゼンの上、事業決定を行ったところです。今後は市有財産の利活用、自主財源づくり、公共施設の有効活用や事務事業の整理統合等に取り組んでいくこととしています。

一方で、合併した自治体への優遇措置である合併特例債を有効に活用することで、柳川市の懸案であります市民文化会館、ごみ焼却施設、火葬場の整備等の大型プロジェクトにも全力を注がなくてはなりません。特に、市民文化会館については、基本計画検討委員会から専門的な見地や利用者の視点などから御意見や助言をいただき、施設の機能や運営などに関するさまざまな意見を集約して、柳川市民文化会館基本計画が策定されました。

これに基づき、2月20日に市民文化会館設計者選定プロポーザルを行い、公開の場において最終審査に残った5者からプレゼンテーションとヒアリングを行い、最優秀賞を得た株式会社日本設計において本格設計が始まることとなります。柳川のシンボリックな建物として、

また、文化芸術の殿堂としての市民文化会館の全容が見えてくるものと期待しています。

次に、本市では柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。ことしは、この柳川版総合戦略に本格着手する年としています。

本市の人口は、今後、急激に減少することが推計され、地域社会や経済に大きな影響が出ることが予想されます。人口減少の要因は、大きく2つにまとめられます。1つは、死亡者数が増加する一方で出生数が減少する。1つは、市外への転出者数が市外からの転入者数を上回っているのが要因であります。このため、出生者数の増加と健康寿命の延伸による死亡者数の減少と若年層を中心とした転出抑制と転入促進を図ることとしています。その具体的な施策をまとめたものが柳川版総合戦略であります。

この策定に当たりましては、柳川市まち・ひと・しごと創生協議会に協議をお願いしました。協議会においては、市内の団体や企業、有識者、学生など産・官・学・金・労・言の幅広い分野の委員で構成し、特に、委員30名のうち17名を女性とするなど、女性目線を重視した委員構成としました。そのほか、若者定住促進会議や女性アンケート、高校生アンケート、住民・企業アンケートを行うことで、今後の柳川市を担う人々の多様な意見を反映させたところであります。

柳川市には、昨年3月に国の名勝指定を受けた水郷柳河に代表される城下町や掘割、立花宗茂や田中吉政といった戦国武将を初め、詩聖北原白秋に代表される多くの文化人を輩出してきた風土があり、また、広大で肥沃な土地に育まれる多品種の農作物、有明海からとれるノリや魚介類など他に類を見ない魅力を持った地域であります。

しかしながら、これらの地域資源は、ともすれば観光資源としての側面を強調されがちでした。市民一人一人が日常生活において地域の魅力を認識し、柳川に暮らす市民の誇りとして高めていくことで、柳川への愛着が生まれ、人に共感を呼び、その誇りが柳川プライドとなるよう未来を紡いでいくことが重要と考えました。柳川に住む人が自分の住むまちに対して愛着や誇りを持つことが第一で、地域の魅力の競い合いによって住みよいまちづくりを目指していくこととしています。

そこで、本市の総合戦略の基本目標を、まず「ふるさとづくり」から「ひとづくり」「まちづくり」につなげて、「しごと」、つまり雇用の創出にたどり着くという、いわば雇用創出を4番バッターに見立てた体系といたしております。

その基本目標に沿いながら、平成28年度に取り組む主な施策の概要を申し述べてみたいと思います。

まず、1点目の基本目標は、「柳川市の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」としています。

一人でも多くの市民が「柳川が好き！」と胸を張って言えるように、また、柳川に愛着や誇りを持ち、共感を呼ぶ活動を起こし、発信していく人をふやすための取り組みを行ってい

きます。

具体的には、柳川と転出者を結ぶコミュニティサイトの開設や、本市に余り縁のない転入者は、市の歴史や文化、地域の店などがわからないまま生活を送っている場合が多いことから、転入届を行った世帯に市の歴史や文化を知ってもらい、公共施設の無料券、あわせて移住後の相談窓口などを掲載したパンフレットの作成を考えています。

また、各地域に適したコミュニティのあり方を検討するため、有識者等をコーディネーターに各種プログラムを実施することとしています。

さらに、今も「やながわ人物伝」や「心に響く素読集」の授業での活用や白秋音楽まつり等を実施していますが、児童・生徒が地域の人々と触れ合ったり、みずから調査する体験学習に力を入れていくようにしています。

2点目の基本目標は、「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」としています。

若い世代の市民が子育てや暮らしやすさを実感しながら柳川市に住み続けられるよう、環境整備に取り組んでいきます。

具体的には、子育てしやすいまちづくりを目指すために、愛着や誇りといった地域の魅力の競い合いによって子育て世帯の住みやすいまちを目指すことを基本としつつも、昨年に引き続き保育料の見直しを行うとともに、乳幼児医療費助成については通院分の医療費助成を現行の就学前までとしているのを10月から小学校6年生まで引き上げることとしています。

ほかにも、今年度、小学校全校に空調設備を整備したことに続き、来年度は中学校全校に空調設備を整備することにしています。あわせて、中学校の学力アップにつながるよう、小学校段階での基礎学力に不安のある児童に対して、補充学習や習熟度別の指導の充実に努めることにしています。

また、3月から中山団地跡地を活用し、定住促進住宅分譲事業として分譲を始めますが、ほかの市有地についても住宅分譲地に適しているかの選定を行い、市有地の有効活用を図っていくこととしています。

3点目の基本目標は、「水郷柳川の風情や快適さに共感し、人を惹きつけるまちづくり」としています。

市民みずからが柳川の魅力を発信することで市民の満足度が高まるとともに、より多くの人が柳川に引きつけられ、ひいては定住者の増加という好循環につながるよう、柳川の特色を生かした情報発信や転入者支援、健康寿命の延伸につながる取り組みを行っていきます。

具体的には、首都圏での柳川の知名度を上げるために、東京浅草の「まるごとippon」に設けられました柳川のPRブースと情報発信スペースにおいて、観光、物販、ふるさと納税や定住に関する情報を引き続き発信していきます。

また、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家対策については、今年度の

実態調査を踏まえ、柳川市空家等対策協議会の設置と柳川市空家対策計画を作成することとしています。

健康寿命の延伸については、特定健診の結果を利用し、特に脳血管疾患、虚血性心疾患等の重症化予防の強化を図ることとしています。

あわせて、現在運行しているコミュニティバスについて、利便性の向上を目指して定期的に運行を見直しているところですが、路線バス等公共交通に関する課題を踏まえて、市にとって望ましい地域公共交通ネットワーク計画を検討することとしています。

4点目の基本目標は、「柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり」としています。

市民の誇りと愛着によって地域の資源が磨き上げられ、強いブランド力をもって柳川市の魅力を発信し、ひいては稼ぐ力に結びつくよう、地域資源に根差した産業競争力の強化と後継者づくりに取り組みます。

具体的には、今年度行った企業立地適地調査事業の結果を踏まえ、企業立地の促進に向け、企業に対するアンケート調査の実施や積極的な誘致活動、企業訪問等を行うことにしています。

あわせて、前年比70%増となっている外国人観光客は、今後も増加が見込まれます。特にアジアを中心とした観光客は日本を複数回訪れる方が多く、その中には日本語を趣味で学ぶ方が多くいるため、日本語を学ぶ外国人を対象とした日本語ツーリズムや外国人が学ぶ日本語での対応を企画、開発して、外国観光客の新たな市場の開拓を目指します。

そのほか、近い将来、不要になりそうな農業施設や耕作者が見つからない農地を調査、把握し、就農希望者に対する情報提供を行うことで、市外からの新規就農者確保に努めることとしています。

また、柳川市は全国でも有数のノリ産地にかかわらず、知名度は低い現状にあります。そのため、高品質な「有明海柳川産海苔」として市内外に広くPRするため商標登録を行い、ブランドの確立を進めることとしています。

以上、柳川版総合戦略に沿いながら来年度事業の一端を述べさせていただきましたが、柳川への愛着、共感、誇りを市民の皆様と一緒に未来へ紡いでいくことこそが何よりも重要なことと考えます。今まで以上の御協力をお願いします。

最後に、にせ電話詐欺などの特殊詐欺の撲滅です。高齢化の進行や高度情報通信社会の進展などにより、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。これに伴い、悪徳商法やにせ電話詐欺などの消費者被害が後を絶ちません。今後は本市に設置しています柳川・みやま消費生活センターの機能強化に努めるとともに、被害を未然に防ぐために出前講座をより積極的に取り組んでいくことで、市民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会づくりのために全力で取り組んでいく所存です。

以上、意を尽くしませんが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただき

ました。ことしは、行財政改革と柳川版総合戦略の確実な実行の年であります。一方で、今まで以上に効率的な行財政運営を行い、事業の取捨選択を行わなければなりません。また一方では、柳川の持つ地域資源に一層の磨きをかけ、元気でにぎわいのある柳川を模索しなければなりません。そのためには、市民の皆様と一緒に考え、ともに若者が夢と希望の持てる「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを目指していくなければなりません。今後とも職員とともに全力で取り組んでまいりますので、どうか市民の皆様、議員の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成28年第1回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月26日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期ですが、本日、3月1日から3月22日までの22日間といたしております。その内容について申し上げます。

本日開会、提案理由の説明、2日、考案日、3日を議案質疑、4日、考案日、5日、6日は休日で休会、7日、8日、9日を一般質問、10日、11日を委員会、12日、13日は休日で休会、14日、15日、16日を予算審査特別委員会、17日、18日は事務整理日、19日、20日、21日は休日で休会、22日を採決、閉会としてあります。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程3が議案第1号から議案第12号までの12議案の一括上程であります。

次に、日程4が議案第13号から議案第37号までの25議案の一括上程であります。

日程5が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第1号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第2号から議案第5号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第2号は総務委員会に審査を付託、議案第3号及び議案第4号は教育民生委員会に審査を付託、議

案第5号は建設経済委員会に審査を付託をいたしております。

次に、議案第6号から議案第12号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第6号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託し、議案第7号から議案第9号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第10号は総務委員会に審査を付託、議案第11号及び議案第12号は建設経済委員会に審査を付託としております。

次に、議案第13号及び議案第14号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第13号は建設経済委員会に審査を付託、議案第14号は総務委員会に審査を付託をいたしております。

次に、議案第15号から議案第28号までの14議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第15号及び議案第16号は総務委員会に審査を付託、議案第17号は即決、議案第18号は教育民生委員会に審査を付託、議案第19号は総務委員会に審査を付託、議案第20号は即決、議案第21号は総務委員会に審査を付託、議案第22号から議案第24号までの3議案は即決、議案第25号及び議案第26号は建設経済委員会に審査を付託、議案第27号及び議案第28号は即決をいたしております。

次に、議案第29号及び議案第30号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第29号は建設経済委員会に審査を付託、議案第30号は総務委員会に審査を付託をいたしております。

次に、議案第31号から議案第37号までの7議案を一括議題といたしまして、質疑終了後、7議案とも即決をいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げて、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、10番佐々木創主議員及び13番諸藤哲男議員を指名いたします。

日程第3 議案第1号～議案第12号

議長（浦 博宣君）

日程3. 議案第1号から議案第12号までの12議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3. 議案第1号の専決処分の承認 1議案、議案第2号から議案第5号までの補正予算 4議案及び議案第6号から議案第12号までの平成28年度当初予算関係 7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本案は、平成27年12月28日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容についてでございますが、平成27年12月24日に閣議決定をされた平成28年度税制改正の大綱において、個人番号を記載しなければならないとされている関係書類について見直しが行われたため、柳川市税条例も同様に改正したものであります。

改正の内容を申し上げますと、市民税等の減免申請時における個人番号の記入を不要とするものであります。

次に、議案第2号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度国の補正予算（第1号）に計上された年金生活者等支援臨時福祉給付金などの追加及び決算見込みや事業費の確定などに伴う予算調整が主なものであります。

予算規模といたしましては、補正前の予算額31,489,819千円に歳入歳出それぞれ10,097千円を追加し、補正後の予算総額を31,499,916千円とするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から款を追って御説明いたします。

まず、議員及び特別職並びに各款にわたる一般職の人事費について、32,265千円を減額しております。これは人事院勧告による一般職の月例給や勤勉手当の支給率の引き上げ並びに議員及び特別職の期末手当の支給率の引き上げにより増額になる一方、共済費に係る負担率の引き下げや育児休業等による不用額を減額するものであります。

なお、各款をまたぐ人件費の調整もあわせて行っておりますことを申し添えます。

2款. 総務費は250,437千円を増額補正しております。これはふるさと寄付金の寄付者への記念品代を増額し、ふるさと寄付金及び財政調整基金に係る国債運用益をそれぞれ基金へ積み立てるほか、国の補正予算（第1号）に計上されたマイナンバーや住民基本台帳に係る情報漏えい防止のためのセキュリティ対策事業を追加するものであります。

なお、このセキュリティ対策事業につきましては、全額を平成28年度に繰り越すこととしております。

3款. 民生費は193,752千円を増額補正しております。これは国民健康保険基盤安定制度負担金などを増額する一方、福岡県介護保険広域連合負担金、後期高齢者医療事業費、臨時福祉給付金給付事業費、認定こども園運営等事業費などを減額するものであります。

なお、国の補正予算（第1号）に計上された所定の要件を満たした低所得高齢者に1人当たり30千円を給付する年金生活者等支援臨時福祉給付金を新たに追加しております。

4款.衛生費は73,415千円を減額補正しております。これは新火葬施設建設事業において、用地購入等に係る有明生活環境施設組合への負担金を増額する一方、小型合併処理浄化槽設置事業補助金や柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費などを減額しております。

5款.労働費は1,732千円を増額補正しておりますが、これは緊急雇用創出事業臨時特例基金事業において一部に補助対象外経費が含まれていたため、補助金を返還するものであります。

6款.農林水産業費は170,813千円を減額補正しております。これは農地中間管理事業に係る農地の集積や集約化事業に係る補助金を増額する一方、柳川農協が国の強い農業づくり交付金事業の支援を受けて実施した野菜集出荷施設の整備に対する補助金について入札結果に基づき減額するものであります。

このほか、有明地区ノリ共同加工施設整備事業補助金については、平成27年度の国の補助事業の対象が設計業務だけとなつたため、施設建設費を減額するものであります。この施設建設に係る事業費については、平成28年度の当初予算に計上することとしております。

8款.土木費は150,279千円を減額補正しております。これは国庫補助金である社会資本整備総合交付金の事業採択が予定を下回ったことにより、市町村道整備事業費や塩塚川高潮対策番所橋架替事業費、密集住宅市街地整備事業費などを減額するものであります。

9款.消防費は17,957千円を減額補正しております。これは筑後地域消防通信指令業務共同運用に係る負担金の額の確定により減額するものであります。

10款.教育費は13,328千円を減額補正しております。これは中学校6校に理科教材を購入するための備品購入費とともに、三橋中学校に係る裁判についての弁護士業務委託料を増額する一方、埋蔵文化財調査費などを減額しております。

なお、今回の中学校への理科教材購入につきましては、緒方記念科学振興財団からの寄附金を活用することとしております。

11款.災害復旧費は10,657千円を減額補正しております。これは農業用施設災害復旧費の確定に伴い、事業費を減額するものであります。

以上が歳出の主な内容であります。

この歳出に対する歳入財源について御説明いたします。

まず、1款.市税は140,000千円を増額補正しております。これは決算見込みにより市民税及び固定資産税を増額するものであります。

2款.地方譲与税から9款.地方交付税までにつきましては、決算見込みによる増減額を補正しております。

13款.国庫支出金は102,008千円を減額補正しております。これは年金生活者等支援臨時

福祉給付金事業費を新たに計上する一方、産地水産業強化支援事業交付金や社会資本整備総合交付金などを減額するものであります。

14款．県支出金につきましては161,966千円を増額補正しております。これは強い農業づくり交付金事業費補助金などを減額する一方、農地集積・集約化対策事業費補助金などを増額するものであります。

15款．財産収入では、積立基金利子47,885千円を増額補正しております。

16款．寄付金では78,129千円を増額補正しております。内容としましては、ふるさと寄付金が75,000千円、その他総務費寄付金、まちづくり支援自動販売機寄付金、民生費寄付金、教育費寄付金の合計3,129千円の寄附をいただいたものであります。

今後、本市の貴重な財源として活用させていただくとともに、寄附をいただいた方々に対しては、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

17款．繰入金は352,160千円を減額補正しております。これは市税等の一般財源の増額及び歳出面での減額補正等によりまして、財政調整基金、減債基金、まちづくり振興基金からの繰り入れが不要となったためであります。

20款．市債は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費を新たに計上する一方、地方債対象事業費の確定に伴う地方債借入額の調整などにより69,800千円を減額補正しております。

このほか、第2表 繰越明許費補正では、地方公共団体セキュリティ対策費など11件につきまして事業の追加、廃止及び変更を行っております。

第3表 債務負担行為補正では、ファイルサーバー機器借上料など9件につきまして負担限度額の変更を行っております。

第4表 地方債補正では、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業など8件につきまして借り入れの追加、または借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第3号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、療養給付費の伸びに伴う必要額の補正や決定通知による国、県からの交付金の調整とともに、必要額の補正を行うものであります。

歳出において、2款．保険給付費を239,098千円、11款．諸支出金を11,563千円増額するとともに、歳入では、3款．国庫支出金を219,143千円増額し、6款．県支出金を75,930千円減額いたしております。

このほか、決算見込み等により必要な額を調整しております。

これにより、歳入歳出それぞれ250,968千円を追加し、補正後の予算総額を10,979,878千円とするものであります。

次に、議案第4号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

て御説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定負担金の減額に伴い、必要な額を補正するもので、あわせて平成26年度決算の確定による繰越金の額の調整を行っております。

歳入においては、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる保険基盤安定繰入金を5,852千円減額し、繰越金を828千円減額しています。

歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険料等負担金を6,680千円減額しております。

このため、歳入歳出それぞれ6,680千円を減額し、補正後の予算総額を994,320千円とするものであります。

次に、議案第5号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国庫補助事業等の確定に伴う事業費の減額及び国庫補助金、市債の減額と繰越金の増額が主なものであります。

補正前の予算総額1,119,486千円から歳入歳出それぞれ49,265千円を減額し、補正後の予算総額を1,070,221千円とするものであります。

次に、議案第6号 平成28年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度の予算編成の基本的な考え方といたしましては、昨年10月に作成しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の目標達成のための取り組み及び「おもてなしの心日本一」を目指すための具体的な取り組みを重点事項と位置づけ、予算編成を行ったところであります。

また、合併算定がえによる優遇措置の段階的削減や国勢調査人口の減少等により普通交付税が大幅に減額になることが見込まれることから、先ほど所信表明でも申し上げましたように、予算編成方法についても工夫を凝らすとともに、例年以上に健全な財政の確保に留意しつつ、職員の削減、経費の節減合理化に努めているところであります。

さらに、限られた財源の有効活用、行政と住民の皆さんとの役割分担などを念頭に、決算審査特別委員会、監査委員の意見要望を踏まえて予算編成に臨んだところであります。

平成28年度の一般会計予算の規模としましては、歳入歳出ともに28,566,000千円となり、前年度と比較しますと、額にして686,000千円、率にして2.3%の減額となっております。

それでは、予算の内容につきまして、前年度との比較により歳入の特徴的なところから御説明いたします。

まず、市税は、平成27年度の収納見込み、税法の改正及び現下の景気状況、固定資産税に係る家屋の新增築の影響などを勘案し、前年度より171,198千円増の6,148,111千円を計上しております。

次に、地方消費税交付金は、平成27年度の交付見込み額や国の地方財政計画等から前年度

より2億円増の12億円を計上しております。

次に、地方交付税は、国の地方財政計画や平成27年度交付額、合併算定がえの段階的な削減の影響、平成27年度に実施されました国勢調査人口の減少などを勘案し、普通交付税が前年度より450,000千円減の75億円、特別交付税が前年同額の1,150,000千円を計上しております。

次に、寄付金は、ふるさと寄付金が大幅に伸びていることから、前年度より99,999千円増の100,004千円を計上しております。

次に、繰入金は、財政調整基金や減債基金の繰り入れだけでなく、ふるさと寄付金について積極的に活用していくことから、前年度より264,434千円増の636,578千円を計上しております。

次に、市債は、市営住宅建設事業が終了したことなどから、前年度より881,300千円減の2,386,400千円を計上しております。これにより、平成28年度末の市債残高は、前年度末と比較して567,625千円減の34,212,004千円となる見込みであります。

今回の市債借入額に対する普通交付税への算入額は、借入額の約79.1%に相当する1,887,160千円と試算しております。

また、合併特例事業債は、道路整備事業など15事業に1,327,200千円を計上しており、その結果、平成28年度末の借り入れ見込み総額は普通建設事業分で17,988,900千円となります。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

まず、議会費は前年度より23,085千円減の234,152千円を計上しておりますが、この減額の要因は、議員共済給付負担金の負担率が引き下げられたことによるものであります。

次に、総務費は前年度より105,331千円増の2,659,000千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、ふるさと寄付金の伸びを見込んだことに伴う積立金の増額、柳川庁舎の耐震工事及び外壁等の改築に伴う設計業務委託料等を計上したものであります。

移住・定住化対策としましては、転入者に対して柳川の歴史や文化、買い物等の生活情報を掲載したパンフレットを作成するほか、フェイスブック等を活用して柳川出身者や柳川に関心のある人とを結ぶコミュニティサイトの開設等を行なうこととしております。

また、今後の公共施設の適正配置に向けて、平成27年度から作成している公共施設総合管理計画について、引き続き完成に向けた取り組みを行なっていくこととしております。

そのほか、第2次柳川市総合計画の策定費用のほか、第3次男女共同参画計画作成に向けた取り組みを行うこととしております。

次に、民生費は前年度より376,499千円増の11,593,023千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、新たに平成28年度より柳川幼稚園が認定こども園として、また、三橋大谷幼稚園が施設型給付を受ける幼稚園となるほか、保育所運営費等の増額によるものであります。

なお、市民や議会などから要望が強かった保育料については、子育て世帯の負担軽減を図るため、昨年度に続き、さらに引き下げを行うとともに、乳幼児医療費につきましては、県の助成制度が拡充されることから、10月通院分からの医療費助成を小学校卒業まで拡大することとしております。

そのほか、学童保育事業において、順次、午後7時までの時間延長を実施しておりましたが、平成28年度より全校区で時間延長を行うこととなります。これにあわせて、指導員の処遇改善に取り組むとともに、本市の入所児童育成料が県内で最低水準にあること、また、保育サービスと保護者負担のバランスを考慮して増額の改定を行うこととしております。

また、健康志向の高まりにより、柳川、三橋の総合保健福祉センターに設置しているトレーニングルームの利用が大幅に増加していることから、大和総合保健福祉センターにも新たにトレーニングルームを設置して、健康寿命の延伸を図るとともに、医療費の削減につなげることとしております。

次に、衛生費は前年度より50,389千円増の1,991,538千円を計上しております。

健康づくり関係では、生活習慣病の重症化を予防するため、これまでの保健師に加え、管理栄養士による栄養指導とあわせて訪問指導を行うこととしております。

また、ごみ減量化等に対する市民の意識を高めるため、廃棄物の3R推進事業として、事業所等への訪問やごみ減量に向けた研修会を開催するなど意識啓発を積極的に図るとともに、適切に管理が行われていない空き家等については、現在実施している実態調査に基づき、今後は具体的な取り組みを行っていくこととしております。

次に、労働費は前年度より16,213千円減の16,765千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、勤労者福祉資金貸付事業における利用者が少ないこと、また、銀行等で同様の貸付制度があることから制度を廃止したことによるものであります。

次に、農林水産業費は前年度より87,799千円減の2,376,867千円を計上しております。

なお、有明地区に整備予定のノリ共同加工施設整備事業補助金につきましては、平成27年度の補助対象事業が設計業務のみとなったことから、平成28年度事業として改めて施設建設費を計上しております。

農地・クリーク保全関係では、農村環境整備事業やクリーク防災機能保全対策事業など、国、県の事業を活用することにより市の負担を軽減することを考慮しながら整備を進めいくこととしております。

また、水産業関係では、本市が全国有数のノリの産地で、高品質なノリが生産されていることから、これを「有明海柳川産海苔」としての商標登録を行い、全国にPRしていくこととしております。

次に、商工費は前年度より89,606千円増の783,660千円を計上しております。

企業立地等の促進では、平成27年度に実施した適地調査の結果に基づき、企業に対するア

ンケートを実施するとともに、ホームページや企業訪問などにより積極的に誘致活動に取り組むこととしております。

新規起業・創業に係る支援策では、平成27年度に柳川商店街内に整備した創業支援施設に続き、中島商店街内にも拠点施設を新たに設けてイノベーション事業を実施していくことにしております。

そのほか、観光費では、日本語を話したいという外国人観光客への対応として、易しい日本語を用いて、観光施設を初めとした関係者への啓発を図って受け入れ体制の充実に努めるほか、柳川ならではのナイトメニュー充実の一環として、夜の川下り演出等による滞在力の強化に努めることとしております。

また、平成27年度より取り組んでいる地方版DMOによる滞在力強化事業では、地域おこし協力隊員を1名新たに雇用し、地域住民と観光客との交流を通して有明海ツーリズム事業の推進に取り組むほか、東京浅草の商業ビル「まるごとにっぽん」において、引き続きPRブースを設けて物品販売や観光情報を発信していくこととしております。

次に、土木費は前年度より682,467千円減の2,191,064千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、市営住宅東宮永団地建設事業が終了したことによるものであります。

なお、公営住宅建設事業費においては、既存の鳥の水団地と本町団地の解体工事費を計上しております。

予算の主なものといたしましては、生活基盤道路の整備費、西鉄柳川駅東部土地区画整理事業費、塩塚川高潮対策番所橋架替事業費、中島地区の密集住宅市街地整備事業費などであります。

また、三橋筑紫橋線都市計画街路事業につきましては、柳川庁舎前から筑紫町方向への事業化に向けた取り組みを行うこととしております。

次に、消防費は前年度より225,670千円減の825,246千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、筑後地域消防通信指令システムの広域化に係る事業が終了したことによるものであります。

予算の主なものとしましては、福岡県と合同で開催する予定の総合防災訓練に係る費用のほか、消防団格納庫の解体工事、消防ポンプ自動車の購入費等を計上しております。

次に、教育費は前年度より221,662千円減の2,536,237千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、つり天井を有する小・中学校の体育館天井等の落下防止に係る改修工事が終了したことによるものであります。

平成28年度の新たな事業としましては、中学校の学力アップ対策として、中学校入学前の小学校段階での基礎学力、学習意欲等を高めるため、小学校に非常勤講師を派遣し、基礎学力に不安がある児童に対し、個人に応じた補充学習や習熟度別の指導を試験的に行うほか、郷土学習についても積極的に取り組むこととしております。

また、平成27年度に各小学校に設置した普通教室等への空調施設整備につきましては、引き続き市内の6中学校に整備するほか、外壁等の老朽化が進んでいる昭代第一小学校の校舎については大規模改修工事に向けた設計業務を行うこととしております。

また、文化費では、国の名勝指定を受けている立花氏庭園の大広間や家政局の屋根修理、耐震補強等が平成30年度までの3カ年で整備されることに伴う助成を行うこととしております。

次に、公債費は前年度より50,566千円減の3,308,350千円を計上しておりますが、減額の主な要因は、市債の借り入れに当たっての利率が低下している影響によるものであります。

以上が歳入歳出予算の主なものであります。

また、第2表では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など10事業の債務負担行為を、第3表では、柳川庁舎耐震改修等事業費など23事業に係る地方債をあわせて御提案申し上げております。

次に、議案第7号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

柳川市国民健康保険の1人当たりの保険給付費は、県平均より高く推移しております。一方、国民健康保険の税収で不足する部分については、国、県からの交付金や基金からの繰り入れで補うなど、引き続き厳しい事業運営となっております。

平成28年度においては、1人当たりの医療費を平成27年度と同等で見込んでおりますが、被保険者数は減少していることから、総額で前年度当初予算と比較し、1.2%減の予算にしております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに10,535,000千円といたしております。

次に、議案第8号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

本会計の歳出といたしましては、保険料の徴収に伴う事務経費、後期高齢者広域連合への納付金が主なものであります。

歳入といたしましては、一般会計からの繰入金と被保険者からの保険料で賄うようになっております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに979,000千円といたしております。

次に、議案第9号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度の予算規模としましては、歳入歳出それぞれ655千円を計上いたしております。

歳入といたしましては、県補助金59千円、繰越金329千円、諸収入267千円を計上いたしております。

歳出としましては、事業費45千円、公債費610千円を計上しております。

なお、新築資金等の貸し付け事業は平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収入及び公債費の償還事業が主な内容となっております。

次に、議案第10号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明申し上げます。

この特別会計は、事業の執行に当たって用地を先行取得することにより、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。

平成28年度予算については、平成27年度と同様に、予算総額を歳入歳出ともに5千円の科目開設の予算といたしております。

次に、議案第11号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模といたしましては、歳入歳出それぞれ1,212,566千円といたしております。

歳入予算につきましては、国庫支出金159,000千円、市債332,900千円、繰入金524,318千円、受益者負担金25,200千円、下水道使用料156,000千円、手数料、繰越金、財産収入や諸収入など15,148千円を計上いたしております。

歳出予算につきましては、事業費及び維持管理費を含む下水道費677,453千円、公債費491,997千円、積立金13,598千円、総務費及び予備費など29,518千円を計上し、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定であります。

次に、議案第12号 平成28年度柳川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,407,101千円、事業費用を1,372,910千円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出でありますが、収入は474,197千円、支出は875,429千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に不足する額401,232千円は、損益勘定留保資金等で補填する予定にいたしております。

なお、議案第6号から議案第12号までの平成28年度予算関連の7議案の内容、詳細については、既に配付しております予算書及び予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定くださいますようお願い申し上げます。

日程第4 議案第13号～議案第37号

議長（浦 博宣君）

日程4. 議案第13号から議案第37号までの25議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4. 議案第13号から議案第28号までの条例案16議案、その他2議案及び人事案件7議

案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第13号 柳川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成26年6月に消費者安全法が改正され、消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めることとなりました。

本市では、平成24年4月2日にみやま市と共同で消費生活センターを設置しておりますが、事務協定による広域連携のため、消費生活センターを設置している本市が新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第14号 柳川市行政不服審査会条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成26年6月に公布されました行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、審査請求に係る手続において第三者機関への諮問が必要となったことから、諮問機関として柳川市行政不服審査会を設置することとし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成26年6月に公布されました行政不服審査法の施行に伴い、改正が必要となる関係9条例を一括して、1本の整備条例として改正するものであります。

主な内容を申し上げますと、柳川市情報公開条例及び柳川市個人情報保護条例において、現行の審査会による審議体制を維持するため、審理員による審理手続を適用しないこととするほか、柳川市手数料条例につきましては、審査請求における提出書類等の写しに係る交付手数料を新たに規定することとし、あわせて他の謄写手数料との整理を行ったものであります。

その他の関係条例につきましては、法改正に伴い、条例で引用する用語の置きかえ等、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、市が設置する公の施設について、暴力団等の利益となる利用を制限することにより市民生活の安全と平穏を守るため、公の施設における条例上の措置を講じようとするものであります。

次に、議案第17号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、公務上の災害等に対する傷病補償年金及び休業補償の支給において、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率の改正を行

うものであります。

次に、議案第18号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、柳川市空家等対策協議会を新たに設置しようとするものであります。

次に、議案第19号 柳川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、現在の定数条例において、併任及び兼任職員も定数内とされており、2つの職を併任された職員は任命された職ごとに定数上の職員数となっているため、実態に即して、併任及び兼任職員については定数外となるよう定めるものであります。

次に、議案第20号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成26年5月に地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、これを引用している条文について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき提案された国家公務員の給与法案が可決成立したので、本市においても国に準じて給与条例等の一部を改正し、さらに、国家公務員の給与制度の総合的見直しについても、平成28年4月1日から国に準じて給料表及び給与制度の改正を行うものであります。

次に、議案第22号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、藤吉コミュニティセンターの新設に伴い、柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、まず、柳川市立公民館条例においては、これまで藤吉小学校内としておりました市立校区公民館の位置を藤吉コミュニティセンターに変更するものであります。

また、柳川市コミュニティ施設条例については、条例第2条に藤吉コミュニティセンターの追加と、それに伴う諸室の使用料について規定するものであります。

次に、議案第23号 柳川市ふれあい自然の家条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学

校が新たな学校の種類として規定されることになったため、ふれあい自然の家が行う事業の対象団体に新たに義務教育学校を追加しようとするものであります。

次に、議案第24号 柳川市体育施設条例及び柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市体育施設条例及び柳川市民温水プール条例の規定の一部に誤りがあったため、条文の表記及び用語を整備するものであります。

次に、議案第25号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が平成28年6月23日から施行されることに伴い、柳川市地区計画の区域内における建築物の制限についても地区計画に沿うよう改正するものであります。

次に、議案第26号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、市営住宅本町団地及び鳥の水団地の老朽化により、柳川市佃町に新たに建設用地を取得して、平成26年度から平成27年度にかけて建てかえました市営住宅東宮永団地の竣工に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容を申し上げますと、柳川市営住宅管理条例の別表については、本町団地及び鳥の水団地の2つの団地を廃止して、新たに東宮永団地を設置し、あわせて所在地の表記を改正するものであります。

また、柳川市営住宅駐車場条例の別表については、新たに東宮永団地駐車場を設置して、所在地及び使用料について定めるものであります。

次に、議案第27号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、公務上の災害等に対する傷病補償年金及び休業補償の支給において、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率の改正を行うものであります。

次に、議案第28号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、この改正内容に準じ規定を整備するものであります。

次に、議案第29号 市道路線の認定及び変更認定について御説明申し上げます。

本案は、私有道路の寄附採納や県道木元白鳥線道路改築事業に伴う6路線の新規認定及び

広域河川改修事業筑紫橋架替工事や県道木元白鳥線道路改築事業に伴う路線、通行上機能を果たしていない路線など8路線を変更認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第30号 和解及び損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

本案は、平成27年8月9日午前11時5分ごろ、柳川市沖端町で発生した建物火災に出動中の第11分団消防車両が矢留本町の矢留小学校東側の道路を北進中、対向車と離合できないため後進したところ、後方にいた軽自動車に気づかず接触したので、この事故による和解の金額が決定したため、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります浦昭廣氏の委員の任期が平成28年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度、同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります新谷雅子氏の委員の任期が平成28年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に本園眞弓氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第33号から議案第37号までの柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について御説明申し上げます。

これら5議案は、柳川市政治倫理条例により設置されております柳川市政治倫理審査会の委員が平成28年3月31日で任期満了となるため、後任委員の委嘱について、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

政治倫理審査会の委員は2年の任期で、専門的知識を有する者及び柳川市に居住し、選挙権を有する者の中から合計5人を委嘱することとなっております。

そこで、専門的知識を有する委員として、第33号では弁護士の桑原義浩氏、第34号では公認会計士の立花洋介氏及び第35号では税理士の富永諭氏の3氏を引き続き委嘱しようとするものであります。

また、柳川市に居住し、選挙権を有する委員としては、第36号で北原小世子氏及び第37号で古川佳子氏の両氏を引き続き委嘱しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第5 報告について

議長（浦 博宣君）

日程5. 報告について。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）、市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程5. 報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年12月23日付で専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成27年11月9日午前10時50分ごろ、柳川市大和町中島1768番地6地先において、業務のため公用車を運転していた収税対策課嘱託職員が方向転換をするために公用車両を前進させたところ、ブレーキ操作が間に合わず、ブロック塀に接触し破損させたものであります。この事故に係る損害賠償額を56,160円と決定し、相手側と示談したところであります。

なお、損害賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金で補填をいたしております。

議長（浦 博宣君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時18分 散会

平成28年3月3日（木曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

平成28年3月3日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 河 村 好 浩	2番 江 口 義 明
3番 菊 次 太 丸	4番 浦 川 和 久
5番 立 花 純	6番 荒 巻 英 樹
7番 熊 井 三千代	8番 白 谷 義 隆
9番 近 藤 末 治	10番 佐々木 創 主
11番 荒 木 憲	12番 高 田 千壽輝
13番 諸 藤 哲 男	14番 矢ヶ部 広 巳
15番 緒 方 寿 光	16番 藤 丸 正 勝
17番 田 中 雅 美	18番 樽 見 哲 也
19番 伊 藤 法 博	20番 梅 崎 和 弘
21番 三小田 一 美	22番 浦 博 宣

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	長	成	松		宏
教	長	日	高		良
総務部	長	高	崎	祐	二
会計管理者		田	尻	主	範
市民部長		石	橋	眞	剛
保健福祉部長		石	橋	正	次
建設部長		野	田		彰
産業経済部長兼大和庁舎長		成	清	博	茂
教育部長兼三橋庁舎長		樽	見	孝	則
消防課長		橋	本	祐	二郎
人事秘書課長		平	田	敬	介
総務課長		白	谷	通	孝治
企画課長		桜	島	謙	治男
財政課長		島	添	守	隆
税務課長		木	下		子
健康づくり課長		大	石	涼	昭
福祉課長		原		忠	
学校教育課長		武	田	眞	治
生涯学習課長		袖	崎	朋	洋
建設課長		待	鳥		哲
農政課長		林			誠
商工振興課長		古		賀	和明

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	亀	崎	公	徳
議会事務局次長兼庶務係長	内	田		猛
議会事務局議事係長	徳	永	喜	美香

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 議案第1号 専決処分の承認について(専決第6号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

- 2 議案第2号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について
- 3 議案第3号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 4 議案第4号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第5号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 6 議案第6号 平成28年度柳川市一般会計予算について
- 7 議案第7号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 8 議案第8号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 9 議案第9号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 10 議案第10号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 11 議案第11号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 12 議案第12号 平成28年度柳川市水道事業会計予算について
- 13 議案第13号 柳川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 14 議案第14号 柳川市行政不服審査会条例の制定について
- 15 議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 16 議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第17号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第19号 柳川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第20号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第22号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第23号 柳川市ふれあい自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

- 24 議案第24号 柳川市体育施設条例及び柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第25号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第26号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第27号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第28号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第29号 市道路線の認定及び変更認定について
- 30 議案第30号 和解及び損害賠償額の決定について
- 31 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 32 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 33 議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 34 議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 35 議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 36 議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 37 議案第37号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（浦 博宣君）

日程1. 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようにお願いしておきます。

議案第1号 専決処分の承認について（専決第6号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 専決処分の承認について（専決第6号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第2号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について

議案第3号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第4号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

及び議案第5号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第3号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第4号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第5号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第6号 平成28年度柳川市一般会計予算について

議案第7号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第8号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第9号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第10号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第11号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計予算について

及び議案第12号 平成28年度柳川市水道事業会計予算について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）

議案第6号の商工費の問題ですけれども、住宅リフォーム助成事業、この補助金3,000千円の減額についての説明がありましたけれども、昨年までは予算書に数字が上がっておりました。しかし、今回は数字の記述があつておりません。

そこで、3点ほどお尋ねいたします。

いわゆるこの事業を廃止されるのかどうか。

それと、2点目が利用状況はどうだったのか。

3点目が、この事業は業者も、また、地元経済への波及効果が大きいと言われておりますけれども、この波及効果についてどのように把握をされておられますのか。

以上、3点をお尋ねいたします。

商工振興課長（古賀和明君）

梅崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員お尋ねの住宅リフォーム助成事業につきましては、開始をしました平成25年度から27年度までの内容を検証し、協議を重ねました結果、平成28年度の予算計上につきましては見送りをさせていただいたところでございます。

利用状況につきましては、平成25年度よりこの事業を開始したわけでございますけれども、

この制度の内容は、市内にお住まいの方が持ち家をリフォームしようとする際、10%の補助金を出そうとするもので、補助上限額は100千円といったところでございます。

平成25年度は補正予算による事業執行ということもございましたが、9月に受け付けを行ったところ、当初予算額5,000千円に対し、交付件数33件、2,772千円を補助金として交付しているところでございます。

平成26年度につきましては、同じく当初予算額5,000千円でありましたけれども、当初、6月に受け付けをかけたところ、補助申請件数が21件、補助申請額が1,763千円となり、当初予算額を大きく下回る結果となりました。そこで、再度9月に募集をかけ、申請件数21件、1,873千円の申請がありました。最終的に、平成26年度の結果としては補助合計件数39件、補助金額が3,319千円であったということでございます。

平成27年度につきましては、当初予算額を3,000千円に減額をさせていただきました。

平成27年度でございますけれども、昨年は、議員御承知のとおり、国の地方創生先行型交付金によりまして、プレミアム商品券「柳川藩札」のプレミアム率が10%から20%に上がり、本市でも6億円分が2日間で売り切れたところでございます。この商品券がリフォーム事業に多く使われたこともありまして、平成27年度は6月の受け付けで37件の応募があり、3,151千円の補助申請があったところでございます。最終的に、平成27年度の結果としましては、途中経過ではございますけれども、現在のところ交付件数34件で2,851千円の補助となっているところでございます。

3点目の経済等の波及効果につきましてお答えをします。

議員がおっしゃいますように、市民の方には、この制度を活用してリフォームを行い、住環境の向上ができるという効果があったかと思います。一方で、平成25年度からの3年間のリフォーム受注業者を見てみると、平成25年度では法人4社で全体の48%を占め、26年度では法人4社で全体の53%、そして、平成27年度におきましては法人2社で全体の50%を占めるなど、年々住宅リフォーム助成事業にかかる業者が固定化をしてきているということが言えると思います。

商工振興課といったしましては、市民の皆様の居住環境の向上はもちろん、個人事業者や法人事業者の底上げのための景気対策として打ち出した施策でございますので、施工業者の固定化というものは望むところではなく、その結果が今回、事業見送りに至った経緯でもございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

先ほどこの事業は見送りというふうな答弁があつてありますけれども、今後の対応について市長の見解があつたらお伺いいたしたい。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

この事業につきましては、平成23年3月議会で梅崎議員から政策提言という形で一般質問があったというふうに思っております。25年度、26年度、27年度、3カ年でこの事業をやってきました。狙いは、やっぱり1つは、いろんなたくさんの事業者を利用して市民の住環境の改善をやっていくということが大きな狙いであったというふうに私は思って事業を開始したわけですけれども、昨年の場合はプレミアムで20%、リフォーム助成で10%の率で、例えば、1,000千円の事業について70%で、700千円で事業ができるということは市民にとっては大変いいことだと思いますけれども、住宅リフォーム助成事業者が2社で50%、4社合わすと70%近くを占めてあるという形で、ちょっと制度が違った方向に行ってあるんじゃないかなということで、ことし1年間はいろんな形で鋭意検討して、少し変えてみたいというふうに考えております。特に、空き家対策、定住対策の問題を絡めまして、新たにまた29年度、来年度に考えていきたいという考え方を持っているところです。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第6号 平成28年度柳川市一般会計予算については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員22名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました全議員22名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第7号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
は、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
は、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算につ
いては、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計予算については、
建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 平成28年度柳川市水道事業会計予算については、建設経
済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第13号 柳川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につ
いて

及び議案第14号 柳川市行政不服審査会条例の制定について

の以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市行政不服審査会条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 柳川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 柳川市ふれあい自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 柳川市体育施設条例及び柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第28号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

の以上14議案を一括議題といたします。

14議案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第20号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を

省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第22号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号 柳川市ふれあい自然の家条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第24号 柳川市体育施設条例及び柳川市民温水プール条例の一部

を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第25号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第26号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第27号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第28号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第29号 市道路線の認定及び変更認定について

及び議案第30号 和解及び損害賠償額の決定について

の以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第29号 市道路線の認定及び変更認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第30号 和解及び損害賠償額の決定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

及び議案第37号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。7議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり浦昭廣氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり浦昭廣氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり本園眞弓氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり本園眞弓氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり立花洋介氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり立花洋介氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり富永諭氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり富永諭氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第36号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり北原小世子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり北原小世子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり古川佳子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古川佳子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時32分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成28年3月7日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 河 村 好 浩	2番 江 口 義 明
3番 菊 次 太 丸	4番 浦 川 和 久
5番 立 花 純	6番 荒 巻 英 樹
7番 熊 井 三千代	10番 佐々木 創 主
11番 荒 木 憲	13番 諸 藤 哲 男
14番 矢ヶ部 広 巳	15番 緒 方 寿 光
16番 藤 丸 正 勝	17番 田 中 雅 美
18番 樽 見 哲 也	19番 伊 藤 法 博
20番 梅 崎 和 弘	21番 三小田 一 美
22番 浦 博 宣	

2. 欠席議員

8番 白 谷 義 隆	9番 近 藤 末 治
12番 高 田 千壽輝	

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市副教総会	市務計	市育務	市理部	長者長	金成日	子松高	健祐	次宏良
市保健会	市民健	市福設	市祉部	長長長	高田石	崎尻橋	主眞正	二範剛
市産業	市經濟	市部長	兼大和	兼和	石野成	橋田清	則郎介	次彰茂
市教育	部長	兼三橋	兼三橋	長	樽橋平	見本田	孝祐敬	則郎介
消人	事務	秘務	書課	課課	白樺島木	谷島添	通謙守	孝治男
總企	企務	画政務	課課	課課	大原武	下石田	涼忠真	隆子
財稅	財務	政務	課課	課課	袖待乘	崎鳥富	朋和	昭治洋
健福	健康	祉祉	くく	課課	松田松	永中嶋	祐通	哲也
学生	学校	生涯	教設	育習課	大佐長	中嶋淵	真洋	治裕一
建農	農政	水政	設課	課長課	長佐長	藤中賀	滿安	祐也
水子	生育	活道	路	課支環	長長境	口高	和哲	幸明也
ま觀	まづ	ちづ	づ	くく	長長境			
水商	工商	農業	委員會	務務	長長長			

4. 本議会に出席した事務局職員

議 會 事 務 局 長 亀 崎 公 德

議会事務局次長兼庶務係長 内 田 猛
 議会事務局議事係長 徳 永 喜 美 香

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	14番 矢ヶ部 広巳	1. 西蒲池墓は 2. 墓より蒲池城の建設を 3. 生活保護者のギャンブル行為 4. 水道管破裂被害は 5. 小学校区見直しでどう変わった中学入学者数
2	3番 菊次 太丸	1. 子育て世代包括支援について (1) 切れ目のない支援 柳川版「ネウボラ」 (2) 障がい者差別解消法施行後の学校教育 (3) 5歳児検診 2. 中学校の学習支援について
3	15番 緒方 寿光	1. 本市の「人口減少抑制策」はいかに 2. 「さらなる観光振興」へ向けて、本市の戦略は 3. 都市計画道路(三橋筑紫橋線、市役所から西側)の事業進捗 と完成予定期は
4	10番 佐々木 創主	1. 名勝「水郷柳河」と景観条例による柳川らしい景観づくり 2. 企業誘致 3. 佐賀空港へのオスプレイ配備計画
5	21番 三小田 一美	1. 学校統合について (1) 前回のいきさつと今後の取組の考え方 (2) 人口減少が進む中、学校の適正な運営について 2. 福祉への取組について (1) 施設での介護を進めるのか、在宅介護を進めるのか (2) 在宅介護を進めるのに必要な要件は何かについて

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、報告いたします。

3月3日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は荒木憲議員、副委員長に伊藤法博議員が決定いたしております。

一般質問を予定されておりました第7順位、12番高田千壽輝議員、第14順位、8番白谷義隆議員は、インフルエンザにより一般質問の取り下げがございます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1. 一般質問について。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、14番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

14番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。14番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ました。一般質問をさせていただきます。本年初めての定例議会であります。しかも、1日目の1番バッター、本年の門出を祝ってもらっているようで、るんるんでここに立たせてもらっています。

まず、金子市長にお礼を申し上げます。私の地元に矢ヶ部コミュニティセンターができました。おかげさまで有効に活用させてもらっております。地元民の生涯学習の場となり、あるいは憩いの場となっております。活動内容を二、三上げますと、大川市にあります古賀政男記念館メンバーによるギター・アンサンブルのひとときをやりました。そして、落語もありました。本市中町の出身であります二ツ目の台所鬼×さん、近々晴れて真打ち昇格が決まっているということも聞いております。和やかな笑いのひとときを過ごさせていただきました。きのうは人権学習会ということで、2006年1月のたった1枚の年賀状から始まった、テレビやラジオ、新聞等でも取り上げられ、日本中の話題となった4冊目の本もできました。「たった一つの命だから」の言葉で始まる手紙の朗読会であります。会場いっぱいの皆さんのが命の大切さを改めて知り、感動で目頭を押さえられるシーンもあちこちで見られました。それもこれもコミセンができたからこそ、今までになかつた催しができたわけであります。

さらには、このコミセン、建てられた場所が非常によかったことであります。ちょうど小学校と保育園の真ん中にできております。だから、小学校、保育園でいろんな催し、例えば運動会等の行事をやるとしても、コミセンの駐車場が利用できて、今まで大変悩んでいた駐車場問題も一挙に解決することができました。これには当然土地の所有者の御協力があつたからこそであります。地元の皆さんになりかわって、土地を譲っていただいた地権者と執

行部の皆さんに心から感謝を申し上げます。

さて、「光陰矢のごとし」であります。本当に月日のたつのは早いものであります。特に我々政治家にとってはあつという間の任期4年であります。柳川市では来年が市長選挙であります。その次の年は我々市議会議員選挙が続きます。一方で、ことしの7月には参議院選挙があります。ひょっとすると衆議院選挙と一緒にやないかといううわさが専らでございます。

私は、5項目を一般質問通告しております。

最初は、西蒲池の墓は本当に538基もできるのか。

次には、税金収入が全くない墓よりも、蒲池城をつくったほうがいいのではないかという地元蒲池の皆さんの願望があります。その願望にどう応えられるか。

3番目としては、生活保護受給者のギャンブル行為を見かけるが、一体どうなっているのか。

4番目に、数十年ぶりと報道されている記録的な寒波による水道管の破裂の被害状況とその対応はどうだったのか。

終わりに、1市2町合併するときに実施した小学校の通学区の見直しをした結果、想定外の芳しくない状況になってしまったが、それゆえ再度の見直しがことしの4月からされることとなりました。よって、その結果、中学入学者数はどのように改善されたのか。

あとは自席で質問をさせていただきます。議長のお取り計らいをよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

14番（矢ヶ部広巳君）続

1番目の西蒲池の墓の問題でございますが、建て主から靈園建設のための申請はあっておるか。あっておったら、それはいつだったのか、教えてもらいたいと思います。

農業委員会事務局長（高口哲也君）

西蒲池に建設予定の靈園について、建て主からの申請はあったかとの御質問にお答えいたします。

農地法第5条の規定に基づき、建て主の代理人を通じて、平成28年2月19日付にて、柳川市農業委員会事務局に農地法第5条の規定による許可申請書が提出されました。

3月4日に開催されました農業委員会総会において審議され、承認されたところです。その後、県の許可が必要ですので、福岡県知事に進達いたします。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

確認いたしますと、28年、ことしの2月19日に代理人から申請がありました。そして3月4日の総会では承認がされました。そして県知事のほうに行っているが、まだそこでの途中になっているというんですか。県知事のほうでもオーケーになったということですか。

農業委員会事務局長（高口哲也君）

3月4日に農業委員会がございまして、審議、承認されまして、今、県のほうに進達をしてあるところでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ということは、もう申請が承認されたと理解されていいわけですか。

農業委員会事務局長（高口哲也君）

農業委員会はあくまでも承認をということでございますので、許可については、福岡県知事のほうに許認可があるということでございます。したがいまして、県のほうに進達をし、それから、県のほうから審査をされて、許可をいただくという流れになるところでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

だから、その許認可はオーケーかということを聞きよるわけですよ。どうですか。許認可が来るのを待ってあるちいうことは、まだオーケーやなかちいうことじゃなかね。どげんね。

農業委員会事務局長（高口哲也君）

したがいまして、県のほうではまだ許可は出ておりません。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

県の許可がまだありておらんということであれば、まだ来るまで待っておかんとどうなるかわからんちいうことでしょう。そうだったら、私が通告しておるとおりに、なら、申請書では工事着手はいつか、完成はいつかということを出してあるばってんがら、答えられんちいうことじゃないでしょうか。どうでしょうか。

農業委員会事務局長（高口哲也君）

工事着手から完成までどうなっているかということについてのお答えをしたいと思います。

農地法第5条の許可申請の添付書類があるわけでございますけれども、その添付資料の中の事業計画の転用実行計画では、平成28年4月、造成工事着工と、平成28年11月、供用開始と記載されております。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございます。

記載はそうなっているでしょうけれども、問題は、まだ県知事の許可がオーケーかどうかが決まらんちいうことであれば、それ以降の論議をしても何か意味がないような気がするが、もう確信があるんですか。どうせ県知事が許可してくるという確信があってそのような回答になったのか、その辺がちょっと一番大切じゃなかろうかと思います。どうでしょうか。

農業委員会事務局長（高口哲也君）

農業委員会におきましては、農地の用地区分等々がございまして、その農地区分に見合わせて、そして議案の審議をしたという状況です。したがいまして、農業委員会エリアでの農地区分の審査の中では承認をされました。その後につきましては、県のほうで審査をいただいて、そして許可が出ると、いただかなきやいけないという状況でございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、県知事が最終的な許可のオーケーかどうかを持っておるというわけでしょう。ということであれば、もちろん申請書の中身は、それは許可があろうとなかろうと、まず申請書の中身の話は親切にできるでしょうけれども、それを私が今から質問することについて、そっちで責任持って回答できるですか。これはあんたたちの気持ちを考えながら言いよるわけですが、どうですか。だめならだめとはっきり言うてもらっていいですよ。まだ県知事の許可がおりておらんけん、下手な回答はされませんとか言うてもろうていいですよ。私はそれを心配して言いよるわけたい。こっちはいろいろ次まだ質問しようと思うておるばってんがら、下手に質問して、あなたの責任にかかってきたら申しわけないですから、私があえて言う。休憩時間をとってせやんならしていいですよ。どうですか。いや、もう無理は私は言いません。

農業委員会事務局長（高口哲也君）

県のほうから許可が出ないことにはどうもできませんし、事務局のほうでどう判断するかというのは非常に難しいところです。したがいまして、農地転用の許可につきましては、あくまでも県のほうに許可がございますもんですから、これ以上のお答えは難しいかというふうに思っております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

遠慮せんで言うていいですよ。そうでしょうが。後であなたが責任を問われるようになつたら困るから言いよるわけです。したがって、あなたをこれ以上悩ませないように、そのため私はこの問題はこれで終わります。またはっきり県知事がオーケー出したら、そのときにまた質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、次の項に行きますが、墓より蒲池城の建設をというのが地元の声であります。このことは市長のほうにも地元蒲池の声として、「蒲池城を建ててくれんかん」と、「それが大切じゃなかかんというような話も俺は言うとるぞ」という人から声を聞きましたが、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

蒲池城のことについては承知をしておりますけど、先月、385号線の柳川 大川市區間が

供用開始になりました。そのときに交差点のところを見上げますと、「蒲池城跡」ということで信号機が新たに設置をされ、ネーミングがそういうふうになっております。恐らくネーミングをするときには、地元の意向を尊重しながら信号機は設置されるわけですし、また、ネームもつけられますので、恐らくそういう機運があることはあるかと思いますけれども、直接私のほうに声は届いておりません。

ただ、3月1日にへそくり山、柳川城址の跡に模擬城ができました。それは矢ヶ部議員も承知だと思いますけれども、そのときには実際、署名集め等について具体的な話がありましたけど、そういう地元の話が直接文書とか、そういうことで私のほうに届いているということはございません。ただ、蒲池城があの信号機の周辺にあったという事実は確かだと思います。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

郷土の歴史を知る上で大切だと思いますが、知恵を出し合って、金をかけずに村おこしの一考をということで通告いたしておりますが、回答はどうでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

本市は、昨年10月に柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、その中で、基本目標の第1番目として、「柳川市の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つ ふるさとづくり」を掲げております。

議員御指摘のとおり、市民の皆さんのが地域の歴史を知り、関心を示すことは、総合戦略の目標を達成する上でも大切なことであると考えております。

現在、市では人事秘書課が窓口になりますて、柳川市出前講座事業を実施しております、その中に「柳川の歴史を知ろう」というメニューを用意しております。地域の公民館や各種団体から御依頼があれば、その地域の歴史をお話ししております。

まずは、この出前講座を御活用いただきまして、地域の皆様の村おこしに向けた機運の醸成にお役立てしていただけたらと考えておるところでございます。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

一番無難な答えやね、出前講座を利用せろちいうのはね。わかりました。

これはもう答弁は要りませんが、今、市長も言われたように、国道385号が開通をいたしました。アスタラビスタの少し北のほうの新しい信号機には「蒲池城跡」と名前がつけられました。それを見て、今言われたとおりに、ああ、ここに蒲池城があったのかと改めて知る方も今後ふえていくと思います。柳城中学校内のへそくり山にあります柳川城と並んで、郷土史を知る上でも興味も湧くことだろうと思います。今後、ひとつ地元民の声を聞いて、そ

して生かしていってもらいたいと、これが私は行政に課せられた一つの課題ではないかと思います。よろしくお願ひいたします。この件はこれで終わります。

次が生活保護者のギャンブル行為についてで、端的に伺います。生活保護受給者はギャンブル行為はやっていいのかできないのか、端的に答えてください。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、3番目の生活保護者のギャンブル行為についての御質問の、端的にギャンブル行為をやっていいのかについてお答えいたします。

生活保護法では、生活保護受給者に対するパチンコなどの遊興や競輪、競馬、競艇といったギャンブルを直接的に禁止する規定はございません。

しかしながら、生活上の義務として、生活保護法第60条で、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならぬ」とあります。

このように生活保護制度では、最低限の生活を送るために必要な金額が支給されておりますが、受給者には支出の節約を図る義務があり、本来ギャンブルと言われるような遊興費はないと思われます。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

繰り返しますと、つまりパチンコとか、競輪とか、競馬とかしてでけんちいうことは書いていないと。そのかわり、やっぱり義務として、まず仕事に励まやんと、そして僕約、節約もせやんということであるというわけですね。したがって、それに対する取り締まり方法ちゃあるもんですかね。どうでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、保護受給者のギャンブルを取り締まる方法はあるのかという御質問にお答えいたします。

昨年12月16日の新聞記事によりますと、大分県別府市が、平成27年10月にパチンコ店や市営競輪場を巡回して生活保護受給者がいないか調べた際、発見した受給者25人のうち数人が調査中に複数回パチンコ店にいたとして、支給額の大半を1ヶ月間停止したという報道がありました。

このことに対して厚生労働省保護課は、生活保護法に遊興費の支出を禁じる直接の規定はなく、調査は適切ではないと述べ、さらに保護費支給の一部をとめることについてもやり過ぎではないかと見解が示されています。後日、別の新聞では、常識の範囲での娯楽はあり得るが、それを超えた支出は好ましくなく、調査や指導の対象となると見解に変化が見られますが、現時点においては、厚生労働省から見解が示されているように、取り締まることは

難しいと思われます。

しかし、本市においては保護受給者がパチンコ店に行っているとか、頻繁に飲酒等をしているといった情報提供があった場合、本人を福祉事務所に呼び出し、そういう事実の有無を確認した上で、計画的な使い方をするよう注意喚起の指導、指示をしております。また、場合によっては自宅を訪問した上で、同様の指導等をしているところでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

生活保護受給者が所得を何かで得ると。そしたら、当然その受給額から差し引くということになっていると思いますが、もしパチンコや競馬で勝ったとします。その場合、当然勝った額は受給額から差し引かれやんとやなかですか。どうでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

ギャンブル等によって一時的にもうけて、それを現金に換金をした場合につきましては、生活保護法第61条によりまして、それを収入として報告する義務がございます。したがいまして、相当分の保護費を返還していただくということになっております。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

逆に負けたらどうなるですか。

福祉課長（原 忠昭君）

負けた場合はどうなるかということでの御質問でございます。

先ほどの場合は、一時的にもうけて換金した場合は収入としてみなすということになりますけれども、負けた場合については、収入申告の義務はございませんで、負けた場合は何もない。プラスになった分だけを報告していただいて、それを保護費から差し引くということになっております。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

私の家によく電話があるわけですよ。「あの人は生活保護ばもらいやっとに、ずっとパチンコしよらすばん」ち、うちからパチンコ屋が近いもんですからね。そういう場合、聞いたら福祉事務所にこれから電話すりやいいわけですかね。「あの人がパチンコしよらすばん」、調べに行きますか。どうでしょう。

福祉課長（原 忠昭君）

頻回にパチンコ等、あるいはギャンブル等をしてあるというふうなことでございましたら、福祉事務所のほうに御連絡をいただいたら、ケースワーカー等で対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

やっぱり真面目に朝から汗を流して一生懸命頑張っている、そして生活を守っている、子供を無理に高校にやり、大学にやっている家庭が多いんですよ。ところが、生活保護者と言つていいかどうかわかりませんけれども、こう見てみて、ああ、かなりいい生活をしてあるなというのは、我々一生懸命働いている人はそういうのを見ると、やっぱり悲しい気持ちというか、ああという気持ちになるわけですよ。いずれにしても、真面目に汗を流して働いている人が、ああ、よかったというような世の中をつくるのが、これが我々の政治家の務めでありましょうし、行政をあずけられている市長等のあれと思います。何か市長ありましたら言ってください。なかつたらいいですよ。

市長（金子健次君）

生活保護については、自立をしていただくための一つの病気とか、けがとかで休まれていることについて、生活が困窮しているというときの一時的なものだというふうに思っています。

そういう事例については私のほうにも連絡がありまして、ケースワーカーも担当して、もうそのことがないような形を十分、今、課長が答弁をしましたような内容で、市民からそういう指摘がないような形で、福祉の本当の姿を考えもらうために指導をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

そういう嫌な気持ちも当然あると思いますけれども、毅然たる態度で臨んでいただきたいと要望いたしまして、この項を終わります。

次に、4番目ですが、水道管破損被害について伺います。

記録的な寒波による水道管の破損は、当市はいつから発生したのか、教えてください。

水道課長（田中安幸君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

記録的寒波により、1月24日夜から25日朝にかけて気温が長時間氷点下4度以下になったため、この間に水道管凍結破裂が起こったと考えられ、25日午前から気温が上昇して凍結が解けたことで漏水が多発したと考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

24日は日曜日ですね。25日は月曜日ですよ。24日の朝、マイナス4度であった。それで、ずっと凍ってきて、25日もやって、柳川市の場合、24日から凍結したということですか。25日の朝から凍結したということでございますか。

水道課長（田中安幸君）

消防本部の気温の記録によりますと、24日の夕方から25日の朝までがマイナス4度以下になっております。この間に凍結があったと考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

そそと、具体的に言いますと、25日の朝にはもう凍結してあるところのあったけんがら、25日の朝には市役所等に「凍ってあるが、どげんすっとよかかん」ちいう電話等はありますか、どうですか。

水道課長（田中安幸君）

25日の朝、月曜日ですけれども、朝から凍結して破裂して水が吹き出しよるという電話が殺到しております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

そしたら2番で、ノリ小屋も含め結果的には何戸そういう事例が発生したか、お答えください。

水道課長（田中安幸君）

水道課で受け付けました市内の水道管破裂漏水修理依頼件数は、1月25日から1月31日までで681件あります。これら受け付けた修理依頼は、市内に3つあります水道指定工事店の組合へ地区ごとに修理対応依頼を行っております。

それ以外に、各組合の水道指定工事店へ直接依頼の件数が市内で合計1,713件あっており、水道課受け付け分と合わせると2,394件となります。

また、組合以外の水道指定工事店へも相当数修理依頼があつていていることを推測しますと、市内では推定2,500件以上の水道管凍結破裂漏水が発生したと考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、水道の指定業者には2,394件の問い合わせ等があつたと。しかし、指定以外の工事店もあるから、そこにも当然電話が行つてあるやうと。これを幾らかオーバーするんだということでいいわけですね。

水道課長（田中安幸君）

全て水道指定工事店が修理対応しております。水道の修理は水道指定工事店じゃないと条例上できないようになっていますので、全て水道指定工事店が修理を対応しています。

ただ、市で受け付けた分、水道課で受け付けた分につきましては管工事組合へ全て依頼して、組合員だけというと1,713件と、水道課受け付け分681件を合わせた2,394件となっておりまして、それ以外です。組合員以外の水道指定工事店がありますので、そこにも修理依頼

が あ っ て いる と い う こ と で ござ い ま す。

以 上 で す。

14番（矢ヶ部広巳君）

あ が と う ご ざ い ま し た。水 道 工 事 は あ く ま で も 指 定 工 事 店 が す る ん だ と い う こ と で す ね。

そ れ で は、 こ れ に 対 す る 災 害 対 策 本 部 は 設 置 さ れ た の で し ょ う か、 ど う で し ょ う か。

水 道 課 長（田 中 安 幸 君）

今 回 の 大 寒 波 に よ る 災 害 対 策 本 部 は 設 置 し て お り ま せ ん が、 水 道 課 職 員 は も ち ろ ん、 水 道 課 窓 口 と 中 止 開 始 の 委 託 業 者 の 担 当 者、 配 水 場 運 転 管 理 の 委 託 業 者 の 担 当 者、 水 道 指 定 工 事 店 の 組 合 を 総 動 員 し て 対 応 し た と こ ろ で あ り ま す。

以 上 で す。

14番（矢ヶ部広巳君）

市 長、 こ れ だ け の あ れ が あ っ て 災 害 対 策 本 部 を 設 置 し て い な い と い う の は、 私 は 問 題 が あ る の で は な か ろ う か と 思 う わ め で す よ。 ど う で し ょ う か。

市 長（金 子 健 次 君）

24日 と い う の は、 今 思 い 起 こ し ま す と、 ち ょ う ど 千 秋 楽 の 日 で す ね。 千 秋 楽 の 大 雪 の あ っ た 日、 そ し て 凍 結 を し た の は そ の 夜 か ら 朝 に か け て、 25日 の 朝、 温 度 が 上 が っ て き て、 そ の 凍 結 し た 管 が 破 裂 し た と い う 状 況 で ござ い ま し た。 今、 田 中 課 長 が 申 し 上 げ ま し た よ う に、 水 道 課 の 職 員 は 全 て 総 動 員 を か け て、 ま た、 委 託 業 者 等 に つ い て も 私 と は 連 絡 を 密 に し な が ら や っ て き た わ め で す け れ ど も、 1 つ は、 水 道 の 供 給 を 停 止 す る と い う 最 悪 の 事 態 は、 ち ょ う ち ょ う 水 で あ っ て も 減 壓 50% に い た し ま し た。 そ れ を 最 高 の 100% に 持 っ て き た ら 全 部 破 裂 し て し ま い ま す の で、 貯 水 池 が 空 っぽ に な っ た ら い け な い と い う こ と で、 大 牟 田 市 や み や ま 市 等 に お い て は 停 止 い た し ま し た け れ ど も、 そ れ を 免 れ た と い う こ と で、 水 道 課 の 職 員 の 力 だ と 思 い ま す。

も う 1 つ は、 や っ ぱ り 24日 の ほ う か ら、 例 の つ け ま し た ス ピ ー カ ー で、 自 分 の 水 道 管 を 毛 布 で 卷 い て く だ さ い と か、 そ う い う や つ を 徹 底 す れ ば よ か つ た な と い う ふ う に 反 省 は あ 里 ま す。 最 終 的 に は 28日 に は 100% 供 給 で き ま し た け れ ど も、 今 回 は 田 中 課 長 に つ い て も 聞 い た と こ ろ、 自 分 は 水 道 課 職 員 と し て 30数 年 ぐ ら い 勤 め て い る け れ ど も、 こ う い う こ と は 1 回 も な か つ た と い う こ と で あ 里 ま し た し、 使 っ て 予 告 を し て、 や っ ぱ り き ち ん と や る べ き や っ た と い う こ と は 思 い ま す。 そ の と き、 あ え て 災 害 本 部 を 設 置 す れ ば と い う こ と で、 そ れ は 設 置 し た ほ う が よ か つ た か な と い う ふ う に 思 っ て お り ま し て、 全 職 員 を 挙 げ て 対 応 す れ ば よ か つ た な と 思 い ま す。

た だ、 私 は 矢ヶ部 議 員 に 申 し 上 げ た い の は、 か な り の 職 員 の 努 力 も あ つ た し、 供 給 停 止、 50% で 供 給 を し た と い う 努 力 は 買 つ も ら い た い な と い う ふ う に 思 っ て お り ま す の で、 そ れ 完 全 ス ト ッ プ に な れ ば、 給 水 車 も 自 衛 隊 の 出 動 も 要 請 し な け れ ば な り ま せ ん で し た け れ ど も、

少しだけの水でも出せたということはよかったです。

それともう1つは、有明漁連のほうにも相談をいたしました、ちょうどノリ期でございました。ノリの関係もございましたけれども、一応そういう洗浄できないという苦情がありましたけれども、そういう事情をお話しして、協力体制をとって、全部漁家の方には組合員にはファクスで送信をしたということで協力をいただいたということでございますので、今問われているのは、災害対策本部を設置したかどうかということについては、やっぱりすべきだったかなというふうに思ってありますし、今回は教訓といたしまして、全て予告をして、空振りでもいいから、そういう対策を講じていかなければならぬというふうに思っております。

以上が私の考え方です。

14番（矢ヶ部広巳君）

誤解のないようにしてもらいたいんですが、何も市の職員がサボッとしたいうことは私一言も言っていません。やっぱり災害対策本部はつくっておくべきやなかったかと。そしてそこで指導していって、いろんな、例えば断水せんために、断水したら困るもんやけんがら、水を少ししか出しあらんやった。しかし、そうしておることは全く市民にはどげんなつておるかわからんわけでしょうが。だから、市民がいらいらしておったわけですよ。「市役所に電話しても出ない。水道から出る水はちょろちょろしか出ん。風呂も3日も4日も入られん。一体どげんなつとやろか」ち、その対応ばわからんもんやけんがら、わかってしまえば市民な、「ああ、そうだったのか。そんならしょんなかなか」で理解をするわけですよ。テレビや新聞は大牟田市とかみやま市んこつばかりぼんぼん流す。であったでしょうが。私はこれですよ、問題。やっぱり市民への周知がまず大切ですよ。どんな方法で周知をされたか。広報車もあるじゃないですか。今、市長が言われたように、無線、あれもあるじゃないですか。ここにもちゃんと書いてあるでしょうが。地域住民の生命、財産にかかわる緊急かつ重要なこと、具体的には水道に関する業務としても、水道水の断水、給水の緊急停止、水道水の緊急応援に伴う給水停止等々、ちゃんとここにうたってあるじゃないですか。そのために戸別受信機を市議会議員、あるいは地域の代表者である行政区長、民生委員・児童委員、校区公民館長等にやりますちいうこと。そこで周知してもらったんなら、ああ、どげんなつとるばいなということがわかるですから、かなりやっぱり市民の気持ちは抑えられることができただろうと思います。もう答えは要りませんから、今後にひとつ生かしてください。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員が言われるような御指摘の分は十分私自身も反省をいたしておりまして、今回、そういう何十年ぶりかというふうな大寒波に見舞われ、当面、50%水圧で、少しの水でも水圧が上がらなかつたんですけれども、そういうことでできなかつたということについては、水道課の職員については評価したいというふうに思っております。

ただ、災害対策本部の設置については、そのことについてはやっぱり利用すべきであったし、区長さん、民生委員さん、全ての人たちに、議員さんたちも全てですけれども、そういうことができなかった私の責任もあるというふうに思っておりますので、今後十分あのことを教訓といたしまして、今後は二度とこういうことがないような形で努力をしてまいります。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ひとつ今後に生かしてもらいたいと思います。

時間の関係で、この項は終わります。

最後になります。小学校区見直しでどう変わった中学入学者数に入ります。

この問題は大半が三橋中、柳城中学校に限られると思います。具体的には、矢ヶ部小学校から三橋中学校へ行く人がこの一、二年もうゼロになりました。もうほとんどが柳城中学校に行くようになりました。それ以外、二、三人が私立の学校に行かれるようになりました。

そこでとられた措置が今回の4月からの見直しだろうと思います。まだ入学があっておりませんから、はっきりしないところもあると思いますが、現時点で矢ヶ部小学校から柳城中学校へは何名の人が、三橋中学校へは何名の人が入学することになったのでしょうか、教えてください。

学校教育課長（武田真治君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会では、合併後、指定中学校より通学距離が近い中学校への通学を認める取り扱いを行ってまいりました。しかし、この取り扱いについては、入学者数の偏りが生じたため見直しを行いました。

見直しの内容は、平成28年度の入学者から指定校変更の理由の「通学距離が近い」については削除するというものです。

お尋ねの矢ヶ部小学校から柳城中と三橋中への平成28年度入学予定者をお答えいたします。

柳城中が6人、三橋中が7人となっております。

比較するために平成27年度の入学者数を申し上げますと、柳城中が18人、三橋中がゼロ人です。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

今までの見直しとして縛りは、近い人はそちらにということはもう今度はのかしましたと。したがって、結果として、28年の矢ヶ部小学校から三橋中学校に入学する人は7人で、柳城中学校は6人ばんもちいうことで間違いないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、今回の見直し措置といいますか、それは暫定措置だろうと思いますが、何年を見込んでありますか。

学校教育課長（武田真治君）

今回の見直しは、暫定措置ではなくて、経過措置を入れております。経過措置として、平成28年度と平成29年度の入学者については、本来の指定校への通学距離が4キロメートルを超える場合については、通学距離の要件で指定校変更を認めています。

また、指定校変更により、通学区域ではない中学校へ通学している生徒の弟妹については、学校行事やPTA等への配慮から、兄姉の在校する学校への変更は認める、以上2点を配慮事項として設けてあります。

14番（矢ヶ部広巳君）

といいますと、今度はほぼ半分、半分が柳城中学校と三橋中学校に分かれたと。しかし、この暫定措置をのかすと、これが幾らかまだ三橋中学校に行く率がふえるということですかね。

学校教育課長（武田真治君）

経過措置後ですけれども、平成30年度の入学者から距離要件が完全になくなります。距離要件を理由に矢ヶ部小から柳城中へ入学する生徒はいなくなるものと考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

三橋中学校に入学式の案内があっても、自分の母校の矢ヶ部小学校から一人でん行っておらんということがここの一、二年続きました。これで幾らか改善されて、親御さんがどう理解をされるのかは別といたしまして、やっぱり改善するべきものは見直していき、改善していくということで、今後もそういう方向でやってもらいたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、3番菊次太丸議員の発言を許します。

3番（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。3番、公明党の菊次太丸でございます。議長のお許しを得まし

たので、通告に従いまして、順次質問をいたします。

今回は、大きく2点のことについて質問をさせていただきます。1点目に子育て包括支援について、2点目に中学校の学習支援についてであります。

昨年6月30日のまち・ひと・しごと創生基本方針の閣議決定等を受けて、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターの整備を図ることとなりました。これは、平成27年度中に150カ所を整備し、5年後までに地域の実情等を踏まえて全国展開を目指すとしてあります。フィンランドのネウボラをモデルとした妊娠、出産、子育ての包括的支援拠点づくりであります。厚生労働省が推奨して全国の市町村で始まっております。

フィンランドの出生率は、2014年度のデータでは1.71と高い水準にあり、児童虐待死を激減させた取り組みとしてネウボラは注目をされております。ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスの場所、文字どおり助言、相談の場所となっております。ネウボラには保育士や助産師があり、妊娠期から就学前までの子供の健やかな成長、発達はもちろん、母親、父親、きょうだい、家族全体のサポートも目的としております。そのため、経済面や夫婦の関係など生活の全般にわたって相談を受けております。ネウボラで支援をする保健師は精神的なケアも含めた特別な訓練を受けております。そのため、家族は親しみを込めてネウボラおばさんと呼んでおります。毎回同じネウボラ保健師が、プライバシーの守られる部屋で1回30分から1時間程度の面談を行っており、女性は妊娠の予兆があれば病院ではなくネウボラへ行きます。健診は無料で、妊娠中は6回から11回程度健診に通い、不安があればすぐに立ち寄って相談ができるようになっております。子供に対しては15回の健診があり、必要に応じて家庭訪問も組まれております。父親にも家族と一緒に面談を行う機会があります。これもプライバシーの守られる部屋で丁寧に行われております。子育て包括支援センターもネウボラ同様、家族から信頼されるサポート機関になってもらわなければなりません。ネウボラはワンストップ拠点として子育てに関することはもちろんのこと、子育てをしている家庭が必要としている専門職や医療、保育所、学校、行政などの機関につないでくれます。その他必要に応じてさまざまな活動をしているサークルなどにもつなげてくれます。そのため、利用者はそのサービスを受ける際に何度も同じ説明をする必要がありません。

現在、日本では核家族化や地域とのつながりが希薄化して、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっています。それにより、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担が大きくなっています。そのため、厚生労働省においては平成26年度にはネウボラを参考にしたモデル事業を実施いたしております。各地域の実情を踏まえた上で、子育て世代のニーズに合わせ、切れ目のない支援を行うことで子育て世代の不安解消につながっております。

本市におきましても、柳川版総合戦略の策定の段階におきまして、いかにして若者の結婚、出産、子育ての夢をかなえる施策を打ち出していくことができるのか、それを行うために人

材の確保をどうしていくのか、これがキーワードとなっていました。今回は特に子育てに対する不安解消、そのための相談窓口の機能強化について重点的に議論を進めてまいりたいと思っております。

まずは、ネウボラを手本にした取り組みを進める上で、子育て世代包括支援センター（柳川版ネウボラ）に対する本市の基本的なお考えをお伺いいたします。

壇上からは以上でございます。残りの質問は自席にて行いますので、よろしくお願ひいたします。

保健福祉部長（石橋正次君）

保健福祉部全般にわたる議員の御質問でございますので、私のほうよりお答えをさせていただきたいと思います。

子育て世代包括支援センターに対する本市の考え方について御説明を申し上げます。

議員の御質問にもありましたように、福祉先進国でありますフィンランドで誕生いたしましたネウボラという妊娠から子育てまでを切れ目ない支援で支える仕組みは、全ての国民が受けることができる基礎サービスであり、今、日本においても注目をされているところでございます。

本市におきましては、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない支援を行うために、妊娠届により母子手帳を交付する健康づくり課や子育て支援課などが連携を図っておるところでございます。場所的にも柳川庁舎1階の隣り合う位置にあります。相互に連携をしながら、子育ての不安や解消、さまざまな相談の対応を現在行っているところでございます。

全国に目を向けてみると、自治体版ネウボラと呼ばれる先進事例がございますが、その基本的な考え方は、子育て世代の目線から、自治体が提供している子育て支援メニューなどを使いやすく提供されることであると考えております。今後、本市においても子供を産み育てやすい環境をつくるため、今まで以上に子育て支援の充実を図る必要があると考えております。そのためにも、あらゆることを相談でき、必要な支援につなぐことができる仕組み、妊娠期から子育て期までをワンストップでカバーするシステムづくりが重要になってくると考えております。

こうした考え方方に立ち、議員が御提案されているネウボラの基本理念を踏まえ、本市に合った子育て世代包括支援センターなどの子育て支援体制を構築していく必要があると考えているところです。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

ネウボラは、妊婦健診の未受診を減らすための動機づけとして育児パッケージ給付があります。初めは民間で始められて、その後、法律が整備され、1949年からは所得制限が撤廃さ

れて全ての家庭に給付されるようになりました。育児パッケージとは、母親手当として現物支給されるもので、現在では第1子140ユーロ現金支給、また、育児パッケージの2つの選択肢があります。ほとんどの家庭で、特に第1子を迎える家庭では育児パッケージを選択しております。毎年4万世帯に配布され、その中身は、ベビーケアアイテムやベビー服、親が使用するアイテムなど約50点もあり、育児パッケージの箱は赤ちゃんの最初のベッドとしても使え、箱のサイズに合わせたマットレス、羽毛布団、シーツやカバーが用意されております。さらには、両親からの要望、感想なども取り入れながら少しづつ改良がされております。このように、社会全体で生まれてくる子供全てに分け隔てのない祝福と愛情が注がれております。フィンランドでのネウボラ利用率は99.8%、柳川版ネウボラの利用促進を図るためにこのような取り組みは必要と考えておりますが、どうでしょうか。

保健福祉部長（石橋正次君）

フィンランドのネウボラでは、妊婦健診の動機づけとして育児パッケージが国から支給をされているところでございます。現在では、妊婦さんたちにとっては社会からの贈り物として受けとめられているようになっておるところです。

本市でも支給できないかという議員の御質問でございますけれども、子育て世代包括支援センターを具体化させていく中において、妊婦とセンターとの最初のかかわり合いをどのようにつくっていくのか、そういった視点で今後検討すべき事柄の一つであるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

子育て世代が必要とするもの、喜ぶものを調査していくということは、支援の方向性を決める上で重要なポイントだと考えております。検討のほどをよろしくお願いをいたします。

フィンランドの国土面積は33.8万平方キロメートルと、日本に比べてやや小さい国であり、人口は547万人ほどですが、ネウボラは850カ所に整備がされております。生産年齢人口比率も違いますので一概に比較はできませんが、まず、子育て世代が利用しやすいことが最重要であると考えます。本市においては何カ所の拠点が必要と思われますか。また、どの場所に整備をされるのでしょうか。その場合、整備をされる場合、既存の施設に併設をされるのか、新設を考えてあるのか、お尋ねをいたします。

保健福祉部長（石橋正次君）

お答えをさせていただきます。

子育て世代包括支援センターの拠点の必要箇所数等の質問にお答えをいたします。

一般的に利用者の利便性を考えますと、地域ごとに多くの拠点があるべきという考え方があるかと思います。

また一方で、保健師など母子保健や社会福祉の専門職、対話や悩み、不安を傾聴する技術を持った職員の確保が大きな課題となると思っております。そういった専門性を持った職員が必要な事業でありますので、実際的には小規模に多くの拠点を持つのではなく、専門的スタッフがそろった、ある程度規模があるような拠点が必要ではないかと考えておるところでございます。

先進地においては、保育所内への設置や、それから、保健センターなどの公共施設への設置など、地域によってさまざまな設置方法がとられているとお聞きをしております。そういった先進事例を参考にしながら、柳川に合う設置場所を今後研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

参考までに、埼玉県和光市では3カ所が保育所内に、1カ所が助産院内に、その他1カ所、計5カ所が整備をされております。ぜひ参考にしていただきたい、このように思います。

先ほども触れましたが、国は子育て世代包括支援センター　日本版ネウボラですねの整備をおおむね5年以内で全国展開を目指しておりますが、柳川版ネウボラの整備はいつになるのでしょうか、整備の時期についてお尋ねをいたします。

保健福祉部長（石橋正次君）

柳川版ネウボラの整備時期について質問にお答えをさせていただきます。

議員が言われましたように、国において、日本版のネウボラとも言うべき子育て世代包括支援センターが制度化をされているところです。

また、本事業は、本市におきましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、子育て不安の解消や出生率向上などを目指す基本目標である「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる　ひとづくり」を実現するための施策として取り組むこととしている事業であります。

その整備時期についてでございますけれども、市の総合戦略の期間を5年間としていること及び国が5年をめどに全国展開を図ることを踏まえ、検討を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

国の目標もございますけれども、子育て世代の要望をかなえるためにも、早急に整備のほうを急いでいただきたい、このように思っております。

整備を進めるためには人員の確保、複数所管の連携、そういったたくさんの課題があろう

かと思いますが、拠点づくりの協議は現在どのようになっていますでしょうか。

保健福祉部長（石橋正次君）

お答えさせていただきます。

子育て世代包括支援センターに関する国からの通知など必要な情報を、事業に関する保健福祉部内の健康づくり課、そして子育て支援課などで収集をいたしまして共有するとともに、意見の交換を現在しているところでありますので、具体的な協議についてはこれからということでございます。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

これから定期的に協議のほうを行っていただきたい、このように思っております。

基本的に妊娠から就学前の子供の家族の支援をしていくわけでございますが、学校との連携も今後の課題であるというふうに考えております。現在、社会で課題になっております子供の発達障害などを考えますと、療育はもちろんのこと、学校での学習、通級、放課後デイサービスを利用する際のこれらの相談に対しましてもワンストップ窓口としての支援が必要と考えられます。いかがでしょうか。また、これらのサービスはどのような効果を上げておりますでしょうか。今後利用される保護者、家族の不安解消のためにお聞きをいたします。

保健福祉部長（石橋正次君）

ワンストップ窓口としてのネウボラの支援の必要性についての御質問にお答えをさせていただきます。

フィンランドにおけるネウボラは、専門性を持ったネウボラ保健師により、支援の段階、必要性に応じた対応をされており、そこからリハビリテーションセンターなどの、より専門性の高い社会福祉制度へとつなげられているところでございます。

現在、本市において保健・福祉部門、教育部門が連携して対応をしており、支援につなげる仕組みと体制をとっています。今後、さらなる支援の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

なお、具体的な支援についてでございますけれども、平成24年4月の児童福祉法等の改正によりまして、これまでの通所支援、児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくしまして、児童発達支援、医療型児童発達支援に一元化をされたところでございます。

また、新たに学齢期における支援の充実を図るため、放課後等デイサービスや保育所等を訪問いたしまして、専門的な支援を行うための保育所等訪問支援が創設をされております。

これらの福祉サービスを利用する際には、市が指定している市内3カ所にあります障害児（特定）相談支援事業所にサービス利用計画案の作成を依頼して提出するようになっているところです。

議員御質問のワンストップ窓口の支援といったしましては、この市指定障害児（特定）相談

支援事業所において、保護者等からの要望、御相談内容をお聞きした上で、その児童等に必要なサービス等利用計画案が作成されるようになっているところでございます。

次に、これらのサービスはどのような効果を上げているのかという御質問にお答えをさせていただきます。

相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成後、住まい、日常生活、健康、金銭面、趣味など広範囲にわたり 1 カ月から 6 カ月間のモニタリングを実施しながら、保護者等とサービス内容について協議を重ねることになっているところでございます。

この間、家庭、学校、放課後等の療育状況における解決すべき課題を共有し、関係機関等が協力の上、課題解決に向けて取り組むようになっているところです。

以上でございます。

3 番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

特に障害を抱えた子供の家族においては、家族全体を丁寧にケアする必要があると考えます。

ネウボラ保健師が家族全員と面談する総合健診は、子育て家族全体の健康状態と幸福度を把握することが目的で行われております。その根底には、乳幼児の発達は母親から受ける愛情、父親から受ける愛情、親同士のカップル関係が大きく影響をしております。そのため、家族関係と関連をつけて把握して、子供の健全育成につなげる子供の発達保障という考え方があります。幼児期に家族からの愛情をたっぷりと受けた子供ほど心臓疾患や精神疾患のリスクが低く、将来にわたって心身ともに健康を維持していくというデータに基づくものです。

また、父親の育児参加を促す取り組みも面談の際に行われております。父親が子育てを頑張っているお母さんの悩みを知り、父親が子育てに対してどのような不安を抱えているのか共有することは、さまざまな問題を解決する上で大変重要なことだと考えております。幼児虐待死などは、ネウボラの取り組みにおいてかなりの数を減らすことができております。幼児虐待によって生じる社会的な経費や損失は、日本国内で 1 兆 6,000 億円以上とも言われております。母子支援にとどまらず、家庭全体を包み込む、この父親の面談に対してのお考えをお伺いいたします。ぜひ取り入れていただきたい、このように思っております。

保健福祉部長（石橋正次君）

母子支援だけでなく、父親の育児参加を促す取り組み、家族全体を包み込む支援についてどう考えるのかという質問にお答えをさせていただきます。

本市では、現在でも母子支援だけでなく、保健師などの専門職が必要であると判断したとき、あるいは相談者からの要望があったときに、父親や祖父母などの家族に面談をする対応をいたしているところでございます。

議員御指摘のとおり、父親が母親の不安を理解し、育児に積極的にかかわることにより、

母親の育児負担の軽減につながるものと考えております。

したがいまして、市といたしましても、子育て世代包括支援センターのあり方を検討していく中で、父親を含む家族全体をフォローする面談などの仕組みづくりについて今後検討する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

私は、この柳川版ネウボラが子育て世代に浸透して必要不可欠なものになれば、出生率の向上、若者の定住促進につながるものと考えております。この取り組みを成功させる一番のポイントは、相談者にどれだけ寄り添うことができるのかということです。これは私の痛切な反省から発言をしております。

ある子育て世代のお母さんの相談を受けたことがきっかけでございました。そのお母さんは、子供さんに発達障害の疑いを持っておられました。行政の窓口を訪ねられた際、そこで淡々と業務をこなすようにして事業所を紹介されたことについてとても傷ついておられました。先の見えない子育ての不安の中で、インターネットで発達障害のことを調べてさらに不安になり、子供からは、「お母さん、普通って何」と聞かれて戸惑い、それに対して答えられない自分自身を責めてありました。そんなお母さんの力に私自身はなれません。後日、同じような悩みを抱えるお母さんたちのサークルを御自身で探し、そこで元気をもらい、少し心が軽くなったと言われていたことは救いになりました。

このことで学んだことは、相談者の心に寄り添うことなしに、どんな支援策があってもその利用には結びつかず、子供と家族の悩みを行政が解決することはできないということです。また逆に、相談者の心に真に寄り添うことができたならば、全ての支援策は相談をした時点でそのほとんどの効果を発揮することができるということです。

大変失礼なことを申し上げますが、皆様方の不断の努力で新しい取り組みやそのシステムで充実した子育て支援体制をつくっていただいているのですが、そのでき上がったシステムにあぐらをかき、一番大事な相談者に寄り添うという心を忘れて業務をこなしてはいけないかといま一度考えていただきたい。その意味において、相談者から本当に信頼をされる相談の窓口の機能強化、人材の育成、人員の増員を心から強く訴えたいと思いますが、いかがでしょうか。

保健福祉部長（石橋正次君）

まず初めに、お客様の対応にいたしまして、職員のほうが機械的だったという部分については、大変申しわけなく思っているところでございます。

議員おっしゃるとおり、信頼される窓口になるためには、相談者の心に寄り添うことが最も大切なことであると考えております。

それは、相手を思いやるおもてなしの心にも通じることだと思います。

相談を受ける市職員の接遇につきましては、相談者から信頼される人材の育成を目指し、十分にこれからも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

また、こうした人材の育成とあわせて、相談窓口の強化、相談体制の充実についても今後図っていきたいと思います。どうかよろしくお願ひをいたします。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。今後とも、ぜひよろしくお願ひをいたします。

本年4月から障害者差別解消法が施行されます。一般的に余り周知がなされておりませんので、周知を図る上からも質問をさせていただきたいと思います。

今回の法律の施行で、障害者への合理的配慮の不提供の禁止という形で行政などへの公的機関に対しては支援を義務づけておりますし、企業などの民間にその努力義務が課せられておりますが、合理的な配慮とは具体的にどのような配慮をいうのでしょうか、また、禁止される障害者に対しての差別とは具体的にどのようなものでしょうか、教えてください。

学校教育課長（武田真治君）

菊次議員の御質問にお答えします。

まず、合理的配慮の具体的な例ですけれども、どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。典型的な例といたしましては、車椅子の方が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段、筆談、読み上げなどで対応することなどが上げられます。

また、学校などにおいて禁止される障害者に対しての差別とは具体的にはどのようなものかという御質問ですけれども、障害のある子供が他の児童・生徒と同様に教育を受ける権利が確保されないことと考えております。

例えば、授業や学校行事に際して、正当な理由もなく障害を理由に参加等を制限したり、また、児童・生徒が学校生活を送る上で支援のための環境整備が行われないことなどが考えられます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

障害のある子供たちが十分に教育を受けられるための合理的配慮と環境の整備が今後重要なまいります。教育を受ける子供たちの将来がより明るいものになっていくことが、それを支える先生方、そして保護者が一番に望んでいるところだと思います。

ここでは、発達障害を持つ子供たちに対する支援について重点的にお尋ねをいたします。

発達障害には学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能広汎性発達障害などがございますが、軽度と言われる発達障害であっても、社会生活に大きな支障がないとは限りません。そのため、最近では軽度の発達障害が注目を集めているところでありますし、その対策を早い段階

でとっていくことが重要だと考えます。このような子供たちに具体的にどのような支援をすることが今回の法律の施行で約束をされたのでしょうか、それぞれの障害の症状別に教えてください。

学校教育課長（武田真治君）

発達障害児に対する具体的な支援内容についてですけれども、文部科学省の通知では、高校入学試験についての配慮事項が具体的に示されておりますが、義務教育においても示された内容に基づき支援を行うべきであると考えております。

教育委員会が行うことのできる支援といたしましては、人的支援として、現在、各小・中学校に配置しております特別支援教育支援員、指導主事の派遣、また、施設面や教育機器等の整備などが上げられます。

また、学校現場での支援といたしましては、相談体制の整備や個別の教育支援計画を作成することなどが考えられます。

もう少し詳しく症状別の支援内容について申し上げますと、症状別の支援としましては、まず、どの症状においても時間配分と学習内容の変更調整ができます。学習障害につきましては、基礎的な内容の習得のため、拡大文字、また振り仮名、タブレットなどのパソコンや、また、デジカメの使用による補完ができます。次に、注意欠陥多動性障害、また、高機能広汎性発達障害につきましては、学習しやすい道具、補助具の使用、メモ等の視覚情報、また、相談指導体制や学習環境の整備などが考えられます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

このような支援というのは、発達障害の疑いのある子供に対しても適用がされておりますでしょうか。

学校教育課長（武田真治君）

障害者手帳の所持、あるいは診断書の有無にかかわらず、発達障害の疑いの児童・生徒であっても支援の対象であると認識しております。

3番（菊次太丸君）

このようなケースは数多く上がってきていると思っております。保護者が自分の子供に発達障害の疑いがあることに気づいていない場合や、それを認めたくないなどいろんなケースはあろうかと思いますが、そのような場合はどのような対応をされてあるのでしょうか。保護者からの支援の申し出がない場合の対応はどうでしょうか。

学校教育課長（武田真治君）

保護者が障害や疑いに気づいていないケースは少なくはありません。

中には発達障害の疑いがあり、医療機関の受診や検査などを勧めても拒否されることもござ

ざいます。

以後の保護者との信頼関係を損なうことは避けなければならないと思います。日ごろの学校での様子等を保護者に伝えるなどして、徐々に子供さんへの理解を深めていただける努力をしているのが現況でございます。

次に、保護者による支援の申し出についてですが、支援の申し出の有無にかかわらず、児童・生徒の障害の状態の把握に努め、児童・生徒にとって適切と思われる支援内容を検討していくことが重要であると考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

私は、子供たちの学校生活や将来のことを思えば、学校が誰よりも先に動いて支援体制を整えるべきだというふうに思っております。それぞれの子供に合った支援の仕方を保護者に提案をして了解していただく必要はありますが、先ほど述べました子供に発達障害の疑いがあることに気づかない、また、それを認めたくない保護者にとっても、学校が積極的に支援をしていくことで、子供たちが、授業がよくわかるようになった、落ちつきが出てきた、友達とのコミュニケーションがうまくとれるようになってきたなど、教育効果が上がっていけば、保護者にとっては一番うれしいことだと思っております。そのことは学校に対しての信頼にもつながり、その支援が子供にとって必要であったと認めていただけすると、このように思っております。そのことが、子供たちが社会生活に支障がなく、より多くの希望がかなっていく取り組みになると考えておりますが、どうでしょうか。

学校教育課長（武田真治君）

議員がおっしゃるとおり、そういうことが学校の信頼につながっていくと考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

先ほど申していただきました広汎性の場合、注意性、多動性、そういうったときの補助的なことをしっかりやっていただく、これらの支援が逆差別になるといったことで、子供たちが苦しむようなことがあってはいけませんので、それに対する対策、どのようにとっていくこうとされてあるのか教えてください。

学校教育課長（武田真治君）

まずは支援、指導をする学校関係者が、研修等を通じて法の趣旨や内容を理解するとともに、障害に対する理解を深める必要があると思います。

また、同時に児童・生徒に対しましては、心の教育の中でお互いを正しく理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さについて学習すること、また、保護者、地域

の皆さんに対してもあらゆる機会を捉えて啓発を行っていくことが必要であると考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

次に、5歳児健診についてお伺いをいたします。

最近、さまざまなおこころで発達障害という言葉を耳にする機会がふえたと実感しております。一見普通でほかの子と区別がつきませんが、ちょっと気になる子供であるとか、1対1では問題はないけれども、集団の中では目立ってしまう子供たちの中には発達障害児も含まれている、その可能性があることが最近わかつてきました。このように、いわゆる健常児と言われる子供とほとんど差のない子供たちが発達障害を持っており、そのため支援を必要としております。以前は軽度発達障害児という呼ばれ方をしておりましたが、実はこの子供たちが抱えている問題は決して軽いものではなく、今後、社会で生きていくためにはしっかりとした支援を必要としている子供であります。まずもって、このことを共通認識として持っていただきたいと思います。

ただ、知的発達のおくれがないことから、発達障害のために出てくるさまざまな問題行動をわがままであるとか、しつけがなっていないと捉えることが多く、そのことから問題がさらに複雑になっている現状があります。このような子供は決してまれな存在ではなく、通常学級に在籍している児童・生徒の6.3%が何らかの発達障害を持っておるという結果も出ております。1クラスに2人はこうした子供が在籍をしておるということであります。この数は少ないほうで、10%は発達障害がいるとする専門家もあります。

そこで、今回提案しております5歳児健診は、保護者が子供の発達障害に気づき、適切な支援を受けていくために早期に発見していくとするものです。就学前の早い段階で気づき、その子供がそのことで余計な苦しみを味わうことがないように取り組むべきと考えます。事実、5歳児健診で何らかの支援が必要とされる子供は、3歳児健診で支援を必要とされた子供と同等数いたとの報告も上がっております。就学前にきちんと支援に結びつくように早目に取り組むことが必要だと考えております。本市の5歳児全員を対象にした5歳児健診の必要性について、保健福祉、子育て、教育の面からどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをいたします。

保健福祉部長（石橋正次君）

保健福祉の面から5歳児健診について、菊次議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、柳川市におきまして、1歳6ヶ月健診や3歳児健診は実施をしていますが、5歳児健診は実施をしていないところでございます。

1歳6ヶ月健診や3歳児健診では、小児科医、歯科医、保健師に加え、臨床心理士や保育

士を配置しております。健診で身体の発達や言葉のおくれなど支援の必要な子供さんについては、健診時に小児科医の紹介状を添えて専門の医療機関を紹介しております。

また、従来より県で実施されている南筑後保健福祉環境事務所の実施する発達相談を紹介したり、本市では親子教室などで臨床心理士や保育士等による子供さんとの遊びや声かけ等を通して、接し方の工夫やその後の経過を見ておるところでございます。

菊次議員の言われる軽度な発達障害を早期に発見し、支援をしていくための5歳児健診でございますけれども、福岡県内では平成26年度から吉富町が実施しているとお聞きをしているところです。

5歳児健診の実施のためには、小児科医や歯科医、心理士、保健師、作業療法士、言語聴覚士、保育士、学校教諭など多くの専門スタッフの確保が必要となってまいります。また、かかる職員も、より専門性を高める研修や、それから知識が必要となってくると思います。

現状の体制におきましては、5歳児の全員に実施をすることは非常に難しいというふうに考えております。しかしながら、5歳児健診は3歳児以降の障害発見に有効との報告もあるところでございます。今後に向けて研究をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

学校教育課長（武田真治君）

5歳児健診に対する教育委員会の考え方を申し上げます。

配慮を要する児童等の把握につきましては、現状では幼稚園、保育園、子育て支援課、健康づくり課等からの情報提供、また、教育支援委員会における就学相談、就学児健診における校長との面談、校長の幼稚園、保育園訪問等により把握に努めておりますが、入学後に新たに配慮が必要な児童であるとわかるケースもございます。

早期に就学前の状況を把握できれば、入学後の支援や指導を速やかに行うことができると思われ、5歳児健診に関しましては有益な事業であると考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

国からの予算もしっかりととて、早目早目にというよりも、今もう実際必要だと考えております。ぜひ検討から実行へと移していっていただきたい、このように思っております。

5歳児健診を正確に行う上では、保育所や保育士さんに協力をしていただく必要があると考えます。保育所、幼稚園との連携をせずに5歳児健診を実施した場合は、発達障害児を見逃すことも多くなり、また、発見したとしても、その後の支援につなげるのは困難です。栃木県大田原市では、市内の全保育所、幼稚園へ訪問する形の出前型健診を行っております。訪問型の健診についてのお考えをお聞きいたします。5歳児健診をすることで、3歳児健診での見落としが少なくなり、3歳児健診自体の精度も上がっておるというふうに聞いております。訪問型健診についてお伺いをいたします。

保健福祉部長（石橋正次君）

幼稚園や保育園に出向いて行う訪問型の5歳児健診についてお答えをさせていただきます。訪問型の5歳児健診は、子供が毎日過ごしている場所で、いつも子供と接している保育士や教諭がいる状況で実施するものであり、医師などの観察者がふだんどおりの子供の心身の状態を見ることができる利点があると言われております。

しかしながら、現状では幼稚園、保育園が市内に25カ所あり、各園の規模もさまざまございます。このことから、医師などの専門職が各施設に出向いて対応できる体制ができておりますので、今後の課題に向けての研究をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

切れ目のない子育て支援のためには今何が必要なのか、それを訴えさせていただきました。子育て世代に寄り添う相談体制の充実、積極的に支援して教育効果を上げていく学校、早期発見、早期支援に結びつける5歳児健診の実施、各所管がさらに連携、協力を図っていかなければならぬ、このように考えております。そのためには、各事業が支援につなげるために、それぞれの事業の後ろ盾になって支えていることを自覚していただきたい、このように思っております。それを踏まえた上で、この3事業を今後どのように進めていかれるのか、総括をお願いいたします。

保健福祉部長（石橋正次君）

本日、菊次議員のほうから相談者に寄り添う相談体制、そして積極的な教育支援、また、5歳児健診など早期に支援を行う事業について御提案をいただいたところでございます。

今後、国が示しております子育て世代包括支援のための事業内容に加えまして、本日御提案いただきました内容についてもしっかりと調査研究をいたしまして、本市で実施するべき事業を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

何よりも相談者に寄り添う姿勢を持ち、積極的に支援する体制の整備はどのような事業を行うことにも大切なことであり、とりわけ多くの不安を持ちながら、妊娠、出産、そして子育てをしている世代を支援するに当たっては必要不可欠な条件であるというふうに考えております。

今後、一層の子育て支援の充実を図り、子供を産み育てやすい環境づくりに力を注いでまいる所存でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。心に寄り添う積極的な支援を今後ともよろしくお願ひいたします。

中学校の学習支援についてお伺いをいたします。

本年度の学力調査の結果を受けて、本市の対策として家庭での学習の充実が大事であるというふうに言われてきましたが、全くそのとおりなんですが、本人のやる気、または家庭環境に左右される面が大きいように感じております。昨年3月議会で、地域の皆さんに講師になっていただく方を探してもらえるように学校のほうから依頼されてみてはいかがと、このように提案をさせていただいておりました。前回と同じく、地域の力をおりかりして中学校の学力向上を目指すべきではないかというふうに考えております。学校内でボランティアを使って学習支援を行うことは現実難しいということでございましたが、今回は、国が学校の教育以外にも地域の力をかりて進めようとしている無料塾であります。地域未来塾の開設についてどのような考え方をお持ちでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

中学生の学力が生活環境の影響を受けるというのは議員の御指摘のとおりであるかと思います。

本市でも、児童・生徒の基礎学力の向上は重要な課題と位置づけておりまして、さまざまな施策を講じてますが、やはり教室の中だけでは十分とは言い切れません。協力が得られれば、地域未来塾のような地域ぐるみの取り組みが望ましいと思います。

ただし、事業の実施に当たりましては、運営組織の設置でありますとかコーディネーターや講師といった人材の確保など、解決しなければならない課題も多いと考えております。

また、事業を実施する市町村へは国、県からそれぞれ事業費の3分の1が補助されますが、平成28年度、福岡県はこの事業を実施しないとしております。本市が事業を実施するにいたしましても、今後の県の動向を見きわめた上でと考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

では、生活困窮者自立支援制度の中に生活困窮家庭の子供の学習支援を行う制度がありますが、利用している家庭、子供の数というのはどういったことになっておりますでしょうか。

保健福祉部長（石橋正次君）

議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえまして、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び保護に頼ることがないよう、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体的な実施が不可欠になっているところでございます。

このような中で、本年度から新たな生活困窮者支援制度がスタートいたしました。本市におきましては、相談支援員1名を配置しながら、必須事業となっております自立相談支援事業と住居確保給付金の支給に現在取り組んであるところでございます。

しかしながら、議員御質問の生活困窮家庭の子供への学習支援事業につきましては任意事業となっておるところであり、その重要性につきましては認識をいたしておりますけれども、申しわけございませんけど、現在は実施には至っていないというふうなことでございます。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

貧困がさらに次の世代の貧困につながるといった負の連鎖を断ち切っていかなければならぬ、このように思います。そのためのメニューがあるわけで、しっかりと予算をとっていただきたい、このように思いますが、どうでしょうか。

保健福祉部長（石橋正次君）

議員御指摘のように、貧困という負の連鎖を断ち切るためにも、子供の学習支援を初め、日常的な生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援など、子供と保護者の双方に必要な支援を行う必要があると考えてはおるところでございます。

子供の学習支援の実施に当たっては、福祉課だけで展開していくことは難しい点もあるため、子育て支援課や教育委員会など関係各課との連携を図りながら取り組む必要がありますので、実施体制等を含め、今後の課題を検討していきたいと、検討課題であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

現在、ひとり親家庭を対象にした無料塾がございますが、中学生を学習習慣がついていない子供だとか、生活困窮家庭の子供といったぐあいに分けて学習支援を行うべきではないというふうに私は考えております。中学生の学習支援をするメニューはいろいろとあると思いますので、それをフル活用して、学習支援を望む全ての中学生が対象になるような今回の未来塾の取り組みにはならないものでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

地域未来塾につきましては、先ほども申し上げましたように、今後の県の動向が導入を左右するものと考えております。

事業に取り組むにいたしましても、新しい事業でございますので、まずは調査研究が必要であると考えております。

また、福岡県教育委員会でも類似事業といたしまして、ふくおか放課後プロジェクト「学び道場」を補助事業のメニューに上げております。この事業は、中学生だけではなく、小学生も対象にしているということで違いはございますけれども、地域の協力を得て児童・生徒の学習習慣の定着でありますとか学習意欲を喚起させることや、事業実施に当たって国と県

からそれぞれ3分の1の補助があるなど、よく似た事業内容となっております。

導入に当たりましては、どのような事業が本市に適しているのか、先進事例を調査するなどいたしまして、今後、検討材料を集めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

調査をしっかりと行っていただきて、早い段階で実現に至るように、所管連携よろしくお願いをいたします。

学習指導をしていくには一定の方針が必要というふうに私考えますけれども、本市における学習指導方針をお伺いいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

現在のところ、具体的に地域未来塾の設置というのを検討しておりませんので、学習方針として定まったものはございません。

ただ、地域未来塾の設置が進んでおります熊本県の教育委員会社会教育課によりますと、講師役の有償ボランティアが学校でのカリキュラムでやるとか、生徒一人一人の習熟度に合わせましてきめの細かい指導を行いまして、成果が上がっているということで申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

最終的に教えてもらうことに依存するものではなく、学習支援がない環境でも自立して向上していく子供を育てていくことが大事、このように考えております。

コミセンの有効活用、地域の人と若い人たちが触れ合う地域未来塾はコミセンを利用したいというのが私の考えでありますけれども、そのことについてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

先ほど議員が少し触れられましたが、現在、城内コミュニティ防災センターにおきまして、ひとり親家庭のための学習支援事業が実施されております。この事業は、市子育て支援課が所管する事業でございまして、週1回、母子家庭や父子家庭のお子さんにボランティア講師が学習指導するものでございます。

こういった事業もございますので、市が地域未来塾に取り組む場合でもコミュニティセンターを利用するには問題ないと考えますし、施設の有効活用の面からも好ましいことであると考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

最後の質問となります。服を着たままプールで泳ぐ着衣水泳が行われておりますけれども、本市ではどのような取り組みをなされておりますでしょうか。

学校教育課長（武田真治君）

本市におきましては、小学校における着衣水泳の状況をお答えいたします。

本年度は19校中16校で、全ての学年で少なくとも年1回授業として指導しております。

次年度以降については、全ての小学校で指導計画に明記し、実施の予定でございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

本市はどの市町村よりも水に縁がありますし、近年では水害も経験をいたしております。これからも毎年どの学校でも全学年において授業で行われるようにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

柳川市民の皆様、そして、傍聴いただいている皆様、また、議会及び執行部の皆さん御苦労さまです。15番緒方寿光です。早速、平成28年第1回柳川市議会定例会での一般質問を行います。貴重な60分の時間をいただきましたので、ぜひ内容のある議論を行いたいと考えております。そこで、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁を強く求めます。また、議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

今回の私の質問は大きく3点です。

まず、1点目の質問です。日本は人口減少時代に入り、柳川市も現在、毎年およそ700名の人口減少が進んでいます。現時点でおよそ6万7,800人の人口が24年後の2040年にはおよそ4万9,000人になると推計されています。

そこで、本市の具体的な人口減少抑制策を今後どのように進められるのか、まずは平成31年度までの市の具体策をお聞きします。

2点目は、観光振興の対策です。

観光振興計画では、平成30年には観光入り込み客数を150万人にすると目標値を掲げられています。しかしながら、現実は平成26年の観光入り込み客数は126万人で、今後3年間で、この差、約20万人以上をふやすには、今、市としてさらなる観光振興策を掲げ、本気で取り組まなければ、この目標値には達しないと強く考えています。

そこで、市のさらなる観光振興へ向けて、今後3年間の戦略を具体的にどうするのか、お聞きします。

3点目は、都市計画道路事業の進捗と完成予定時期の質問です。

具体的には、三橋筑紫橋線の柳川市役所柳川庁舎から西側へおよそ700メートルの計画道路が今後具体的にどのように進められるのか、また、完成はいつになるのか、お聞きします。

以上の3点が今議会での私の質問です。そして、これから先の質問は自席より一問一答方式で行います。改めまして、執行部におかれましては、限られた質問時間ですので、簡潔明瞭の答弁を強く求めます。

私の壇上からの質問は以上です。

15番（緒方寿光君）続

初めに、市の具体的な人口減少の抑制策につきまして、重要施策のみに絞りまして質問をいたします。

平成27年国勢調査の人口集計の結果は、柳川市の人口は6万7,829人となっています。平成22年度が7万1,375人ですので、5年間で3,546人が減少したことになります。このことは、市の人口が毎年およそ700人減少したことになります。さらには、この内容ですが、人口の年代別の状況を見てみると、ゼロ歳から14歳までの年少人口はおよそ8,200人となりまして、平成22年がおよそ9,200人ですので、5年間でおよそ1,000人の減少、次に、15歳から64歳までの生産年齢人口はおよそ3万9,000人となっておりまして、平成22年がおよそ4万3,000人ですので、5年間でおよそ4,000人もの減少です。そしてまた、65歳以上の老人人口はおよそ2万770人となっておりまして、平成22年がおよそ1万9,160人ですので、5年間でおよそ1,600人の増加となっております。要は簡単に言えば、ゼロ歳から64歳までの総人口は5年間でおよそ5,000人が減少しまして、65歳以上の総人口はおよそ1,600人ふえたということになります。

そこでまず、この数字の分析の結果、市としての見解をお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

企画課長（桙島謙治君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

先ほど議員が言われますように、平成27年の国勢調査速報値の人口は6万7,829人となっております。これは5年前の7万1,375人に対して、実数で3,546人の減少、減少率でいえばマイナス4.9%というふうになっております。

また、5年前の2万3,333世帯に対しまして、27年の世帯数は2万3,436世帯となりまして、実数で103世帯の増加、増減率でいえば0.44%のプラスというふうになっております。

近隣市町、大牟田、八女、筑後、大川、みやま、大木の5市1町と比較しますと、全ての市町でこれらは減少しておりますが、増減率でいいますと本市は筑後市、大木町に次ぎ、3番目の減少率の低さというふうになっております。

また、人口が減少し、世帯数が増加したことから、平成22年は1世帯3人を超えていた人員が平成27年には1世帯2.89人と、核家族化が一層進んでいるということが想定されます。

速報値につきましては人口と世帯数の数値等しかございませんので、詳しい分析ができておりませんけれども、人口が減少していることにつきましては先ほどの御紹介のとおりの事実でございまして、今後、柳川版総合戦略を着実に進めて、人口減少抑制に取り組む必要があるというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

現実としまして、柳川市のゼロ歳から64歳までの生産年齢人口、最も大事な人口だと思いますが、5年間で5,000人減少しているということあります。

そこで、私は転出がどうこうと議論する前に、ちょっと厳しいことを言いますけれども、柳川市の正職員の皆さん方が原則としまして柳川市内に定住をしていただくことが原則論じゃないかなと考えております。それはなぜか。それは当然のことながら、職員の皆さん方の給与は税金で賄われておりますし、そして、仮に柳川市内に定住していただきますと固定資産税も伸びます。当然のことございますが、家族と一緒に定住していただきますと経済効果もあるということですので、ぜひ柳川市内に定住していただくことが必要だと考えております。そして、今後は少子・高齢化を迎える中で、要は今まで以上に地域コミュニティを保つ一員として活躍していただくという役割を担っていただきたいと考えておりますので、ぜひ柳川市内に定住していただくことは原則として当然ではないかと考えております。

そこで、質問しますが、現在、柳川市の正職員は何名おられて、そして、市外に定住されてある方が何名おられるのか、お聞きします。

総務部長（高崎祐二君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

本市職員の市内居住者と市外居住者について、平成27年4月1日時点の人数を申し上げますと、職員497人中、市内が406人、市外が91人となっておりまして、市内居住者は全体の約82%というふうになっております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

再度質問しますが、市の定住人口をふやすということで一生懸命頑張っていただいている

わけですが、特に市外にお住みの方が、はっきり言いますけど、今、市外に住んである方に柳川市に住んでくださいと腹を据えて言える状況なのかなと思います。やはりみずからが柳川市内に定住していただくということが原則じゃないかと考えております。

91名ということですので、仮に91名の方全員が単純に柳川に定住していただきますと、91名、ぱっとふえると。その家族もおありになると思いますのでね。ここについては、やはり市長のリーダーシップを含めまして、その指導をぜひ徹底していただく必要があるのではないかと考えておりますが、市長の見解と今後の方針についてお尋ねをいたします。

総務部長（高崎祐二君）

まず、事務的なお話を私のほうから差し上げたいというふうに思います。

原則として柳川市に定住すべきではないかという御質問でございますが、仮に職員の市内定住を図るということから、職員採用において市内在住、または採用後、市内に在住することを条件とした場合、憲法第22条第1項では「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と規定されておりまして、法律に抵触するおそれがあるものと考えております。

ただし、緊急出動があります消防吏員や、任用期間を限定し、市が住まいを用意した上で大都市圏在住者を条件に募集しております地域おこし協力隊などの例外はございます。

そもそも職員採用は、いかに優秀な人材を公正に採用するかということになりますので、採用募集の時点では市内外から優秀な人材を確保するため、広く公募をしているところでございます。また、職種によりましては保健師など資格を有することを条件とする場合もありますが、初級行政事務や上級行政事務、土木技術などは年齢制限があるほかは、学歴や国籍さえも問えない状況になっております。

採用試験の結果、毎年、市外の在住者も合格をしておりまして、過去5年間の合格者49人中、約4割に当たる20人が市外出身の市外在住者になっております。ちなみに、20人のうち7人が採用を機に本市に転入をしているところです。

逆に、柳川市に住んでいて、みやま市役所や大牟田市役所、福岡市役所などで働いている職員も数多くおられるというふうに思っております。

もともと市内出身で市内居住の職員でも、結婚などにより夫婦それぞれの勤務地までの利便性を考慮するなどして、やむを得ず市外に居を移す場合も見受けられます。市外居住の職員が市内居住の職員に劣るような仕事をしているわけでもございません。市内、市外を問わず、職員が柳川をもっと好きになって、市の発展のため一生懸命仕事に専念することが最も大事であるというふうに考えております。

自治体職員だから勤務する自治体に住まわせるというような居住地を強制するような手法はとれませんが、それぞれの職員が就職、結婚、新築など人生の岐路に立ったときに、柳川のことを思い、柳川の活性化のために市内への定住を第一の選択肢として考えてもらうよう、

機会あるごとに市内居住を勧め、柳川に定住することを期待しているところでもございます。
以上です。

15番（緒方寿光君）

少し短くお願ひしたいと思っておりますが、この件について市長の見解はいかがなんでしょうか、お尋ねします。

市長（金子健次君）

採用試験のときに面接試験で市外の方もたくさんいらっしゃいます。人事の担当のほうにも極力、遠方の方で受験をされて採用された方については、久留米市や大牟田市ではなく、柳川市に居を構えてもらいたいということは私の気持ちとして強く伝えてもらいたいということで、今、20人のうち7人が入ってきているようでございますので、緒方議員が言われる分についても十分理解はしますけれども、非常に難しい部分がありますけれども、なるべく努めて、そういう気持ちを採用者には伝えているということは事実でございます。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。強いリーダーシップを發揮していただいて、ぜひ今後ともここにつきましては前向きに検討していただきたいと考えております。

次に、先ほどの人口減少抑制策についてなんですが、すばり申しますと、これは柳川版総合戦略の中でも、24年後の柳川市の人口推計、国立社会保障・人口問題研究所の推計で総人口4万9,900人になりますよ、年少人口4,900人になりますよ、生産年齢人口がおよそ2万5,700人になりますよ、老人人口が1万9,200人になりますよというような推計の数字を出されているわけですね。そして、このことを今回、この柳川版総合戦略の中では、2040年の将来的な人口目標を柳川市としては5万4,000人に設定したい。そして、条件として、要は合計特殊出生率を1.8、死亡率、毎年2%改善、5年間で死亡者数10%抑制、そして、社会移動、毎年5%の改善、5年間で転出超過25%抑制と、こううたってあるわけです。

そこで、質問しますけれども、4万9,900人の推計の人口に対しまして、柳川市の柳川版総合戦略では5万4,000人という将来人口目標を掲げてありますが、この数字の根拠をぜひ教えていただきたいと思います。

企画課長（桝島謙治君）

御質問にお答えします。

本市の人口減少の要因は、総合戦略に示しているとおり、自然動態並びに社会動態の二重の減少というふうになっております。特に自然動態については、平成11年に出生数と死亡数が逆転して以降、年々その差が拡大しております。

この差をなくすためには、出生数の増加と死亡数の抑制に取り組む必要がございます。それぞれの目標を合計特殊出生率1.8の達成と死亡率を5年間で10%抑制するというふうに定めたところでございます。この合計特殊出生率の目標数値につきましては、国民が希望する

数値であります。また、死亡率10%の抑制は、寝たきりにならず健康で長生きする健康寿命を延ばすことを目指しております。

次に、社会動態でございますが、日本全体の経済動向に左右されますけれども、例年300人前後の転出超過が本市では見られております。そのため、5年間で25%抑制するということにしております。

これらの数値の設定根拠としましては、2060年の長期人口目標で人口構成が著しく偏らないことを根拠に設定をしてあるところでございます。この目標を達成することで、現在、60%あります生産年齢人口を50%で維持し、年少人口も現在と余り変わらない12.4%程度と、横ばいの水準を維持することで本市の活力を維持していくこうということで目標数値を定めたところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

そうしますと、具体的に一つ一つお聞きしたいと思っていますが、要は平成27年度から平成31年度までの5年間でこの基本目標数値達成に向けて頑張ると書いてあるんですけど、まず最初の質問なんですが、今後4年間で転出者2,066人を1,966人になると。つまりは100名、転出者を抑制すると。その具体策につきまして、最重要施策と申しましょうか、そこを3つお聞きしたいと思っています。

例えば、転出者を抑制する施策の一つとしまして、コミセンの利用数を基準値の13万9,000人から平成31年度目標値の20万人にすると。つまりは6万1,000人増加させる目標を掲げられておりますが、私は今の現況ではなかなかこの数字に届かないのではないかと思っています。27年度のコミセン利用者数、合計で約12万人となっておりまして、果たして4年後に8万人増の20万人をクリアすることができるのかなと大変危惧をしているところであります。

そこで、例えば、私自身は当然のことながら高齢者の健康増進活動やその他もろもろ、予防活動、それは当然のことながらやっていくべきだと思いますが、このコミセンでも、やはり結婚披露宴や、特に法事ですね、そういうものができるとか、そして、さまざまなスポーツの合宿も行われているようでございますが、この合宿での利用ができるとか、要は利用できる条件の拡大をこれから図ることが不可欠ではないかと考えておりますが、この点を含めまして、転出者100名の抑制を平成31年度までにやると、何をどのようにして実現されようとしているのか、重要施策のうちの優先順位上位3つで結構ですから、短くいいですか、ぜひ具体的にお聞きをしたいと思います。

総務部長（高崎祐二君）

総合戦略の基本目標を達成する具体的施策ということでございます。

今、お尋ねの件につきましては、うちのほうで上げております転出抑制策についてのお尋ねだと思いますので、その点についてお答えしたいと思います。

まず、柳川版総合戦略につきましては、1点目で柳川の歴史・文化、風土に誇りと愛情を持つふるさとづくりを行うことによって目標を達成したいというふうに考えております。具体的には、地域コミュニティセンターの活動充実や柳川と転出者を結ぶコミュニティサイトの開設、おもてなし市民会議による事業の推進や卒業パーティー、同窓会開催の促進等を想定いたしております。

28年度での施策では、コミュニティの活性化策として有識者等をコーディネーターに各種プログラムを実施することとしております。また、コミュニティサイトの開設を行うこととしております。これに關しましては、1年経過した時点で具体的な進捗状況ということで、来年度、集計ができるものというふうに考えております。

具体的な施策については、そのようなことを考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

最重要施策の上位から3つをぜひ聞かせてください。いろんなことをやりたいというのはいろいろあると思いますけれども、柳川市としてそこをどうするのかをぜひ聞かせていただきたいと思っています。

次に、合計特殊出生率の向上策ですね、これについては、現在の1.4から平成31年度には1.47までにアップさせるということで目標数値を掲げてありますが、新年度からはさらなる保育料の軽減、そしてまた乳幼児医療費助成、これが小学校6年生まで拡大をされるということでございますが、この点は評価できるところなんですが、既に近隣自治体においては、この施策、柳川市以上にどんどんやっています。そして、この施策だけに柳川市は甘んじてはいけないと私は考えております。

そして、特に大事なのは婚活のための支援充実、ここが柳川の場合は必要だと考えています。それは結婚につながる施策を推進することによりまして、第1子の出生だとか、そして、その後の第2子、第3子と出生につながる施策、このことに対する施策が求められているのではないかと常に考えております。例えば、筑後市では多子出産祝い金事業といたしまして、子供を多く産んだ場合に第3子以降の子供に補助金100千円を支給するというような施策も取り組んでありますし、果たして柳川市として独自に何をしていくのか、ここが問われていると思っています。そして、さらには不妊治療ですね、この支援も具体的に必要だと考えています。福岡県は平成28年1月20日だったと思いますが、この治療費の助成を拡充しまして、最大で450千円助成することになっておりますが、これとはまた別に、柳川市独自で施策を考えてあるのかどうか。

この点につきまして、平成31年度までに1.47の目標数値を達成するために何をどうするのか、ここを重要施策上位3つをぜひ聞かせていただければと思います。

総務部長（高崎祐二君）

2点目の出生率の向上についての施策を重点目標で3つということで言われております。先ほど来、緒方議員のほうからありましたように、確かに他の地域についてまではまだ至っていないというような御指摘もあっておりますが、28年度で2年連続になる保育料の負担軽減、それから、乳幼児医療費助成の拡大というものを考えております。柳川市といたしましては、やはり市の子育て支援に対する魅力で本来勝負をすべきというふうに考えております。いろんな形で周りの市町村と、こういう具体的な保育料とか医療費助成だけで今後施策が進みますと、それだけで自治体自体が消耗していくのではないかなというふうには考えております。

それと、先ほど2点上げましたが、最後に緒方議員言われましたように、いわゆる婚活あたりをどう考えていくかというお話がありました。婚活支援につきましては、単なるお見合いパーティーを行うだけではなくて、結婚したい意欲の向上や個人の魅力をアップさせるようなセミナーも今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

理解できるようで、何となくわからないような答弁なんですけれども、時間も限られておりますので、一番大事な転入者、これの増加策ですね、要は今後4年間で1,750名から1,887名にすると。要は137人をふやすための具体的な重要施策を3つお聞きします。

例えば、今回、柳川市については、転入ファミリーの支援事業の一環だと考えますが、この中山地区に柳川市の市有地を住宅用で4区画分譲される予定であります。内容はいろいろありますが、新婚、子育て世帯割引特典とか、市外からの転入10%、結婚後1年以内の場合は10%など、条件をクリアすれば最大で50%の割引になるというような特典もあるわけですが、ひとつこれは挑戦されていい施策だと私も思っています。

最近、私のほうによく話があるのは、来年4月に消費税アップになるかならないか、それはわかりませんけれども、非常に今、若い世代の方々が家を建てるということで住宅地を探されたり、そういうものがないかとか、いろんな相談が今結構多いんですね。そこで、私はこの4区画の分譲にとどまることなく、柳川市の市有地についてはまだたくさんあると思いますので、これからもっとここをスピードを上げて、この施策をもっと大きく打っていく必要があるのではないかと、そう考えております。

そして、それプラス空き家、空き店舗の利活用、これは当然なんですが、さらには古民家のリノベーションなんかも非常に今あらゆるところで取り組みがされてありますので、ぜひここについても、もっと積極的に柳川市としては具体策を打っていく必要があるのではないかと、そう考えております。

そこで、質問しますけれども、137人増加させるということですが、簡単で結構ですので、その具体的な施策を3つほど、市が本当に重要施策としてこれはやりたいというものだけ

で結構でございますので、お聞きします。

総務部長（高崎祐二君）

先ほどは中山団地跡地の分譲につきましてお褒めをいただきまして、ありがとうございます。同じように、市有地の活用につきましては、実際、宅地に適しているかどうかの調査を28年度行いまして、そういう適地であるならば市有地のほうも分譲住宅あたりで売却できなかというふうに考えております。

あと、3点ということですので、やっぱり住みたい柳川への転入者支援につきまして、移住相談の充実などを考えております。あわせまして、首都圏におきます柳川の食、観光、暮らしなどの情報を今まで以上に発信をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

次に、柳川市で一番重要な問題だと私が考えてあることを述べますが、特に市内の総生産額、これを今現在188,887,000千円ということだと思いますが、平成31年度でこの額を94億円ふやして、198,331,000千円までにすると。そして、さらには法人数も1,252法人を1,300法人にすると。要はこの4年間で48法人をふやすという目標値を設定されているわけですが、例えば、企業誘致、これについては、平成31年度までに3件を目標値に掲げられて達成したいと、こう書いてあります。

そこで、現時点において、ピアス跡地の企業進出もまだまだいまだに決定していないような話も聞いておりますが、今後4年間で柳川市としてどうここを取り組むのか、具体策をぜひ聞かせていただきたいと思います。

さらには、柳川として一番大事な農業生産額ですね、これを49.4億円から55億円にする。そして、漁業生産額を99億円から115億円にするという目標を掲げてありますが、これを仮にやるとすれば、やはり私は6次産業化をもっとスピードを上げてやるべきだと思いますし、道の駅なんかの直売所も充実させて、地元特産物の振興をやらなきゃ、そして、新規作物もそうなんですけれども、もっとそこら辺をスピードを上げてやらないことには、この数字は私は達成できないのではないかと。悲観をするわけじゃないんですけれども、そう考えるわけであります。

そこで、柳川市として、市内の総生産額をふやす、上げる、そして、法人登録数をふやす、この件についての重要施策、市として何をやるのか、3つお聞きしたいと思います。

総務部長（高崎祐二君）

3つということですので、3点お上げしたいというふうに思います。

まずは地場企業の振興というものが一番大事なものと考えております。そのために、地元高校と企業の交流、連携というものを特にやっていきたいというふうに思っております。

2点目につきましては、農水産物のブランド化を図っていきたいというふうに考えており

ます。

3点目につきましては、観光客の滞在力、これをいかに強化していくかということに限るかと思っております。

以上、3点申し上げたいと思います。

15番（緒方寿光君）

3点説明いただいて、ありがとうございます。ただ、もう少し具体的に答弁をいただかないと、単なる項目だけで言ってもらっても、なかなかこっちはわからないわけで、ぜひ具体的に施策の説明はお願いしたいと思っています。

まとめますと、平成31年度に向けましては、特に生産年齢人口ですね、15歳から64歳までの生産年齢人口、これが物すごく減少していくわけでございます。ここについて、やはり柳川市は本当の意味で本気になって施策を打っていかないと、すとんとこの人口は減少していくと思いますので、この生産年齢人口をできるだけ減少させないという抑制策、ここについて市長の見解がありましたら、重要施策等々ありましたら、ぜひここの部分について聞かせていただければと思います。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えしたいと思います。

総務省から国勢調査の速報値が2月26日に公表されました。それによれば、1920年の調査開始以来、初めて日本の総人口は減少し、1億2,711万人となっております。既に2010年には人口減少社会に突入したと言われてきましたが、数値上でもはっきり示されたことになるわけでございます。

このことは、当然、本市の人口や今後の推移にも影響することになりますので、将来人口推計で減少することはある程度容認せざるを得ないことだと考えております。ただし、なるべく減少するスピードを緩和していくことと、人口は減少していくけれども、それに対応した豊かで活力ある地域にしていくことが大事であるというふうに考えてあります。そのためにも、税収やマンパワーにおいて柳川市を支えている生産人口に当たります、今言われるような15歳から64歳までの世代をいかに維持していくかが重要だと考えております。

今後、高齢化対策も進めながら、特に仕事と家庭の両立、あるいは非正規雇用、少子化の問題を含めて、課題がより複雑多様化している若者世代の希望をかなえ、柳川の暮らしや子育てに幸せを感じる施策や支援を厚くしていかなければならぬと感じているところです。

近隣の市町を見ますと、私の持論ですけれども、やっぱり保育園を安くするとか、医療費については国が見るべきだという考え方を持っておりますけれども、実際、周辺が安くしておるということで、大牟田市も中学校までは無料化という形になっておりますので、そういうことを含めて、今後、やっぱり本市としても次年度に向けて取り組まなければならないかなというふうに感じているところでもございます。

具体的には今答えられませんけれども、要するに議員が言われるような15歳から64歳までの世代をどのくらいふやしていくかということが大きな課題というふうに私自身も思っているところです。

以上です。

15番（緒方寿光君）

特に柳川版総合戦略につきましては、平成31年度までに目標値が達成できますように、私たちもやはりいろんなものをどんどん提案していくべきだと思いますが、やはり一番大事なのは執行部の皆さんのが積極的な姿勢だと思っていますので、ぜひ本気で柳川独自の施策をですね、全国的な金太郎あめ的な施策ではなくて、ぜひここについてもっと力を入れて独自性を持って達成していただきたいと、そう強く強く要望いたします。

次に、柳川市の観光振興に向けての戦略をお聞きいたします。

まず初めに、観光振興計画に掲げてある目標値、平成26年12月でございましたが、この中期計画目標値、そして実績値、この4点が示されています。1点目、観光入り込み客数の目標130万人に対して現実124万5,000人、実質は5万5,000人のショートと。2点目、外国人観光客数の目標14万人に対して6万6,000人、実質7万4,000人ショートと。3点目で、観光消費額全体額の目標5,850,000千円に対して実質が4,860,000千円、990,000千円のショートということですが、そして、4点目にも観光消費額1人当たり額の目標4,500円に対して実質3,900円、600円のショートということでございます。

そこでまず、こここの目標値、そして、この実績値、これを見まして、全体的に下回っているわけでございますが、この要因ですね、特に東北の震災後の影響もあると思いますが、柳川市としてどう分析をされているのか、簡単で結構ですので、その分析結果を教えてください。

観光課長（松藤満也君）

緒方議員の質問にお答えします。

柳川市観光振興計画は平成21年から10年間の目標として、平成22年までの短期、平成25年までの中期、平成30年までの長期の目標設定をいたしております。

25年の中期計画の目標としましては、観光入り込み客数130万人、外国人観光客数14万人、観光消費額58.5億円、1人当たりの観光消費額4,500円と設定をしております。この項目の平成25年の実績としては、観光入り込み客数124万5,000人、外国人観光客数6万6,000人、観光消費額48.6億円、1人当たり観光消費額3,900円となっておりまして、目標を上回っているものはありません。

また、宿泊についても、御指摘のとおり、平成26年度は前年より270人減少しております。

なお、議員もおっしゃったとおり、平成23年3月11日の東日本大震災の自粛の関係で、平成23年、24年と全国的にも大幅に落ち込んでおります。平成25年は回復途上で、柳川も同様

の傾向がありました。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

そこで、さらに、この観光振興計画の中で長期計画をうたってあるわけですが、平成30年の長期計画、この目標値を4つ紹介しますと、観光入り込み客数150万人、外国人観光客数18万人、観光消費額全体額75億円、そして、観光消費額の1人当たりの額5千円とされてあります。実は私は今回、大関琴獎菊関が優勝されたことで、この柳川市の知名度が世界的に物すごく上がったと思っています。ことしの観光入り込み客数は当然のことながら伸びると思っておりますけれども、このことに柳川市としては甘んじることなく、逆に受け皿を今からどうやってつくるのか、この受け皿づくりの体制をどうするのか、ここを本当に真剣に考えて実行に移すべきだと考えております。そして、ここをやらなければ、なかなかこの目標数字は達成できないのではないかと思っています。

そこで、この3年間、柳川市として何をどう目標達成するためにするのか、ここをぜひ聞かせていただきたいと思いますが、まず、先ほど答弁の中にもありましたけれども、宿泊数が270名減少しているということあります。特に宿泊について、今回は宿泊ホテルが駅の東口にルートインさんの建設だったり、完成後、150室以上がふえるということになると思いますが、そして、グリーンホテルも改めて営業がスタートされたわけであります。そこで、現実としては先は少し受け皿はふえるということなんですが、最近では、このほかのホテル業者のほうからの進出検討の話、情報もあるみたいでございますので、ここを全部含めまして、今後3年間、宿泊数の増加に向けて、市の具体策と申しましょうかね、ここをぜひ受け皿づくりをどうするのか、ホテル誘致を含めて、民宿、民泊の創出を含めて、この受け皿を3年間でどうするのかをぜひ聞かせていただきたいと思います。

観光課長（松藤満也君）

平成30年の長期目標、先ほど議員おっしゃったとおりでございまして、その目標を実現するための具体策については、まずは満足度を高めることが重要だと考えております。観光客が一日中満喫でき、宿泊したいと思っていたいただくため、川下りを初めとした観光資源の磨き上げが必要だと考えています。磨き上げることで受け入れの質が向上し、柳川全体を心地よい空間に感じていただくことが満足度や滞在力の強化につながると思います。

その中で、観光まちづくりの実現に向けた提言の中で、柳川の宿泊施設の特徴である旅館文化の情報発信を重点事業と位置づけております。国内外のプロモーションなどでPRを行い、体験と宿泊を組み合わせた企画づくりを推進していきたいというふうに思っております。

それと、さらなるホテルの誘致ということであったというふうに思いますが、宿泊施設がふえることは受け入れ面の環境が充実するというふうに思っております。宿泊を伴う観光客

の増加は観光の大きな課題でございまして、市内の宿泊施設、新規ホテルを含め、観光客が訪れていただく取り組みに力を注いでいきたいというふうに思います。

それと、それをふやす取り組みでございますが、体験と宿泊のセット企画については、ゆるり旅のメニューである魚市場見学で宿泊のあっせんを行っているところでございます。滞在力強化や消費額を拡大させるため、体験の組み合わせや夜、朝のメニューをふやし、宿泊と結びつける企画づくりが必要だと考えております。現在、ゆるり旅では、ナイトメニューについては、夏編で実施した夜の川下り、天体観測、秋編では白秋祭水上パレード花火、御花特別観覧席、春編では柳川産あまおうを使った夜のバー企画、御花クラシックコンサート、早朝メニューの先ほどの魚市場見学、それと、メニュー開発とあわせて、宿泊を伴う企画ができるよう、関係者や参加者のアンケートを参考にして通年型の体験メニューなどを組み合わせ、宿泊に結びつける企画づくりを進めていきたいと思っております。

それと、民泊の関係でございますが、民泊、ゲストハウスについては、市内の宿泊施設が週末は予約がとりにくい状況にあることや修学旅行のニーズが非常に高いということでございまして、グリーンツーリズムの推進を図りながら実現していきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

多少、いろいろされるというのはわかりますけど、具体的なものをぜひ御提案していただきたいと思います。

そして、今、外国人観光客にとりまして沖端の観光案内所が非常にわかりにくいと、案内所がわからないという意見とか、日本語が理解できない海外の個人客への対策とか、そして、観光ボランティア、通訳ボランティア、なかなかうまくいっていない部分もあると思いますので、ここについて、この3年間でどういう施策を打って、観光客が来られたときに、目的地までずっと行けるようなサインも含めて、そこをどういうふうに今後考えてあるのか、簡単で結構なんで、そこについて教えていただけませんか。

観光課長（松藤満也君）

観光案内所がわかりにくいという件でございますが、観光協会とも情報を共有して、外国語表記などを改善していきたいというふうに思います。

外国人に対する案内面でございますが、現在、各国の挨拶などを盛り込んだ「おもてなしハンドブック」、それと、目的地やYanagawa Free Wi-Fiスポットを安定できる「指差しマップ」の製作を進めております。それに、来年度からは観光案内所に外国語に対応できるスタッフを配置する予定にしております。それと、外国人があると便利な情報として要望が多い無料Wi-Fiについては、昨年10月にYanagawa Free Wi-Fi事業を官民連携で開始しておりまして、本年度末までに17件、公共施設は8件、

合計25件程度の整備が進むと思っております。

ボランティアガイドにつきましては、現在20名ほど登録いただいており、年間約2,000件のお客様にガイドをいただいております。毎月の研修や積極的な活動を行っていただいておりまして、引き続き人材の確保や育成に力を入れていきたいというふうに思います。海外のお客様も増加しておりますので、外国語対応のガイドについても充実していきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

私は夜の柳川のにぎわいを出していこうと思いますので、これは一つの紹介なんですけれども、やはり竹灯りと申しましょうかね、夜、そういった意味では、すいきょうやながわ水郷柳河ということでございますので、川下り沿いに竹灯り、これをやりますと、非常に夜のにぎわいもできて、そして、訪れる観光客の方もふえて、満足もしていただけると思います。そして、川下りももっと多くなります。竹灯り、ぜひこれは一度検討していただきたいと、そんなふうに思っています。

そして、2点目なんですけど、3月19日、HAWKSベースボールパーク筑後がオープンしますけれども、ここについての誘客ですね、柳川に誘客することをどう考えているのか、それもちょっとよく見えませんし、もう1つは、先日、琴獎菊関の優勝パレードで改めてどんこ舟に乗船させていただいたんですけど、東京から来られた観光客の方が言われたのは、自由に乗りおりできる川下り、川上りがあれば、もっと利用客がふえるんじゃないかという御指摘もかなり多くいただきましたので、外国人向けのプログラムもそうなんですけど、このことも含めて今後どう考えられるのか、そこをぜひ聞かせていただけますか。簡単で結構ですので。

観光課長（松藤満也君）

筑後七国の関係でございますが、19日にファームの公式戦が始まるということで、筑後七国のほうでいろんな開場記念のイベントとか、「筑後七国花ごよみ」ということでパンフレットを作成したり、船小屋駅のほうに観光案内所も設置して、筑後七国の観光情報を同時に発信したりいたしております。それと、筑後田園事業でモニターツアーを4月16日に実施したりしているところでございます。

それと、川下りの演出でございますが、以前にも社会実験を行いまして、川下りとまち歩きをセットにしたいいろんな企画ができたらなというふうに思っています。今後、さらに検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

この質問の最後になりますけれども、市長が考えられている、平成30年に150万人の観光

入り込み客数の目標値を掲げられて今進んであるわけなんですが、何をどうされようとするのか、具体的な重要施策を3つほどぜひ聞かせていただければと思いますが、よろしくお願ひします。

市長（金子健次君）

具体的な策ということでございますけど、私は大関に感謝をしたいと。やっぱりきっかけをつくってもらって、全国放送で柳川の川下り、川上りが紹介をされたという、この経済効果というのはちょっとはかり知れないものがあると。柳川に行ってみようかという人たちが全国たくさんいたのではないかと。あとは受け入れの問題だと思います。

もう1つが、2点目がさげもんガールズが台湾でアクセスが70万回数、日本では20万回数、そして、中国では何百万回という回数がアクセスをされています。そういうきっかけの外国人向けをどうやってするのかという問題ですね。

緒方議員がいろんな御意見、アイデア、提言をいただきましたけど、そこを含めまして、柳川はこれから本格的にそういう入り口の部分を大関がつくってくれたことには感謝して、ふやしていきたいというふうに思っています。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

あと5分になりましたので、次の最後の質問に移らせていただきますが、都市計画道路の整備につきまして、要は具体的には三橋筑紫橋線の柳川市役所柳川庁舎から西側の事業進捗、ここについて事業の進捗状況、そして、完成予定時期ですね、これをぜひ聞かせていただきたいと思います。

要は平成25年9月議会でこの件についてはお互いに議論しておりますし、特に市長も都市の防災機能だとか、そして、柳川庁舎方面へのアクセス、これを含めて重要だということで答弁もいただいております。これまでの2年半の事業の進捗状況、そして、今後の展開を含めまして聞かせていただきたいと思います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

平成25年9月議会で答弁いたしておりましたように、翌月の10月に都市計画道路三橋筑紫橋線の地域説明会を開催したところでございます。この説明会で、市がこの道路を建設推進していくことを報告いたしました。

その後、平成27年1月より庁内関係課と事業課における課題検討会を4回ほど行いまして、平成27年3月、関係行政区長に現在の取り組み状況を報告いたしたところでございます。

過去に論点となっていました景観への影響につきましては、市は制度を充実させてきましたが、さらに広く意見を求めるために、今年度は景観アドバイザーでもあります学識経験

者、関係行政区長を初め、柳川市観光協会、沿線住民の方々、地権者、柳城中学校 P T A の方、そして、柳川及び伝習館高等学校の学生さんにも参加していただき、この道路整備における景観というテーマについて 9 月から 4 回、懇話会を開催してきたところでございます。

また、タイムスケジュールということで、完成年度ということでお答えさせていただきますと、前回、25 年 9 月でも御答弁させていただきましたけれども、同程度の規格で整備されております市役所の東側の路線、福銀の前から川よしのところまでございますけれども、約 690 メートルというふうな同程度の延長ということを考えますと、これを参考といったしましては、事業着手から 10 年ほどかかるというふうに思っているところでございます。

以上です。

15 番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

1 つだけ聞かせてください。現時点では地元の地権者の方、そして、地元住民の方々の合意と申しましょうか、合意形成はできたと理解していいんですね。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほども申しましたように、懇話会というようなものと市の方針の説明会というようなことを行っております。また、これまでいろいろ御意見をいただいた方々につきましては、直接お会いさせていただき、説明も行ってまいりました。そういう中で、合意形成はできたんではないかというふうに考えております。

以上です。

15 番（緒方寿光君）

最後、1 分となりましたので、市長に再三恐縮なんですけれども、この道路計画についての見解がありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

前回、三橋筑紫橋線の整備については、この地区が狭隘道路が多いことから、緊急時の避難路、災害への対応、火災の延焼防止といった都市防災の機能を発揮するためということで、今、緒方議員のほうから言われましたけど、そういう喫緊の課題であるというお答えをいたします。

先ほどまちづくり課長が答弁いたしましたが、一日も早い完成を目指して関係機関への要望活動を行っていくとともに、市役所内に用地交渉等の支援チームを整えまして、都市計画道路の早期完成を目指して取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで 10 分間休憩いたします。

午後 2 時 休憩

午後 2 時11分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんこんにちは。佐々木創主でございます。それでは、早速質問をさせていただきます。

本日は、名勝「^{すいきょうやながわ}水郷柳河」と景観条例による柳川らしい景観づくり、企業誘致、佐賀空港へのオスプレイ配備計画、以上 3 点について質問をさせていただきます。

まず、名勝「^{すいきょうやながわ}水郷柳河」と景観条例による柳川らしい景観づくりについて質問をさせていただきます。

柳川の魅力の一つは、歴史、文化であります。その歴史に裏打ちされた掘割景観は柳川だけが持つすばらしい景観であり、歴史遺産としての価値があるだけでなく、私たち市民の生活に潤いを与え、観光の目玉ともなっております。

その景観を守り、発展させるため、これまで柳川市は、文化的景観モデル事業の対象となり、さらに平成24年には景観条例を制定し、柳川らしい景観づくりに取り組んできていたりしているところであります。

そして、昨年 3 月、柳川の掘割景観が国民的な詩人、北原白秋先生の詩情を育んだとして、文化庁から^{すいきょうやながわ}水郷柳河として名勝に指定をされました。高畠から沖端までの二ツ川、城堀の川下りコース、柳川城の外堀など、数キロメートルに及ぶ掘割を初め、並倉、白秋生家、水天宮、三柱神社などの建築物、その総面積は 1 万 8,000 平方メートルもの広大な面積になります。お花の松濤園であるとか戸島邸、既にこの 2 つは名勝であります。そういう点ではなく数キロメートルに及ぶ延長の堀、そういうものが面で名勝に指定されるというのは非常に珍しいことと言われております。この名勝指定は、柳川の掘割景観が歴史文化遺産として確固たる地位を築いただけでなく、観光産業への効果も大いに期待されたところです。

そこで私は昨年の 6 月の一般質問で、名勝となったことは大変喜ばしいことだが、名勝になったからといって景観が守られるわけではない。部分的には名勝にそぐわないところもある。これからいかにこの景観を守り、さらによりよい景観にしていくのか、それが重要であるということを指摘しました。あの指定から 1 年がたちました。その柳川の景観がどうなっているのか、柳川市がどう景観づくりに取り組んでいるのか、本日は確認をさせていただきたいと思います。

そこでまずお尋ねしますが、景観条例、名勝の指定部分の掘割の護岸の改修や樹木を伐採したり建築物を改修したりする場合は、市及び文化庁に届け出を行い、許可が必要になってると思います。その届け出状況と対応がどうなっているのか、お尋ねをします。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願ひします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

景観条例に基づく届け出等の数につきましては、条例を施行いたしました平成24年10月以降から平成28年2月末時点で、民間の建築物・工作物、木竹の伐採などの届け出が107件、行政等が行う建築物・工作物等の行為の通知が25件、合計の132件となっております。

また、平成27年3月の名勝指定後の現状変更の申請につきましては6件でございます。

こうした届け出や申請は、事前協議の段階で基準を満たすよう協議し、必要なものについては変更していただいておりますので、全て適合及び許可となっております。

さらに、行政が行う工作物等につきましては、景観アドバイザーに助言をいただきながら整備を行っているものもございます。

そのほか、名勝の指定区域と重複する区域の対応につきましては、生涯学習課とまちづくり課で情報を共有しながら進めておるところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、この景観条例、平成24年に制定をされて施行されたわけでありますが、この景観条例の第1条に、「先人たちの知恵や技術により築き、受け継がれてきた美しい水の巡る柳川らしい景観を、市民、事業者及び市が連携及び協働して守り、育むとともに、将来の世代へ引き継ぐことを目的とする。」というふうになっております。そこで、行政、事業者、市民、それぞれがこの共通の価値観を持って守っていく、そのそれぞれの責任も規定をされております。

じゃ、行政はともかくとして、この事業者、それと市民、この景観条例及び名勝、どれだけ認知していただいているのか、理解をしていただいているのか、どのように感じていらっしゃいますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

景観計画及び条例に関する周知では、計画及び条例の策定の前後と施行後に、啓発冊子と景観計画の概要版をそれぞれ全戸配布したほか、中学校区ごとに説明会を開催しております。また、建築確認を行う検査機関への周知や不動産事業者など関連する事業者への説明、周知を行ってきたところでもございます。

そのほか、特に景観に配慮にして建築された方につきましては、市報で公表するなどの啓発を行ってきてもあります。

しかし、景観条例や名勝についての理解、認知は、まだまだ行き届いているとは言えませ

ん。

そこで、誇りに思えるような柳川の良好な景観づくりに向けて、今後も条例や名勝の周知、啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

条例施行時、名勝指定、そのときに冊子をつくられた、特に名勝指定の後は市報にも、その意味合いと指定エリア、地図も掲載をされて周知の活動をやっていただいているんですが、今、課長おっしゃられたとおり、非常に認知度、理解度、私はまだまだ低いと言わざるを得ないと思います。

その証拠に、景観条例の施行以降、名前は言いませんが、樹齢400年の江戸時代、田中吉政公がこの城堀、柳川城を整備されたときに、東の最前線の防衛線としてつくられた土居にあった樹齢400年のクスノキ、切られてしまいました。ただ、その所有者は確かに認識をしていらっしゃいました。なぜかというと、この景観条例が施行以前の旧柳川市からあった伝統美観保存条例、あれによって指定をされておったからですね。ただ、それ以降、特にこの名勝指定以降、川下りコース、非常に大きい樹木が伐採されたりとか、散歩道にあったきれいな生垣が切られたりとかされてあります。それで、その辺の事情を聞いてみると、知らんやったと。住民の方も、事業者も。いや、せんかとこち知らんやったち、川下りコースだけやろち思いよったと。逆に不動産業者さんから、これは市に申請すると切らるるけんですねと、うちが申請をしてあげましょうと。じゃ、先ほど言った第1条の、行政、事業者、市民、それぞれがこの価値観をしっかり共有して次の世代に引き継いでいくと、その責任もあると。ただ、場合によっては、危険であったり、どうしてもこれは切らざるを得んとか、いろんな事情もあると思います。ただ、今言った事例は残しておってもよかったかなという気がするんですね。私も城内の住民であります。この名勝指定エリア、景観条例の特に重要地区、これは城内地区と柳河地区がほとんどやから、それと藤吉校区も一部ありますけれども、じゃ、住民の方々がどれだけ理解、認識していらっしゃるかというと、やっぱりクエスチョンマークと言わざるを得ない。もちろん私もこれをしっかり理解して大事と思っておりますから、私自身の責任も非常に痛感するわけでありますけれども、これからどうやっていくのか、これが非常に私は重要で、不動産業者の関係者に説明をされたと言いますが、ただ、形式的過ぎたんじゃないかなという気がするんですね。

それで、その対策の話は後で聞きますが、先ほど伝統美観保存条例と、そして、この景観緑三法という国がつくられた法律にのっとって、この景観条例をつくられた。この中には、重要な建築物と樹木を指定して守っていきますと。候補、その重要な建築物と樹木の候補を挙げていただいております。建造物でいうならば20個、それと樹木は56個と、今後、指定関係はどうなっておりますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

景観重要建造物及び樹木の指定につきましては、良好な景観形成の核となる施設等の保全策として大変有効な手段であるというふうに考えております。しかし、指定に当たっては、増改築などの行為に制限が発生することや樹木の伐採等の許可や維持管理基準の遵守が必要になるなど負担もあるため、建物や樹木の所有者、管理者の理解と協力が特に必要となっております。

このため、景観計画では、景観重要建造物と樹木の指定は行っておらず、指定の方針までにとどめているところでございます。

今後は、景観条例や名勝について十分に周知を図りながら、景観重要建造物、樹木の指定について景観条例施行市町村の動向を注視し、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

その所有者、当然それぞれ建造物、樹木、民間の場合は所有者さんがいらっしゃって、それぞれの御意向もおありになって、特に名勝の指定を受けている御花なんか松濤園、石いっちょ動かすのも文化庁の許可が要ると、もう大変だと、それは理解をしておるんですが、ただ、条例をつくって名勝にも指定されて守っていきましょうと、で、今後指定をしていきましょうという方針が出ておるわけで、所有者さんに、例えば樹木、建造物、これどげんでしょうかと、指定をしたいんですがというような接触はされたことはあるんですかね。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、景観重要建造物及び樹木の指定につきましてはさまざまな制限が伴うことから、これまでの御相談と申しますか、指定についての御相談はいたしましたことはございません。ただし、伐採等について相談を受けたときに、ぜひ残してほしいというようなことで御相談をいたしましたところ、その中では樹木がそのまま、剪定はされましたけれども幹の部分についてはそのまま残していただいたというようなことも例としてございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

先ほど、繰り返しになりますが、以前の伝統美観保存条例、その中にもしっかり建造物、樹木、汲水場であったり、建物であったり、きっちと指定をされて、その中には資金的な補助というのも盛り込まれておったんですね。で、現代版の、これは昭和三十何年の条例だったと思います。発展系でこれから全国の地域の特徴あるそういう景観を守っていこうという

ことで、その指針として景観緑三法が制定されて、それを受け景観条例を策定されたと。ほかの先進事例とかいろいろありますが、これから指定とか今後の対策、どういうふうにおとりになるのか、お願いします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

良好な景観の創出及び保全は、住民の皆様の理解と協力なしには厳しいものがございます。そこで、条例や名勝に関する周知を図るとともに、良好な景観を守ろうと思う意識の醸成に向けて、誇りに思う景観を再認識していただくような取り組みを検討してまいりたいと考えております。

また、今後の対策を考える上で樹木等の現況把握も重要であると考えており、こうした取り組みを進めながら保全を促進できるような対策を検討してまいりたいと考えております。

さらには、生涯学習課とまちづくり課など関連する部署間の連携をとりながら、効果的な取り組みを進めてまいりたいというふうにも思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

もうこの件は何度もお話をし、その都度そういう御答弁をいただくんですね。本当にやる気があるのかなと。その場しのぎの、これで何とか1時間済みやいいがなと、ちょっと厳しいこと言いますけどね。だけれども、そう言われてもやっぱり仕方がない。じゃ、今おっしゃったようなことをするために具体的に何をするのか。例えば、1つ例を挙げてみてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

具体的には、先ほど申しましたけれども、川下りコース上の、また川下りコース以外につきましても、景観重要地区の樹木等の調査を具体的に新年度から取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

遅いですね。もうそんなのはとっくにやっておくべきでしょう、名勝指定されて1年たつわけですから。

それで、関係者とこの話をしたときに、もう高さが10メートル、20メートル、そういう木は、もう個人の方じゃ手に負えんと。所有者も相当高齢化で、その剪定とかなんかになると機械を持ってこないとできないと、金がかかると。指定をすると、そういう費用発生、なら、市が払うてくるっとかんのという話にもなりますというお話だったんですね。当然そういう話にもなってくるでしょう。

じゃ、例えば、ふるさと元気応援基金、ふるさと寄附金ですね。この制度が始まって、特

に今年度は、あまおうとかなんとか非常に寄附金がふえたと。財政課長、それぞれ寄附金は、子供の教育サポートとか歴史・文化とか、それぞれ使い道を指定して寄附することができると思いますが、そのような残高をちょっと教えてください。

財政課長（島添守男君）

佐々木議員の御質問にお答えしたいと思いますが、それぞれといいますと、今、7項目の使途を指定して御寄附いただいておりますけれども、それぞれでよろしいですか、それとも、特定のものだけでよろしいでしょうか。（「はい。特定でいいです」と呼ぶ者あり）

そしたら、特に今、景観関係で御質問あっていますので、そこに特化したものとして26年度末の寄附額を申し上げますと、自然環境保全サポート事業ということで御寄附いただいているのが21,905,078円、歴史・文化サポート事業というので32,701,363円の寄附を26年度末までにいただいてあります。また、今年度、27年度、総額として305,000千円ほどをいただいておりますけれども、そのうち、先ほど申し上げました自然環境の保全サポート事業には39,903,001円、歴史・文化サポート事業には30,550千円の御寄附をいただいているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

そうすると、そういう花や緑、掘削や自然環境の保全サポート、歴史・文化、この基金からそういう重要な樹木の伐採であるとか、ちょっとした建造物の改修であるとか、そういうしたものには使えないんでしょうか。

財政課長（島添守男君）

もしそのような重要なものがありましたら、そういうのを使うことも可能かとは考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、これは財政課長にお願いですが、掘削や自然環境の保全サポート事業と、これはまさしく掘削やったり景観、ここに名勝「すいきょうやながわ水郷柳河」を守るためとか、名勝というのはぜひこの中につけてくださいよ。そうすると、ただ掘削とか云々じゃなくて、名勝なんだなど、名勝を守るためなんだなという認識もいただけるかもしれませんので、使い方を指定しない寄附金も相当な額があると、そうすると、これへの寄附なり額もふえていくということも可能性は私出てくると思うので、ぜひちょっとこれは工夫を検討してみてください。

それと、いかに守っていくかという話なんですが、先ほど重要樹木、それと建造物という話したんですが、特に名勝指定エリア、そぐわない、ここはほんなこて名勝やろかという部分のあることも確かです。大木であったり生垣であったり、非常に家の裏の風景であるとか、これはいいなという部分がやっぱりありますよね。ただの単体の樹木とか建造物だけではな

くて、やっぱりモデルケースとして、ここは絶対守っていかんといかんというのはやはり28年度、調査をされるんならばしっかり調査をしていただいて、ここは守っていこうと、それで、地権者、所有者さんにいろいろお話をするとか、そういう作業もしていただきたいと思いますし、それと、啓蒙啓発の部分でいうならば、建築業者、不動産業者さん、特にこれに関係する。特に切られたりそういう行為が行われるのは、大体、所有者がかわるときなんですよ。売ってしまったとか、特に城内、柳河地区は空き家が多いですから、所有者はもう東京におんなはると、お父さん、お母さんが亡くなつて、もうはよ売つてしまつたいと。そういう意味で、不動産業者さんなり建築業者さん、そういう方々への、やはりしっかり認識をしていただく。不動産業者は、それは売つて手数料をもらつたほうがよかですよ、知つたこっちゃなかと。なかなか個人では維持管理できないと、そういうのがやはりそういう関係した業界の方々には、しっかりそういう景観を守る事業を一緒に行政とやっていただきと、そういう意味で、業界団体と市と、こういうふうな景観を守つていきましょう、特に指定エリアではとか、そういう協定を結ぶようなことも私は検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

関係する団体、不動産関係の団体の方のところにつきましては、出前講座等でこの景観についても説明を行つてきているところでございますけれども、あわせて、今、議員御指摘のありました、協定までいけるのかについては、今後、関係する団体の方々と協議を行つてみたいというふうに思つております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

やはりこれは掘割と一緒に、そういう大事なものというか、文化、歴史、柳川にしかないものを維持していくのは、それは大変ですよ。掘割もずっと泥揚げをしていかんと埋まっていくわけですから。じゃ、名勝の指定を受けて景観条例をつくつて、白秋の詩情を育んだこの景観を、明治、大正時代には、もとに戻りませんけれども、そういうふうに近づいていきましょうということをしっかりうたつて条例までつくつたからには、つき合つてやっていかんとしよんなかつですよ。そのために、ぜひ大淵課長、それと袖崎課長、先頭になってやっていただきたい。これはまた1年たつたら私、質問しますから、その都度、私も一緒に頑張りますから、生垣の剪定も私も頑張ります。何かできることがあつたら私も一緒にやりますから、ぜひ一緒にやっていただきたいというふうにお願いして、この質問を終わります。

次に、ちょっと順番を逆にして、佐賀空港のオスプレイの件を質問させていただきます。

一昨年に佐賀空港へのオスプレイの配備計画が発表されて今日に至つておりますが、その経過を、それと今後の方針、ちょっともう大体、皆さん御存じですけれども、市民の皆さん

は知らない方がいらっしゃるかもしれませんので、ちょっと簡単にお願いします。

生活環境課長（松嶋真一君）

柳川市の取り組みの経緯と今後の方針についての佐々木議員の御質問にお答えします。

佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する本市の取り組みについてでございますが、平成26年7月22日、当時の武田防衛副大臣が佐賀県知事と佐賀市長に対し、配備計画について説明をなされました。同年7月29日、佐賀県交通政策副部長から本市に対しまして配備計画に関する事実関係について御説明があったところでございます。

本市におきましては、同年8月6日、副市長をキャップとしましたオスプレイ等配備に関する対策チームを設置いたしまして、防衛省と佐賀県の協議の動向を注視しながら情報収集に努めてまいっております。

同年9月には、九州防衛局から柳川市長並びに柳川市議会へ配備計画について説明が行われ、意見交換を行ったところでございます。

その後の取り組みといたしましては、福岡県、佐賀県に対する要望行動、目達原駐屯地、高遊原分屯地へのヘリコプターやオスプレイ等の視察を行っております。また、両開校区、昭代地区への住民説明会の開催、27年4月には目達原駐屯地配備のヘリコプターによるデモフライトの実施、また、柳川市議会定例会前の全員協議会において経過報告等を行ってまいりましたところでございます。

今後の方針といたしましては、防衛省と佐賀県の協議の動向を注視しながら情報の収集に努めるともに、柳川市の意向を佐賀県に伝える機会を逸することなく適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、飛行ルートであるとか安全性とか騒音とか、それぞれいろんな角度から情報収集もしていただき、我々もそれなりに議会の中で説明を受け、いろいろ指摘もし、今日に至っておりますけれども、特に昨年の11月4日に金子市長が佐賀県庁を訪問されて、山口県知事に対してオスプレイ配備に関する要請書と要請をされております。その中に、「オスプレイ配備の是非の判断に対し、柳川市の意向を十分に踏まえること」とあります。その柳川市の意向を示す時期、それと、意向を決める判断材料、まだ意向決まっていないと思いますので、ちょっとその辺を教えてください。

市長（金子健次君）

本市としての意向を判断する時期について問われてあると思いますけれども、現在、佐賀県は九州防衛局に対しまして質問書を提出するなど、今回の配備計画について精査をしておられます。佐賀市及び佐賀県漁協は、先日も防衛省からの現地調査の申し入れを保留してい

る状況にあります。

また、本市では、オスプレイ配備等に関する対策チーム会議において出されました疑問等について、その内容や九州防衛局への確認方法等につきまして、今は福岡県と協議を進めているところです。

このため、本市といたしましても、今後とも佐賀県等の動向を注視するとともに、市民からの御意見や市議会のお考え等を参酌しながら、時期を失すことなく本市として立場を明らかにしていく考えであります。

また、立場を明らかにするための判断材料についてでございますけれども、私は、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増している現況下において、国防の重要性は十分理解をしているところでもございます。しかし、それ以上に地方自治体の長として考えなければならないことは、市民の安全・安心がいかに確保されるかであると常々思っております。

このため、このことが重要な判断材料というふうに考えているところです。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

非常に答えにくい部分がある問題を質問しておりますので、その辺のところは御理解をいただきたいと思いますが、それでは、その配備の是非、配備決定、じゃ、防衛省が配備を決定しますと。例えば、佐賀県が配備を容認しますとか拒絶しますとか、その中で、佐賀県、防衛省の動向を注視しながらということなんですが、柳川市の意向というのは、それにどれぐらい影響力があるんですかね、権限があるんでしょうか、柳川市に。柳川市がノーとか、よかよとか、それがどれだけ影響力、権限があるのか、ちょっとわかる範囲でお願いします。

副市長（成松 宏君）

ただいまの柳川市の権限について御回答させていただきたいと思います。

平成25年11月11日に締結しております有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書、この第4条において、「空港用途を変更するときは、佐賀県は直ちに本市に報告し、誠意を持って協議を行うもの」となっております。そういう意味でいえば、権限といいますと、佐賀県に対しまして、佐賀県は、用途を変更するときには本市に協議をちゃんとやってくださいと、してくださいという権限があるというふうにとどまるものと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

防衛省に対してはどうなんですかね。

副市長（成松 宏君）

防衛省に対します権限というのは、ないのでないかというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

現状の制度というか、今までの佐賀空港関連でいうなら確かにそうですね。

じゃ、例えば極端な過程の質問をして申しわけないんですが、柳川市がいろんな情報収集し、調査をし、関係者の意向をいろいろ聞き取って、柳川市がノーと、拒絶しますといった場合、もし佐賀県とかそういうところと意向が真逆だった場合どうなるんでしょうか。やっぱりちょっと答えにくいかもしれません、お願いします。

副市長（成松 宏君）

おっしゃるとおり非常に答えにくい質問なんですけれども、まず、協議は必ずしていただきたいといけない。そこで合意しなければ佐賀県がイエス、ノーを判断できないとまでは読み込めないのかなというふうに思っております。協議はしていただくというところかなと思います。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、このオスプレイの基地が来るのは佐賀空港の隣の敷地だと聞いておりますけれども、ただ、アプローチとか滑走路とか、佐賀空港の今の現在のものを活用するということになると思うので、いずれにしても佐賀空港を所有しているのは佐賀県ですね。佐賀県の動向、今、佐賀県知事がいろいろ質問を、敷地計画だ、いろいろ、それと現地調査、ノリの関係があるので有明佐賀の漁協がノリの終期まではだめだと、それが終わってからという話で、やはり佐賀県、先ほどの市長の山口県知事に出された要請書の中にも、是非の判断をするときは柳川の意向をきっちり聞いてくださいねと、その上で判断してくださいと。やはり佐賀県を通じた行為といいますか、意向の伝達とか情報収集にしても、せざるを得ない状況であることはわかります。ただ、空港の西側への自動着陸誘導装置の設置とかもろもろ、特に防衛省側も副大臣も来られて柳川市に非常に気を使っていただいているという現状もあります。

佐賀県が今後いろんな調査、検討されて方針を決めていかれると思いますけれども、いろんな情報は佐賀県からいろんな資料が送ってきてている現状ですが、じゃ、佐賀県は柳川だけにくれているんでしょうか、それ以外の団体、自治体、どういうところに連携をとってその資料配付なりをされてあるのかお尋ねします、わかれば。

市民部長（石橋眞剛君）

ケース・バイ・ケースだと思うんですが、この前の質問書を一つの例にとりますと、福岡県とかにも送っているというふうな状況を聞いております。マスコミにも配付をしているというような状況も聞いております。（「それだけですか」と呼ぶ者あり）ですから、いろいろケース・バイ・ケースですから、大体、柳川市のはうには率先して送ってもらっている状況です。福岡県のはうにも送ってもらっている状況です。ほかは詳細にはつかめてはおりま

せんが、割と広範囲に公表されているという状況みたいです。

以上でございます。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいま部長のほうが答弁した分にちょっとつけ加えをさせていただきますと、福岡県においては、まず福岡県、それから柳川市に周知が来ております。

それから、佐賀県内におきましては、佐賀市、吉野ヶ里町、白石町、佐賀県漁協、佐賀県農協に、これは公害防止協定の関係がございまして周知がなされていると聞いております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

やはり空港所在地の佐賀市、それと公害防止協定、佐賀空港の用途変更関係を含めて漁協、それと柳川は空港の東側で、西側の白石町と、同じような環境、地理的条件のところに送られているということでございますが、これはもう何度も何度もほかの議員が質問をされておられますので、やっぱり柳川市にとって安全・安心、騒音であるとか、農漁業への影響であるとか、そういった懸念材料、当然、佐賀市も白石町も同様だと思いますけれども、そういうオスプレイが来ることによって、リスクといいますか、今までにない負担を背負わないといけないと。じゃ、例えば全国各地にいろんな基地がありますが、基地が来ることによってメリットというのではないんでしょうか。

生活環境課長（松嶋真一君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

メリットということでございますが、一般的に申し上げますと、現在、自衛隊施設に関する国の地方自治体への財政支援措置といたしまして、基地所在地に対する基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）制度が設けられております。

また、ジェット機が離発着する飛行場や砲撃などが行われる演習場等により、特に生活環境や地域開発に影響を受ける自治体に対しましては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく交付金制度が設けられているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、いろんな交付金、沖縄の米軍基地ではありませんが、反対、反対と、普天間、どっか県外と。逆にマスコミは報道しないけれども、出ていってもらったら困ると。住民関係、自治体を含めてそういう声もあると。米軍と自治体は違いますけれども、今おっしゃつたように、立地自治体、基地がある自治体にはいろんな交付金があると。じゃ、例えば基地の隣、基地がない自治体、お隣とか、その辺にはないんですか。

市民部長（石橋眞剛君）

所在市町村以外の周辺というお尋ねでございますが、今、生活環境課長が申しましたよう

に、航空機の騒音とか、そういうことで著しく生活環境に支障を来すということになれば、そういうふうな防音工事補助とか、そういうものもあるみたいですので、また、今言いました、詳しくはまだ勉強をしておりませんが、ただいま生活環境課長が申しました防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づきます交付金とか等については、所在市町村外でも対象となる制度があるみたいです。まだ具体的な内容については不勉強で申しわけございませんが、以外でも、そういう補助制度とか交付金制度があるということは聞いております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

それで私もいろいろ調べてみると、例えば今回の立地自治体、佐賀県と佐賀市、佐賀県議会の中には特別委員会、この問題に関して、佐賀市においても、いろいろ議論がされてあるようですけれども、聞くところによると自民党議員団からは歓迎する声が出ておると。

それで、これは未確認情報ですけれども、マスコミの報道で、佐賀県がいつまでも返事しないんならば、代替地、違うところにオスプレイ配置しようというような一部報道がされて、ちょっとその辺が混乱してあると。ほかに行ってしまうならけんぱいと、来てくれんならみたいな声もあると。やっぱメリットがあるんだと思うんですね。

いろいろ調べてみると、例えば福岡県内にもいろんな自衛隊、航空、陸上等々基地がありますけれども、飛行場でいうと芦屋基地、それと築城基地、芦屋基地というのは芦屋町と岡垣町にまたがっているんですね。ところが調べてみると、お隣の水巻町とか遠賀町にもどうも交付金が行っているようなんですよ。築城基地の立地は、築上町、それと行橋市、ところが交付金はみやこ町とか、お隣、豊前市にも交付金が行つておると。中身を聞いてみると、騒音対策、当然、築城基地なんかはF15が飛びますからね。ただ、芦屋基地なんかは救難機とかパトリオットもあるそうですけれども、そういう基地。そういう騒音対策だけではなくて、道路とか学校給食とか公園とか、何かいろいろ使えるお金が交付されているようなんですね。

せんだって我々議員には、市議会旬報という全国市議会議長会が作成をしておる冊子を月に何度か我々には見せていただくんですが、全国市議会議長会の中に基地対策協議会というのがある。この中には、全国の195市町村が加盟しているんですよ。毎年、国、防衛省に対して要望活動を行つておると。要望活動の中身は何かというと、交付金の満額確保、さらに増額とか、結局、金をもっとつけてくれんといかんぱいという要望活動をなさつておるようでございます。平成25年度でいうと、先ほど言った立地自治体だけじゃなくて、周辺自治体も含めて130市町村に総額304億円の金が防衛省から配分されておるんです。なるほどと、こういうメリットもあるのかと。

それともう1つ、オスプレイが配備されるに当たって、訓練場、佐賀空港で訓練するわけじゃないですから、有明海上でまた多少飛ぶでしょうけれども、しっかりとした敷地、広大

な敷地を確保した基地、訓練場、どっかで訓練をしないといけない、既に全国訓練場が所在する自治体の候補地が上がっておると。近いところでいうと熊本県の大和町、通潤橋のある旧矢部町、あそこに大矢野原演習場というのがあるそうでございます。そこも候補地の一つに入っている。群馬県にもある飛行場、訓練場があるそうですけれども、ここの自治体の長さんがぜひうちに来てくれということで手を挙げているそうです。そういうメリットもあって、佐賀空港が断念した場合はほかの自治体に行ってしまう可能性があるから、これはでけんばいというて、ある県議会関係者の発言もあったと。そういうメリットもある。ただ、やはり市民の皆さん的安全・安心、特に柳川市の場合は、先ほどの人口減少、観光じゃありませんが、やはり柳川市のイメージ、それも非常に重要なになってくると思います。

そういう意味で、今どう判断するのか。佐賀県を通じて言うしかないという面があると思いますが、ただそれは、今ある合意書というのは、民間空港としての合意書ですから、これは自衛隊基地ということになると、これはやはり、もちろん合意は柳川市の了解を要りますけれども、新たな合意がないと当然できないというふうにも思いますし、それと、佐賀県を通じた交渉とか意向の伝達じゃなくて、やはり防衛省と直接、柳川市に対してどう安全対策をとるのか、どうやって我々の疑念を払拭してくれるのか、柳川市民の皆さんにどうやってあなたたちは安全を担保してくれるのかとか、それを払拭しない限り同意はできませんよと、そういう直接の交渉もこれからは頻繁に必要じゃないかなというふうにも思います。

それで、先ほどの断念という話もあって、ノリの漁期が終わると急展開をする可能性もあります。ぜひその辺、防衛省との直接交渉、非常に微妙な、敏感な問題でありますから、その辺のところをしっかりですね、そして時宜を逸することなく、置いてけぼり食うことなく、特に同じ条件である白石町、西側に自動着陸誘導装置をつけてくれと言っているわけですから、そうすると、柳川と全く 向こうが少しは遠いですけどね。やっぱり白石町との連携、情報交換、これはやっていないと思いますけど、そういう関係自治体との協調、連携、これはやはり不可欠だと思いますし、秋田空港なんかは、もともと民間空港だったのが、途中で自衛隊の飛行機を着陸させてくださいということで変わったと、そういう実例もあるんですよ。オスプレイの定期整備が千葉県の木更津市に決まったと、その辺の動き、その辺も調査、ぜひ積極的に私はやっていただきたいと思いますし、市長におかれましては非常に大変な判断をすることになると思いますけれども、情報提供もしていただきながら、情報収集もしていただきながらやっていただきたいと思いますので、お願いします。

市長（金子健次君）

幾つかのことについて、私の考え方を述べてみたいと思います。

自動着陸装置がなぜ白石町のほうにつかなかったかという理由については、明らかに聞いております。酪農関係のことできなかつたということを聞いておりました。そういうことで反対やったと。ただし、もうそれについても、こういったところで、着陸装置をつけても

らいたいというふうにお願いを防衛省にしております。

それと、今、7区では藤丸代議士が防衛政務官でございます。いろんなことについては聞きやすい状態ではあるんですね。ただし、私は聞かなかつたのは、メリット、どういう条件が、もしそれを柳川市が受け入れた場合にはどういうことをしてもらえるかとは聞かないよう私しています。そういう条件闘争には、私は市民が誤解をされますし、最終的には、もし万が一の場合は聞かないといけませんけれども、まだその時期に達していないというふうに思っています。

そういうことで、市民の安全・安心が確保、担保されなければならぬということを第一優先というふうに考えておりますし、山口知事には、最終的な結論を出す前にはきちんと私、柳川市には意向を十分尊重してもらいたいという意向を伝えておりますので、私は信頼をしております。もしそれが損なわれるとするならば、そういう自治体間の信頼が損なわれるということになりますので、それはされないというふうに思っております。

佐賀県議会の自民党議員団が、それも新聞でございますけれども、受け入れをするということ。それとあわせて、佐賀県が断るなら千葉に持っていくという新聞も出ていました。それは、佐々木議員が言われるような形もありましたし、そういう環境整備の問題だけでこのことを受け入れると私は考えておりませんので、市民の誤解のないような形をとっていただきたいということで、時期が来たら議会も相談しなければなりませんけれども、今そういう問題は条件闘争に入るべきじゃないというふうに思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。ただ、藤丸代議士には聞かないことにしておるとおっしゃいますが、ことしの年賀交歓会だったかどこだったか、藤丸代議士から、オスプレイとはおっしゃいませんが、私が政務官でありますからしっかり丸いものを確保してというお話が、特定はされませんでしたけれども、オスプレイの金で柳川城を再現しようというようなことをおっしゃる方もいらっしゃるとも聞いておりますし、これはうわさですから。だから、そういうところは差し置いても、例えば、じゃ、白石町が酪農関係でだけならば、飛行機と違って垂直離着陸ができるわけですから、誘導装置は南側にあってもよかですね、有明海側に。西側がでけんというなら、なら南側にぜひつけてくれというのも一つの選択肢かもしれませんので、非常に大変な判断をされると思いますけれども、しっかりやっていただきたいと思います。

それで、ちょっと順番逆になりましたが、もう1項目の企業誘致についていろいろ、企業誘致条例、従業員を雇ったら補助金があるとか、固定資産税の5年間減免とかあるわけですから、駅の東側にルートインとか、そういう誘致も実績をいただいておりますが、ことしの2月にいすゞ自動車の柳川営業所、これがみやまに移転をすると。1万1,000平米の土

地に整備工場を含めて建てられて、現在の柳川営業所の従業員は10人だけれども、20人に増員をすると。営業所ではなくて支店に格上げをするんだという新聞報道がされて、みやまの西原市長と協定を結ばれたという話になっているんですが、この対応、ちょっと簡単にお願いします。

産業経済部長（成清博茂君）

先ほどの質問にお答えいたします。

平成25年3月に、いすゞ自動車九州株式会社のほうから、市に対しまして、サービス拠点をつくりたいと、3,000坪の土地を探しているということで、候補地の一つとしてピアス跡地を考えているということで相談が寄せられております。

その後、双方でピアス跡地の現地確認を行いながら協議を行ってきましたが、最終的には、いすゞ自動車九州株式会社のほうから、柳川市への進出については断念する旨の話があったということです。

いすゞ自動車といたしましては、久留米、大牟田を含めた筑後地域における大型トラックの整備等を行うサービス拠点として計画されており、高速道路のインターチェンジまでの距離ができるだけ近い、道路の幅員が十分にあることが条件であったようです。

ピアス跡地につきましては、大型トラックの出入りを想定すると、国道208号線の幅員が若干狭い、インターチェンジまでちょっと距離があるということで、今回のいすゞ自動車の条件に合わなかつたということであろうと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ピアスを見に来られたと、ちょっと条件が合わんやつたと。じゃ、そこが、ピアスがだめと断られた後、じゃ、ぜひ柳川にほかの土地探させてくださいと、協力をさせてくださいとアプローチされたんですか。

産業経済部長（成清博茂君）

ピアス跡地以外のアプローチにつきましては、市内のまとまった一団の土地の多くが農業振興地域の農用地でございますので、3,000坪程度の適地がなかつたということで積極的なアプローチはとつてないということでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

もつたいなかつたですね、本当にもつたいですね。数年前のタキロンポリマー、あれにしても、40人の従業員、柳川市内に本当は立地したいと、土地を探しておつたと。だけども、なかなか土地が見つからん。結局、八女のほうに行かれました。ただ、今回の瀬高の営業所、支店ができるところは、まさしくあれは農振地域じゃないですか。西原市長さんに半年、1年ほど前にちょっとちらつと聞いたんですが、ぜひみやまで立地をしてもらいたいと。

農振地域でしかないけれども、その辺を何とかできるように、今努力をせんといかんと思うとるみたいな話があったんですよ。タキロンポリマーにしてもそうじゃないですか。やっぱり前回の一般質問で、人口とかいろいろ、これはもう近隣の自治体間の競争だという話をしたと思うんですね。これは競争ですよ。営業で言うなら、1,000千円を売り切るかどうか。やはり農振だろうが何だろうが柳川に立地してもらう、そういう努力をしないといけないです。

もういすゞでも、これはもう結果は出でておりますから、これ、教訓にしていただきて、自動車販売会社関係は、やはりもう支店、営業所を集約、集約なんですよ。ある自動車メーカーも柳川に、ちょっと土地を拡幅して、そこを拠点にしたいという話もあるんですよ。負けんごとしておってくださいね。

嘱託さんで、ずっと企業を回られる人がおんなはっでしょうが。柳川市内の企業ばっかり回らんて、販売会社の福岡の本社なり、流通業者の関係先なり、じゃんじゃん回って柳川にぜひ協力させてくださいと。1万坪でも3,000坪でもぜひ我々が協力しますと。これは、横の連携で頑張っていただきたいということを申し上げて、終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時21分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、21番三小田一美議員の発言を許します。

21番（三小田一美君）（登壇）

三小田でございます。今一般質問の最後になるかと思いますが、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私が今から8年前、平成20年12月の議会で、柳川の観光の目玉として、柳川城の再現をしたらいかがとお尋ねをいたしました。21年、22年と城の再建について質問いたしましたが、本格的な城はお金がかかるので、秀吉の墨俣城をまねてベニヤの一夜城をつくったらいかがと市長に質問いたしましたが、市長のほうの答弁では努力をされるということでございましたので、大変うれしく思っております。ありがとうございました。

このたび、柳川の商工会議所の会頭を初め、皆さんの御協力によりまして、柳川城がへそくり山に復元をされました。威風堂々の姿を見せていました。お城の再建を願っている私としては、皆さんの快挙に拍手を送りたいと考えています。本当にありがとうございました。

また、大変喜ばしいことがありました。琴糸菊の初優勝も柳川の名前を全国に広めた効

果ははかり知れぬものがあります。春場所でのさらなる活躍を祈念いたします。

さて今回は、学校の統廃合についてと、在宅介護の問題を取り上げたいと思います。

それぞれの内容につきましては、自席より一問一答で行いますので、よろしくお願ひいたします。

21番（三小田一美君）続

21番です。まず1つ目でございますが、文部科学省が提示をしている1学級当たりの適正児童数についてお尋ねしますが、学級当たり何人になっていますでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

教育部長（樽見孝則君）

三小田議員の質問にお答えいたします。

国では、1学級当たりの児童または生徒の基準として示されております、小・中学校とも40人学級を基準としており、現在、小学校1年生に限り35人学級が基準となっているところでございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、次に、1学級を適正規模数にした場合、市内の小学校数は単純に何校あればよか計算になりますでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

教育部長（樽見孝則君）

小学校の適正規模としては、学校教育法施行規則に適正規模の標準が規定されております。それによりますと、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とすると示されております。

そこで単純に、平成27年度小学校全体の学校数147学級をその標準の12学級で割りますと、12校ということになります。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

はい、どうも済みません。ありがとうございました。

もしそうなった場合、管理職の数、また減少になりますので、どれくらいの経済の効果が生じることになりますでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

教育部長（樽見孝則君）

管理職、つまり校長、教頭の人事費に限ってお答えいたしますと、現在19校ある小学校が12校になるということで、7校減りますので、校長、教頭14人分の人事費が削減されることになります。

この14人分の人事費は、年間1億円程度と見込まれますので、これは国、県の予算の削減につながるものと思われます。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それなら4番目に移りたいと思いますが、お隣のみやま市や、また大牟田市では学校の再編の動きが活発になり、具体的に進んでいますが、その実態は把握をしておられますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

教育部長（樽見孝則君）

まず、みやま市の学校再編につきましては、当初の計画では、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の平成26年の統合を皮切りに、市内15小学校、4中学校を最終的に市内6小学校、3中学校に年次計画で再編するというものでございました。しかし、統合小学校の建設場所や統合時期などの問題が生じまして、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の統合は2年おくれになりまして、ほかの小・中学校におきましても計画どおりに進めることができ難しくなったということでございます。

そのため、これまでの経過を踏まえまして、今後の統合を当初の計画時期で進めることは難しいと判断され、前に述べました4校の統合を平成28年4月に変更して、それ以外の統合につきましては、対象校の枠組みはそのままにして、開校時期を状況に応じて定めていくこととされております。

また、大牟田市につきましては、平成21年度に川尻小学校、諏訪小学校を天領小学校に統合、平成24年度に笹原小学校、天童小学校を天の原小学校に統合、平成26年度に船津中学校、右京中学校、延命中学校を宅峰中学校に統合、平成27年度に上官小学校、大牟田小学校を大牟田中央小学校に統合し、今後も平成29年4月に米生中学校、勝立中学校の統合が予定されているところでございます。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうも済みません。ありがとうございました。

そんなら、私たちの市、柳川市においては、取り組みはどげんかふうに考えておられますか。前、統合の何かいろいろあったら、それを聞いておりましたが、ちょっとお尋ねします。

教育部長（樽見孝則君）

本市における小・中学校の再編の取り組みにつきましては、平成22年8月18日に本市として最適な学校規模及び配置に関する基本的な考え方及びその具体的な方策につきまして、柳川市立学校の適正規模・適正配置化検討委員会に諮問を行い、10回の会議を経まして、平成23年12月22日に答申をいただいたところでございます。答申の内容でございますが、小学校につきましては、通学距離がおおむね2キロ程度の適正配置が実現できている現在の状況を変更し、適正規模を優先する小学校の統合は、時期尚早との意見でまとまりました。また、

中学校につきましては、幾つかの問題点はあるものの、現在の状況を変更して統合・再編するより、当分の間は現状のままのほうがよいと、そういった意見でまとまったところでございます。

これを受けまして、平成24年5月21日に、柳川市立学校の小規模化に対する対応方針を市教育委員会として出させていただきました。その内容といたしましては、「いつかの段階では統合・再編について再度検討することは必要、小規模校卒業児童の学力、体力、問題行動などの検証を行い、少なくとも10年後の平成33年度の再度統合・再編を含めた小・中学校の小規模対策を検討する必要がある。」というものでございます。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

今、取り組みも、そうすると、学校の編成、再編、それはちょっと省略させていただきます。御答弁が一緒になったような気がいたしますので。

それでは、学校の再編について、教育長、どう考えていますか。再編をするとき、今まで大切に守ってきたコミュニティが壊れるという立場で、児童・生徒の将来を形成する教育の場として切磋琢磨するためには、文部科学省が指示をする児童数を確保する必要があるという立場の、どちらを基本に進められますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

教育長（日高 良君）

三小田議員の御質問にお答えをいたします。

学校再編について考える際には、まずは学校が果たす役割を再認識する必要が大切だと考えております。義務教育段階の学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で切磋琢磨することなどを通じまして、思考力や判断力、表現力、さらには問題解決能力といったものを育むとともに、社会性や規範意識を身につけさせることが大変重要だというふうに考えています。

さらに、小・中学校は、児童・生徒の教育のための施設であるだけではなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場などのさまざまな機能をあわせ持っております。

このような学校が持つ多様な機能にも留意し、地域住民の方々の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが重要だと考えております。

以上です。

21番（三小田一美君）

最後になるかと思いますが、今後ますます少子化が進むと思われます。もし学校再編に再度取り組まれることがあれば、前回の轍を踏むことのないように、市として明確な意思を

持って、途中で妥協をするようなことではなく、みやま市のようにやり遂げる覚悟で取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

最後に学校の統合の件で答弁をもらえるなら、もらいたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（日高 良君）

三小田議員のお尋ねにお答えをいたします。

議員御指摘のように、まずは23年12月22日に検討委員会からいただきました答申を、大変この内容を踏まえることが重要だというふうに考えるところでございます。

なお、その後、学校の状況、そして地域の皆様方の考え方等についても、以前のままなのか、少しずつ変わりつつあるのか、この件については、今、私、答弁申しましたように、地域の皆様方のお考えを尊重して、地域とともにある学校づくりというのを大切にしたいというふうに思っておりますので、あと数年という期間はございますけれども、前もってそういったお考えの調査等もやらせていただいて、十分議員の御心配に応えるような統合に向けての 向けてと言うたら語弊があるかもしれません、統廃合に向けての地域の皆様方のお考えを聞きながら対応してまいりたいというふうに考えてあるところでございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうも済みません、ありがとうございました。

それでは、次に在宅の福祉についてお尋ねをしたいと思います。

現在、高齢者の数はますます増加していると思いますが、5年前と比較すると、65歳以上の人口の変化はどうなっていますか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、65歳以上の高齢者人口についてお答えいたします。

平成28年1月末現在の高齢者人口は2万1,045人で、高齢化率は30.7%となっております。それから、5年前の平成23年1月末現在の高齢者人口は1万9,244人で、高齢化率は26.7%となっていました。この5年間で1,801人、9.4%ふえ、高齢化率は4.0ポイント上昇しております。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、そのうち施設に入所をしてある方、また通所の利用や短期の入所で利用されている人は、どの程度、パーセントでよかです、そそと何人ぐらいありますか、お尋ねしたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

高齢者施設への入所などの人数については、昨年12月の実績でお答えをさせていただきま

す。

まず、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型グループホームなどを合わせまして、施設入所者の数は963人となっております。

それから、デイサービス、デイケア、認知症デイサービス、小規模多機能型居宅介護などの通所利用者数は延べで1,717人となっております。また、特別養護老人ホームや介護老人保健施設への短期入所、いわゆるショートステイの利用者数は延べで198人となっております。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、介護の3以上で、入所をせず家庭で介護をしてある世帯はどの程度ありますか、それをちょっとお尋ねします。

福祉課長（原 忠昭君）

家庭で介護をされてある世帯数についてお尋ねでございますが、人数でお答えをさせていただきます。

先ほどお答えいたしました施設入所者の数963人は、その全てが要介護3以上ということではございませんが、実数をつかむことが難しいので要介護3以上と仮定をして算定をさせていただきます。

そこで、昨年12月末現在の要介護3以上の人数は1,257人となっておりますので、これから施設入所者の963人を差し引きますと、要介護3以上の方で施設に入所せずに在宅で介護を受けてある方の人数は294人ということになります。

以上です。

21番（三小田一美君）

はい、どうも済みません。

それでは、テレビ等でも新聞等でも放映がありました、政府も在宅の介護に力を入れてきていると思いますが、在宅で介護をしてある家庭への援助はどうなっていますか。これは私がこの前の一般質問の中でも言うとしたけど、それはもう前の答弁は理解しておりますから、今後の、先をお尋ねしておりますから、いっちょそのときで答弁をお願いしたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

これからのは在宅介護の援助をどういうふうにするかということでの御質問のようでございます。

今後につきましては、国のはうは団塊の世代の方が75歳以上となる2025年、平成37年を目指しまして、地域包括ケアシステムというものを進めております。

この地域包括ケアシステムというのは何かということでございますけれども、高齢者の方

が家にいながら在宅を中心として、例えば、病気になられた場合は病院、あるいは医院にかけられて、また治療を受けられて家のほうに戻っていただく、あるいは介護が必要になった場合は、施設等に入所いただいて、またそこで回復等された場合は在宅のほうに戻っていただくということで、高齢者の方が在宅を中心として生活をしていただくということで進めている段階でございます。

本市におきましても、この地域包括ケアシステムを2025年ということで目標を進めておりますけれども、おくれることなく進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうも済みません、ありがとうございます。

ほんなら、もしも現在、在宅の介護をされてある家庭が、全て入居された場合、市の負担、また介護保険の負担がどの程度増加するか考えられたことありますか。いっちょお尋ねしたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えいたします。

先ほどお答えをいたしました294人の方が介護老人福祉施設、あるいは介護老人保健施設、介護療養型医療型施設、認知症対応型グループホームのいずれかの施設に入所をされた場合、市の負担は一月当たり約8,770千円、年間にいたしまして105,220千円の増額というふうになります。また、介護保険全体での負担は月に約70,140千円、年間で841,680千円の増額になると試算をいたしております。

以上です。

21番（三小田一美君）

そんなら、団塊の世代と言われた私たちの年代、昭和22年から25年生まれの皆さんが80歳になる12年後には、市においても莫大な介護費用が生じると思います。具体的に予想をされたことがありますでしょうか、それちょっとお尋ねをします。また最後に金額面聞きますので、それちょっとお尋ねします。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えをいたします。

これから12年後の介護費用の予測をしたことはあるかという御質問でございますが、市のほうでは、そのようなシミュレーションをしたことはございません。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

今、国のはうも何かまたあれば設備ば、特別老人ホームか、ああいうところを何か計画してあるようなテレビでちょっとお聞きしましたが、そんなら金額のベースがどのくらいなる

か、また財政支出が何%になるか、それもわからんとでしょう、課長。わからんなら、また勉強ばしておってもらってよか。

福祉課長（原 忠昭君）

議員のほうから12年後の介護費を予測があるかということでございますけど、国の資料でお答えをさせていただきたいと思います。

それで、国のはうが公表をしております資料というものを探しましたけれども、12年後の平成42年の推計が見つかりませんでしたので、平成37年、2025年の数値で回答をさせていただきたいというふうに思います。

厚生労働省が平成24年3月に公表をしている社会保障に係る費用の将来推計によりますと、介護給付費は平成27年、2015年のことでございますが、平成27年が10.5兆円、それから、その10年後の平成37年、2025年が19.8兆円となり、この10年で1.9倍になると推計をされております。

また、その財政支出においては、国の経済活動の大きさをはかる指標となっております名目のGDPとの割合で見ますと、介護給付費は10年間で対GDP比が2.1%から3.2%へと、1.5倍に上昇すると推計をされております。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、介護に係る費用の抑制をするには、絶対在宅の介護が必要ですが、在宅の介護をするために仕事をやめた人はどの程度いられますか、調査をしておるなら教えてください。これは課長、社会の話題になっておるけんですね、いっちょよろしくお願ひします。

福祉課長（原 忠昭君）

介護に係る費用を抑制するために、在宅介護が必要ということで、議員の御指摘のとおりだろうというふうに考えているところでございます。

高齢家族の在宅介護のため、離職をされた方の人数についての御質問でございますが、市のはうでは調査をいたしておりませんので、把握ができておりません。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、現在、入所を希望して、定数に空きがないため自宅待機の方が数多くおられます。市内ではどの程度の数が不足しているのか、待っておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。大体これはわかっでしょう。いっちょよろしくお願ひします。

福祉課長（原 忠昭君）

要介護3以上の人人が原則入所要件となっております特別養護老人ホームの市内7施設に対しまして、昨年8月1日現在で調査をしました待機者数は、延べで230人となっております。

ただし、これらの入所希望者は各施設へ直接申し込むようになっております。このため、複数の施設に申し込まれている方も相当あると思われますので、待機者の実人数はこれよりも少なくなると認識をいたしております。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それを解消するためには、どのような施設を、何床増設する必要があるのか。また、それにはどの程度の市の持ち出しが必要になるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

先ほど申しました要介護3以上ということであれば、特別養護老人ホームなどへの入所が対象になるかと思います。そこに何床の増設が必要かという御質問でございますけれども、最大で230床ということになりますが、その実数を把握できておりませんので、正確な増床数はお答えすることができません。

それから、市の持ち出しひどい程度必要になるかという御質問にお答えをいたします。

特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護などの施設整備に際しましては、国、県からの補助のみで、市からの負担はいたしておりませんので、市の持ち出しというものはございません。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

それでは、市としては、今後、在宅の介護の世帯を今まで同様、暮らしを維持していくにはどのような施策が必要と考えますか。これも大事なことやけん、お願いします。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えをいたします。

国では、平成37年、2025年に向け、医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の方が住みなれた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

また、本市におきましても、高齢者の自立した在宅生活を支えるため、介護保険サービス以外にも閉じこもり防止、栄養の改善、住宅改修支援など、市独自のさまざまな在宅福祉サービスを実施いたしております。

特に核家族化の進展から急激に増加をしているひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対しましては、高齢者の自立や介護者の負担軽減等を図り、できる限り住みなれた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、介護予防、生活支援を重視したサービスを提供していく必要があるというふうに考えております。

さらに今後、在宅医療と介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進及び生

活支援サービスの体制整備等に係る事業が包括的支援事業として位置づけられておりますので、これらを推進していくため、本市においても地域包括支援センターの機能強化等に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

団塊の世代がピークになる12年後、私も中に入っちはいますが、12年後に向けて施設を建設すれば、ピークを過ぎた後は維持経費が必要になりますので、建設費を出さないで在宅の介護世帯が今までどおりの生活が維持できるような生活支援策をとっていただいて、より多くの家庭で在宅の介護は取り組んでいただければ、市としてメリットは多いと考えます。ちょっと市長、コメントばよかですか。お願いします。

市長（金子健次君）

議員と私も23年生まれで同期生でございますけれども、将来のことを考えると、そういう世代が非常にピークに達する時点、そしてピーク後の施設関係についてはどういうふうに考えているかということでございますけれども、現在、柳川市では寝たきりの高齢者の方を家庭で介護して、わずかですけれども、その家族をねぎらう意味で10千円を給付しております。ただし、要件が非課税世帯であるということで、現在、20世帯だけしかやっておりませんで、私は介護関係についても、介護3以上やったら大体200千円か300千円ぐらいのお金が1ヶ月に要りますので、どちらかというと、そういう家族の労をねぎらう意味では、今、10千円じゃなくてもっと上げる必要があるかなというのと、もう1つは、非課税世帯ではなくて、少し要件を緩和したほうがいいかなというふうにちょっと今思っていますので、そこらについての検討を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。先ばお尋ねばしてもらおうごたるけん、ありがとうございました。

それで、もう最後になるばってん、これ要望で、一般質問の中で、九州の市長会や全国の市長会のとき、県下の市長に呼びかけて、家庭における家族の介護の重要性をアピールされてもろうて、介護制度の中に家族介護手当の創設を市長は働きかけられたのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

市長（金子健次君）

もちろん、うちの介護保険、広域連合に入っていますので、広域連合の場合は、年間100千円を給付されます。1年間何も給付対象が、介護が3以上の場合というかな、そうなりますので。それだけじゃなくて、制度そのものをするためには、国の動きがないといけません

ので、県の市長会とか国の市長会、将来の行く末を心配すれば、そういう自宅介護の手当についても、制度的なことが確立されるような形で要望してまいりたいと思います。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。前向きに大体進めていただきよろごたる気がいたします。
本当にありがとうございました。

私、これをもって一般質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時55分 延会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成28年3月8日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 河 村 好 浩	2番 江 口 義 明
3番 菊 次 太 丸	4番 浦 川 和 久
5番 立 花 純	6番 荒 巻 英 樹
7番 熊 井 三千代	10番 佐々木 創 主
13番 諸 藤 哲 男	14番 矢ヶ部 広 巳
15番 緒 方 寿 光	16番 藤 丸 正 勝
17番 田 中 雅 美	18番 尊 見 哲 也
19番 伊 藤 法 博	20番 梅 崎 和 弘
21番 三小田 一 美	22番 浦 博 宣

2. 欠席議員

8番 白 谷 義 隆	9番 近 藤 末 治
11番 荒 木 憲	12番 高 田 千壽輝

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 亀 崎 公 徳
 議会事務局次長兼庶務係長 内 田 猛
 議 会 事 務 局 議 事 係 長 徳 永 喜 美 香

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	6 番 荒 巻 英 樹	1. 市内の工場参観日を 2. 「雲龍の郷」の有効活用を 3. コミュニティFM「FMたんと」への加入は 4. 大型公共事業の整備について (1) 市民文化会館 トイレの整備方針について 市街地を一望できる展望ホールの設置を (2) 新クリーンセンター 有明海を一望できる展望タワーの設置を
2	4 番 浦 川 和 久	1. 第3次行財政改革大綱から見た柳川版総合戦略の実現に向けて 2. 記録的寒波に対する本市の危機管理対応は
3	19 番 伊 藤 法 博	1. 柳川農業の新たな展開について 2. 柳川観光の具体的な方向性について
4	1 番 河 村 好 浩	1. 琴糸菊優勝による効果及び対応は 2. さげもんガールズの効果は 3. 小中学校の施設設備は 4. 国道443バイパス延伸の進捗状況は
5	20 番 梅 崎 和 弘	1. 公契約条例に対する取り組みについて 2. 市町村国保の広域化について 3. 就学援助について 4. マイナンバーの受付状況、問題点について 5. 市民要望 (1) 大寒波に対する今後の対策 (2) 街路樹の管理について

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（浦 博宣君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、6番荒巻英樹議員の発言を許します。

6番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。6番荒巻英樹でございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回は、1、市内の工場参観日を、2、「雲龍の郷」の有効活用を、3、コミュニティFM「FMたんと」への加入は、4、大型公共事業の整備についての4項目につきまして、執行部の見解をお伺いいたします。

さて、今月5日に開催されました大関琴糸菊関の優勝祝賀水上パレードと優勝報告会には、市内外から本当にたくさんの方にお越しいただき、そしてメディアでもたくさん取り上げていただき、大変ありがとうございます。船上からではありますが、大相撲中継で有名な元ＮＨＫアナウンサー杉山邦博さんをお見かけしたときは、大変感激いたしました。準備から当日までお世話いただいた方々に深く感謝申し上げたいと思います。

また、1週間前は、柳川「堀と道」クリーンアップ大作戦でしたが、ことしは水上パレードを控え、皆さんより一層気合が入っているように感じました。当日は、八女市星野村から九州北部豪雨をきっかけに結成されたNPO法人「がんばりよるよ星野村」のメンバーもたくさん参加していただいておりますが、改めて感謝申し上げたいと思います。その中には、サラリーマン時代の仕事で御一緒した旧星野村、現八女市の職員お二人も参加されており、懐かしい再会を果たすことができました。

御案内のとおり、本市には高等学校が3校ございます。先週卒業式が行われておりますが、伝習館高校からは全日制で228人、柳川高校からは283人、杉森高校からは140人、合わせて651人の未来ある若者が夢と希望を胸に旅立っていっております。彼らの輝かしい前途と大いなる活躍を期待してやまないわけであります。もちろん、その中には市外在住の人もいますし、市内在住で市外の高校を卒業した人もいるわけですが、住民基本台帳での本市の18歳人口は2月末で724人です。この中には、これから進学や就職等で市外に移り住む人も多いことでしょう。さらには大変残念なことではあります、再び柳川市民に戻らない人もいるわけであります。

私ごとになりますが、私の高校卒業は34年前になります。現柳川市内の中学出身の同級生の進路や現状を確認したところ、進学等で首都圏に行ったのが20人おりました。うち現在、

柳川市に住んでいる者はわずか5人です。その5人は、高校の先生が2人、サラリーマン1人、自営業1人、そして市議会議員1人、これは私ですが、私の同級生はほとんどが進学ですから、大学卒業後の就職の選択で地元も考えられますが、さきに述べたとおり、15人は柳川以外で現在生活をしています。これが工業高校とかの実業系の場合は、ほとんどが就職で転出していくわけで、柳川に戻るとしたら、転勤があるかもしれません、現実的には退職しない限り戻されることはないのではないでしょうか。

もちろん、柳川ではできない仕事の場合は別として、地元に残りたいけど雇用の場がなくて仕方なく出でていく必要も少なくないわけで、そのような人がいなくなるようにすることは行政と議会の責務であります。

参考までに、先日、平成27年の国勢調査の速報値が発表されておりましたが、本市の人口は平成22年の7万1,375人から6万7,829人へと3,546人、率にして4.97%の減となっております。残念ながら、企業誘致に結果が出ていない現在、これ以上、市内企業の市外への流出に歯どめをかける必要があります。そのためにも、市内企業を大切にする姿勢、気持ち、言ってみればおもてなしが必要ではないかと思います。そのためにも、今回は市内の工場参観日の実施を提案いたします。実は通告後、この項目での問い合わせは最初に学校教育課長からありました。参観日とあったので、児童・生徒の参観かと思われたのかもしれません。今回、私が提案しますのは、市民の皆さんに市内で頑張っておられる工場を中心とした企業、例えば、昨年5月から広報「やながわ」の裏表紙、「久間がゆく」に掲載されている企業等を実際に市民の皆さんに見学をしていただくイベントを市の企画で実施してはいかがでしょうか。例えれば、大学や専門学校、高等学校等が学生・生徒募集を目的としたPR活動であるオープンキャンパスの企業版、言いかえればオープンファクトリーであります。

技術力や商品力があっても、取引先等関係者以外への認知度が低い企業も多いのではないかでしょうか。広く広く市民に知っていただくことにより、地域で支え、つないでいく仕組みの構築や、将来、子供たちの就職希望先になることも考えられるのではないかでしょうか。

以上、再質問及び残りの質問は自席より行いますので、よろしくお願ひいたします。

商工振興課長（古賀和明君）

荒巻議員の御質問にお答えをいたします。

まず、市内の頑張っている企業を市民の皆さんに紹介し、少しでも多くの方に関心を持つてもらおうと、そういうことで、平成27年度から広報「やながわ」において、市内の企業を紹介するコーナー「久間がゆく」の掲載を始め、現在までに市内11社の企業を紹介してまいりました。

企業の紹介に当たりましては、比較的規模の大きい企業や特徴的な業務内容の企業など、製造業を中心に紹介をいたしております。今後も引き続き、市内で頑張る企業を紹介していくと、そういうふうに考えております。

先ほど議員のほうからは、市報に掲載されている企業を、実際に市民の皆さんに見学していただくイベント、そういうものを市の企画で実施してはどうかと、そういう御質問だったかと思います。それについてお答えをいたします。

企業の活動を実際に見ていただくということは、市報の記事を読むよりも業務内容を一段と深く理解することができると思いますし、より親しみが湧くんだろうと考えます。議員御提案の企画につきましては、企業側の意見や要望等を聞きながら、企画の実施について今後検討していきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

これからもしばらくは、そういう広報のほう、まだ続くわけですよね。ですから、私のイメージとしては、20社あるいは25社ぐらいかなと思うんですが、企業側のいろんな御意見をお聞きしてということで検討ということですが、気持ち的にはどうですか、もう方向性としてはやる方向なのか、話を聞いて決めるのか、現在のスタンスについて確認させてください。

商工振興課長（古賀和明君）

どういうことかということでございますけれども、最近、私ども企業を訪問しておりますと、特に企業側からの課題として挙げられておりますのが、人手不足ということでございます。また、最近では、ハローワークに求人を出しても、なかなか応募がないと、そういう話が結構ございます。そういう意味からいきますと、議員御提案の工場参観日と、そういうものについては前向きに今後進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。とにかく百聞は一見にしかずですよね。ということでよろしいですかね。

とにかくやはり先ほども述べましたように、市内から高校生が、市内で仕事があれば本当に市内に住みたい、アンケート等でも市内に住み続けたいという方は多いじゃないですか。その受け皿を整備するのは、市として必要なことですね。それで、やはり現実的には、今、市内で操業いただいて、従業員雇用いただいて、いろんな形で市に御協力いただいている企業は大切にする。そして、その企業がますます大きくなつて雇用も広がる。そして納めていただく税金もふえる。ですから、本当に企業誘致は大切だと思います。でもそれ以上に、やはり市内で今操業いただいている企業を大切にする。今は私はこちらのほうが大切じゃないかなと感じておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それで、もう少しできれば、もう28年度というのは現実無理でしょうけど、できれば29年

度からやるということで、ぜひ1年間準備をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

商工振興課長（古賀和明君）

29年度からでもやってもらいたいと、そういうふうなお話でございましたけれども、実は、地元や近隣の高校から、地元の企業への就職件数が少ないというのは、実態把握をいたしておりまして、今現在、学生側、企業側、それぞれのニーズを把握して、一つの方法ですけれども、インターンシップの受け入れ促進と、そういったものをやっていこうということで、それが地元雇用につながるのではないかと、そういうふうに考えておりまして、このことについて今は動き出しております。

オープンファクトリーということにつきましては、やはり企業側の受け入れ態勢とか安全問題の、そういった課題もあるうかと思いますので、それにつきましては、商工会議所、商工会、ハローワーク、そういったところと協議しながら前に進めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

やはり調べてみると、国内でもそのような取り組みを熱心にされているところがございました。やはり一番参考にしていいと思ったのは、岐阜県の関市ですね、刃物で有名なまちなんですけれども、刃物ばっかりですから、2014年にスタートして、2015年で、過去2回実施されておりまして、担当の方にもお伺いいたしました。昨年は4日間で3,600人の御参加。地元に住んでいても、なかなか御存じない方がいらっしゃる。学生の就職、雇用にもつながるし、市民の誇りにもなる。企業側にとっても、やはりそういったお客様をお迎えするということで、社員教育にもつながるということをおっしゃっておりました。市の予算は6,000千円ということでした。私、6,000千円と、そんなにかかるのかなと実は思ったんですけども、やはり広報活動に力を入れていらっしゃいまして、ホームページ、フェイスブック、チラシ、パンフレット等ですね、ですから本当に、ああ、行きたいなと思わせるような工夫が随所に見られています。

それから、意外だったのが、参加企業からも参加費30千円をいただいておられました。私はてっきり無料かなと思い込んでおりましたが、そうすることによって、やっぱりちゃんとやらにやいかんとか、実際には広報活動もしますから、それぞれの企業のPR、市のほうがPRをしているもんですから、そういったことを考えると逆に安いのかなという気もしないわけじゃないんですけども、そういったことで取り組みをされていまして、参加者は直接各企業に行く場合もあるし、市のバスでまとまって行くというのもありますので、バスは市のバスを使っているので、バス代はかかっていませんというようなことでございましたので、あわせて関市さんが参考にされたのは、新潟県燕市と三条市、燕三条ですね、こちらは工場

の祭典、「こうじょう」を「こうば」と読ませるそうなんですが、工場の祭典ということで、1年早く行われています、過去3回行われています、ここは規模が大きいですね、70社近く参加されておりますので、まずは冒頭言いました関市を参考に、ぜひお取り組みをいただければと思っております。

それで、課長のほうの御答弁ということは、市長の御見解ということは聞いておりますが、でき得ればちょっと市長のほうからも一言いただければと思います。

市長（金子健次君）

今の御提言内容については、すばらしい企画だと思っていますし、担当課長にぜひ進めるようにということで、打ち合わせをしたところでもございます。そういうことで今の答弁があったというふうに理解をしております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

先ほどの繰り返しになりますが、ぜひ平成29年度からそのような企画、イベントが実施できるように、ぜひ御尽力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、2つ目の「雲龍の郷」の有効活用をということでお伺いをいたします。

毎年、第10代横綱雲龍顕彰記念少年相撲大会が開催されておりまして、昨年で28回目ということでございました。毎年、子供たちの相撲とあわせてちゃんこ鍋も楽しみに伺つてあるところでございます。そして、大変大変立派な相撲ドームがございますけれども、年間利用状況がどれぐらいなのか、具体的にはどういったことに使われているのかということをお尋ねいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

雲龍の郷の土俵の利用状況でございますが、毎年11月3日に開催しております第10代横綱雲龍顕彰記念少年相撲大会のみの利用でございます。

大会当日は、選手、一般の見物客を合わせ、その他保護者、従事スタッフ等もろもろで1,500人ほどの人出がございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

済みません、ありがとうございますと、なかなか言えないですよね。正直、全くの想定外です。多分ほとんどの方が驚かれているんじゃないかなと、私は大変な驚きなんですが、もう年間、あの相撲大会だけでしか利用がされていない。

きのう改めて施設を見に行きました。本当、立派ですよね。相撲大会のときは人が多いからあれですけれども、何もないと余計大きく、本当にすごいなと感じて帰ってきたところな

んですけれども、雲龍閣の名前を、冠を冠して、例えば野球場でいえば王貞治記念球場とか長島茂雄記念球場という位置づけだと私は理解しております。きっと雲龍閣が雲の上で泣いていらっしゃるんじゃないかなと私、思います。このままでよろしいと思われますか、その辺をお尋ねいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員おっしゃいますように、年1回の利用ということで、大変こちらとしても残念でございますので、何らかの方策をもって利用をふやしてまいりたいとは考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

例えば、相撲大会は毎年行っていますから、もちろんいろんなイベント、市外から来ていただくのはもちろん必要ですが、これ相撲大会の各学校で事前の稽古、高校野球の甲子園だって前日練習とかやるじゃないですか。そういうことで使ってもいいのかなと。ただ、移動の関係とかありますけれども、いかがですか。相撲大会に関しては、12月議会でも参加校が少なかったということでお尋ねしまして、教育長のほうから市内の各校長先生のほうに来年度の参加要請ということをしていただいたということですが、1年でたった1日という、準備等もありますから、その1日だけじゃないとしても、その大会だけでしか使っていないんであれば、その大会に向けて稽古している子供たちに、その本番の会場で事前に稽古をしたら、子供たちも余計励みになるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

琴撰菊閣の活躍もございまして、柳川の地名は全国的に有名になっております。相撲をキーワードにした地域の活性化というのも十分考えられますし、議員おっしゃいますように、前日の合宿といいますか、そういう用途も考えられるとは思います。

また、近隣に大和公民館でございますとか大和の総合福祉センター等ございますので、そちらと併用すれば、雲龍の郷を練習の場、合宿の場とするようなこともできるのかなというふうに考えております。ただ、宿泊先の確保とか、そういう課題等も解決していくかなければならないということも考えております。

また、大学とか実業団でありますとか、そういう相撲部に……（「済みません、聞いていないです。まだ」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

内容がですね。（「失礼しました。よろしいですか」「いや、まだ質問していません」と呼ぶ者あり）

荒巻議員、もう一回質問をお願いします。

6番（荒巻英樹君）

済みません、次にお尋ねしようと思ったことも御答弁をいただいたかと思いますので、ク

エスチョンがまだあっていませんので。

改めて、琴獎菊関が大関に昇進なさった直後の平成23年12月議会では、私は、ぜひお相撲課というセクションを設置しての相撲を通したまちづくり、まちおこしを提案しましたが、ちょっとそれはどうかという御答弁をいただいておりましたけれども、そのときにも合宿とかの誘致も触れておりましたが、改めて詳しく。相撲に関しては、今は本当に旬ですよね。ですから、ぜひ全国の社会人、大学、高校等の相撲部に本市での合宿を提案していただきたいということで、済みません、再度お願ひします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

まず、先ほども少し述べましたが、宿泊先等の解決する問題もあるかと思います。

また、大学とか実業団の相撲部が実際合宿をするというニーズがあるのかというのも、まず調査してみないとわからないというところもございます。

それは課題を整理した上で、条件がそろえば日本相撲連盟等を通じまして、誘致について呼びかけを行ってみたいと考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

今、大関は横綱を目指されております。それをお々は応援しております。そういった中、今の御答弁は、序の口レベルの御答弁だと私は理解しております。きのう市長がおっしゃいました。大関に感謝したい、入り口をつくってくれた。今は絶好の機会、チャンスなんですね。相撲で我がまちをアピールできる自治体というのは、日本全国そうそうないですよ。少なくとも今の柳川は、条件は日本一と言っても過言ではないはずです。条件がそろえば日本相撲連盟を通じて呼びかけてみたい。じゃないですね、やるべきことは、どうすれば条件がそろうかじゃないですか。どうすれば柳川に来てもらえるかという課題の整理じゃないかと私は思いますが、いかがでしょうか、再度お尋ねします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

まず、ニーズ等の調査というのがやらないとわかりませんし、それに向けてぜひ雲龍ドームというのが盛んに利用されるような方策を考えてまいりますので、以上、よろしくお願ひいたします。

6番（荒巻英樹君）

それでは、お伝えします。ニーズの調査ですよね。やはり今、便利な世の中ですから、ホームページ等、インターネットでどの大学に相撲部があるかというのは、ある程度は検索できるんですね。ほとんどの、ざっと見ても全国で30以上の大学にございます。もちろん、関東、関西が中心ではあるんですが、やはり便利なのが、その相撲部でフェイスブックのページがほとんどあるんですよね。情報がありますし、合宿の状況なんか、写真がいっぱいいっぱい出ているわけですよ。だから、ニーズがあるというのは、もう明らかなんですよ。

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

日本相撲連盟のほうを通じて呼びかけてみたいということですが、もちろん日本相撲連盟さんですね、何かしらのそういう情報提供なり何かあると思うんですが、日本相撲連盟さんがぜひ柳川に行ってくださいと、いろんなところに教えていただくかどうかというのは私はどうかなと思うんですよね。ただ、日本相撲連盟の会長は、九電の松尾元会長ということで、九州電力も20名ぐらい相撲部員がいらっしゃるんですね。相撲の有名大学出身の方が。本当に九州電力相撲部のホームページで顔写真、出身大学ということで出ておりますけれども。ですから、もちろん九州電力、地元の企業ですから相談はしやすいかと思いますけれども、もっともっと踏み込んでいただきたいと思います。

それで、やり方は私は2つあると考えます。やはりいろんな全国大会が行われているんですね。日本相撲連盟のホームページで見ましても、全国大会が、例えば、大分の宇佐で全国大学選抜相撲宇佐大会、福岡の久山でも全国選抜大学・社会人大会、そしてこれも宇佐で選抜高校相撲宇佐大会ということで、これは28年度はまだ出ていませんので詳細知りませんが、そういうところに出向いてアプローチすれば、いろんな指導者の方とお会いできるし、アプローチが可能だと思いますし、もっとやっていただきたいのは、やはり指導者の方々に一度柳川にお越しいただく、柳川の施設、雲龍の郷を見ていただく、そしてどうすればいいかということをお尋ねになって、実施していくことが可能ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。基本的にやるということを前提での方法等の御提案というか、御案内ですが、ぜひ積極的な御答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員から情報等も提供いただきましたので、それらを参考にいたしまして、今後詰めてまいりたいと思います。

以上です。

市長（金子健次君）

今、大関が頑張っておるし、恐らく3月場所は綱取りを目指して、いろんなニュースで稽古の状況についても報道で流れているところでもあります。ぜひ綱取りを目指して頑張ってもらいたいと思っております。

私はそういう面からよりも、どちらかというと雲龍顕彰記念相撲大会、市長になりました7年間ずっと参加、出席をして御挨拶をさせていただいておりますけれども、年々少なくなってきたという状況でもあるわけです。この際、ぜひ柳川市内からちびっ子の人たちが大関を目指すような、横綱を目指すような形をぜひ頑張ってもらいたいなというふうに思っております。相撲人口をどうやってふやしていくかというのも、柳川市としても取り組みをしていいんじゃないかなというふうに思っております。

もう1つが、毎年11月は九州場所があります。一昨年ぐらいまでは高畠のあそこの相撲で、

部屋の名前はちょっと忘れましたけれども、来ていただきました。電車で力士たちが福岡天神まで行っていましたし、そういう機会があれば、あそこで相撲が稽古でもできると思うし、九州場所の誘致もできるかなというふうに思っております。

それと、今年度の予算の中には、まだ特別委員会で審議があるわけですけれども、あそこ
の塗装を全面的にきれいにしようというふうに思っています。それから、中に入ってみると若干電気が暗くて、せっかくいろんな顕彰されて飾ってありますけど、そういうことをちょっとムードが暗かったもので、そこら辺ちょっと掲示についてもやり直しをせんといかんかなと。いずれにしても国技館に優勝の大関の額がある。その額を見ていましたら、化粧回しには柳川後援会という写真でした。川下りの写真でございましたけど、そういうことで、恐らく10年間はあそこに飾られるというふうに思いますし、立て続けに2枚の額が上がれば、横綱でありますので、そういうことを期待して、ぜひ応援していただいて。私のほうからは大学の誘致もありますけれども、相撲部の誘致もありますけれども、そういううちびっ子をどうやって育てていくかという、柳川だけじゃなくて、周辺の福岡県内の子供たちがもっと相撲に関心を持って、親たちも保護者の方もぜひ参加をしていただければと思います。そういうことも考えていかなきゃならないし、九州場所の誘致も考えてみたいなというふうに思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

おっしゃるように、裾野を広げるということは必要なことだと思いますし、やはりその延長線上には柳川の活性化ということも視野に入れないわけにはいかないと思います。地方創生、いろいろと出ておりますが、私は本当に柳川の地方創生の鍵は相撲じゃないかなと思っておるところでございます。先ほども言いましたが、他の自治体と確実に差別化ができるわけでございます。そしていろんな、例えば今、6万人ほどの宿泊者が見えていますが、例えば20人が5泊なさったら、延べ100泊、5団体で500泊、10団体で1,000泊ということで、やはり経済効果というのははかり知れないと考えておりますので、ぜひ、早いにこしたことはないんですが、少しそういったことに取り組みも続けていっていただきたいと思います。大学ラグビーのキャンプの聖地は長野県の菅平ということであります、ぜひ柳川を相撲合宿の聖地にしていただくように取り組みをぜひお願いして、この項は終わりたいと思います。

それでは、3項目めのコミュニティFM「FMたんと」への加入はということでお伺いいたします。

大牟田市、荒尾市、みやま市の3市でコミュニティFM、名称がFMたんとが開設される模様ですが、定住自立圏構想のエリアから鑑みて、本市が入っていない点が気になるわけでございますが、その辺の事情等に関してお伺いいたします。

企画課長（桟島謙治君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

コミュニティFMについて若干御説明をさせていただきますと、コミュニティFMといいものは、通常のFM放送より出力が小さく、市町村などを単位とした小規模なFMラジオ放送のことです。県内でいいと、久留米市にあるドリームエフエムや八女市のFM八女など、県内6カ所において、現在、FM局が運用されているところでございます。

お尋ねのFMたんとの加入の件でございますが、こちらは大牟田市に所在をしております株式会社有明ねっこむという情報通信会社が事業の実施主体として運用をしようとしているものでございます。同社は大牟田市、みやま市、荒尾市も出資をしております第三セクターの会社であることから、有明定住自立圏の市町の中でも、この3市の連携事業として位置づけられて、これまで事業が進められております。先月、総務省へ無線局の免許申請をされておりますが、今後、審査を経て予備免許を取得することができれば、開局に向けた準備が進められ、ことしの夏までぐらに開局したいというふうなことをお伺いしているところでございます。

本市には、昨年11月末に同社から、それらの状況や事業概要等について説明を受けていたところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

その説明を受けて、その後にどのような御判断をなさったかというところまでお願いいたします。

企画課長（桜島謙治君）

当時の説明としましては、先ほど言いました、これまでの経緯と事業概要等についてお伺いをしたわけでございますけれども、事業内容、特にコミュニティFMの番組の編成内容とか、放送枠の単価等、そういう事業計画等が詳しく決まっておりませんでしたので、現時点では加入するもしないも判断ができないという状況でございました。

6番（荒巻英樹君）

お尋ねしたかったのは、柳川市にも加入しませんかというお尋ねがあったのか、お誘いがあったのか、そこら辺でどう判断されたかということをお尋ねしておりましたので、ありがとうございます。

それで、総務省が示しております定住自立圏の形成協定の概要で、大牟田市を中心とする定住自立圏形成協定の概要の中で、項目が3つございますが、1が生活機能の強化に係る政策分野、2が結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、3が圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野でございまして、そのうちの2番の4番で、その他ということで、安心・安全情報システムの構築と、消防・防災体制の強化ということがうたってあるわけですね。

それとあわせて、新聞報道では、当初の3市以外の本市、それから玉名郡南関町、長洲町、要は定住自立圏の現在の圏域の協力を得ることも視野に入れているということが出ておりますけれども、私はやはり負担額にもよりますが、前向きに加入を検討すべきだと考えてお尋ねしますが、いかがでしょうか。

企画課長（桟島謙治君）

荒巻議員は前向きに検討したらどうかということでございますが、先ほども申しましたように、事業内容等が定まっていないということで、加入するもしないも金額等が出ませんと判断ができませんので、現在、無線局の申請をされているということでございますので、今後の進捗状況を見ながら、今後、注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

実際、今、夏の開局に向けて、本当にまず無事にスタートを切ることに力を注がれているというふうには聞いておりますので、ただ、事業内容にもよるということですが、事業内容はFM放送ですから、あらかたわかると思うですが、最後おっしゃったように、とにかく負担、要はどれだけの負担がないと判断できないという、そこだと思いますけれども、その金額の提示があったなら、事業者さんは圏域が広がることはウエルカムだとお聞きしておりますので、本市の負担がはっきりした段階で、またいろんな御提案があるかと思いますけれども、やっぱりびっくりするような金額じゃない限りは、びっくりするような金額にはならないと思いますけれども、ぜひよろしくお願ひします。

それで、このメリットなんですけれども、きのうも寒波による減圧のことが議論されておりましたけれども、やはりいろんな形でこのFM放送というのは有効だと私は理解してあるところです。実際に減圧のとき、私は本市のホームページで情報を知りましたけれども、なかなかやはり市民の皆さん御存じなかった。きのうもあったように、とにかく事情を説明すれば、減圧しなければ断水せざるを得ないということで、やっぱり減圧、市民の皆さんは御理解いただけると思いますが、ただ情報がないとどうしようもない。やはり多く耳にしたのは、うちの何か機械が、ボイラーが壊れたかと思った。実際は壊れていないわけなんですけれども。私の家でいえば、1階はある程度普通にやったけど、2階は水がほとんど出なかつたとか、そういうところも多いと思うんですが、そういったことで情報発信には非常に有効だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

このFMたんとというのは、サイマルラジオシステムということで、これは地域に関係なく、スマートフォン、タブレット、パソコン等でも聴取ができるということですので、市外の方にも情報が発信できるというそういったメリット等もございますので、ぜひ前向きな検討を、この場で今の段階で判断ができないということは理解できましたので、それでもぜひ

有効に活用ができるように、前向きな御検討をお願いして、この項を終わりたいと思います。

それでは、最後4項目ですが、大型公共事業の整備についてということでお伺いいたします。

まず1点目が、市民文化会館に関しまして2つお尋ねしますが、まず1点目、トイレの整備方針ということで、柳川市民文化会館の設計業者は決定したわけですが、やはり市民に愛される施設の開館に向けて御尽力いただきたいと思っております。もちろん、すばらしい施設であることは当然ですが、稼働率の高い、より多くの市民に御利用いただく施設でなくてはならないかと思っております。

設計業者からの提案では、柳川市民の新しい広場としても計画するようになっており、利用者数は今とは考えられないほどふえると思いますけれども、トイレの整備に対する考え方をお伺いいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

今回の施設整備にかかわります事業費は40億円を上限に考えております。

限られた予算の中、面積の中で、トイレを整備することになりますけれども、現在の市民会館では、トイレの少なさが以前から非常に問題視されているところでございます。

そのため、トイレ整備につきましては、十分な便器数を確保するなど機能面を優先する必要があると考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

極端なことを言いますが、トイレのためにここに来たばいというぐらいのトイレをぜひ、そういう努力をしていただきたい。去年、日本トイレ大賞というのがありましたけれども、もちろん、ちゃんとした機能がないといけません。その中では、市民文化会館等の類似の施設としては札幌のコンサートホールということで、大ホールが2,000席ほどの施設ですから、ちょっと単純な比較はできませんが、やはり15分ないし20分の休憩時間で女性の皆さんのが済ませることができるという、そういったことで設計されておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それと、去年、道の駅パティオにいがた、これ新潟県見附市にあるんですが、ちょっと行政視察の合間、私、見学をさせていただきましたけれども、本当にこのために寄ったというようなことですね。いわゆるホームページといいますか、ブログ等でも拝見しますが、とてもすばらしい施設でした。

ですから、そういった形で、今、昔と違って公共の駅にしろ、いろんなところでトイレが昔とは全く本当に変わっていると思います。百貨店なんかはもちろんですが、そういった公園とか駅とかのトイレも本当にきれいになっておりますが、やはり柳川市民文化会館のトイレはすごかばい、ちょっと見に行ってみようというぐらいの、そういったことでぜひ御

検討いただきたいと思いますし、やはりトイレをまちのオアシスに変えるというぐらい、できればこれ市民文化会館のトイレの設計は女性に設計していただいたがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

確かに公共トイレというのが、今、代名詞としてよく使われますが、汚い、臭い、暗い、頭文字をとりまして、よく3Kトイレなどと言われます。限られた予算の中でございますが、市民文化会館新設に当たりましては、そのような悪いイメージを払拭する。それ以上にソフト面で、きれいと評判を持つように管理をするように努めてまいりたいと考えております。

次に、トイレの設計を女性にということでございますけれども、確かにトイレ大賞の受賞例とかを拝見いたしますと、女性の意見というのをうまく取り入れられて、施設利用者、特に女性の満足度向上につなげている事例も多くあるようでございます。

このような状況を踏まえまして、今回選定いたしました設計者に対しましては、トイレ設計への女性の意見の反映について検討させたいと考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。よろしくお願ひします。

あと、いただいたプロポーザルの結果についてで、いろんな図がございますが、これを見ると、屋上には太陽光発電のパネルが設置されるみたいなんですが、ということは、建物の外からか中からか別として、人が屋上に上がる階段等が設置されるということになるんでしょうか、ちょっとその辺、教えてください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

太陽光発電装置を置いているところは、ホールのフライタワーと申す部分でございますが、当然そこには管理用の何がしかの昇降施設はつくと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

それで、柳川市内には余り高い建物はないわけなんで、マンション等を除けばですね。ぜひ、これバリアフリーでできれば一番いいんですが、なかなかエレベーターの設置とかいうと、総額40億円では厳しいかなと思いますが、バリアフリーはクリアしないとしても、一般の方が上って市内を一望できる展望ホールを設置したら、これも一つの売りになるんじゃないかなと考えますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

確かに高いところから周辺を見渡すというのは、大変気持ちのいいものでございますが、観光地で何とかタワーというのがあれば、私も欠かさず足を運ぶものでございます。

ただ、この文化会館に関しましては、ホールのフライタワーを利用してという御意見でござ

ざいましたが、施設の高い場所に専用の展望スペースというか、仮のということでもおっしゃられましたが、事務所からちょっと目が届きにくい場所に共用スペースが生まれるということになりますので、施設管理面で少し問題が生じるのかなと考えております。

そのようなことで、この展望スペースにつきましては、限られた予算の中での整備というのは、優先順位が低いということで考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。目が届かないということは、施設の中、ほかにもいっぱいあると思うんですけれども、ただ実際には、やはり40億円という金額がありますが、ただ、一つの施設がその施設、やっぱり今後は多機能である必要があると思いますし、ただ展望台だけでも機能と言っていいのかあれですが、やはり市内でそういった市民の方が一望できる、例えば、川下り、あそこ川下りが行きよるねとか、そういった形で見れるのも非常にいいんじゃないかなと私は考えておりますので、優先度が低いとはおっしゃいましたけれども、今、ゼロとはおっしゃっていないみたいですので、とりあえず、これお預かりいただければと思います。

それで、同じようなことになりますけれども、次は、クリーンセンターに同じように有明海を一望できる展望タワーを設置したらいかがでしょうかということでお尋ねいたします。

もちろん、皆さん御存じのとおり、これは一部事務組合の管轄といいますか、有明生活環境施設組合の事業になりますので、この場でどこまで御答弁が可能かは、一応そういった形で、やはりこれは非常にいい、景色がすばらしい展望タワーになるかと思いますが、いかがでしょうか。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

荒巻議員の新ごみ焼却施設に展望タワーを設置すれば、有明海を初めすばらしい景色が望められますがと、そういう御質問にお答えをさせていただきます。

有明海は、日本の干潟の約4割に相当する広大な干潟を擁した、多くの渡り鳥が飛来する自然豊かな場所でございます。

また、ノリ養殖、ムツゴロウ、ワラスボ、クチヅコなど、有明海特有の漁業も盛んで、身近な海として人々の生活を支えてまいりました。

新ごみ焼却施設建設予定地は、有明海に隣接した広大な干潟、その先には雲仙普賢岳を見ることができます。さらに、地区内の景観だけでなく、周辺の景観を楽しむ眺望拠点としても大変貴重でございまして、有明海を一望できる絶好な眺望ポイントでございます。そういうことで、展望可能な施設となるように、有明生活環境施設組合に荒巻議員の御提言の内容などお伝えをしたいと思っております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

私が調べた限りでは、展望タワーを備えたクリーンセンターが国内で最低4カ所はございます。それで、実際にお尋ねしたのが、総事業費が幾らで、そのうち展望タワーに関係する分はどれくらいでしょうかというお尋ねを全てに出しました。

基本的にはもう一緒にやっているから、なかなか難しいですね、わかりませんねということでしたが、1カ所だけは翌日御連絡をいただきました。この場で具体的な数字は申し上げませんが、私は将来の柳川のことを考えれば絶対に投資すべき、これぐらいであればという言い方はあれなんですが、と思っております。

やはり先ほども多機能じゃないといけないというようなことを言いましたが、普通、一般的には「二兎を追う者は一兎も得ず」となりますが、現在、プロ野球日本ハムファイターズの大谷翔平選手は、二刀流と言っても超一流と一流ですよね。ピッチャーでは超一流、打者でも。そこまでなくても、やはりいろんな機能を備えるべきだと思っております。通常は何か温水プール併設とか、そういう施設は多いように聞いておりますけれども、このように、一般的には迷惑施設と言われるクリーンセンターを市のシンボル施設にするぐらいの気概が必要ではないかなと思っております。

具体的には、先ほど課長のほうから、展望、眺望のこととかお話をありましたし、やはりこれは、例えば有明海花火フェスタのときの特等席、ひまわり園のときにも物すごくお客様は見えると思います。そして初日の出、そういうことで、地域の柳川の活性化には必ず役に立つんではないかなと思っております。ぜひ私も有明生活環境施設組合の議員ではありますけれども、ぜひ市のほうからもそのようなことをお伝えいただければと思います。

有明生活環境施設組合は、金子市長が副組合長ということでございますが、今回の提案に関してどのようなお考えか、最後にお尋ねしたいと思います。

市長（金子健次君）

展望タワーという形で、それを附属した場合には、かなりの費用がかかると思いますので、屋上で見られるような形は可能だというふうに思っております。

今回の場所は、私が思っているのは、1つは余熱を利用した取り組みというのを考えていきたいというふうに思っていますし、恐らく焼却場に対する施設に社会科見学の子供たちも来ると思いますし、いろんな視察も入ってくると思います。そういう施設の中に、それは絶好な景観を伴う、夕日が沈む場所でもありますし、もう1つは、昭代と両開を結ぶ橋ができますので、あそこから望む景観も物すごくいい場所だなというふうに思っておりますし、タワーについては、ちょっとできるかどうかは別にしても、最優先はやっぱり焼却施設をきちんとつくることが大事なことである、巨額の費用が考えられますので、そういう中に、屋上にそういう展望できる場所がいいかなというふうに今考えているところです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

私が言っているのは、クリーンセンターの煙突の上のほうに見学のスペースということで、それだけタワーだけ立てるということじゃございません。ちょっとそれだけ確認させてください。

実際、国内の施設では当初から焼却棟には煙突の点検用にエレベーターを設置する計画であったところ、学校団体や市民など多数の見学者の来訪が予想されることから、これを活用して、施設の全貌を見渡せる展望台の併設が決定したという施設もございますし、仮にそのようになった場合、国内、東京タワーとか京都タワー、福岡タワーとかありますが、今なら柳川タワーじゃなくて柳川スカイツリーでもいいと思いますので、ぜひ、とにかく御検討というか、これは有明生活環境施設組合のほうにそのようにぜひお伝えくださいということで、よろしくお願ひします。

市長（金子健次君）

今、お伺いしましたけど、煙突にそういう見学場をつくるのは、私は反対ですね。やっぱりそれは無理だと思いますし、費用が物すごい費用。東京のところもありますけれども、その費用というのは莫大な費用になってくると思いますので、その高さについても、佐賀空港に飛行機の航路に入りますので、大丈夫かということを問い合わせたぐらいでございますので、それは無理かなというふうに私は。屋上やったら可能だと思いますけど、そういうことでも見えると思いますので。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私はタワー、煙突とイメージしておりましたが、市長おっしゃったように、建物本体の上のほうという。ですから、若干高さは違いますけれども、タワーに固執するわけじゃないんですけど、ただ、先ほど言いましたように、タワーにそうやってもともとエレベーターがあつて、そのついでじゃないけど、展望ホールをつけたというところも事実ございますので、いろんな多方面、多角的に検討いただきたいということをお願いして、終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時11分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、4番浦川和久議員の発言を許します。

4番（浦川和久君）（登壇）

皆さんおはようございます。4番、自由民主党柳誠クラブ、浦川和久でございます。

ただいま議長により発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回の質問は、第3次行財政改革大綱から見た柳川版総合戦略の実現に向けてというテーマですが、質問に入る前に、ことし1月22日に福岡県町村議会議員研修会に新人議員3名で参加しましたので、冒頭少しお話したいと思います。

この町村議会研修会では、慶應大学法学部教授の片山善博氏の講演がありました。片山氏については、元鳥取県知事で、その後、総務大臣も務められ、メディアにも登場されますので、皆さん御存じだと思いますが、講演の中で議会改革、そして地方版総合戦略の話をされましたので、御紹介したいと思います。

研修参加の福岡県下の議員に向かって、まず質問されたことが、総合戦略の策定に関して、「総合戦略の策定に議員が加わったというところはございますか」と質問されまして、策定に加わったというところはごく少数でした。次に、「総合戦略を議会の議決事項とされたところはありますか」と質問されましたが、これについては皆無、ゼロでした。

こうした質問と議会改革を絡めて話をされましたが、まず片山氏が言われるには、議員とは住民の多様な意見を集約し、判断して市政に反映することが重要な仕事であると。そのことから、総合戦略策定の協議会や委員会などメンバーに議員も当然加わるべきであると。次に、総合戦略など地域の将来を決めるような重要事項については、地方自治法第96条第2項に基づき、事前に条例を制定し議会の議決事項とすべきであると。そして、議会改革については議会報告会など表向きなことばかりに目が行きがちであるが、もっと議会として根本的なところ、基本的なところを見直し、議会としての権限、機能、そして責任を十分に果たすことが議会改革ですよと、もっと議会としての自主性を發揮してくださいと、そのように言われたわけですが、新人議員3名、単純になるほどと納得して研修を終えました。

質問に入る前に町村議会の研修会の報告も兼ねて、この場をおかりして少しお話をさせていただきました。

それでは、通告に従って質問を行いたいと思いますが、質問については自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願ひいたします。

4番（浦川和久君）続

それでは、通告に従って質問を行いますが、まずは第3次行財政改革大綱から見た柳川版総合戦略の実現に向けてというテーマで質問を行います。

本市においても国が定めた地方創生の基本方針と総合戦略に基づき、31年度までの柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略が昨年10月に策定されました。単につくったからよしとするのではなく、その実現へ向けていかに実効性を高めるかが重要ではないでしょうか。そこ

に着目して今回は質問します。

まず最初の質問ですが、自治体における戦略については、全国的に見た場合、例えば市経営戦略とか、そういうた従前から自治体運営に戦略性を取り入れ、より実効性を持った運営を行っている自治体もあります。戦略には、軍事的な戦略から企業における戦略などありますが、自治体における戦略とは、抽象的ではありますが、本市においていかにお考えか、まずお尋ねします。簡潔で結構ですので、よろしくお願ひします。

副市長（成松 宏君）

浦川議員の御質問に御回答させていただきます。

自治体における戦略ということでございますけれども、自治体における戦略につきましても、やはり目的を達成するためのまずシナリオであると思います。どこを目指すのか、どうやって進めるのかを決めることであると考えております。

例えば、地方創生であれば、その目標は国のほうで人口減少問題の克服、それと成長力の確保という目指すものは決められております。地方版総合戦略では、各市町村ごとにどこを目指すのか、それをまずは人口ビジョンをして、じゃ、どのぐらいの人数に抑えようかと、それをまず戦略だと思います。その人数の抑え方が極端に多いところもあれば抑えぎみのところもあると思います。抑えぎみのところは実際に、じゃ、どういった戦略でいこうかというのを次に考えていく、それを自分のところの強みを生かして、先ほど荒巻議員のほうからありましたけれども、じゃ、相撲でいこうかとか、各ちょっと広げてマルチで攻めていこうとか、そういうこともやはり戦略だと思っております。

そういうことで、総合戦略を例えにしましたけれども、自治体における戦略につきましても、目指すところに行くまでのシナリオ、それをどうやって進めていくのかということだと考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございました。副市長からの的確にお答えいただきましたけど、まず、シナリオとかどこに行くのか、そういうたところを目指すというところです。

戦略には、方向性を示した具体的な目標、それと、いつまでにどのレベルまで達するのか、期限、いわゆるスケジュールと目標値を明確にすることが肝心だと思います。明確にした目標が、市長をトップとした組織の中で末端の係員まで浸透することで、その戦略の実効性が担保できるものではないかと考えます。

そこで本市においては、柳川版総合戦略策定以前に、この戦略という考えを持って市の運営を行ってあったのかどうか、お尋ねします。

副市長（成松 宏君）

ただいま総合戦略の策定以前に期限や目標値を持って、戦略を持って市のほうで行政運営

をやっていたかという御質問をいただきました。

御存じのとおり、市には最上位計画として柳川市の総合計画がございます。総合計画は期間が10年、今であれば平成19年から平成28年、これは構成としては、基本構想がまずあります、その下に基本計画がございます。基本構想といいますのは、目指すべきまちの将来像と、これを実現するための施策の基本的な方向を示すものでございます。じゃ、基本計画は何かといいますと、構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、実施計画の基礎となるものとなっています。じゃ、実施計画ですけれども、実はここが戦略に近いところでございまして、実施計画は3年間で毎年度策定するものでローリングしていきます。ローリング方式で毎年事業の妥当性、有効性を評価しながらやっていくという仕組みになっております。

また、この実施計画につきましては、実施計画の段階で分野別に、個別に、例えば環境基本計画であるとか、福祉計画というのを個別につくっています。まとめて言いますと、総合計画という緩やかな戦略があって、その下に分野別に戦略、いわゆる今御質問の戦略があるというような形で総合戦略以前の、今の現状でいけばそういう形で動いているというふうに考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございました。

それで、ちょっと確認しますけど、じゃ、その以前は戦略性を持ってあったという考え方で捉えていいんですかね、本市の場合。

副市長（成松 宏君）

市全体の総合戦略のような横まで張り詰めた戦略というよりは、個別の戦略でしっかりと戦略を持ってやっているというような形になると思います。

以上です。

4番（浦川和久君）

わかりました。個別で戦略性を持ってやったという捉え方でよろしいですかね。

それでは、次の質問に移ります。

本年1月に第3次柳川市行財政改革大綱が策定されていますが、内容を見てみると、柳川版総合戦略を見据えたところも見受けられます。行財政改革大綱の中で特に経営会議の設置、経営感覚を持った職員の育成など記載がありますが、これは第2次行財政改革大綱にはない項目であり、総合戦略の達成に向けて必要な要素ではないかと考えます。経営会議の設置、経営感覚を持った職員の育成、この2つの項目について具体的な内容をお伺いします。

人事秘書課長（平田敬介君）

浦川議員の質問にお答えします。

第3次行財政改革大綱の中の経営会議と経営感覚を持った職員の育成の具体的な内容についてお尋ねでございます。

まず、経営会議につきましては、大綱に掲げた狙いや意図を踏まえまして、ことし1月に設置をしております。

メンバーは市長をトップとしまして、副市長、教育長、部長級職員全員で構成をしまして、必要に応じて関係課長の出席を求ることとしています。

ことし1月4日に1回目の経営会議を開きましたが、その中では、平成28年度予算、つまり新年度予算に係る重点目標事項につきまして、調整、協議をしたところであります。経営会議につきましては、文字どおり重点施策を決定するとともに、その施策の企画立案などのプロセスへの幹部職員の横断的なかかわりを深め、共有、協議する仕組みとして活用をしているところでございます。

次に、経営感覚を持った職員の育成についてお答えをします。

大綱の概要に書いてありますが、コスト意識や経営感覚を持った職員を研修等を通じて育成するとしていますので、今も職員にはいろんな研修の機会を与えておりますが、今後はコスト意識や経営感覚を養うという研修を企画、実施していきたいと考えております。

一例ではありますが、ことし2月に企画課のほうで実施をした公民連携事業、よくPFI、それとかPPPと言われるものですが、この公民連携事業についての勉強会、講師を招いての研修でございますが、係長以上の職員全員を対象に実施しております。これなどがコスト意識や経営感覚を養う研修の一つに当たるのではないかと考えているところです。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。本市でもことし1月に市長をトップとして経営会議が設置されたとのことです、今後、経営戦略を実行する上で非常に重要な位置づけになるのではと考えております。

また、経営感覚を持った職員の育成についてですが、職員研修や公民連携事業の勉強会ですかね、そうしたところで育成を図ることですが、こうした研修も必要ですが、研修だけでなく、ふだんの業務の中でも職員に対して経営感覚の意識づけを行うというところまで踏み込んで考えていただきたいと思うところです。

それでは、自治体における戦略について私自身の実体験と申しますか、少しお話ししたいと思いますので、おつき合いをお願いしたいと思います。

これは福岡市での話になりますが、福岡市の話はふだんの会話の中でもちょくちょく私話しますので、またかと思われるかもしれません、その点、御了承をお願いします。

それでは、福岡市では戦略という考えが平成17年に入ってきました。この年代のころには福岡だけでもなくよその都市でも、他都市でも、経営戦略を取り入れて自治体運営を始めら

れたところもあったみたいです。それで、この経営戦略についてですが、本市でもことし1月に経営会議ですかね、市長をトップとした経営会議が設置されましたけど、福岡市でも経営会議、当然設置されました、当時ですね。それで、この経営会議というのが市長をトップとして市の戦略の最上位に位置づけられるわけですが、これに基づいて福岡市の場合は各局、各区でおののの経営戦略というのを策定します。それで、当時、たしか経営戦略をファイルにまとめて職員に配付されていました。結構いい材質のファイルでしたので、私も今でもいろいろ使えると思ってちょっととっておいたんですけど、このファイルなんんですけど、（ファイルを示す）結構いいファイルで、これは消防局経営戦略ということで、これ職員全員にまた配付されました。そうしたところで福岡市、結構経営戦略というところにお金を使っていたというか、本気度というか、そこら辺がわかると思います。

それで、この経営戦略ですが、要は民間手法の導入として、当初は経営とか戦略とか、消防の業務にはなじまないとかいろいろあります、消防だけでなくほかも一緒だったと思いますが、戦略とか言われてもついていけないというところが実際ありました。しかし、この経営戦略の実効性を高めるために福岡市がやったことは、経営戦略と職員の人事評価制度をリンク、連動させたところです。この連動が本当にポイントとして、経営戦略で掲げた目標に基づくところが職員個々の業績目標となり、その達成度合いがその年の職員の業績評価につながるというもので、これで職員誰でもがこの経営戦略から逃げることができなくなりました。

具体的に話しますと、経営戦略に基づいて年度当初、まずは局長、部長と、課長、係長、それから係員と、上から順次に上司と面談しながら、その年度の1年間の数値目標を掲げた職務遂行計画を作成します。この職務遂行計画のメリットは全て上司が作成した計画書に基づいて部下が作成するという流れになりますので、上から下の職員まで目標とするところが伝わり、方向性に狂いが生じないというようなメリットがあります。

また、人事異動で職員が入れかわるときでも職務遂行計画の業務目標も前任者から引き継ぎますので、一貫した業務目標の遂行が可能となります。当初は目標を何らかの形で数値化することが大変でしたが、これもなれのこのようなもので、とにかく1年間の業務目標を年度当初に打ち立てて、その達成度が職員個々の業績評価、人事評価となります。職員から見れば、業務の達成度がその1年間の勤務評定にかかわってきますので、ストレスに感じる部分もありますが、一人一人の目標が明確になっていますので、施策の実効性も格段に高まります。

それで、今回の柳川市第3次行財政改革大綱の中にも、「重点施策を職員ひとりひとりに伝わるような仕組みづくりをつくります」とありますが、福岡市の目標管理と業務評価を緊密に結びつける人事評価制度を確立することが上から下まで一貫性を持った施策を展開する上での一つ方策になるのではと考えております。

そこで質問しますが、行財政改革大綱の小項目にも人事評価制度の見直しとあり、「目標管理、能力評価、人材育成を連動させた人事評価制度を確立し、運用します」とあります。こここのところは福岡市の実例を挙げて私が言わんとするところでもあります、この人事評価制度の確立について、現状どのように考えてあるのか、お尋ねします。

人事秘書課長（平田敬介君）

浦川議員の人事評価制度の見直しについてという御質問にお答えします。

まず、本市の人事評価制度の運用の現状と今回の大綱に掲げた評価制度の見直しについてお答えをしたいと思います。

議員のおっしゃった目標管理による業績評価制度についてですけれども、これにつきましては、柳川市のほうでも平成18年度に課長級以上の職員、部課長に導入をしていまして運用をしております。運用当初に部課長はどういう目標を立てるかということで、最初の説明会のころにお話ししたことで申し上げますと、まず、先ほど言われる自治体の戦略といいますか、総合計画というのがやはり一番上位の計画としてあります。そういう計画に大きな方向性をうたってありますし、市長の公約、施政方針、それから今回で言いますと総合戦略などにそれぞれ重要な課題を設けてありますので、そういう課題の中から自分の所管するところではどれが重要かというのを年度の初めに3つほど掲げてもらいまして、それをこのように達成すると、このくらいの数値目標まで達成しますというふうに立てて、その結果を評価して業績評価とする。そういう目標管理による業績評価を管理職以上、これまで18年度から運用をしてきました。

それから、平成20年度からは職員の意欲・行動、仕事の仕方、いわゆる能力を評価する能力評価制度というのを、これはもう全職員に導入をしています。

そして、24年度からは、それらの評価結果を勤勉手当に反映するようにやっておりまして、それとともに目標を設定する時期、それから評価の時期にしっかり面談をして、それすることによって上司から部下に、部長から課長にしっかりと部の目標なども伝え、そして達成すべきことを、そこでやりとりをして仕事を達成していこうという、それから、そういう評価をすることで人材育成にもつながるというような運用を目指しているところであります。

したがいまして、現在、管理職は業績評価と能力評価の2つの制度を組み合わせて人事評価制度としております。ただ、管理職以外の職員には能力評価制度のみを実施しておりますので、今後はこの行財政改革大綱に示されるとおり、目標管理制度を全ての職員に広げていきたいというふうに思っています。

目標を立ててその実現に向かってしっかり進捗を管理して仕事を進めていくと、その過程でしっかり上司と部下が話し合い、面談をして進めていくというような仕組みが定着すると、やはりおのずとコスト意識や経営感覚が養われていくような仕組みになると思います。まさしく浦川議員のおっしゃるような狙いになっていくかなというふうに思っておりますので、

そのようなやる気を引き出す人材育成に連動した人事評価制度をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。課長以上の管理職までは目標管理と人事評価を連動させた形でやってあるということですので、ぜひ裾野の係員の方まで広げてやっていただきたいと思います。また、目標についても極力数値化してやっていただきたいと思います。

それで、行財政改革大綱でうたわれている人事評価制度の見直しは総合戦略の実効性を高める上で本当に重要じゃないかと思います。こここのところをうまくやることで経営感覚を持った職員の育成というところも研修会や勉強会だけではなく、ふだんの業務の中でのずと意識づけや意識改革といいますか、醸成できるのではないかと考えているところです。しっかりやっていただきたいと思います。

それでは次に、第3次行財政改革大綱にも限られた経営資源の活用という記載があります。行政における経営資源といえば人、いわゆる職員、そして予算というところが重要な資源になるのではないかと思いますが、この経営資源の人のところ、職員の部分についてお伺いしたいと思います。本市でも行財政改革の流れの中で職員数の削減が行われましたが、類似団体との比較で現状どうなのか、お尋ねします。

人事秘書課長（平田敬介君）

職員数の類似団体との比較はというお尋ねでございます。

他市との職員数の比較について2つの見方から御説明をしたいと思います。

まず、総務省が例年まとめています類似団体別職員数の状況という資料をもとに説明をしたいと思います。この資料が一般的に行政のほうでは類団の資料と、類似団体比較というふうに使っております。この資料は、全ての市区町村を対象に人口と産業構造の2つの要素を基準としましてグループ分けし、グループごとに人口1万人当たりの職員数が何人かということを出して比較をします。その1つのグループを類似団体として比較をします。

全国の市のうち政令市を除く一般市は16グループに分けられまして、柳川市は - 1 という区分になります。全国で198の類似団体があります。直近の公表資料は、26年4月1日現在のもので、それで申しますと、まず公営企業会計部門、水道会計とか、中にはガスとかを公営企業でやってある自治体もありますので、そういうのを除いて、普通会計部門という職員数で比較を申しますと、本市の人口1万人当たりの職員数は、180団体中、少ないほうから86番目で、類似団体の平均職員数と単純比較しますと41人少ないという状況になっております。

また、先ほど言いました普通会計部門という中から、さらに消防と教育部門を除いた一般行政部門という比較があります。これが一番比較としましてはどこの自治体でも最低限共通

する行政分野を担っている職員になりますので、これで申しますと、本市の人口1万人当たりの職員数は、198団体中、少ないほうから51番目で、類似団体の平均職員数と比較しますと60人少ないという状況になっています。

さらに、この類団と別に全職員数を近隣の市と比較をしますと、大牟田市と久留米市を除く県南の8市で言いますと、人口1万人当たりの職員数は小都市、筑後市に次いで少ないほうから3番目ということになっているところであります。

いずれにしましても、類似団体や近隣市と比較をしましても、少数精鋭で行政運営を行っているというところであろうかと思っております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

類似団体の比較にはグループ分けとかあって、聞いていて非常に難しいところもありますが、まずは県南部も本市と同様の類似団体が8つあって、その中で人口1万人当たりの職員は小都市、筑後市に次いで3番目に少ないということですかね。

削減の努力もうかがえますが、人口減少、行政のスリム化という時代の流れの中で、これからも厳しい状況が続くと思います。職員が減れば当然に職員1人当たりの業務量がふえます。そして、柳川市の人口が減ったからといって業務量が減るかといえば、この多様化の時代にあって行政の業務量は減るものではないと考えるところです。しかし、人間が処理できる能力にも限度があります。

そこで、私自身着目しているところが第3次行財政改革の小項目で上がっていますが、事務事業の整理統合、それと業務量の平準化というところです。特に業務量の平準化は第2次行革には上がっておらず、今回の第3次行革では上がっていますが、内容を見ると、「事務分掌を見直すとともに、各課の業務量を適切に把握し、その業務量の平準化を行います」とあります。ここを適切にやることで総合戦略にも効率的に力を入れることができるのでないかなと考えます。

それから、業務の見直しも大事ですが、あわせて職員の意識というところも業務を遂行する上で大きくかかわってくると思います。本市の職員数の状況について先ほど類似団体と比較しても少ないとの話でしたが、少ないから大変という意識ではなく、何か後でちょっとと言われましたけど、自分たちは少数精鋭でやっているんだと、そこに誇りと気概を持ってやつていただきたいと思います。

こうした少数精鋭という意識づけも突き詰めて考えれば、先ほどから話していますが、職員の目標管理と連動した人事評価制度の見直しにつながってくるのではないかでしょうか。実際に少ない職員数でも効果的、効率的な行政運営をやっている自治体もあります。この場でどこの自治体というところまでは言いませんが、柳川市の職員の皆さんにも少数に悲観する

ことなく、逆に少数精銳に誇りを持ってやっていただきたいと思う次第でございます。

それでは、この総合戦略に関して私から1点提案したいと思いますが、第3次行財政改革大綱の組織改革の中で、「横断的に協議、決定される体制」、また「縦割りでなく、横断的にスピード感を持って対応」との記載がありますが、これを達成するには横断的の中心となる組織の創設が必要ではないでしょうか。

そこで、総合戦略室なり戦略に特化した戦略室を創設することを提案します。

戦略室が横断的な体制の中心となり、総合的機能調整を十分に果たすことで総合戦略の実効性も格段に高まるものと考えます。現在、企画課に総合戦略推進係があります。企画課には総合戦略推進係を含めて4係ありますが、企画課長が4係を抱えていますが、果たしてこの状況で戦略の推進が中途半端になりはしないかと。決して企画課長の能力がどうのと言っているわけではありませんので。本当に実効性を高めようと思えば総合戦略推進係を格上げして、管理職を室長に据えて、戦略に特化した戦略室を創設すべきではと考えます。

地方版総合戦略、ほとんどの自治体が策定していますが、戦略ですので、当然自治体間の競争は避けられない。栄えるところは栄える、衰退するところは衰退すると、よりはっきりしてくるのではないかと。平時の平穏とした時代なら改革も大して必要ないかと考えますが、どこの自治体も戦略を掲げて動き出した現在こそ、今こそ改革が必要なときであり、今やなくていつやるのか、その一手として組織改革による戦略室の創設が必要なときではないでしょうか。現状、戦略推進係はありますので、室長をどう据えるかですけど、総合戦略が31年度までの期限つきですので、内部にこだわることなく外部からでも、それも官民間わず考えていいのではないかと。ここは総合戦略にかける本気度を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副市長（成松 宏君）

ただいま戦略に特化した組織を設置したらどうかという御提案をいただきました。

確かに戦略室の設置は実効性に効果がある試みであるというふうには考えます。ただ、本市の今現状を考えてみると、新年度にさらに9人の職員減が見込まれる中、戦略室の設置のため職員数を生み出すことは非常に厳しい現状にあるというふうに考えております。

まずは経営会議をしっかりと活用し、部局間連携を強化するとともに、特定課題につきましては、プロジェクトチームを設置するなど柔軟に対応することによりまして、戦略室に負けない効果を発揮するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

4番（浦川和久君）

ありがとうございました。一応、私が想定していたとおりの回答を副市長からいただきましたけど、来年度の構想も既にでき上がっているとは思いますので、この時期に組織改革と言われても難しいのはわかりますが、人員の生み出しというとこ

ろについては、第3次行財政改革大綱にもあります、事務事業の整理統合、それと業務量の平準化と、ここをしっかりやってあれば何とか私は生み出せないことはないかなと、不可能ではないかなと考えております。

それから、市長をトップとし部長級以上の上層部で固めた経営会議、それと、先ほど副市長言われましたプロジェクトチームですかね、が戦略室の役目を果たして、組織の横断的なところもカバーするというようなお話をしたが、経営会議で上層部で決めたことをプロジェクトチームに落とすという流れになるかと思いますが、そこはちょっと、私、どうされるかは、はっきりこの場ではわかりませんが、ただ、戦略室を設けることで、これ総合戦略に限らず総合計画とか、一番大きな柳川市の総合計画、それからいろんな各種計画もろもろありますが、それらの統合的な調整機能、そして、それらの計画の戦略化など、戦略室の創設によっていろんな展開というのも可能になるのではないかと考えているところです。

それで、この総合戦略、上層部のかけ声だけじゃなく何らかの形で示していかないと、組織の末端まで一丸となった体制づくりは難しいのじゃないかと、そのところを考えてやつていただきたいと思います。

それぞれの自治体が総合戦略を掲げた現在、本市においてもここで後手に回ることはできない、先んじる一手が欲しいところであり、今こそがその機会でありチャレンジだと思います。それは行政だけではなく対極に位置する議会も当然であり、チャレンジ、改革のときではないでしょうかということで、この質問のテーマは終わります。

次に移りたいと思います。

それでは、次に、記録的寒波に対する本市の危機管理対応はということで質問を行います。昨日の矢ヶ部議員の水道管破裂被害の質問と重複する部分もあると思いますが、その点、御了承をお願いしたいと思います。

ことし1月24日、西日本を中心に上空に氷点下15度以下の寒気が流れ込み、九州・山口地方は各地で記録的な大雪となり、交通の麻痺や事故、水道凍結も相次ぎ、市民生活に大きな影響が出ました。ここ何年かは気象関係で記録的という言葉をよく耳にするようになりましたが、今回の寒波は40年ぶりの大寒波でした。

そこで、まず最初に本市における人的、物的被害状況についてお尋ねします。

安全安心課長（松藤敏彦君）

浦川議員の御質問にお答えをいたします。

人的被害と物的被害状況につきまして、各担当課で集約をしております状況を申し上げます。

人的被害は、転倒による打撲の救急搬送が2件発生をしております。物的被害につきましては、市が管理をしております施設につきまして、水道施設内の水管橋空気弁の漏水が15件、17小学校と2中学校で消火栓やプール、足洗い場などの配管破損により約8,650千円の被害。

市民会館、むつごろうランド、ふれあい自然の家、大和と三橋公民館での配管破損で約610千円の被害が発生をしています。

また、個人所有の水道管の破裂漏水につきましては、水道課への住民依頼分だけで681件、それ以外に市内管工事組合の水道指定工事店への直接修理依頼が1,713件あっており、合計で2,394件となっております。組合以外の市の水道指定工事店へも相当数修理依頼があつてあることを推測しますと、推定2,500件以上の水道管凍結破裂漏水が発生していると考えられます。

農業関係では、ナス、イチゴ、アスパラ、トマトの園芸施設でかん水ポンプ、配管施設破損が95件、25,750千円、レタス、ツボミナ、ナバナ、実エンドウ、ソラマメの露地野菜の降雪による低温障害などが5,620千円、水産業関係では、漁業団地の揚水ポンプ破損で約1,200千円、商工関係では、小売業者1件で店内水道管破裂による床、壁、天井の破損被害が発生をいたしております。

以上でございます。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。人的被害は転倒で救急搬送が2件、物的被害では市が管理している施設については、まず小・中学校関係が水道施設内の空気弁の漏水や配管破裂などで8,650千円の被害と、それと、むつごろうランド、公民館などの配管破裂で610千円、合わせて9,260千円ですかね、公的な部分では。

それから、個人所有では、水道管凍結破裂漏水が推定で2,500件以上と、農業関係では、配管施設破損が95件で25,750千円、低温障害等で5,620千円、それと水産関係で1,200千円と。こうして被害状況を見てみると、配管破裂というのが非常に多い。中でも個人所有の水道管凍結破裂が2,500件以上ですかね、被害額は出ていませんが、柳川市でも相当被害が出てる状況です。水道工事店でも夜遅くまでの工事が何日も続いたりとか、部品が不足したりとか、大変だったということで聞いてあります。

そこで、1月の大寒波により水道管が凍結して破裂漏水が多発したことを見て、本市では水道料金の減免措置が実施されています。当月分と前年同期の使用量を比較して増加分を減免して算定することになっていますが、減免措置による減免額はいかほどでしょうか、お尋ねします。

水道課長（田中安幸君）

浦川議員の質問にお答えします。

漏水水量の減免措置による水道料金減免につきましては、大寒波による水道管凍結破裂漏水が発生した時期と検針の期間が一部重なっております。本市は毎月検針で、20日から月末の約10日間で検針を実施しております、1月の検針も同様に20日から月末の約10日間実施しております。今回の寒波はその期間内であることから、1月検針、調定の2月請求分と、

2月検針、調定の3月請求分が該当しますので、2月20日からの検針により全体がどのくらい減免になるかは、2月検針、調定が終わってからになります。

ただ、1月検針、2月請求分につきましては確定しております。11,537,740円の減免となっております。このことから、3月請求分についても、これと同額程度と考えますと、全体では約23,000千円程度の減免となると考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。約23,000千円程度の減免額になるということで、個人的には思っていた以上の減免額になっていますが、いろいろと話を聞いてみると、何日間も水圧低下だと思っていたら、実は漏水していたというようなことも聞いております。緊急時の救済措置ということで必要なところでもあります。これも水道料金の減収という形になるとは思いますが、こうしたもろもろの被害についてはもう少し事前の予防策が講じてあれば減じることができたのではないかと考える次第でございます。

そこで質問しますが、自然災害に対する防災・減災対策は、大きく事前対策と事後対策に分けることができます。今回の大寒波については予報も出ていましたが、本市の事前、事後の対応についてお尋ねします。

水道課長（田中安幸君）

事前対応としまして、1月21日に市内の管工事組合、3組合へ寒波による予報が出ておりましたので、寒波による水道管破裂漏水修理に対する体制づくりを依頼しております。また、それに伴って水道管凍結破裂漏水の多発に伴う受付連絡先の確認を行っております。23日、水道課広報車で市内を水道管凍結注意の広報を実施し、24日午前中、水道課庁舎内で待機を行い、この日は水道管凍結破裂漏水の連絡がなかったため自宅待機に切りかえております。

事後対応につきましては、25日午前中から水道課に水道管破裂漏水での修理業者紹介依頼の電話が殺到したため、組合へ地区ごとに振り分けて修理対応依頼を行いました。水道課職員は通常の業務を中断し、電話対応での修理受け付けと、宅内給水管破裂漏水のため元栓の締め方がわからない市民のお宅へ訪問し、現地での作業を実施するなど、漏水をとめる対応をしたところであります。

また、配水場の運転管理を委託し常駐している業者の担当者と配水池の水位、企業団からの受水量、配水量、配水管末の水圧等連絡をとり合ったほか、配水場へ出向いて状況を見て、断水回避に向けた水圧低下措置や、その後の水圧を徐々に上げていくことについて検討し実施しております。

25日午後に、水道管凍結破裂での漏水が多大であったため配水量が増大し、配水場の配水池の水位が通常より下がり始め、配水池の水がなくなるおそれが出たため、市内全域断水を回避するための措置として夕方5時過ぎに強制的に水圧低下による配水を実施しました。

この水圧低下措置の周知につきましては、26日に水道管凍結破裂漏水多発による水圧低下配水を市のホームページに掲載を行い、27日に建設部の協力を得て広報車により広報し、28日には水圧の復旧により午前中のみ広報しております。29日に水圧低下による配水が28日夕方、通常の水圧に復旧したこととあわせて、水道管凍結に伴う漏水確認のお願いをホームページに掲載したところであります。

次に、この漏水調査でございますけれども、空き家の漏水調査を実施しております。空き家の漏水調査につきましては、1月30日から31日にかけて、メーター検針員からの聞き取りと検針データにより市内の空き家と思われる家屋を抽出するとともに、現地へ行くための地図やデータと止水栓の位置等の図面データの作成作業を行い、2月1日から5日間かけて空き家と思われる家屋を水道課職員で調査を実施しております。

今回、水圧低下配水により、市内全域断水とはなりませんでしたが、広報がおくれたことや周知方法等を振り返り反省しております。今後、水道課の災害対策実施計画を見直し、安全安心課等関係各課との連携などを踏まえたマニュアルを作成し、今後に生かしたいと考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございました。

今回の大寒波に関しては40年ぶりということで対応の内容を聞いてみると、対応策も確立されていなかったのではと思います。そこは今後の教訓として生かしていただきたいと思います。

それで、事前の対応として1月23日に水道課の広報車で水道管凍結注意の広報を実施したとありますが、こここのところは広報だけではなく大寒波が来ると予報も出ていましたので、降雪時の安全行動や水道管凍結や破裂についての備えや対処を1枚の紙か何かにまとめて緊急の回覧として町内へ配布するとか、市のホームページで掲載するなどやるべきではなかつたかなと思うところです。文章やイラストで注意事項や対策というものを具体的にまとめてあれば、各家庭でも効果的に備えや対処ができたのではないかでしょうか。

それから、24日に大雪警報が出て25日も相当雪が積もっていましたが、肝心なところで広報車による注意喚起や水圧低下などの広報活動がなされていませんが、これは対応の職員が不足していたなど、何らかの理由があったのでしょうか、お尋ねします。

水道課長（田中安幸君）

このときは、水道管破裂漏水の修理依頼の対応や市民の方の現地での対応、それと、配水場の配水池の水位や配水量の状況の把握と、断水回避に向けた水圧低下策と復旧の検討などのため、広報活動が後回しになりおくれたものであります。この件につきまして、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

以上です。

4番（浦川和久君）

被害対応に追われて人手が足りなかつたというお話でしたけど、まさにそこなんですよね。今回の大寒波に対する対応で一番の問題点は、今回の対応を見ると水道課でほとんど対応してある。なぜ役所という組織全体での対応がなされていないのか。水道課長の2つ目の答弁ですかね、本市の対応を言わされましたけど、説明がありましたが、その内で27日に建設部の協力を経て水圧低下配水の広報ということで言わましたが、課長の言葉尻をとるつもりはありませんが、何で水道課が建設部の協力を仰ぐのか、ここは建設部としては当然の対応だと私は思います。どうも所管課の水道課だけに任せ切りというか、中心となる司令塔が欠落しているような感じがします。この部分についてはまた後の質問で取り上げますが、それでは、次に、水道管破裂漏水が多発しているわけですが、各家庭でできる予防策はあるのか、あれば簡潔に具体的にお願いします。

水道課長（田中安幸君）

各家庭でできる水道管凍結の予防策につきましては、毎年、冬の時期に市報に掲載しております。その中で、1つは水道管がむき出しになっているところや水道管が風当たりの強い北向きにあるところ、また、家の外にある蛇口などを確認し、むき出しの水道管を発泡スチロールやスポンジなどの保温材で覆うか、身近にある布きれや毛布を巻き、ビニールテープで水にぬれないように上からすき間なく巻けば効果があると考えます。

夜間の凍結防止策としましては、蛇口から少量の一筋の水を流しておく方法も有効でございますけれども、この方法は水量に応じて料金がかかりますので、風呂やバケツ等にため、洗濯等に使われるようお願いします。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

有効な対応策を課長から話していただきましたが、九州に住んでいたら、なかなかそうしたところまで気づかないというところもありますし、また気づいても破裂漏水まではせんやろと安易に考えるところがあるんじゃないかと思います。

予防策や対応策、降雪時の安全行動、注意事項など事前の回覧や広報車での広報活動、それから防災行政無線、防災メールの活用など、できることはいろいろと多くあります。できることをやってあれば、少なからずとも被害の軽減につながったのではないかと思います。こうした大寒波が何年後に来るかどうかはわかりませんが、寒波襲来に対する今後の危機管理対応の一つの策として取り上げていただければと思う次第でございます。

それで、今回の大寒波に対する対応全般を見ると、ほとんど水道課で対応してありますが、24日には大雪警報も出ていますので、市の災害対策本部を立ち上げるべきじゃなかったかな

と、昨日、市長もそこの点は対策本部を立ち上げるべきということでお話しいただいております。

ちなみに、この大雪警報ですが、警報発表の基準は柳川市では、24時間降雪の深さ20センチとなっていますが、1日で降る雪の深さが20センチというのは、なかなかこちらの地域ではありませんが、そこで、柳川市地域防災計画では災害対策本部の設置基準として「柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され」とあります、この設置基準の中に大雪警報を明記し、まずは災害対策の司令塔となる災害対策本部の設置を行い、所管課だけではなく組織として対応するべきではなかろうかと考えます。まずは警報発令と同時に災害対策本部を立ち上げ、情報収集体制の確立や防災行政無線の活用など、ここは初動対応としての人員はそう多くは必要ないと思いますので、まずは初動体制を確立する。その後は被害の発生状況に応じて拡大、縮小、閉鎖というような流れでやればいいのかとは思いますが、実際にこの災害対策本部の設置基準に大雪警報を明記している自治体も県内にありますが、本市でも明記することを提案しますが、いかがでしょうか。

安全安心課長（松藤敏彦君）

災害対策本部の設置基準といたしまして、地域防災計画の中では、大雨、洪水、暴風、高潮等々となっておりますので、当然大雪も含まれるものと解釈はしております。しかしながら、今回の寒波につきましては、水道管破裂が多発し、県内で断水に見舞われた市町村も多く出ましたので、大雪に対する危機意識の向上を図るという意味からも、大雪を明記する方向でことし5月開催予定の柳川市防災会議に諮りまして、検討をしてまいりたいというふうに思います。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

今の安全安心課長の答弁で、災害対策本部の設置基準が大雨、洪水、暴風、高潮等となっているので、等の部分に当然大雪も含まれると解釈していると、さらっと言われましたが、当然大雪も含まれると解釈するのなら、なぜ今回の大寒波で災害対策本部を設置しなかったのかと、ちょっと私思いますが、いわゆるこのところだと思います。危機管理の肝心かなめの部分はですね。

40年に一度の大寒波襲来は地震と違って予報も出ていました。そして、大雪警報が発令されたと。高潮等の等の部分に大雪も含まれると解釈できるなら、災害対策本部が設置されて当然ではないですかねと。危機管理で大事なのは、こここのところのアンテナが大事じゃないかなと、アンテナを張って危機の可能性を察知して事前に備える、これが危機管理、そして危機意識じゃないかなと、そのように考えます。もう少しこのアンテナを張っていただきたいと思う次第です。

それで、今回の大寒波は40年ぶりですが、この規模の寒波が今後いつ来るのか誰もわかり

ませんが、数十年に一度にせよ、これを教訓として生かすためにも、まずは対策本部の設置基準に大雪の明記をぜひお願ひしたいと思います。

あと4分になりましたけど、記録的寒波に対する危機管理対応ということで今までやりとりを行いましたが、このやりとりを聞かれた中で、市長の危機管理に対する所見を最後にお伺いしたいと思います。お願ひします。

市長（金子健次君）

昨日も矢ヶ部議員の質問にお答えいたしましたけれども、今回の寒波で本市は水圧の低下配水という形で乗り越えましたけれども、非常に市民の皆様に御迷惑をおかけしたことを心からおわび申し上げたいと思います。

今、安全安心課長が申し上げましたように、今後、対策本部も設置も必要だと思うし、けさの新聞では、1月の寒波は最強だったということで、40年ぶりということでございますけれども、1981年以降、記録的には最強だったというふうにきょうの新聞に書いてありました。あわせて、九州・山口はもう夏日ということで、逆に言うたら、ことしの夏というのはもう非常に暑い、40度に近いような数字の夏になりそうな感じもする。それについても高温注意報という形も出てくるかなというふうに思っております。

担当が申し上げましたように、事前の警告、そしてまた、事後の対策、組織上、水道課が建設部所管になっていませんので、水道課の孤軍奮闘のような形になりましたけど、常時田中課長のほうは私に連絡をとって、私が一番最高の上司になりますので、連絡をとってやりましたけれども、結果的には非常に迷惑をかけたということでございました。広報車で回るにしても、雪道については非常に危険でございますので、今回せっかくある防災無線を活用し、また、区長さん方や議員さん方にもあるFMを通じるようなあの無線を利用すればよかったですというふうに思っています。

それと、強制的なメールも出すことは可能だったというふうに思っていますし、人間というものは不思議なもので、私は絶対交通事故は起きない、火災はないだろうという感覚の中で、うちの水道管は大丈夫だろうという感覚があったと思います。そういう意味では、今後いろんなことで市民に対しても市報とか使って、そしてまた、区長さん、民生委員、いろんな形を通じて、今後、二度とみやま市や大牟田市は断水ということを免れましたけれども、断水に匹敵するような形になりましたので、今後教訓として生かしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

4番（浦川和久君）

どうもありがとうございました。

柳川は大丈夫とか、そういったことは絶対、皆さん是思っていないと思いますが、危機管理、危機意識を醸成してやっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、浦川和久議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

19番（伊藤法博君）（登壇）

19番伊藤法博でございます。議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、柳川農業の新たな展開について、2つ目が柳川観光の具体的な方向性について御質問したいと思います。

まず、柳川農業の新たな展開についてお尋ねしたいと思います。

戦後の日本農業は、農地解放が断行され、多くの自作農が誕生し、農業協同組合の成立、農地の交換分合等も実施され、当時の食料不足の中で食料増産の起爆剤となりました。食糧管理制度のもと、戦争で荒廃した国土の中、地方での衣食住が安定し、朝鮮戦争の特需もあり、都市の活気も出てまいりました。

昭和36年に農業基本法が制定され、工業生産の生産性向上に伴って都市住民の所得も向上していき、地方の農家の所得も向上させなければならなくなりました。農家所得の大半が米の販売高であったために、政府は米価を上げることによって農家の所得を引き上げる政策を長年推し進めてきました。

しかし、国民生活が向上し、食の多様化が進む中で米の消費量は次第に減少し、米の生産は品種改良、肥料、農薬、栽培技術等の改良によって増産し、ついには米の生産量が消費量を上回るようになり、米の在庫が問題になるようになりました。

食管理制度による政府全量買入制度のもとで政府在庫が昭和46年には720万トンとなり、水田の休耕を中心とした生産調整が開始されました。その後も昭和50年代半ばには第2次過剰米が発生し、その処理に第1次過剰米処理とあわせて、当時約3兆円の費用を要しました。

農業基本法は農業生産性の引き上げと農家所得の増大を図った法律で、高度経済成長とともに広がった農工間の所得格差の是正が目的であったわけでございます。しかし、この法律で農業の構造改善政策や大型機械の投入による日本農業の近代化は進められ、農業生産性や農家所得は伸ばすことに成功しましたが、多くの農家が兼業化したことや農業の近代化政策により、労働力の大幅削減で農村の労働力が都市部へ流出し、農業の担い手不足、食料自給

率低下の要因になりました。

1993年ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉が合意されるなど、農業基本法の制定時と比べて国際化の進展などの経済社会情勢の変化が明らかとなり、耕作放棄地の増加と農業者の高齢化なども顕著になってきました。

一方で、食品の安全性など食料への国民の関心が高まるとともに、国土や環境保全、良好な景観の形成などの多面的機能を果たすものとしての農業・農村を再評価する動きが見られるようになってきました。

このような背景のもとに、農業基本法を廃止して、食料・農業・農村基本法が平成11年に制定されました。この計画については、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、今後10年程度を見通して定めるものとするが、情勢の変化並びに施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を変更するものとするとされています。

これに基づいて、食料・農業・農村基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という基本理念を具体化するために、平成17年、平成22年、平成28年とこれまでに三度にわたり基本計画が見直され、これに基づき食料・農業・農村政策が推進されてきました。

平成17年の見直しでは、国内では食の安全性に対する信頼が大きく揺らいでいるほか、農業者の高齢化と減少による生産構造の脆弱化など危機的な状況が深化してきているわけですが、国外に目を向けるとグローバル化が進展し、我が国の農業・農村が国際的な経済社会の動きとの相互の結びつきを強める中で、世界的な人口増加や中国を始めとするアジア諸国の経済発展による食料需給の増大、地球温暖化の急激な進行など、世界の食料需給に関する不安定要因が顕在化しており、不足時における食料安全保障が重要な課題となっています。

食料・農業・農村に関する施策は、国民生活や我が国経済社会あり方と深く結びついていることから、政策改革の必要性と施策の方向について広く国民全体で共通の認識を分かち合い、それぞれの役割に応じて適切に行動する必要がある。政府は、基本計画が地方公共団体、農業者、農業団体はもとより、消費者を含めた国民全体の共通認識の基礎となり、食料・農業・農村の役割が将来にわたって十分に発揮されるよう、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

また、平成22年の見直しでは、消費者の食品産業のニーズが多様化する中、基本計画に基づいたさまざまな取り組みによって、新鮮な農産物や多彩で高品質な食品が手ごろな価格で食卓に並ぶようになった。また、こうした消費者のニーズに応えようとする農業者、食品産業事業者の努力も徐々に広がりを見せる中で、先進的な経営を行い、他産業を上回る所得を得る農業者もあらわれている。また、四季に彩られた我が国の農産物や旬を重視する我が国の食文化を再評価する動きもある。他方、農業・農村は、総じて農業所得の大幅な減少、担

い手不足の深刻化、非効率な農地利用、農山漁村の活力低下といった厳しい状況に直面しており、これまでの農政がこのような流れを変えることができなかつた事実は重く受けとめなければならない。

過去40年余り続けてきた米の生産調整は、結果として農業者間に不公平感を生み、麦や大豆などへの生産転換も円滑に進まない状況をもたらしている。また、国内農業は消費者や食品産業のニーズに十分対応できておらず、食料自給率は低迷したままとなっており、平成20年度の供給熱量ベースの食料自給率は41%にとどまっている。この間、多くの先進国では、農業を重要な産業と位置づけ、その振興に努めてきた結果、食料自給率が向上した。平成15年度の供給熱量ベースの食料自給率は、米国で128%、英国では70%となっている。途上国では、人口増加や経済発展に伴って資源や食料の消費がふえ続けている。また、米国等を中心にバイオ燃料の増産が進むなど農産物の用途も多様化しており、農産物の国際的な需要は今後さらに高まることが予想される。

地球全体では環境問題が深刻化し、農地の減少が進む中、食料輸出国は輸出規制を導入し、途上国の貧しい人々を中心に飢餓や暴動が深刻化している。こうした状況にもかかわらず、世界最大の食料純輸入国である我が国は、経済力さえあれば自由に食料が輸入できるという考え方から脱し切っていない。四方を海に囲まれた島々から構成されている狭い国土条件のもとで、1億2,000万人を超える国民を養う必要がある我が国においては、国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保しなければならない。

政府は、こうした観点に立って、既存の思考や手法の問題点を強い決意で改善していくこととする。そして、意欲ある者の創意工夫を引き出し、農業・農村の秘める力が最大限に発揮され、国民が将来に向けて明るい展望を描くことができるよう、戸別所得補償制度の導入、消費者が求める品質と安全・安心といったニーズにかなった生産体制への転換、6次産業化による農山漁村の再生を基本に各般の施策を一体的に推進する政策体系に農政を大きく転換させ、食と地域の早急な再生を図っていくものとするとしています。

また、平成27年の見直しでは、我が国は、超高齢化社会、本格的な人口減少社会の到来により、今後、とりわけ地方の衰退が加速されることが懸念されている。また、グローバル化や情報化が進展し、消費財のみならず、人、資金、情報、文化が国境を越えて駆けめぐり、そのスピードも加速している。我が国は、いまだ経験したことのない経済社会の構造変化に直面し、大きな転換点を迎えている。こうした変化のもと、持続可能で活力ある地域社会を構築していくためには、あらゆる分野において既存の仕組みの抜本的な改革を進めることが求められている。我が国の農業・農村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、食品産業の関連産業とともに地域の経済を支える重要な役割を担っている。

加えて、高品質な農産物を生産する技術、持続性にすぐれた生産装置である水田、世界に評価される伝統的な食文化、美しい農村風景などすばらしい潜在力を有している。地域のさ

さまざまな関係者がみずからの強みを見詰め直し、創意工夫を發揮して6次産業化や海外への輸出などに挑戦し、新たな価値の創出と市場の開拓を実現する取り組みも始まっている。今後、農業・農村の明るい展望を開くために、農業・農村に生まれつつある新しい芽を育て、農業・農村の潜在力を最大限發揮し、持続可能なものとしていく必要がある。国民に農業・農村の価値が再認識され、都市と農村を人々が行き交う田園回帰ともいべき動きも生まれつつある。その価値や魅力を積極的に発信し、新たなライフスタイルなどを提案していくことは、国民が真に豊かさを実感できる社会の構築に貢献すると考えられる。

しかしながら、こうした新たな動きは、いまだ農業・農村の発展を力強く牽引しているとは言えず、農業就業者の高齢化や農地の荒廃など農業・農村をめぐる環境は極めて厳しい状況にあり、多くの人々が強い不安を抱いているのが現状である。都市に先駆けて高齢化や人口減少が進んできた農業・農村では、今後、高齢農業者のリタイアとの農業就業者の減少により、地域によっては次世代への農業経営や技術等の伝承が途絶えてしまうおそれがある。また、人口減少が進む中、農地・農業用水など長い歴史の中で培われてきた貴重な資源の喪失や、生活に必要な社会基盤の崩壊も懸念されている。このため、食料・農業・農村の全ての関係者が従来の生産や販売の方法、それぞれの役割などを単に踏襲するだけではなく、発想の転換をし、多様な人材を取り組みつつ、新たな仕組みの構築や手法の導入にスピード感を持って取り組んでいかなければならない。また、政府のみならず国民全体が改革の必要性や施策の方向について認識を共有し、みずから改革し、創意工夫を發揮してチャレンジしていく姿勢が不可欠である。同時に、広く国民が農業・農村の価値を認め、それぞれの役割に応じて適切に行動し、国民共有の財産として次世代に引き継いでいくことが重要であるとしています。

平成17年10月に経営所得安定対策等大綱は平成17年3月に見直された基本計画を受けたもので、平成19年産から品目横断的経営安定対策が導入されました。このことは、いわば価格政策から所得政策への転換という、平成11年に制定された食料・農業・農村基本法で示された政策方向を具体化するものであります。これまで全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換することであり、戦後の農政を根本から見直すことになります。こうした農政改革の意義を踏まえ、基本計画に沿った品目横断的経営安定対策のみならず、これと表裏一体をなす米政策改革推進対策の見直し、さらに品目横断的経営安定対策と車の両輪をなす資源・環境対策を相互の関連に留意しつつ、あわせて講じていくこととなっています。

こうした中で、温暖で掘割がくまなく張りめぐらされている干拓地である柳川では、現在、米、麦、大豆を中心とした二毛作の作付が行われています。平成30年産米からをめどに、行政による主食用の生産調整数量目標の配分をやめることですが、米価格の暴落が想定されますが、柳川市としてはどのような対策を考えておられるのでしょうか、お尋ねしたいと

思います。

あの質問については、自席から質問しますので、議長のお取り計らいをよろしくお願ひいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

米の生産調整におきましては、平成29年産まで国の目標数量が示されるようになっております。その生産調整数量目標が、平成30年度産から見直しが予定をされております。国においては、米の需給見通しを示すということのみで、それを受けたて県、市町村において生産調整を検討することになります。

県におきましては、国の需給見通しを受け、水田作付ビジョンの策定を行い、そのビジョンをもとに市町村において水田作付ビジョンを策定し、対応することになると考えられます。

米価下落など大変心配な声を聞きます。これにつきましては、市、JA、また生産者などで組織しております農業再生協議会において情報収集を行い、水田作付ビジョンをしっかりと検討して、米価に対する対応、また今現在、大豆等の転作作物の振興を一層進めまして、取り組んでいかなければならぬというふうに考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

平成30年からは、やはりそういう規制がなくなるということでございますが、自主的な需給に見合った生産調整の徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

日本の農業政策が稻作中心であったために米価の引き上げが行われてきて、その効果は全ての農家に効果が及び、兼業農家や零細農家が生き残り、農業の構造改革が進展しない大きな原因になっています。農業の構造改革を進めるためには、農業政策の転換、農作物の支持価格から対象農家、経営体を限定した直接支払いに移行しなければならないと思います。

この農業政策の転換は、農業の構造改革には大きなメリットがありますが、政治的には大きなデメリットになります。なぜなら、販売農家、稻作農家戸数の大幅な減少になり、農協の組織運営上においても、政治的影響力においても大きく影響するからです。この件についての市長の見解を求めます。

産業経済部長（成清博茂君）

市長の見解ということでございますけれども、私のほうからお答えさせていただきます。

平成19年産から導入されました品目横断的経営安定対策により、米、麦、大豆などの国の支援は、大規模農家、また集落営農組合などを対象とした支援となっております。本市でも、各地域を中心に33の集落営農組織が設立され、米、麦、大豆の経営を営農組合で統一されてきました経緯がございます。

このようなことにより、統計上、販売農家は大幅に減少しておりますが、営農組合等の構

成員として、農業に携わり所得を得てある方がたくさんいらっしゃいます。

現在、集落営農組合は経営の効率化等を求めて、昨年度末現在で18の組織が法人化をいたしております。市といたしましても、集落営農組織の法人化を推進し、法人の組合員として農業に携わっていただき、農業を続けていただきたいというふうに思っております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

現在、農協あたりがＴＰＰ反対とか、いろいろ米政策に対する農協組織の現在の対応では、やはり農業の構造改革はなかなか進まないだろうと私は個人的に思っております。

米の価格が10千円を下回るようになると、稲作農家の採算は悪くなります。今現在の肥料、農薬、農機具価格では赤字になってしまいます。このためにも、米の支持価格制から一定以上の農家や経営体に対する直接支払いへの転換が大事なことだと思います。さらに、農業者自身も生産コストの削減や機械の共同利用などの努力は必要だと思います。

米価の低下に対しては、生産コストの削減、例えば、乾田直播きなどの挑戦は避けて通ることはできません。行政として、何らかのイニシアチブをとるお考えはありませんでしょうか、お尋ねします。

産業経済部長（成清博茂君）

コスト削減につきましては、農家所得を確保していくための必須条件と考えます。

昨年、国の施策として行われました稲作農業の体質強化緊急対策で取り組まれました直播栽培、また疎植栽培、プール育苗などのコスト削減につながる取り組みを示して取り組みました。なかなか収量の確保がなされるのか、現段階では判断しかねますけれども、しっかりと対応していかなければならぬと思っております。

また、昨年度から実施しております農地中間管理事業など農地の集約については、農作業の効率が向上し、コスト削減にもつながるものと思っております。今後、関係機関といろんな方向でコスト削減につきましては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

私たちも一応農事組合法人を立ち上げて、いろいろ取り組みをしておりますが、やはりまだ未経験の新たな栽培技術の開発とか、そういうものについては非常に危険性もあるわけでございますので、行政なりなんなりからの支援が必要だと思っておりますので、その点また、そういうときにはよろしく御指導のほどお願いしたいと思います。

アメリカやＥＵにおいては、品目別農産物の価格政策から財政による農家所得の維持に移行していく、輸入障壁である関税の引き下げにも対応できるようになっています。しかし、日本で行われてきた従来の品目別農産物価格の支持政策では、農産物の国際化には対応できていません。

食料・農業・農村基本計画では、欧米で実施されているような財政から農家へ交付される補助金、直接支払いの導入を進めるものであると理解されています。こうした政策を進めることが複数作物の組み合わせによる営農が行われている日本の水田及び畑作について、品目別農産物の価格設定ではなく、的を絞った担い手の経営全体に着目し、財政から直接支払いする農家所得の維持といった政策が市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差及び農産物の価格格差を是正するための対策となり得るものだと考えられます。

旧来の日本の品目別価格設定政策では、世界市場より割高な農産物を購入しなければならない国内の消費者に大きな負担を押しつけ、国外からは高額な関税を設けて輸入障壁と非難されています。要するに、高い関税をかけて国内の割高な農産物価格を維持して、消費者に大きな負担を強いり国際化を拒むのか、財政による直接支払いでの農業の担い手経営体を確保して国際化に門戸を開くかの選択になると思います。市長の意見を求めます。

産業経済部長（成清博茂君）

これにつきましても、市長の意見ということでございますけれども、私のほうからお答えさせていただきます。

水田農業の支援につきましては、現在、国の施策でございますけれども、経営所得安定対策として認定農業者、また、法人化が見込まれる集落営農組織、認定新規就農者を対象に米、畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策や畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策が実施されているほかに、米の直接支払交付金、また、大豆など需要のある作物の振興として産地交付金など水田活用の直接支払交付金が実施しております。

また、大型農機具等を対象とした経営体育成資金、また、県の支援策であります水田農業担い手機械導入支援事業、また、市の事業であります高性能農業機械補助金等により支援を行っております。

農業は、食料の供給の重要な産業として、また、農地は国土保全、また環境保全の面から多面的機能を果たしております。そのためにも、国においては、農業で生産できるような制度、政策を打ち出していくべきだと思っております。また、私どもといたしましても、関係機関としっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

農業は、食料安保の面、国土保全の面からも非常に大事な産業でございますので、やはり継続的に農業が維持発展していくような、そして、世界と共存していくような生産体制をつくっていかなければならぬと思います。

要は、品目横断的経営安定対策として実施されている、これは麦、大豆のように、米の価格が1俵五、六千円の米価でも、生産者が安定して経営を継続していく制度づくり、すなわちE.Uが行っている直接支払制度の制度づくりが今後急務じゃないかと思います。

そうした中で、特定の担い手経営体に財政からの直接支払いに移行した場合でも、農産物の品質向上、単位収量の確保、収益性の確保といった成果に対する評価と補助額は、効果的、効率的でわかりやすいものでなければならぬと思っております。一律の助成額であってはならないと思います。

補助金をもらうための捨てづくりのような経営では、やはりそういったやつが今現在でもはびこっておるようなところもありますので、戒めなければならぬと思います。この点について、何か御意見があればお伺いしたいと思いますが。

産業経済部長（成清博茂君）

先ほど言いました経営所得安定対策において、ナラシ対策、ゲタ対策ということで、国のはうからの支援を含めて厳しい農業の中で今農業をされているわけですけれども、今後も本市の基幹産業であります農業の米、麦、大豆、また、その他の作物についても支援をしながら、国の情報、また県の情報を得ながら、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、部長が申しましたように、米、麦、大豆以外の新たな農作物の開拓といいますか、そういうことについても、果敢に農家の皆さんに挑戦をしていただいて、そして、そういう面で行政として支援をしていただければ、その支援も継続的にある程度期間を設けてしていただきたいと思います。その点、市長、何かあれば御意見を聞かせてください。

市長（金子健次君）

今、30分ほど伊藤議員のほうから、土地改良の理事長でもありますし、農業に対する考え方、持論を述べていただきました。

私もせんだって、部会の人たち10人と一緒に大阪の市場に行きましたし、また、新潟のほうにもモチ米等のトップセールスという形で一緒にきました。今、新規の若い人たちがアスパラガスとか、イチゴとか、本当に就農者もふえておりますし、いろいろな発表の中においてはやりがいがあるということですけれども、もうかる農業として、どんな米が売れるのかということで競争だと思いますけれども、柳川の農業がどうやって生きていくのかということは、30年度から国による生産調整が廃止をされるわけで、これから十分御意見を拝聴しながら取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、貴重な御意見として承っておきたいと思います。ありがとうございました。

19番（伊藤法博君）

これからいろんなチャレンジ、新しい農作物のチャレンジとか、栽培方法の検討を多くの農業者の方々が恐らく考えておると思うんですね。だから、そういった意味で、行政として相談窓口みたいな部署を設けてもらって、いろんな意見が吸い取れるような部署を設けてい

ただいて、どのような行政との支援ができるか、また、農協は農協で支援ができるかというような指針を示してもらえるような組織づくりを早急にしてもらわないと、個人個人ではなかなか情報収集、いろんな面で問題がありますので、行政のお力をかりながらそういった補強をしてもらえば、果敢にチャレンジする農家も非常に安心じゃないかと思いますので、その点よろしくお願いいいたします。

次に、柳川観光の具体的な方向性についてお尋ねしたいと思います。

昨年の12月議会の私の一般質問の答弁として、本市では、平成21年度から平成30年度までの10年間の観光施策のあり方を示した柳川市観光振興計画を策定し、持続可能な住んでよし、訪れてよしのまちづくりを進めているところで、平成26年の7月にはこの計画の中期計画期間となる5年が経過したことから、国、また九州、福岡の観光の第一人者に参画していただき、柳川市観光まちづくり推進委員会を立ち上げ、同年の12月に市長への提言をまとめていただきました。提言の4本の柱であります、1点目に、交流人口をふやす誘致活動を展開すること、2点目として、お客様の満足度を高めて滞在時間を延ばし、柳川での消費をふやすための滞在力を強化すること、3点目といたしまして、官民が協力したオール柳川のワンストップ組織を目指すこと、4点目として、柳川ブランドの構築を目指すことでございますと答えています。

この提言の4本の柱のそれぞれの具体的な取り組みについてお尋ねしたいと思います。

観光課長（松藤満也君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

議員の御質問のとおり、26年の12月に提言をいただきました。提言では、4本の柱に12の事業を打ち立てていただき、これを受けまして、平成27年度から30年度までの4カ年間の最優先事業と位置づけたところでございます。

また、同じタイミングで政府の地方創生交付金制度が創設されましたので、委員会からいただいた提言事業を国の交付金を活用して実現させていただく戦略を立てて取り組んでいるところでございます。

さて、御質問いただいた4本の柱ごとの事業につきまして、まず1つ目、交流人口をふやすための誘致事業の展開では、九州新幹線の開業やLCCの就航、クルーズ船の増加など本市においても国内外のマーケットが広がる中、本市のメニューを整えた上でターゲット層にきちんと情報を届けることを最重視しています。

このため、具体的には、九州や福岡県、全国で2番目にMICC誘致の実績を誇る福岡市と緊密に連携し、国内外への誘致・プロモーション事業に取り組んでいるほか、本市独自でも柳川フィルムコミッショングを中心テレビやCMなどの誘致、情報発信に努めているところでございます。

また、地方創生事業を活用し、市内宿泊に対する助成やツアーバス助成、西鉄電車「水

都」プロモーション事業、海外向けのPV「さげもんガールズ」の製作事業などを実施しております。

次に、2つ目の柱でございます、お客様の満足度を高めるための受け入れの質の向上につきましては、滞在力の強化事業を重点事業と位置づけ、滞在時間を延ばし、地域に落ちる消費をふやすことで観光による経済波及効果を高めることを重視しています。

具体的には、市民とお客様が交流し、地域に密着した体験プログラム「水郷柳川ゆるり旅」を初め、急増している海外客の受け入れ環境の充実を図るための「Free Wi-Fi」整備事業や「指差しマップ」の製作事業、柳川ならではのナイトメニュー「夜の川下り」演出調査事業などに取り組んでいるところでございます。

また、昨年11月20日の臨時議会で議決いただいた地方創生先行型上乗せ交付分タイプの地元住民の地域版DMOによる有明海と干拓地を活用した潜在力強化事業におきましても、国の100%交付金を活用し、農業や漁業を初め、さまざまな地域資源を活用したツーリズム事業に取り組んでいるところでございます。

次に、3つ目の柱、観光まちづくりを担う組織づくりでございますが、先ほどの誘致プロモーションやお客様の受け入れの質の向上を図る受け皿となる組織で、本市の観光まちづくりの推進エンジン役として不可欠なワンストップ組織のイメージでございます。

提言におきましては、単に組織の形をつくることを優先することなく、まずは観光課と観光協会との事業連携を強化したり、さまざまな産業経済界や文化団体などと連携をしてオール柳川の体制を整えるなど、中長期的なスパンで人、物、金、権限を一体化し、将来的には地域雇用を生み出すことを視野に入れた取り組みとすべきとの御意見をいただきました。

4つ目の柱でございますが、水郷柳川ブランドの構築でございます。

各種調査の結果、お客様にとって柳川のイメージは、やっぱり水郷柳川でございます。本市の訪問目的も川下りがトップであります。昨年3月に水郷柳河すいきょうやながわとして国の名勝指定を受けた掘割をめぐる川下りは、九州、福岡においてもキラーコンテンツであり、掘割の環境を整えることが本市の責務で、お客様の満足度を高めることに直結するものであると考えています。

具体的には、先日の水落ち期間中に堀と道クリーンアップ大作戦として、市民を初め、学校、事業所、道守の皆様、上流域の皆様、約2,100名による清掃活動がございました。毎日の川下りコースの清掃にも力を入れているところでございます。

何より最下流に位置する本市にとりまして、水量の確保、水質の改善は最重要課題であると認識をしていますので、上流域の皆様や関係者の皆様の御協力をいただきながら、水郷柳川ブランドをさらに磨き上げていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

2つ目の柱、お客様の満足度を高めるための受け入れの質の向上の答弁で、急増している海外客の受け入れ環境の充実を図るための「Free Wi-Fi」整備事業と言われましたが、「Free Wi-Fi」とはどのようなものか、具体的に説明をお願いします。

観光課長（松藤満也君）

速報値ではございますけれども、昨年の訪日外国人が約1,974万人、そのうち九州に278万人もの外国のお客様にお越しいただいています。

国内外のお客様に本市の魅力を堪能していただくためには、本市の情報をいつでも入手できる環境を整えることが必要ですが、外国人観光客が日本の携帯電話回線に接続すると通信料が非常に高額となります。

官公庁がまとめました平成27年10月から12月期の訪日外国人消費動向調査報告書でも、日本滞在中にあると便利な情報として、無料Wi-Fiが最も多い結果となっています。

先ほど申し上げましたとおり、観光まちづくり推進委員会の提言に加え、昨年6月5日からは、九州経済連合会と九州観光推進機構ではNTT等と連携して、Kuyusyu Free Wi-Fiプロジェクトを開始されております。

このような背景を受け、九州のプロジェクトと連携し、海外のお客様の利便性を高めることや、お客様が本市の魅力をリアルタイムで受発信していただく環境を整えること、さらには、災害時には通信手段を確保することなどを目的に、昨年10月1日から順次実施しているものでございます。

今月いっぱい、年度末までには、民間店舗などの柳川ワイファイ応援隊ということで17件、公共施設等に8件、計25件程度の整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

どうもありがとうございました。

地方創生先行型上乗せ交付分タイプ、地元住民の地域版DMOによる有明海と干拓地を活用した滞在力強化事業で取り組んでいる案件について、もう少し具体的に説明をお願いいたします。

観光課長（松藤満也君）

議員御承知のとおり、かつては旅行会社が旅行商品を造成して、お客様に販売し、地域に送客するやり方が主流でありました。個人旅行客の増加や交通網の発達、情報化、目の肥えたお客様がふえたことなどにより、現在は地域みずからが地域資源を活用して、旅行商品やサービスを開発して観光客を集客し、おもてなしをする地域に密着した観光のニーズが高まっています。

また、地域間競争が激しくなる中、地域の創意工夫により、その地域ならではの体験・交

流プログラムを整えることがお客様に選んでいただける条件となる時代であります。重要なことは、我々地域としての受け入れ態勢をいかに整えるかという点であろうかというふうに考えているところでございます。

さて、本事業の目的でございますが、有明海及び沿岸の干拓地などをフィールドに魅力ある地域資源を有効に活用し、地域住民と観光客との交流を通して、柳川ならではの体験・交流といったツーリズムの振興を図ることで、本市の基幹産業である第1次産業の担い手、後継者を確保するとともに、国内外のお客様の満足度を高め、滞在時間の延長、地域に落ちる消費の増加、地域の所得向上、地域力による経済波及効果を高めることでございます。

昨年11月20日の臨時議会において議決いただいた後、地域の皆様と協議を重ねながら、これまで3回のワークショップの開催や、現在5基のくもで網の建設、これからむつかけ、ノリすき体験の準備であったり、今月に2回予定しておりますが、モニターツアーの準備などの環境を整えつつあるところでございます。

これから本事業につきましては、来年度予算にも上程させていただいているところですが、今後も継続しながら、人口減少や少子化、高齢化の中、大切な地域の子どもや孫の世代に健全に引き継ぐためにみずからが考え、工夫し、行動して、持続可能な地域をつくる仕組みと仕掛けを整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、上乗せタイプで、くもでを今回で5基、合計で何基。

観光課長（松藤満也君）

7基でございます。

19番（伊藤法博君）

合計で7基のくもでを建設されるということですが、そうなれば、そこに管理棟とか休憩施設、そして、最終的には宿泊施設とか、そういうことの計画はどのようになってあるか、もしもあればお聞かせいただきたいと思います。

観光課長（松藤満也君）

これから詳細については、まだ具体的には決定をいたしておりませんが、地域の皆さんといろいろ議論していきながら、拠点の整備のやり方であったり、今後どういう事業を進めしていくかというところについては、そういうことで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

そういう施設、7基くもでをつくられるわけですから、これは台風が来たり何たりしたときにどう対応するかとか、10年後にその施設が継続して活用されているかどうかということも含めて、やはり詳細な計画を立案していただきたいと思います。

3つ目の柱としまして、観光まちづくりを担う組織づくりの答弁で思いますことは、10年一日のごとく、同じような顔ぶれでマンネリ化しているようにも思えます。もっと若くて多彩な人材を取り入れて、組織に新しい血が流入するような組織を立ち上げるべきではないかと思いますが、この点、いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

議員御指摘のとおり、本市の観光まちづくり事業を担うワンストップ組織づくりは大変重要な課題であると認識をしているところでございます。

国におきましても、地域におけるマーケティングやマネジメントを担う組織づくりについて活発な議論が行われているところでございまして、昨年6月の閣議で日本再興戦略改訂2015が決定、それに観光立国推進閣僚会議で観光立国実現に向けたアクションプログラム2015が決定されるなど、重要な柱として位置づけられました。

また、閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針2015においても、欧米の先進事例を踏まえ、望ましい機能を備えた日本版組織を早急に育成することとされたところで、地域の稼ぐ力を引き出すこと、地域の誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立ったかじ取り役としての役割を果たす組織づくり事業が始まっているところでございます。

また、今月19日からは、ソフトバンクホークスファームの公式戦が始まり、また、6月に福岡で開催されますライオンズクラブの国際大会、2019年のラグビーワールドカップ、2020年のオリンピック・パラリンピック、2021年の世界水泳選手権大会、博多港や長崎港に急増するクルーズ船の需要など九州、福岡を取り巻く環境が急速に変化する中、本市観光まちづくりを担うワンストップ組織はますます必要不可欠となると認識しています。

提言にありますとおり、形ありきではなく、まずは事業連携を強化しながら、中期的にじっくりとよりよい方法を探り、オール柳川の体制を整えてまいりたいと考えています。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

できれば、やはり斬新で、また伝統も重んじなければなりませんけれども、思い切った組織を立ち上げていただきたいと思います。

4本目の柱、水郷柳川ブランドの構築で、何よりも最下流に位置する本市といたしまして、水量の確保と水質の改善は最重要課題であると認識しているという答弁でした。

さきの12月議会の私の一般質問で、ウルトラファインバブルが水質浄化に役立つのではないかと指摘しましたが、その後の調査検討はなされたんでしょうか、お尋ねいたします。

生活環境課長（松嶋真一君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

平成27年12月議会の本会議一般質問におきまして質問されましたウルトラファインバブルに関して、その後の調査検討状況についてお答えいたします。

現在、ウルトラファインバルを用いた技術で、水質浄化など効果がある事例等について資料収集を行っているところでございます。今後とも、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

水郷柳川としては、水量の確保と水質の改善は本当に最重要課題でありますので、いろんな手段を講じて水量の確保と水質の改善には取り組んでいただきたいと思います。

最後に提案として、市街地や住宅地域には多くの水田が点在しています。その周辺部の白地の農地も含めると数百ヘクタールの農地があります。こういった農地は不整形で狭く、大型機械による農業には向きで、耕作者が減少し、維持管理できなくなりつつあります。こうした農地を家庭菜園や市民農園として活用し、非農家の皆さんや近隣の都市住民に提供できるような仕組みを立ち上げるべきではないかと思いますが、御意見を賜りたいと思います。

産業経済部長（成清博茂君）

今、伊藤議員のほうから提案されておりますけれども、確かに市街地、また住宅地の近隣における水田につきましては、土地改良圃場整備がされてなく、大型機械等の進入も難しいということで、今後、耕作放棄地になるおそれも出てきます。

しかしながら、今のところ、農業生産法人等々も地域に立ち上がっており、そういう組織においていろいろ農業の作付をしていただくとかもあるかと思います。それと、先ほど言いました家庭菜園や市民農園的な活用の仕方もあるかと思いますけれども、市としても検討をしたいというふうに思っておりますけれども、今、地域に組織されております農業生産法人の経営の安定の面からも、そういう農地を活用して、地域の環境も守っていただけたらというふうに思っておりますので、私どもと生産法人等もいろいろと協議をして進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

そういう住宅地域に点在する農地については、やはり地域の住民または生産組合法人、それと行政と連携を持って、どのように維持管理していくか、また、市民農園とか家庭菜園、そういう面がまた観光とも結びつくような形で前に進んでいくことを期待しまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時8分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、1番河村好浩議員の発言を許します。

1番（河村好浩君）（登壇）

議場内の皆さんこんにちは。また、インターネットやモニター中継をごらんの皆様こんにちは。1番、自由民主党柳誠クラブ、河村でございます。浦議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をしていきたいと思いますが、その前に、いまや時の人となった琴糸菊関ですが、盛大で豪華な結婚式と水上パレードに出席させていただきました。全国各地から琴糸菊関の晴れ姿を一目見たいと大勢の方が柳川の地に来ていただいておりました。これから経済効果、PR効果は、はかり知れないものになるでしょう。ところが、それに水を差すような、批判ともとれる発言がありました。それは、今、柳川市が、市民が琴糸菊関の優勝と結婚を喜び、期待をし、盛り上げていっている中、何と市長は琴糸菊関にしているなどと批判する議員がいて、その議員は御招待があつていてもかかわらず、結婚式にも水上パレードにも出席していないなど、柳川観光大使を務めていただいている琴糸菊関に対して本当に失礼な話ではないでしょうか。一体何を考えておられるのか、全くわかりません。もし逆に、その議員が出席をしていて私が欠席していたならば、その議員から何と書かれるか本当にわかりません、怖い話でございます。ことしもまた自分の都合のいい編集をして、同僚議員の批判をし、説明責任を果たさず、いいかげんなチラシが配られていますが、同僚議員の批判をすることに命をかけているかのようございます、怨念すら感じます。しかし、それは選挙活動であり、選挙妨害ではないでしょうか。先ほどの浦川議員の一般質問の中で、片山元総務大臣の講話の話がありましたが、そのことが市政に反映されるのでしょうか。今まで話したように、自分のことは棚に上げて、人の批判をするようなチラシに柳川市民の皆さんが惑わされないことを願うばかりでございます。何が真実で何がうそなのか、そして、その裏には何があるのでしょうか。よく考えて、私たち議会は今後、建設的な話ができるような議会の場にしていかなければならぬんじゃないかなと私は思っているところでございます。

話がそれました。本題に入ります。

1点目は琴糸菊関の優勝による効果及び対応は、2点目にさげもんガールズの効果は、3点目は小・中学校の施設整備について、最後に国道443号バイパス延伸の進捗状況について質問をしていきたいと思います。詳細につきましては、自席より一問一答でやりたいと思います。議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

1番（河村好浩君）続

1番河村です。まず始めに、先ほどから言っておりました琴糸菊関の話でございますが、優勝インタビューの中で話してあったのが、取り巻く環境が一気に変わったというようなこ

とを言われておりましたが、それも本市も同じことが言えると思いますが、本市への観光効果はどのように変わったと思われますか。

観光課長（松藤満也君）

河村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずもって、大関琴奨菊関にお祝いを心から申し上げたいというふうに思います。

優勝後、日本出身力士として10年ぶり、御本人も初めての優勝ということで、連日新聞、テレビで琴奨菊関のニュースが流れない日はないというぐらい報道されておりまして、地元としても、観光課としても、この上ない喜びであります。

また、この報道のたびに柳川のことも取り上げていただくことが非常に多く、柳川の名が全国に知れ渡り、その効果ははかり知れないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。本当すごい効果がありますが、きのうも朝から水上パレードの放送があつっていました。テレビ各局、まだまだ興奮冷めやらずの状態で、とにかく人が多かったこと、そして、船を追いかけてお祝いをする様子に驚いていて、ホークス優勝のときも人は多かつたんですけども、パレードの車を追いかけるような人がいないと、改めて琴奨菊関の人気のすごさを語っておられました。

今、琴奨菊は綱取りに向けて一生懸命頑張っておられます。横綱はもう目の前に来ているんじゃないかなと思うぐらいだと思います。なぜなら、この間の結婚式のとき、トレーナーとたまたま席が隣で、トレーニングはいつぐらいからしていたんですかと話を聞いたら、まだ半年しかたたない。ですから、半年でこの優勝、これを続けていくならば、もう二度目の優勝、三度、四度の優勝も早いうちにやってくるのではないかと思われます。そうなると、もし横綱になられると、18年ぶりですかね、日本人の横綱というのは、ちょっと私わかりませんけれども、横綱、今回以上に盛り上гарることは間違いないと思われます。

そのためにも、今、今回、突然の優勝ということで、後援会会长が優勝すると思つたらんやつたとおっしゃるぐらい突然の出来事でございますので、対応がなかなか難しかったかもしれませんが、もう目に見えている。そんな中で、やっぱり行政として、民間とどうやってタイアップして観光客のお客様方を対応していくのかということを考えいかなければならないと思いますが、その点についてどう思われますか。

観光課長（松藤満也君）

琴奨菊関については、2月27日の地元披露宴に約600名の方々が参列し、テレビでも放映されました。琴奨菊関の人柄、祐未さんの人柄が全国に伝わり、ファンもふえているのではないかと思います。また、琴奨菊を通じ、柳川市民の人柄のイメージも重なっているというふうに思います。この気持ちでお客様に接すれば、おもてなしの心に通じるのではないかと

感じているところでございます。3月5日の祝賀のパレードには、市内はもちろん、市外から多くの沿道を埋め尽くすお客様がおいでいただき、温かい声援を送っていただきました。市内は祝賀ムード一色になったわけでございまして、全国の相撲ファンのみならず、たくさんの皆さんのが琴奨菊関に注目されています。13日には春場所初日を迎えます。成績次第では横綱昇進も期待されますので、オール柳川はもちろん、オール福岡、オール日本で盛り上げる勢いで琴奨菊関を応援していきたいと思います。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。済みません、私の質問が悪かったのかちょっとあれなんですけれども、ですから、盛り上がっているから、それをどうやって観光に結びつけて、どうやっていろんな人たちにアピールをしていくか、そういうことを聞きたかったんですけれども。

観光課長（松藤満也君）

まだまだ柳川という地名については、関東以西についてはそれなりに地名等は知られているんですが、関東以北については、まだまだ柳川が何県かということも知られていませんし、ウナギとかノリとかいうものもほとんど知られていないという中では、柳川高校が強かった時代に柳川という地名が知られた時期がございました。これは全国のいろんなアンケートをとる中で、柳川と言ったらやっぱり柳川高校が出てくるんですよね。そういう意味で、今後は柳川といったら大関琴奨菊、横綱になったら横綱琴奨菊というふうになっていくと思いますし、これ海外からもやっぱり、特に台湾からとか、日本を友好に親日家のところの国については、日本の出身力士の優勝とかいうことをかなり望んであって、応援もされておりますので、いろんな意味で、そういう柳川の知名度向上にまずは貢献するだろうし、柳川に来ていただくきっかけになるというふうに考えております。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。済みません、やっぱり私の質問がちょっと悪いんでしょうね。ですから、そういう状況であるからこそ、民間とタイアップして、どういったプログラムをつくって、観光のあれをつくっていくのかということをちょっとお聞きしたかったんですけれども、そういうことを今後、多分、今までなかなか発想がなかったかもしれませんので、今後、せっかくこれだけ、もう日本全国津々浦々と言っても過言ではないぐらいにこのニュースが回っていると思います。本当、CM効果としては何億円というぐらいの効果があるんじゃないかなと思われますので、やはりぜひ行政もバックアップして、民間の方々との連携をとつてお客様の獲得に頑張っていただきたいなと思います。

次に、さげもんガールズのユーチューブ動画の件でございます。

私の知人からの情報で知ったんですけれども、海外に住む子供さんから、今、ユーチュ

で柳川市観光PR動画「さげもんガールズ」が海外で物すごく人気だということで、そのお父さんにLINEで動画を送ったらしいんですね。その動画を見せられて、私は動画をつくったっていうことは知っていましたけれども、見たことなかったんで、早速LINEで送ってもらって見たら、本当にすごい動画だったんですね。こんなことを言ったら失礼かもしれませんけれども、これはほんなこて柳川市のさげもん祭りじゃろかと、さげもんじゃろかというぐらいしゃれとんしゃあですよ。本当、すごいできがいい動画でした。

そこで、その効果と反響はいかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

先ほどはちょっとかみ合わないで申しわけございませんでした。琴糸菊関がいろんな例えば、「YUZUSCO（ゆずすこ）」であったり、ノリであったり、いろんなものがある意味PRもしてくれますし、やっぱりそういうブランドの発信とか、そういうものとか、柳川のいろんな観光地であったりというものを一緒に紹介していただくとかいう取り組みを官民連携で進めてまいりたいというふうに考えております。

さて、御質問ですけれども、さげもんガールズの件ですけれども、海外からのお客様が増加する中で、柳川の観光素材を生かした和の文化を発信するため、観光プロモーション映像の制作を行いました。

制作会社は九州新幹線開業時のCMや大分県のプロモーション映像「シンフロ」を手がけた株式会社T&Eに制作を依頼しました。ついでにしたくなる振りつけは、世界的にも有名な振りつけ師「air:man」さんによるものです。柳川市の魅力をこれまで以上に国内外に発信するため、柳川の観光地の見どころ食べどころをたっぷり詰め込み、5分間に凝縮した映像になっています。さげもん、花嫁舟、柳川の食や文化の紹介、市民の元気な笑顔、最後にかっぱが登場しますが、その場面では「琴糸菊 おめでとう」のメッセージが隠されています。

昨年の12月18日から撮影を開始し、地元の御理解と御協力により水天宮祭り「三神丸」を特別に組み上げていただきました。また、エキストラには市民約1,000人を超える方にお集まりいただき、雨の日の撮影もありましたけれども、皆様の御協力をいただき完成させることができました。2月8日にユーチューブにアップし、アップと同時に視聴回数がふえ、3月1日現在でございますが、19万件を超えております。また、台湾のフェイスブックでは70万回を超えておりまして、中国政府公認サイトの「土豆（チュウドウ）」では約88万回、別の動画サイト「ウェイバー」では、「いいね」が1万1,000件、シェアが4万5,000件、コメントが6,600件になっていることから推測すると、これは視聴回数がわからないんですけれども、推測すると300万件を超えている視聴回数になると考えています。そのほかにも、全世界に広がっておりまして、優に合計視聴回数が500万回を超えている状況です。

琴糸菊の優勝と相乗効果もあり、地元テレビ局で紹介される機会をいただき、これまで

NHK、TNC、KBC、RKBでこのPRビデオを御紹介いただきました。メディアにこれだけ多く取り上げていただいたことは大変ありがたいことで、さげもんめぐりの開始の時期でもあったため、期間中の観光客増を期待すると同時に、今後、台湾、中国を始めとした海外からの観光客増を期待いたしております。

以上でございます。

1番（河村好浩君）

1番河村でございます。500万回、すごいですね、500万人の人が見ているということになるわけですけど、じゃ、500万人の方に見てもらって、柳川市としては「いいね」だけではいけないと思うんですね。その「いいね」が、じゃ、そのうち1%の人を柳川市に取り込む、それだけでも5万人、2%で10万人、そういう形で、私、素人でちょっとパソコンのことよく詳しくないんですけれども、その動画を見たら、こっちの柳川市の中にアクセスができるとか、そういうふうな感じはできないんですかね。ちょっと私がわからないんですけれども。

観光課長（松藤満也君）

一般的に動画については、アメリカにあるユーチューブというところで、これ世界中に発信をできる仕組みになっておりまして、そこにコメントを入れたりというのはできます。ただ、中国だけが行かないみたいで、中国だけが規制があるんで、中国については中国の中からその動画を上げないと無理なようで、かなり規制があるんで、すぐ消されるとか、そういう問題があるみたいで、ただ、なかなかその動画の中に、いろいろなものを多くは書き込めないという状況、ただ、そこから関連動画で柳川のものが出てきたりとか、今、検索のいろんなものを見てみると、グーグルで検索していただくと、柳川観光で結構もうさげもんガールズが出てきますし、それはもう英語でも、カタカナでも、柳川観光PVでも、もう上位あたりに全部出てきますんで、検索はかなりされていると、柳川はどんなところだろうかということで検索がかなりされているのがよく見えますので、そういうところから柳川を、今はネットでいろんなことを調べられますので、もういろいろ言わなくとも、ある意味自分たちでいろいろ地理とかいろいろ調べてこられる、そういうネット環境ございますので、そういうところに期待しながら、来ていただくことを待っていきたいというふうに思っております。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。待ってたっちゃん来てもらえないんじゃないかなと思いますので、積極的にPRしていただきて、先ほどの琴糸の件でも一緒なんです、これまでも一緒なんですけれども、ですから、受け皿として何をするかということをしっかり今のうちに決めとかなきやいけないということを私はちょっと言っているつもりでございますので、済みません、よろ

しくお願ひいたします。

先ほども言いましたように、10年ぶりに日本人力士、琴奨菊関が優勝したことにより日本中が盛り上がっている中、さげもんガールズの動画についても、やっぱり私も、私しか知らなかつたのか、議員たち全員知つてあったのかちょっとわかりませんけれども、やっぱりもっと柳川市内だけでもじやんじやん毎日のように流れている状況をつくらなきゃいけないんじゃないかなと思います。例えば、駅の中のモニターでじやんじやん流す、今は私の分が流れていると思いますが、ふだんはさげもんガールズとか、もう1個、何か渋い船頭さんと女性の方が話している動画がありますけれども、そういったことをじやんじやん流していつて、柳川市民の人たちが「はー、さげもんぞ」ち、もう柳川に来んね、来んねと、全体が盛り上がりつていかなければ、市長が言われる「おもてなしの心日本一」という心につながつていかないんじゃないいか。そういうことをすれば、やはりみんなが観光を受け入れて、皆さんにPRしていつて、柳川はこんなにすごいよということにつながっていくんではないかなと思います。

次に、小・中学校の施設整備について、お尋ねをしたいと思います。

今、全国的に小・中学校の児童・生徒の中でストレスがふえてるというか、それによって便秘になっているというか、ストレスを感じている子供が多いと言われていますが、柳川市内の小・中学校ではそういう状況にあるのでしょうか。

学校教育課長（武田真治君）

河村議員の御質問にお答えいたします。

児童・生徒の保健、健康管理を行っている養護教諭など、学校に聞き取り調査を行いましたが、市内小・中学校では便秘になっている子供が多いという状況は確認できませんでした。

1番（河村好浩君）

1番河村です。便秘になっていなくても、何らかのストレスが多分多くなっているんじゃないかな。その原因が和式トイレにあるのではないかなとテレビで言ってありました。洋式トイレが今、全国各家庭に急速に普及してきている中、保育園でさえも今はもう洋式が主流になってきております。和式トイレで用を足せない子供がふえている。私たちのころは、洋式がちょっと苦手だったんですけれども、今やもう洋式が常識と言つたら過言ですけれども、そういう状況下にあるわけでございますので、何らかの、トイレのことでストレスを感じているとは思わないと思うんですね、子供たちは、便所がこうだからストレスになっているとは思わない。何か体調の不良というのがあるかどうかを一度、もう一遍アンケートをしていただけたらと思っております。

そこで、柳川市内の小・中学校での洋式トイレの普及率はどのようにになっておりますでしょうか。

学校教育課長（武田真治君）

市内の小・中学校の洋式トイレの全体の普及率を小・中学校別にお答えいたします。

全体の普及率は小学校が31%、中学校は40%となっております。

なお、学校ごとに普及率が高い学校、低い学校がありますので、一番普及率が低い学校の数字を申し上げますと、小学校が12%、中学校が17%となっております。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。もう12%といいますと、人数は別として、児童・生徒数は別としまして6学年ありますので、男女で10人ということは、全学年で男女1個ずつしかない状況だというふうに理解がされますけれども、やはり今後、もっともっと洋式のトイレの普及を積極的にしていただいて、市長にはエアコンの問題で結構頑張っていただいたんで、急にやれとは言えませんけれども、やはり古い順から、汚いトイレもあるというふうにいろんなところからも聞きますので、そういうところから順次、洋式トイレに変えていただけたらなと思います。いかがでしょうか。

教育長（日高 良君）

河村議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、各家庭には洋式トイレが急速に普及をしている状況でございます。この学校と家庭のトイレ環境の差を少しずつでも縮めてやることが、子供たちの学校生活の充実につながるものだと考えております。

市内の学校施設の整備につきましては、児童・生徒の安全確保のために校舎の耐震化工事や体育館のつり天井落下防止工事、さらには熱中症やPM2.5対策のための小学校のエアコン工事など施設設備を優先的に行ってまいりました。そのため、洋式トイレの整備がおくれている状況となっております。

仮に、全小・中学校の現在の和式トイレを洋式化いたしますと、試算しますと144,000千円ほどとなりまして、トイレの洋式化を全校一度に行うにはかなりの財政負担が考えられるところでございます。

そこで、洋式トイレの今後の整備計画といたしましては、来年度の中学校のエアコン工事が完了後、平成29年度から古い校舎の改修工事を順次進める計画としており、その中で、トイレの改修、洋式化を行うとともに、洋式トイレの普及率の低い学校についても予算のやりくりの中で優先的に洋式化を図ってまいりますので、どうぞ御理解いただきますようお願いをいたします。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。ありがとうございます。やはり全部を洋式にするということじゃなくてもいいと思うんですね。和洋あっていいと思います。柳川市の家庭全部が洋式かというと、そ

うでもないわけでございますので、それにこだわる必要はないと思いますけれども、できるだけあつたらいいなというところで、子供たちのストレスとか病気のようにならないような形でやっていただければと思います。

最後に、国道443号線バイパス延伸の進捗状況についてお伺いします。

この443号バイパス延伸は、我々柳誠クラブでは4年前から執行部とは別に議員が直接陳情を行い、柳川市の充実、発展に寄与できないかと、そして、そのことで、いろんなことで話し合いを重ねてまいりました。この前の選挙が終わりまして、選挙終わってすぐの11月に東京へ行き、元自民党幹事長の古賀誠先生と藤丸敏代議士のもとを訪ねて、このバイパス延伸を陳情いたしました。もうそのときに、その足で大臣から国交省に案内していただいて、バイパス延伸の話を前倒ししてでも早期実現を期するようにと、事務次官席から始まり、局長、課長、担当へと話をさせていただきました経緯がございます。

そこで、昨年、都市計画道路の交差点の区域変更を行ったわけでございますが、その後はどうなったでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

河村議員の質問にお答えいたします。

議員御存じのよう、都市計画道路南徳益上宮永町線につきましては、現在供用されております国道443号バイパスとの中心線のずれの補正を行うため、平成27年10月に都市計画道路の変更を行いました。

その後のことについてお尋ねでございますけれども、この国道443号につきましては、今月の20日に、みやま市山川町区間の国道443号山川バイパスが完成いたします。この完成により、柳川市とみやま市の全線が暫定2車線で供用されることとなります。

今後は、これまで供用を行っていただいている区間で交通量が増加し、通行に支障を来しているみやま市の金栗交差点より県道大和城島線の水町交差点までの4車線化整備の事業化の準備を現在していただいているところでございます。

徳益インターから柳川市街地方面へ早期の事業着手へ向け、市議会のさらなる御支援を得ながら、関係機関へ早期事業化の準備に入っていたけるよう要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村でございます。都市計画では、柳川リハビリ病院を2つに分断するように道路が通っておりますが、リハビリ病院との調整はどのようになっておりますでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

河村議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、都市計画道路の線形上、柳川リハビリテーション病院の敷地を分断

することとなります。このことは、柳川リハビリテーション病院建設に当たり、昭和63年に都市計画法第53条の申請をいただき、協議を行っているところでございます。

柳川リハビリテーション病院は、柳川市といたしましても市内の核となる医療施設であること、市民の雇用や教育の場であることなどから、大変重要な施設であるというふうに考えておりますので、ぜひとも柳川市内に残っていただきたいと思っているところでございます。

今後、市としましては、病院の移転先について病院側の意向を確認しながら、事前に調整を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。分断されるわけでございますので、そうすると、市民文化会館予定地とバイパスの間にリハビリ病院があるわけでございます。この移転を模索されてあるならば、ぜひ利便性を考えて買収したほうがいいんじゃないかなと思うわけです。

なぜそのように思うかと申しますと、文化会館がありますので、文化会館の駐車場が狭いというようなお話をありました。そういう形で駐車場もとれる、そして、私、これは個人的な意見ですけれども、市長も多分、道の駅計画をお持ちでしょうけれども、ここで市長のお話を聞くと、いろいろ差しさわりがあるかと思いますので、私の考え方をちょっと述べさせていただきたいなと思います。

リハビリ病院を買うことによって、そのバイパスを通って、どのようにでも道路ができるようになって、行き着くところには足湯があるじゃないですか、あっちのほうにスムーズに道路が、443号のバイパスの延伸がスムーズにいけるような形をとっていただきて、そこで、昔、川の駅という話があつたと思うんですけども、そこに道の駅をつくって、観光の最終地点、御花、水天宮、あの辺の観光と一緒にになって、有明海の幸、柳川の大地の恵み、そしてまた6次産業ですか、いろんな加工品とかも売っていって、やっぱり柳川市内にはいいものをたくさんつくっているところもありますけれども、少量しかつくれないで、販売するにもメリットがないというんですか、いろいろ送料にしても割高になったり、いろんなことがありますので、もう道の駅をつくって、柳川市の商品を観光客の方にもじゅんじゅん売っていただきて、今、駐車場なんかも問題視されておりますので、柳川ホテル跡地と産業祭があつて、運動公園とかも一緒に駐車場化して、大型バスも入ったりできるような場所にしていったらいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

副市長（成松 宏君）

河村議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、河村議員のほうからリハビリ病院の移転後、買収したらどうでしょうという御提案をいただきました。確かにあそこ、リハビリテーションが訓練施設以外も移転すると、残地が

7,000平米ぐらいでかなり大きくて、今のお話を聞いても非常に魅力的なお話をいうふうに感じました。

一方で、移転がまだ決まっていないというか、そういう話もまだですし、また、市のほうでは大型事業が、市民文化会館もそうですけれども、もっと大きなクリーンセンターであったり、火葬場であったりとか、財政のこともちょっと考えないといけない。市の体力も勘案しながら、移転のことも考えながら、今後、総合的に今のような魅力のある話ですので、検討、研究させていただきたいと、今の現状ではそういう形で考えております。よろしくお願ひします。

1番（河村好浩君）

1番河村です。ぜひそのような形、私もなれたらいいなと思っているところでございます。それには、先ほども副市長が言われましたように予算が、財政がかかってくるわけでございますので、すぐにとはいきませんでも、できるだけやりくりいただきて頑張っていただきたいなと思います。

この思いを私たち自由民主党柳誠クラブは今後も古賀誠先生、藤丸代議士に陳情をして、頑張っていきたいなと思ってあるところでございます。

先生たちから、もう一度東京に出ておいでというふうにおっしゃっていただいております。今月末までに再度上京して国交省を訪ね、このバイパスの延伸の早期実現に向けて、市長のバックアップと言ったらあれなんですけれども、頑張っててくる予定でございますので、市長におかれましても早期実現に向けて全力で頑張っていただくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいなと思います。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、河村好浩議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後2時59分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、20番梅崎和弘議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんこんにちは。20番、日本共産党、梅崎です。

まず、大関琴美の優勝、おめでとうございます。実は、私はそのとき、ベトナム、タイの農業情勢の視察に行っておりましたので、優勝の瞬間を見られなかつたのが非常に残念でした。しかし、今後また楽しみにしております。

私は、平成5年に市議会議員になりまして、今回で通算91回目の一般質問になります。100

回目に向かって頑張ってまいりますけれども、平成30年の6月議会で100回目になります。どうぞこのときも金子市長、ぜひ答弁をしていただきますようにお願いいいたします。

今後も頑張っていきたいと思っておりますので、これからも皆さん方の御協力、御指導をよろしくお願いいいたします。

昨年の12月に、TPP協定に関する意見書は賛成全員で柳川市議会で可決をされました。この協定を閣議決定し、3月中にも審議される予定と言われております。TPP協定は、国会決議、国民への公約を無視し、日本の農業を壊し、経済主権を売り渡すものだと言われております。

今行われておりますアメリカの大統領の予備選挙では、民主、共和両党の有力候補はともにTPP反対を示しております。柳川市の農業にも大きな問題を与えるのではないかと心配をしております。この対策の取り組みが必要だと思っております。

次に、一般質問の通告をしておりませんでしたけれども、議案質疑のときは自己の意見を述べられませんので、この場で住宅リフォーム制度について意見を述べさせていただきます。

担当者から、今回の住宅リフォームの予算を減額すると私は聞いておったわけでございます。利用者が少なかなら仕方がなかやっかと思っておりましたけれども、減額ではなく廃止するということを聞いて、びっくりしたわけであります。私は、この住宅リフォームについては、多くの自治体の状態、そして意見を聞きながら提案をしてまいりました。経済的な波及効果は多く、全国の自治体で取り組まれております。

お隣の大牟田市では、受け付け開始から一、二時間でいっぱいになる、こういう評判のいい制度だと言われております。私は、前大牟田市長とは高校の同級生でしたので、この話をよくしてきました。やっと予算をつけていただいたのに、突然廃止することになったということに対して納得ができません。ほかの市では評判がいいのになぜ柳川では評判が悪いのかわかりませんけれども、担当課の取り組みに問題があるのか、やる気があるのかどうかわかりませんけれども、今後ともこの波及効果などについての調査をして、再度取り組みをしていただきたいと、このように思っております。

この制度の提案者である私に対して十分なる説明もなく廃止するとは、本当に納得ができません。この問題については今後も取り組んでいきますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、発言通告に従って質問をしてまいります。

1点目は、公契約条例に関する取り組みであります。この公契約の件につきましては、平成23年3月議会でも行っております。

皆さん御存じかと思いますけれども、この公契約とは、国や地方自治体など公の機関が公共工事や印刷などの発注、物品の調達、さらに施設管理の委託に当たって民間業者と結ぶ契約のことです。日本国内で公共工事や委託事業にかかる労働者は1,000万人を超え、その財政規模は約65兆円から75兆円に達すると言われております。

地方では、その地域での最大の経済活動となっているところもあります。賃金や労働条件などを無視した公務、公共サービスの民間開放が急速に進められてきました。自由競争と財政難を理由とした一般競争入札の拡大、低入札による価格のたたき合い、ダンピング業者の介入が広がり、労働者の労働条件や働くルールが低下していると、このように言われてあります。

地方公務員法では、自治体の非正規労働者は半年契約、更新は1回までと定められています。そのため、何年その現場で働いても毎年新規採用となり、賃金は上がらない状態が続いているとあります。

そこで、1点目、非正規採用、臨時採用の職員数はどうなっているか、お尋ねいたします。

2点目が、公契約条例についてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

3点目が、平成23年3月議会の市長答弁では、全国市長会でも国に対して法整備について要望されており、いましばらく国の動向を見てみたいと考えているとありましたけれども、その後の動きはどうなってありますか、お尋ねいたします。

2点目は、市町村国保の広域化は住民に何をもたらすかということです。

2015年の通常国会で国民健康法が改正され、2018年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営については県が責任主体となることが決まりました。この国保をめぐりましては、低所得者が多く加入する医療保険でありながら、保険料が高過ぎる、このことについては今まで何回も言ってきたわけあります。

今回、国保の広域化に伴い、県全体で105億円が支給されます。保険者支援制度は市町村における低所得者の数に応じて一定の割合を交付するもので、低所得者が多い市町村に対して財政支援を行うものです。被保険者1人当たりで5千円の交付であると聞いておりますけれども、前回もお尋ねしましたが、この交付金に対してどのように対処されたのか、お尋ねいたします。

2点目が、柳川市に対する金額は幾らになっているか。

3点目が、低所得者の所得基準はどうなっているか。

以上、3点お尋ねいたします。

3点目は、就学援助についてであります。

就学援助は、学校教育法第19条の規定により実施されてきました。子供の貧困対策の推進に関する大綱が閣議決定されています。

子供の貧困に関する指標の一つとして就学援助率がありますが、平成25年度で見ますと、福岡県は22.6%と全国で6番目に高く、子供の貧困が最も深刻な県であると言われております。

文部科学省が各都道府県の教育長に対して、援助の必要な児童・生徒の保護者に対し、漏れなく就学援助が実施されるように、さらに取り組みを充実していただくようこのような通

知がされているとお聞きしておりますけれども、この就学援助制度に関する周知徹底状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

4点目は、マイナンバーの受け付け状況です。

多くの市民の方が1階の受付のところにたくさん来ておられる日もありました。

そこで、今、どれくらいの進捗率なのか。

2点目が、いろいろな事情で受付に来れない人の取り組みはどうなっているか。

それから、受け付けの際に問題が起きなかつたか、以上お尋ねいたします

市民要望といたしましては、大寒波による給水管破裂による漏水対策についてであります。

ことしから始められたハウス農家の方の新品の水揚げポンプが破裂して、400千円近くの損害を受けたということも聞いております。各家庭においては、あちこちで水道管の破裂が起きています。水道課の職員の方を初め、関係各位の皆さんには本当に大変御苦労さんだつたと思います。

この水道管の破裂の件につきましては、先ほどの浦川議員に対しての人的、物的、それから公共施設、農業関係者の被害、水道料金の減免額などについての報告がありましたので、この件は省略をいたします。

一つだけお尋ねしますけれども、この大寒波のときの柳川市内の気象条件ですね、風力とか温度、これがわかつたら教えてください。

市民要望の第2点ですけれども、街路樹の管理についてであります。

ある住民の方から相談がありました。街路樹が小さいとき、倒れないように支柱がしてありましたけれども、木が大きくなるにつれて支柱の丸い部分に木が食い込んでいるが、枯れてしまうのではないかということの相談でした。

場所は旧柳川郵便局の跡地であります、ここは商店街の駐車場の入り口のところです。この対策についてお尋ねをいたします。

以上です。

総務課長（白谷通孝君）

梅崎議員からの公契約条例に関する取り組みにつきましてお答えを申し上げます。

まず、1点目の非正規採用、臨時採用の職員数はどうなっているのかという点でございます。

臨時職員数につきましては、年間で常に変動いたしますので、4月1日現在で過去3年間ににつきまして申し上げたいと思います。

平成25年度につきましては、平成25年4月1日現在、嘱託職員数185名、臨時職員83名の合計268人でございます。

平成26年4月1日につきましては、嘱託職員204名、臨時職員72名、合計の276人でございます。

平成27年4月1日につきましては、嘱託職員218名、臨時職員103名、合計の321人でございます。

なお、平成27年の4月1日につきましては、同年4月12日に投開票が行われました県知事県議選挙における臨時職員数も含んでいますことを申し添えておきます。

続きまして、2点目の公契約条例についてどのように考えているかにつきましてお答えを申し上げます。

梅崎議員も言われましたように、公契約と申しますのは、国や地方公共団体の公的な機関を相手に結ばれる契約と定義されていると認識してあるところでございます。近年は、この公契約において、梅崎議員御指摘の公共サービスの民間委託化や低価格でのダンピング入札等によりまして、これらの事業に従事される方々の労働条件にしわ寄せが行っているとの御意見もお聞きするところです。

公契約条例につきましては、自治体が締結する公契約のうち、一定の条件を満たした契約に基づく委託事業や建設工事等を対象とするもので、その業務に従事する労働者の賃金などの労働条件を条例の規定によりまして一定水準以上に保障することを内容とする条例と認識をいたしております。

しかしながら、賃金を初めとする労働条件につきましては、最低賃金法、労働基準法などによりまして、その最低の基準が定められておりまして、原則として、労働者と使用者が対等な立場で定める労働協約、就業規則、労働契約等により決定されるものであります。

そういう幾つもの法律の定めがある中、例えば、ある一つの事業者、ある一つの会社がほかの民間業者や国、県、ほかの市町村と同じ業務につきまして、それぞれ同じ仕事を請け負っているとした場合、公契約条例を制定した自治体の業務に限って、そこで働く方のみが賃金等の労働条件が異なるといった問題も生じてまいります。

また、労働者の方々には、熟練した方、まだ経験が浅い方などさまざまな方がいらっしゃると思います。事業者、会社では、労働者のそういった年齢や経験、能力などにより事業者で定める労働者の従業員の賃金体系にも影響を与えるものとなります。

公契約条例を制定するに当たりましては、法的な問題を初め、いろんな面でクリアしなければならない問題がたくさんあると考えております。また、公契約条例で賃金の下限額を設定している地方自治体は、全国的に極めて少なく、厚生労働省のホームページ上で確認できるのは現在16団体でございます。

公契約につきましては、国の法整備によって全国的な制度を構築いたしまして、公契約現場で働く労働者や下請業者を守るというそのことが、いわゆる官製ワーキングプアを減少させる一つの方策との意見もあります。

また、高品質のサービスや成果品の確保を図るために、公契約条例などの規制が必要との御意見があることも承知をいたしているところでございます。

本市といたしましても、この公契約条例につきましては、国及び他の自治体等の動向を注視し、今後も研究していきたいと考えているところでございます。

続きまして、3点目の国に対して法整備の要請をして、その後どうなっているかということにつきましてお答えをしたいと思います。

いまだ公契約に関する法律の制定はなされておりません。しかしながら、建設工事の分野では、健康保険や厚生年金、雇用保険に加入をしていない業者を元請のみならず、下請契約におきましても排除を図ることや、公共工事における設計労務単価の毎年の増額など、労働者の労働条件の向上につながるような施策が行われているところでございます。

また、ダンピング入札の防止対策として、入札時の工事費内訳書の提出の義務化や最低制限価格制度の適切な活用といった施策も推進されているところでございます。

以上でございます。

健康づくり課長（大石涼子君）

梅崎議員の御質問、市町村国保の広域化についてお答えいたします。

まず1点目、保険者支援制度の拡充にどう対処されたかの御質問でございますが、国民健康保険法が5月27日に国会で可決成立したことを見て、保険者支援制度拡充分の交付基準を定めた改正政令が5月29日に公布されました。

これを受けて、本市では11月4日に新しい基準に基づいて、国に対して国庫分の保険基盤安定負担金交付申請書を提出いたしております。また、1月8日に県に対して県費分の保険基盤安定負担金交付申請書を提出いたしております。

なお、この申請により3月末までに交付される予定となっておりのことから、国民健康保険特別会計では、3月議会へ保険基盤安定負担金交付金関係の補正案を上程いたしております。

2点目の柳川市に対する金額についての御質問でございますが、平成27年度の交付額は約161,200千円で、前年度約65,500千円と比較いたしますと、約95,700千円の増額となります。この金額を4月1日現在の被保険者数1万9,791人で割りますと、1人当たり約4,800円増加したことになります。

3点目の低所得者の所得基準はどうなっているのかの御質問でございますが、保険者支援制度での低所得者は、国民健康保険税の7割軽減、5割軽減、2割軽減に該当される被保険者となっております。

なお、軽減判定基準は全国統一の基準となっており、4人世帯を例にとりますと、国保加入者の合計所得金額が330千円以下の場合は7割軽減に該当し、1,370千円以下の場合は5割軽減に該当し、2,210千円以下の場合は2割軽減に該当されることになります。

以上です。

学校教育課長（武田真治君）

梅崎議員の就学援助に関する周知状況はどうなっているかという御質問にお答えいたします。

就学援助に関する周知状況につきましては、制度及び翌年度の申請について、毎年1月に学校を通じて在校生の全保護者にチラシでお知らせをしております。新入生につきましては、入学前の学校入学説明会のときに全保護者へ配付をしております。

また、3月1日号の広報「やながわ」におきましても、就学援助に関する掲載をして、お知らせをしております。

さらに、市ホームページに就学援助申請に関する説明とともに申請書様式を上げております。

以上です。

市民課長（徳永雅子君）

梅崎議員のマイナンバーについての御質問にお答えいたします。

最初に、通知カードと個人番号カードの交付の進捗率についてでございます。

個人番号通知カードにつきましては、地方公共団体情報システム機構を通じて、本市におきましては昨年11月15日から各世帯等に簡易書留で送付されておりますが、本年2月末日現在、市全体で2万4,427件、97.4%の世帯等で受領済みとなっております。

また、本人の申請に基づき交付いたします個人番号カードにつきましては、本年1月1日より交付が開始されております。個人番号カードの申請受け付け及び発行等の事務は、地方公共団体情報システム機構に委任しておりますが、本年2月末日現在、2,491件の申請が地方公共団体システム機構にあっており、機構で発行された個人番号カードが順次、本市に送付されております。

送付されたカードは、本人確認をした上で交付いたしますが、2月末日現在、469人の方に交付をしております。

次に、いろいろな事情で受付に来れない人への取り組みはどうなっているかという御質問でございます。

仕事などの事情で平日に通知カードや個人番号カードを受け取りに来れない方もありますので、2月の第3日曜日を除く日曜日及び3月の全日曜日と第4土曜日に休日開庁をして交付をしております。

なお、休日開庁につきましては、対象者へ通知によりお知らせをしております。

3点目の受け付けの際に問題が起きなかつたかという御質問でございますが、通知カードにつきましては、不在などの理由により郵便局から返戻された数が想定していた数より多かつたため、当初、窓口の受け取りの際に混雑し、市民の皆様に大変御迷惑をおかけした点がございました。その後は受付の人員をふやし、また、チェック体制を強化して対応しているところです。

また、個人番号カードについては、地方公共団体情報システム機構のサーバーがダウンしたため、交付できない状態となり、御迷惑をおかけした日がありました。

今後とも、国や機構からの情報収集に努め、通知カード及び個人番号カードの交付を円滑に実施していきたいと考えております。

以上です。

水道課長（田中安幸君）

大寒波のときの柳川市内の気象条件はどうだったかという梅崎議員の質問にお答えします。

大寒波のときの気象は、消防本部の記録によりますと、気温については、1月24日は23時55分に最低気温マイナス5.7度、最高気温は0時01分にマイナス1度、平均気温はマイナス3.7度です。

25日は、午前0時36分に最低気温マイナス6.3度、最高気温は13時41分に2.1度、平均気温はマイナス1.6度となっております。

以上です。

商工振興課長（古賀和明君）

梅崎議員の柳川商店街第2駐車場北側の街路樹の問題についてお答えをいたします。

御指摘の樹木につきましては、平成6年の柳川商店街第2駐車場整備事業の際に植樹をしたものでございます。現場を確認しましたところ、議員御指摘のとおり、金属の型枠も外れてあるところもあり、老朽化をしている状態でございます。

現在、街路樹の枝切りなどの管理につきましては、柳川商店街振興組合が行っておるところでございますので、同組合並びに地元行政区の皆様と協議を行ったところでございます。

まずは型枠の撤去を早急に行い、その後の対応につきましては、さらに地元の皆様と協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。それでは、順番を追って質問させていただきます。

まず、1点目の非正規採用、それから臨時採用の職員数の件ですけれども、今の答弁を見ますと、268名、276名、321名ということで、これは恒常にこれだけの職員が足りないということでしょうか。

それと、採用期間ですね、1年か3年か、どういうふうになっていますか。

それと、正規職員の方と賃金の格差ですか、そこがわかりましたらお願いいいたしたいと思います。

人事秘書課長（平田敬介君）

梅崎議員の御質問にお答えします。

嘱託職員、臨時職員、3年間の数字を申し上げまして、嘱託職員につきましては3年間、

徐々に増加をしております。

これにつきましては、正規職員の人員削減を進めている中に新しくふえる事務事業がございます。例えば、特別支援教育支援員、これは学校の教員補助員ということで、なかなか授業が成り立たないクラスについてある嘱託の方ですけれども、そういう人たち、それから、地域包括支援センターが連合の所管から市のほうに移管をされましたので、そこで雇用しておりましたケアマネジャーなどの支援員、専門職をそのまま市のほうの雇用に切りかえたと。

それから、校区のコミセンが増加しましたので、その主事補さんの設置でふえる分、それから、消費生活相談員さんなども新たにここ数年のうちに採用しております、そういう新たにふえる事業で嘱託職員で担えるものについては嘱託の配置ということでしております、そういう意味合いでふえていっております。

それから、臨時職員については、その時点、時点で捉えまして、27年度はちょうど選挙の期間と重なりまして、期日前投票などの臨時職員さんの数が20名程度ふえたことから、この年はふえたようになっております。

それで、嘱託職員さんの年間の平均報酬を全部なべて平均しますと、1,800千円ほどの年収になっておりまして、正規職員の平均の給与ということでいきますと、6,000千円ほどありますので、そういう意味合いからすると3倍超の違いとなっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

私も前、民間企業で組合運動してきたんですけども、同一労働、同一賃金の立場に立って、臨時職員とかいうものはだんだん減らして、正規職員に私はふやしていくのが筋ではないかなと思っておりますけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

人事秘書課長（平田敬介君）

財政が許すならば、そのようにしていきたいということもありますけれども、限られた収入の中で、それこそ先ほど申しましたようないろいろふえてくるニーズにも応えていかなければいけないということで、このように職員ができる分野、嘱託ができる分野、もしくは将来的に委託ができる分野などもあるかもしれませんけれども、そういうふうに工夫をしながら乗り切っていかなければならぬかなと思っております。

それから、先ほど雇用の任用につきましては、嘱託の場合は1年の発令で雇用契約をしておりますけれども、本人が望む場合、そして、仕事ぶりとかがいいということであれば、更新をしております。3年を一つのめどに大きく更新のための再度の申し込みというのをしていただきまして、評価をして、そして、またよければ雇用の継続をしております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

公務、公共サービスで働く労働者に対しまして、適正な働くルールと労働条件を確立し、

公共事業を住民生活密着型に転換し、優先して地域中小業者に仕事が回れば、地域経済と雇用の再生、自治体の税収増につながることになると思いますけれども、ここら辺の公共事業を住民密着型に転換することに対してどのように思われますか。

総務部長（高崎祐二君）

梅崎議員の御質問にお答えします。

公共事業を地域密着型に転換ということでございますが、入札契約における競争性、公平性及び透明性が確保できる限り、本市のほうでは地元業者に発注することを原則といたしております。

梅崎議員おっしゃいますように、市内業者との契約によりまして、地元経済への波及、雇用の確保、また、税収の増加等の効果が期待できるものというふうに考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

今の答弁は、本当にありがとうございました。やはり公共事業を地域密着型に転換する、こういう方針で今後もやっていただきたいと思います。

それから、市内の業者に対する発注の状態はどうなっているでしょうか。

総務課長（白谷通孝君）

市内業者に対する発注の状況はということでございます。

総務課で取り扱います建設工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札につきまして、これもまた過去3年間につきまして御報告を申し上げたいと思います。

平成24年度、総務課で取り扱いました建設工事の競争入札でございますが、総数321件でございます。そのうち317件、率にして98.8%が市内業者との契約となっているところでございます。

平成25年度につきましては、総数で323件、うち市内業者との契約が318件、率にして98.5%でございます。

平成26年度では、契約総数276件、そのうち地元市内業者との契約が271件、98.2%となっております。特殊工事等を除きますそのほとんどが市内業者との契約となっております。

なお、現在、年度の途中でございますが、本年度は3月1日現在でございますが、契約総数249件、うち地元市内業者との契約が248件、率にして99.6%でございます。

また、コピー用品等の事務用品につきましても、財政課におきまして、市との契約を希望する市内取扱業者リストを作成しております。物品購入の際には、このリストの市内業者による見積もり競争によりまして契約業者を決定してあるところでございます。

さらには印刷業務におきましても、市役所で使用します封筒や申請書類、各種の利用検討の印刷物につきましては、市内業者のみでの見積もり競争により契約業者を決定してあるところでございます。

先ほど高崎部長のほうが御答弁申し上げましたとおり、契約における競争性や公平性及び透明性が確保できる限り、本市におきましては、地元業者に発注することを原則としておるところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

じゃ、国土交通省が公表しております公共工事設計労務単価があると思いますけれども、これが平成23年に比べまして単価が上がっているのか下がっているのか、こら辺を教えてください。

総務課長（白谷通孝君）

公共工事設計労務単価につきましてどうなっているかということでございます。

この公共工事設計労務単価につきましては、国におきましては、47都道府県ごとに全部で50種類の職種でそれぞれ定めてあるものでございまして、個々の職種での回答は難しい面がございますので、国が公表しております全国、全職種の平均の値でお答えを申し上げたいと思います。御了承いただきたいと思います。

一言で申し上げますと、平成23年度の比較におきましては上昇をしております。

具体的には、平成23年度の公共工事設計労務単価は全国平均、全職種平均で1日当たり13,047円でありました。これが毎年上昇いたしまして、平成28年2月、本年2月に改定されました最新の単価では17,704円となっております。額にして4,657円、率にして35.7%の上昇となっているところでございます。

なお、この単価につきましては、1日8時間、所定内労働時間内での単価でございまして、時間外及び休日、深夜等の労働に対しましての割り増し賃金や現場管理費等の諸経費は含まれていない額となっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

この公契約条例を実施しております自治体で見られる効果は、次のように述べられております。

1点目は、現場労働者への周知と労働者保護の制度が必要であるし、賃金に見合う腕のいい労働者が集まるため、工期も短縮できて、仕上がりもいいと。また、3点目としまして、賃金の下限が定められたため、地元への発注が広がると。このように、公契約条例は発注者である行政、受注業者、労働者の3者にとって誰も損をしない制度だと言われております。この制度の制定に向けての取り組みを今後も検討していただきたいと、このように思います。

次に、市町村国保の広域化の問題ですけれども、この制度を利用して北九州は1人当たり5千円程度の保険料を値上げしているということですけれども、国保利用者関係以外に使わ

れているのか、先ほど答弁で柳川市も1人当たり4,800円の交付金があるということですので、この4,800円を国保の値下げに使うべきじゃないかと思いますけれども、ここら辺はどうでしょうか。

健康づくり課長（大石涼子君）

保険者支援制度に係る国及び県の負担金は、市の国民健康保険事業以外には支出いたしておりません。

先ほど平成27年度の保険基盤安定負担金の交付額の金額を約161,200千円とお答えいたしましたが、この負担金は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1をそれぞれ負担することになっております。

なお、負担金の流れでございますが、国及び県の負担金は市の一般会計に受け入れ、市の負担金と合わせて交付額の全額を国保特別会計の繰入金として処理し、市の国民健康保険事業の一部として使用しております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

今、答弁で国保の特別会計に繰り入れているということですけれども、私が質問しているのは、1人当たり4,800円、この値下げのために利用すべきじゃないかと。前回もこういうことを質問したんですけども、ここら辺についてもう少しわかりやすい答弁をお願いしたいと思いますけど。

健康づくり課長（大石涼子君）

国民健康保険特別会計は、平成26年度決算におきまして実質単年度収支で約310,000千円の赤字が見込まれ、積立基金も平成27年度末には大変厳しくなると見込まれることから、27年度は国保税率の改正をお願いいたしております。

このような状況であり、国保支援分の増税分を国保税の引き下げの財源とすることは非常に困難である状況でございます。

20番（梅崎和弘君）

内情はわかったようでわからんですけれども、次に進みます。

いわゆる広域化に当たって、先ほどおっしゃいました財政安定化基金ですね、これが設置されますけれども、この安定化基金はどのような業務を行うのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（大石涼子君）

財政安定化基金とは、平成30年度からの国民健康保険広域化に伴って都道府県に設置されるものでございます。

平成27年7月15日に厚生労働省から示されました国民健康保険の見直しについての資料によりますと、設置の趣旨は、財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないように都道府県に設置し、

都道府県及び市町村に対し、貸し付け、交付を行うことができる体制を確保するとされております。

基金の業務としては、1つが各年度財源不足を無利子で貸し付ける業務です。2つ目が、災害など特別な事情が生じた場合に財源不足額のうち保険料収納不足額の2分の1以内を交付する業務となっております。なお、詳細は引き続き国が地方と協議することになっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

国保の広域化といいましても、保険料の賦課や徴収などは引き続き市町村が担っていくわけであります。市町村間の保険料格差も残り、国保財政の基本的構造も変わらないとすれば、今回の国保改革で何が変わらぬのか。最大の改革は、都道府県が国保財政の元締め、そして、市町村の監査役として強力な権限を持つようになることではないかと思っております。

いわゆる滞納がふえても減額は認められず、市町村は100%の収納率への収納率の向上、これが大きな圧力となるのではないかと思っておりますけれども、ここら辺の市長の見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

市長の見解をということでございますけど、その前に一般質問の91回目の登壇、まことに敬意を表するところでございます。また、100回目を私と論戦をということでございますけれども、3選出馬表明になりますので、控えさせていただきたいというふうに思います。

それから、リפורームの助成金等々については、特別委員会の中で自分の考え方を述べみたいというふうに思います。

それから、大関が優勝したときにベトナムの研修に行かれたということでございました。携帯電話で知ったということで、先日お聞きをいたしました。

きのう大関のことについて私が感謝をしたいということについて、少しだけ時間をとって触れさせていただきたいと思いますけれども、今回の3月5日の土曜日の優勝パレードは、本来ならばもっと前にしたかったという意向があったんですけども、ちょうど落水というか、水が落ちていましたので、その日ができなかったわけでございます。

佐渡ヶ嶽部屋のほうも大分心配をされ、場所が13日から始まりますので、そういうことで心配されておりましたけど、大関の人柄と申しますか、柳川の人たちに、ふるさとに報告をしたいという気持ちが踏み切ったというふうに彼が言いましたので、本当にそういう意味では、大関よ、ありがとうよという気持ちできのう申し上げたところでございます。ぜひ今回は日本で、優勝、3月場所を見ていただければと思います。

それでは、私のほうから今の質問に対しまして、市長の見解を述べさせていただきます。

国民健康保険広域化に伴いまして、都道府県は市町村とともに国保の運営を担うことには

なっております。

厚生労働省の資料によりますと、都道府県の主な役割の一つは、財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることであります。

2つには、都道府県内の市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することであります。

また、広域化に伴いまして、保険料の決定や賦課徴収の仕組みが変更になり、都道府県は市町村ごとの標準保険料を算定公表し、市町村は標準保険料等を参考に保険料率を決定し、賦課徴収することとされております。

このため、本市の国民健康保険の被保険者に対しては、平成30年度以降も本市が保険税の納付をお願いすることになり、事情によりまして納付が困難な場合などには、これまでと同じように納付相談を実施して対応していくことになろうかと思います。

なお、詳細につきましては、引き続き国が地方と協議することになっており、福岡県市長会では、国及び福岡県に対して国民健康保険の広域化に当たり十分に市町村の意見を聞き、市町村の事務の効率化、標準化、広域化の推進に向けて、早期に市町村との具体的な協議を進めることを要望することといたしております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうも本当に御答弁ありがとうございました。

じゃ、就学援助の件について質問いたします。

政府は、平成25年から3年連続して生活保護基準を大幅に切り下げております。本市の場合は、就学援助の基準は生活保護費の1.3倍ですけれども、平成24年度まで増加傾向にありました就学援助率が平成25年度から下がっている自治体もあると聞いておりますけれども、本市の場合はどうなっていますか。

また、周知徹底の件につきましては、先ほどの御答弁ありがとうございました。

最初にそのところの答弁をお願いします。

学校教育課長（武田真治君）

柳川市の就学援助率につきましては、平成24年度が14.7%、平成25年度が15.1%、平成26年度が15.2%、平成27年度が15.3%と年々少しずつふえています。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

これでいくと、就学援助は生活保護基準の切り下げがあっても変わっていないというふうににとっていいわけですか。

学校教育課長（武田真治君）

生活保護基準の切り下げに伴う就学援助の所得基準の取り扱いにつきましては、平成27年度の認定につきましては、生活保護基準の引き下げ前の認定基準を準用しております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

この就学援助の費目の拡大について、PTA会費とか、クラブ会費、生徒会の会費を支給しているところもあると聞いておりますけれども、ここら辺についてどのようにお考えでしょうか。

学校教育課長（武田真治君）

就学援助の費目拡大についてですけれども、PTA会費、クラブ活動費、生徒会費の3項目を支給対象とする場合に、国庫補助の対象となるのは要保護世帯のみです。一方、就学援助の大半を占めます準要保護世帯については、市の単独事業になってしまい、大きな財政負担を伴うことになります。

また、クラブ活動費につきましては、部活動の違いによる金額の違いや入退部の確認が必要があることなどの問題もあります。

さらに、近隣市町村の久留米市、筑後市、八女市、みやま市、大川市、大牟田市においても、現在、この3項目についての費目拡大は行っておりません。このようなことから、費目の拡大は難しいと考えます。

今後とも、社会情勢等を注視しながら、就学援助制度の趣旨に基づき、適切な運用に努めてまいります。

20番（梅崎和弘君）

それでは、マイナンバーの件について質問をいたします。

今回のマイナンバー制度は、国民一人一人に背番号をつけて、各自の納税、保険料納付、医療機関での受診、治療、介護、保育サービスの利用などの情報をデータベース化して、国が一元管理をするというものです。ことし1月から顔写真やICチップの入った個人番号カードが導入されております。

そこで、3点ほどお尋ねいたします。

1点目は、このマイナンバーは現在、身分証明書以外に使い道がないと言われておりますけれども、そのほかにどんな使い道があるのか、お尋ねいたします。

市民課長（徳永雅子君）

個人番号カードの利用につきましては、現在、本市におきましては、公的な身分証明書としての利用が主なものでございます。そのほかには、インターネットを利用したイータックスなどの電子申請の利用などができるようになっております。

なお、現在、国においては、マイナンバーカードについていろいろな利用が検討されておりますので、その動向を見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

市役所内において各種手続があると思いますけれども、この手続をするとき、マイナンバーを示さなくてもできる手続があると思いますけれども、いわゆる多くの市民の方がこの制度をよく知らない方もおられるんじゃないかなと思っております。

そこで、各種手続をされるとき、マイナンバーの提示を求めておられるのか、市民に対してどのような説明をされてあるのか、お尋ねいたします。

市民課長（徳永雅子君）

本年1月から法令等により、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、身体障害者手帳、児童手当、保育所、市税などの各種申請の際に申請書等にマイナンバーの記載が必要となりましたので、現在、市役所の窓口でマイナンバーの提示をお願いしております。

しかし、通知カード等を持参されていない場合などについては、番号法施行規則に基づき、職員がマイナンバーを確認し、申請書などへ記載をすることとしております。

なお、市役所でマイナンバーの提示が必要となる主な事務につきましては、本年1月1日号の市報でお知らせをしております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

時間も余りないんですけれども、このマイナンバー導入に係る初期費用は約300億円、年間経費に約300億円かかり、民間業者の負担を含めると約1兆円とも言われております。社会保障を自己責任の制度に後退させ、負担に見合った給付の名で徹底した給付抑制を実行する、そして、国の財政負担、大企業の税金や保険料を削減していくことが政府財界の最大のねらいと言われております。

私は、個人の人権を侵す危険性、そして、各種の納税、保険料納付、医療機関での利用、それから、これから先、預貯金口座にも使われるというふうなことが言われております。こういう中において、今後、マイナンバーの危険性が先ほど言いましたようにあると思いますけれども、中止撤廃をさせるということも含めてやっていく必要があるんじゃないかなと、このように思っております。

そこで、市長の見解がありましたら、ひとつよろしくお願ひいたします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

マイナンバー制度は、複数の機関が保有する個人情報を同一人の情報と確認することで、社会保障や税制度の効率性、透明性を高めて、国民にとって利便性の高い、公平、公正な社会を実現するための社会基盤とするために導入されたものであります。

この制度において、議員のほうは反対だということですけれども、いろいろな御意見があ

ることはマスコミ等によって承知をしておりますが、あくまでも法律に基づき全国の自治体で実施されているものでありますので、今後とも本市は関係法令に基づき、適切に対応していくことといたしております。

20番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

最後になりますけれども、市民要望の水道管の破裂の件ですけれども、今回、水道管が破裂しまして、部品が手に入らないと、何とかできないかということも聞いております。このように寒波が予想されるとき、水道工事の指定業者などに早目に部品のストックといいますか、そのようなことをお願いすることについてどうお考えでしょうか。

水道課長（田中安幸君）

今回の寒波で大寒波が予想されておりましたので、1月21日に市内の3つの水道指定工事店組合へ水道管凍結破裂漏水修理に対応する体制づくりを依頼しております。今後も、寒波が予想されるときは、早目に体制づくりを依頼したいと考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

水道管の指定業者だけでなく、グッディとかナフコとか、そういうふうなところにもよかったですら一言言って、ストックば取っとってということをお知らせしてもらいたいと思います。

それから、寒波注意を広報車で回られたということですけれども、特に高齢者のひとり暮らしは、どげんしたらいいかわからんという方たちが多いので、高齢者のひとり暮らしに対する対策はどういうふうにお考えなのか、お尋ねします。

水道課長（田中安幸君）

今回、広報車を23日に1日回っておりますが、わかりにくいとか、そういう多数の意見をいただきました。今回のことを教訓に反省点として、今後、わかりやすい周知の方法を広報車も含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

これで終わります。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時59分 延会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成28年3月9日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 河 村 好 浩	2番 江 口 義 明
3番 菊 次 太 丸	4番 浦 川 和 久
5番 立 花 純	6番 荒 巻 英 樹
7番 熊 井 三千代	9番 近 藤 末 治
10番 佐々木 創 主	11番 荒 木 憲
13番 諸 藤 哲 男	14番 矢ヶ部 広 巳
15番 緒 方 寿 光	16番 藤 丸 正 勝
17番 田 中 雅 美	18番 樽 見 哲 也
19番 伊 藤 法 博	20番 梅 崎 和 弘
21番 三小田 一 美	

2. 欠席議員

8番 白 谷 義 隆	12番 高 田 千壽輝
22番 浦 博 宣	

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	長	成	松	宏	宏
教	長	日	高	良	良
総	長	高	崎	二	二
務	者	田	尻	範	範
会	理	石	橋	剛	剛
市	長	石	橋	次	次
保	長	野	田	彰	彰
健	長	成	清	茂	茂
建	長	樽	見	博	則
産業経済部長兼大和庁舎長		橋	本	孝	郎
教育部長兼三橋庁舎長		平	田	祐	介
消防	長	白	谷	敬	孝
人事秘書課	長	桜	島	通	治
総務課	長	島	添	謙	男
企画課	長	木	下	守	隆
財政課	長	大	石	涼	子
税務課	長	原		忠	昭
健康づくり課	長	武	田	真	治
福祉課	長	袖	崎	朋	洋
学校教育課	長	待	鳥		哲
生涯学習課	長	林			誠
建設課	長	松			治
農政課	長	德			子
水路課	長	由			博
市民課	長	衛			治
区画整理推進室	長	富			
廃棄物対策課	長	乗			

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	亀崎	公	徳
議会事務局次長兼庶務係長	内田		猛
議会事務局議事係長	永喜	美	香

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	7番 熊井三千代	1. 地域包括ケアシステム構築の推進について (1) 介護支援ボランティア事業の現状と今後の展開 (2) あたまの健康チェックの導入を (3) 高齢者サロンの推進について (4) 看護小規模多機能型居宅介護の推進について 2. コミュニティ・スクールについて 3. ご当地ナンバープレート発行について
2	16番 藤丸正勝	1. 柳川市火葬場及びごみ焼却場建設設計画について (1) 火葬場建設の合意の件 (2) ごみ焼却場建設地元対策、地元合意は 2. 柳川駅東口駐車の件、整備完成 (1) 駐車場利用頻度は。整備工事費は。 (2) 駅東区画整備事業完成は

午前10時 開議

副議長(河村好浩君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

本日、浦議長が体調不良のため欠席されておりますので、副議長の私が議長の職務を代行いたします。

日程第1 一般質問について

副議長(河村好浩君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、7番熊井三千代議員の発言を許します。

7番(熊井三千代君)(登壇)

皆さんおはようございます。7番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいたしましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

本日は3点お伺いいたします。

まず初めに、地域包括ケアシステム構築の推進についてお伺いいたします。

現在、日本の65歳以上の人口は3,000万人を超え、国民の4人に1人の割合に達しています。2042年の3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けること

が予測されております。このため、厚労省は2025年、平成37年をめどに高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける社会の実現に向けて、包括的な支援・サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。2025年には75歳以上の後期高齢者が2,000万人以上になると予測されるとともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が見込まれております。

こうした中、在宅での介護や療養に対する国民全体の希望も高まっており、ある調査では、介護が必要になった場合でも7割以上が自宅での介護を希望し、医療についても6割以上の国民が自宅での療養を希望しています。さらに、自立して健康に暮らすことができるよう健健康寿命の延伸についても社会全体で大きな関心を集めているようです。

団塊の世代と呼ばれる1947年から1949年に生まれた全ての方が75歳を迎えるまでには、残り10年です。社会保障制度改革国民会議の報告において、疾病構造の変化を踏まえた病院完結型の医療から地域全体で治し支える地域完結型医療への改革の中で、在宅医療と介護の一体的なサービス提供体制の見直しが求められています。

地域包括ケアシステムにおいては、高齢化の進展や地域資源に大きな地域差がある中、市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じたご当地ケアをつくり上げていくことが重要であり、地域力が再び問われていると言えます。

以上のことから、地域包括ケアシステムの構築は21世紀型のコミュニティの再生と位置づけられております。

システムの構築には、介護保険制度など一つの制度の枠内で完結できるものではなく、多様な関係団体がネットワーク化を図ることが必要不可欠です。本市においても、今後の人口動態をもとに、医療・介護需要のピーク時期や程度、また、医療・介護などの資源の現状と実態を踏まえ、本市が目指すべき地域包括ケアシステムの構築に向けて、いよいよ積極的に取り組みを始めることが求められていると思います。

そこで、お伺いいたします。

本市は、元気な高齢者による介護者への支援ボランティア活動を行うことで、高齢者自身の社会参加活動を支援しつつ、介護予防効果を期待する介護支援ボランティア事業が開始されておりますが、現状についてお聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わり、次からの質問は自席より行いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、熊井議員御質問の介護予防に関するボランティア活動の現状についてお答えいたします。

本市では、議員御承知のとおり、平成27年4月から高齢者自身の社会参加活動を通した介

護予防を推進するため、介護予防ポイント事業を実施いたしております。ボランティアの登録については、昨年12月末現在で98人、ボランティアの受け入れ施設数は35施設となっております。

なお、昨年4月から12月まで9カ月間の活動によるポイントの換金状況につきましては、2月末現在41人で、135千円となっております。この中には、ボランティアで活動をしているので、換金はしないという方もおられるようでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

次に、活動内容とか活動ができる施設や事業所の開拓、ボランティア活動参加への啓発についてお聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、介護予防ボランティアの活動内容につきましては、主に施設入所者の方の話し相手や施設での配膳等の補助、このほかには市が実施をいたしております介護予防教室でのお手伝いなどをしてもらっております。

次に、活動できる施設や事業所の開拓についての御質問でございますが、現在のところグループホームや特別養護老人ホームといった介護施設から希望がございます。今後につきましては、病院やその他の施設においても実施が可能かどうか、検討しながら開拓を進めてまいりたいと考えております。

次に、ボランティア活動参加への啓発についての御質問にお答えいたします。

ボランティアへの参加呼びかけにつきましては、広報紙に事前に研修会の開催案内を掲載するとともに、活動者から口伝えでも広めてもらっております。

なお、この事前研修は二、三カ月に1回のペースで開催をいたしております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

昨年4月から開始していただき、昨年は98名の方が活動に加わっていただき、換金状況は41名で135千円ということです。施設においても、グループホーム、特老というふうなところが中心で、これからも病院等、開拓を続けるということをお聞きいたしました。さっきお答えいただきましたように、本当にしっかり開拓をしていただきまして、多くの場所で多くの方と触れ合うように、多くの経験をしていただくような体制をとっていただきたいと思います。

ある施設から、こういうボランティアの活動があると聞いていたけど、いつどこであると

とか、ボランティアに来ていただきたいけど、どういうふうに申し込んだらいいとかいうふうな、まだまだこういうふうな情報が行き届いていない部分が、去年から始めた部分もありますけれども、幅広く情報を伝えていっていただきたいと思います。そして、今のうちにボランティアをしてくださる高齢者の方々もふやしていただき、本当に柳川市も今からどんどん高齢化社会になっていきまして、高齢者が多くなっていきますので、そのときに十分活躍をしていただけるように、そして、その方たちが十分元気で長く活動ができるような体制にするためには、今のうちに啓発をしていっていただきたいと思います。

今後、この事業をどういうふうに展開していかれる計画であるのか、お聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

介護予防ボランティア活動の今後の展開についてお尋ねでございますが、まずはボランティアいただく方の人数をさらにふやしていきたいというふうに考えております。

そして、今後の活動の展開としましては、施設だけの活動にとどまらず、例えば、高齢者宅での切れた電球の交換や在宅で過ごされている高齢者の方の話し相手など、高齢者の特性を生かして活動の範囲を広げていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

おっしゃるとおりで、今は施設内のお手伝いとかというのが主になっておりますけれども、やはり在宅での支援もこれから考えていったほうがいいと思います。あくまでもヘルパーさんの代替というのではないということを踏まえた上で、わざわざ介護サービスを使わなくとも、ちょっとしたお手伝いで生活が継続できる方がたくさんいらっしゃいますので、そういうふうに在宅のほうにも目を向けていただけるように、これからもこのボランティア事業に力を尽くしていただきたいと思います。

今、社会参加活動への参加を望む高齢者が非常にふえております。元気な高齢者がふえることは、家庭にとっても、地域にとっても非常に望ましいことですので、今後も活動に生き生きと参加していただける体制づくりを推進していただきたいと思います。特に、本当にボランティア活動への呼びかけを積極的に、あらゆる方法を使いながら、ホームページとか言わないで、ちゃんと伝わるようにしていただきたいと思います。

次に進みます。

次に、あたまの健康チェックテスト導入についてお伺いいたします。

厚労省によると、65歳以上の高齢者に占める全国の認知症患者は、皆さん御存じのように、平成24年時点で462万人と推計されています。通常な老化による物忘れと認知症の中間状態である軽度認知障害、MCIは約400万人と推計されています。認知症になると通常の老化

より早く認知機能が低下して、日常生活に影響を及ぼします。現在の認知症予防としては、その前段階、軽度認知障害の時期に認知機能低下を予防することが最も効果的であると考えられています。

本市においても、この軽度認知障害を早期発見するテストを導入することは認知症対策として大変意義深いと考えております。例えば、市民にとっては早期治療により発症の予防や認知機能減退等の発症をおくらせることができますし、本人らしい生き方の維持につながります。また、本人と家族が将来のことを考える時間ができます。また、本人、家族を支援する体制を整える時間が得られます。行政にとっても、市民の健康寿命の維持の確保や自治体レベルで認知症リスク傾向を把握できます。また、膨張する医療・介護財源負担の軽減につながると思います。

そこで、お伺いいたします。

本市でも認知症として把握されている高齢者数及び治療費、入院や施設の入所費、認知症対策費及び内容についてお聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

それではまず、認知症高齢者数についてお答えをいたします。

本市の要介護認定調査の結果による日常生活自立度が 以上の認知症高齢者数は、平成28年1月末現在2,071人で、本市の全高齢者数に占める割合は9.8%、要支援・要介護認定者数3,595人に占める割合は57.6%と高くなっています。

なお、認知症高齢者の日常生活自立度 というのは、日常生活に支障を来すような症状、あるいは行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できるという判断基準となっております。

次に、認知症高齢者に要する治療費や入院費についてお尋ねでございますが、健康づくり課のほうにも確認をいたしましたけれども、申しわけございませんが、その費用等については市のほうでは把握をできておりません。

次に、認知症高齢者の施設入所費につきましては、認知症対応型グループホーム入所者に限ってお答えをさせていただきますと、昨年4月から12月まで9ヶ月間の介護給付費は427,000千円にも及んでおり、食費及び居室費を除いた1人当たりの入所費用は月額242千円となっております。

次に、平成27年度の認知症施策推進事業費は当初予算では総額5,709千円でしたが、この2月に福岡県介護保険広域連合のほうから今年度の配分金が決定をされ、4,134千円となっております。その主な内容につきましては、認知症地域支援推進員1名分の入件費2,976千円、認知症研修会等の講師謝礼等の報償費120千円、印刷製本費及び消耗品費としての需用費257千円などとなっております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

認定を受けてある高齢者の半分が日常生活自立度の 以上というふうな結果が報告されております。また、グループホームの入所者だけに限っての給付費として 4 億円というお金が必要になっているというふうなこともお伺いいたしました。やはり認知症になる前に、しっかり見きわめて認知症にならないようにすることが一番大事だなというふうに、ただこれだけでも感じます。あと、入院とかグループホームじゃなくても、普通の施設でも何とかやつていける方とかがおられますので、そういうのを洗ってみると、実際にはまだまだ多額に認知症に対して負担があるというふうに考えられます。

とにかく認知症になる前に発見し、予防ができるのであれば、医療費が抑えられるだけでなく、何より本人さんが自分らしく健康に長く生きていけますので、そのためには、先ほどから説明しておりますように、あたまの健康チェックという MCI 早期発見テストを本市にも導入してはいかがでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

あたまの健康チェック、MCI 早期発見テストにつきましては、議員御提案のように、認知症の前段である MCI 、軽度認知障害の段階で早期発見ができれば、治療効果や発症の遅延効果が高いとされており、市民の健康寿命の延伸や本市における認知症リスク傾向が把握できるようになるかと思います。また、軽度認知症を早期発見することは、近年、特に高額となっております医療費や介護給付費の抑制にもつながっていきますので、この導入について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

本市には認知症に関する所属の担当者を配置し、相談窓口が設置されております。そこで週に 1 回、あるいは月に 1 回、事前に予約をいただき、職員からテストのお手伝いをしていただき、結果が出たならば家族、本人に説明をし、その状況に応じて医療機関につなげたり、保健師さんによる保健指導が行えると思います。そのことによって認知症の早期発見、早期治療につなげる市民サービスができると思います。何より軽度認知障害、MCI について家族や本人に説明できる機会が得られるということは、市民サービス向上の意味からも、認知症対策の面からも非常に意義があると思います。

再度、このあたまの健康チェックテスト導入、十分意義があると思います。検討していくだくということですけど、一層検討していただくように、もう一度回答をお願いします。

福祉課長（原 忠昭君）

大学の研究グループによる検証におきまして、軽度認知障害のテストは軽い段階で早期発見ができ、適切な治療、改善を行えば、後日の評価で知的に正常と判定される割合は14%から44%と高い数値が報告をされております。

このように、物忘れが気になったら軽い段階で早期発見することが非常に大切なことであり、その意義があるというふうに思います。また、認知症地域支援推進員の活動のツールの一つとしても利用ができるのではないかというふうに考えております。

この健康チェックテスト導入に当たりましては、今後、検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

先ほどから説明を詳しくしていただきしておりますけど、この認知機能チェックテストは簡単で、10分でできます。もっと多くの方がMCIを正しく理解し、早期発見できれば認知症で苦しむ人を減らすことができます。このテストは正確性検証の結果、97%の高頻度で判別することが確認されております。ぜひ認知症対策の一環として、導入の方向で検討いただきたいと思います。予算もそうからないように思いますので、ぜひ実現を早期にしていただきたいと思います。

市長のコメントを求めることがあります。

市長（金子健次君）

物忘れについても、私自身も、今、市長をしていたら物覚えがいいような感じになってきておりますけど、いつかはそういう時代が来るかなというふうに思っております。

導入については、今、課長が答弁いたしましたように、前向きに検討していきたいというふうに私も考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。では、よろしくお願いいいたします。

次に、高齢者サロンの推進についてお伺いいたします。

高齢になっても元気で生きがいを持ち、住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことは誰もが抱く願いです。そのためには、身近な地域で人と人とのつながりを深めることが大事です。ひとり暮らしなど高齢者のみの世帯が増加していますが、高齢になると家の中に引きこもりがちになってしまいます。地域で孤立してしまうおそれがあります。それを防ぐには、地域とのつながりをなくさないように、高齢者を初め、地域の誰でもが気軽に立ち寄ってお茶を飲んだり、食事をしたり、おしゃべりのできる居場所づくりを推進することが効果的だと思います。

居場所づくりは地域の元気な高齢者が運営に参画していることが多く、居場所、サロンを訪れる高齢者の孤立防止や介護予防につながることは言うまでもなく、高齢者が主体的に運営に参画することで、高齢者の社会貢献活動の促進や生きがいづくりにつながると思います。本市においても、市内に歩いて行ける場所にあるサロン、居場所を数多く設置する取り組みが必要であると思います。

そこで、お伺いいたします。

サロン開設を積極的に推進するに当たり、行政としてのお考えをお聞かせください。

また、現在、市内には何カ所のサロンが運営されていますでしょうか、その運営内容をお聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

それではまず、サロン開設を積極的に推進するに当たり、行政としての考え方についてお答えをさせていただきます。

本市では、議員も御承知のとおり、ひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者を対象に、地域住民の協力を得ながら閉じこもり解消や健康増進に寄与することを目的とした地域デイサービスが市内の11カ所で取り組まれております。ここでは行政区長や民生委員さんなどが中心となって運営委員会を組織され、地域デイサービスを開催されております。このサービスの内容は、軽運動や健康指導、趣味活動など、月に1回から2回実施をされております。

次に、高齢者サロンにつきましては、地域デイサービス同様に地域住民による居場所づくりであり、ひきこもりや閉じこもり、孤独といった状況が社会的に問題視され始め、福祉サービスを利用する高齢者の間でも話し相手が欲しいとか、いろいろな人とおしゃべりがしたいという要望が聞かれるようになって、平成5年から6年ころ、全国各地で広まっているようでございます。

サロン活動の魅力としましては、歩いて行ける身近なところで高齢者と地域住民がボランティアとして一緒にになって、のんびり好きなことをしたり、自由に出入りをしたり、友人と行動したりというような自由さがあることかと思います。こうしたサロンの意義や効果が社会的に認められて、全国的にも高齢者サロンの設置数は増加をしてきております。

次に、市内には何カ所のサロンが運営されていますかという御質問でございますが、柳川市社会福祉協議会にお尋ねをしましたところ、地区社協事業の一環として、ひとり暮らしの集いを毎月定期的に開催されているのは蒲池地区の1カ所となっております。そのほかの地区では年に1回から2回の開催のところが18カ所となっているようでございます。

また、行政区単位での開催は三橋町の下百町、江曲北、西鉄通りの行政区3カ所となっております。

また、運営内容につきましては、おしゃべり、会食、健康体操、手芸、カラオケ、ゲームなど、参加者の状況や希望によってバラエティーに富んだ内容の活動が行われているよう

ございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

今、地域デイサービス、以前から地域の方が肝入りでやってくださっているところが11カ所あるということをお伺いいたしました。この居場所づくりに関しては、もう少し気軽に自由にというところを目標に、余り大がかりじゃなくて、本当に気軽に行けるという居場所づくりの推進のほうがいいのかなと思いますけど、やっぱり運営主体が住民であるし、高齢者自身になってきますので、なかなか活動が進まないところもあるようです。

活動を開始したいけれども、どこにどう相談したらいいかとか、どういうふうにしたらいいのかという問い合わせとかがよくあるようになりました。そういう相談体制を行政として整えていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

高齢者サロンの運営主体は、議員もお示しのとおり、地域住民や高齢者の方が自主的に開催していただきたいと考えております。気軽に集まれる仲間づくりの場としてのサロン活動を進める中で、高齢者の生きがいづくりや健康づくりに加え、居場所づくりにも取り組めるよう社協と連携を図りながら支援していきたいというふうに考えております。

また、本年度から介護予防についての基本的な知識や運動機能向上訓練等を実践、指導する技術を取得し、活動開始へとつなげることを目的として、介護予防サポーター養成講座を実施しております。サロン活動の支援とあわせて、サロン開始に向けてのノウハウや課題等の相談にも市のほうでも対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

サロンの開設は、先ほどから言っておりますように、市町村に1個とか小学校区に1個というんじゃなくて、やはり歩いて行ける範囲でさまざまな特殊性を持ったサロンが数多くできることが一番大切で、望ましいと思います。特に費用をかけずに、誰でもが気軽に利用できる、気楽にちょっと集まる、いつも来ても、いつも帰っても自由を基本に、自由に近所の方々で運営することが望ましいと思っております。活動を具体化するには、先ほども言いましたように、簡単なようで非常に難しい部分がありますので、やはりお膳立てをしてくれるといいますか、コーディネートの支援が必要だと思います。

このコーディネート支援について、行政としてのかかわり方のお考えをお聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

本年度から実施をしております介護予防センター養成講座につきましては、地域デイサービスやサロン等を既に開催されている団体にも連絡をいたしまして受講していただいております。また、必要があれば、この養成講座を委託しております業者から直接指導、支援を受けることも可能としております。さらに、平成28年度からは地域包括ケアシステムの構築に向け、主に地域資源の開発やネットワーク構築の機能を果たす生活支援コーディネーターを1名配置することにしております。

地域における高齢者の生活支援、介護予防サービスの体制整備を図っていく中で、現在活動中のサロンはもとより、今後の立ち上げにもかかわっていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

介護予防センター養成講座とか、生活支援コーディネーターさんたちをフル回転しながら、数多くのサロンが開設され、この開設が進んで、高齢者の方が心身ともに安定した生活が今いる場所で今以上に長く続くことを期待いたしまして、この質問を終わりります。

最後に、看護小規模多機能型居宅介護の推進についてお伺いいたします。

このたび、2016年度診療報酬の改定案が答申されました。今回の改定は、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据えて、高齢者が住みなれた地域で医療サービスを受けられる地域医療の充実を大きな目標に据えた体制を整備する内容となっています。また、2017年度末までに介護療養病床が廃止される予定です。これにより自宅で医療や介護が受けられない高齢者、入所施設の受け入れができない高齢者が病院に長くとどまる社会的入院ができなくなり、これにより膨らむ医療費を抑える狙いがあるようです。

今後、長期入院中であった慢性の病気を持つ高齢者の療養場所として新たな受け皿が検討されているようですが、何らかの医療処置や看護、介護サービスが必要な高齢者が在宅療養を余儀なくされるケースがふえてくることは予測されます。このように、地域完結型の医療への流れに対応するには、本市でも在宅での医療・介護サービス提供体制のあり方を検討する必要があると思います。

今後、本市の在宅サービスに対する考え方をお聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

医療ニーズをあわせ持つ高齢者が地域で生活をしていくためには、退院支援、日常の療養支援、急変時等のさまざまな場面において医療と介護の関係機関が連携をし、サービスが切れ目なく適切に提供されることが必要でございます。

本市における医療と介護を初めとした多職種連携については、現在、柳川山門医師会を中心として検討協議を進めている段階でございます。今後、医療機関等と介護事業者が情報の共有を図り、多職種協働による24時間365日体制の在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。すばらしい御答弁で、24時間365日在宅、望むところです。けれども、なかなかすぐにはできません。多職種連携の協議会も数年前から行われておりますことは非常にいいことですけれども、やはり少しづつ形にしていかなくてはいけないときが来ているんじゃないかなというふうに思っています。本当に24時間365日在宅支援ができる誇れる柳川市であるためにも、今から準備が必要だと思います。

平成27年度介護報酬改定にて、看護小規模多機能型居宅介護と名称が変更になり、退院直後の在宅生活へのスムーズな移行のための復帰支援やがん末期のみとり、また、病状不安定期においても在宅生活の持続が可能になる支援、家族に対するレスパイトケア、相談対応などのニーズのある方を支援する地域密着型のサービスがあります。

今後、本市においても高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしく生活を続けるためには最も必要となり、利便性の高いサービスだと思いますけれども、この看護小規模多機能型居宅介護の開設についての柳川市としての考え方をお聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

高齢者の誰もが可能な限り住みなれた地域で、あるいは自宅で人生の最期まで暮らし続けたいという願いがあるかというふうに思います。しかし、同時に、できるだけ家族に介護の負担をかけたくないという気持ちもあるられるのではないかというふうに思います。

このような中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯がふえ続けており、家族の介護力がなくても医療・介護サービスを利用して在宅で暮らせる環境づくりがこれからの課題となっています。

団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年、2025年に向け、医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住みなれた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を図る上でも看護と介護が連携したものの整備が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

必要でないかと考えてある、もう一言、だからどうなんだというところを聞きたかったん

ですけれども、柳川市は医療機関も介護施設も他の市町村に比べて少ないということではなく、むしろ多いほうではないかなと思います。しかし、こういうふうな在宅での療養をスムーズにするためには、本来、有床診療所が受け皿となっていただくのが一番いいんですけども、皆さん市内を見回していただきますと、入院診療の部分が休止されたり閉鎖されて、外来部分だけになっているところも多く見られると思います。対象者や介護者の状況に応じて通所、泊まり、訪問介護サービスを組み合わせ、家族の介護負担軽減や利用者のニーズに合った医療的ケアや看護、介護サービスが提供できる、また、いろんなケースのニーズに対しても適切に医療と介護の提供が可能な幅広いサービスなので、利用者側、在宅療養者、また、それを介護される介護者の安心感は大きいとの声も聞かれております。

再度、開設に向けての検討を強く望みますが、いかがでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

利用者の状態や希望等に応じて、通い、訪問、泊まりを組み合わせ、食事、排せつ、入浴等の介護や機能訓練を行うための小規模多機能型居宅介護施設は、現在、市内を4つのブロックに分けて6カ所整備をいたしております。また、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームにつきましても、市内の地域性などを考慮の上、公募を行って、計画的に整備をしているところでございます。

議員御提案の看護小規模多機能型居宅介護につきましては、先ほどの小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスということになりますが、この施設整備に当たっては、こうしたブロック分け等の問題もあわせながら、今後、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

先ほどからお話しいただきました小規模多機能型も整備が進んでおりますし、グループホームも整備が進んでおります。しかしながら、最初から述べてありますように、医療ニーズが高い高齢者が在宅で暮らす頻度が高くなりますよと。例えば、透析が必要な高齢者、認知症がある高齢者夫婦が在宅で療養を必要とされ、家族が介護をされているとするならば、小規模多機能でのショートステイ、泊まりを利用しながら透析には行けないんですね。一旦在宅に帰ってこんといかんので、家族の負担軽減にはなりません。透析が必要な高齢者と認知症のある御主人を別のところの施設に泊まりに出さなければいけないようになります。この看護小規模多機能やったら、一緒の施設で泊まりができる、泊まりを利用しながら透析にも行けるということになりますので、家族の負担軽減にはすごくなるんですね。一人ずつ泊まりに行っていただいても、一人の高齢者が家に残っておるんだったら、家族の介護の

負担軽減にはなりません。こういうふうに非常に使い勝手がいい施設でありますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

先進地の開設に当たって調べてみたら、必要に迫られて行政からの依頼を受け、公募があつて開設に至ったところや、日常、医療・介護業務の中で在宅療養を継続するためには、ぜひ看護小規模多機能型居宅介護でなければ対象者のニーズを受けとめられないという思いで行政と検討した結果、行政が県、国へ問い合わせ、指導を受けながら開設に至ったという事業所等、いろいろさまざまありました。

柳川市においても、今後、高齢化が進み、在宅介護率が高くなると予測されています。ぜひ本事業開設に向け、さらに調査研究を進めていただき、開設ができるように推進していただきたいと強く望むところです。

最後に、市長のコメントをお願いいたします。

市長（金子健次君）

先日、県南の市長会がありまして、その中で議題になったのは地域包括ケアシステムでございました。今、熊井議員のほうから、元看護師でもありますので、いろんな形でそういう御意見をいただいたところでございます。また、原福祉課長にしても、石橋部長にしても、介護保険担当でございましたので、随分長くしておりますので、その分についての意見は十分承知をいたしているところでございます。

今の御意見については十分拝聴して、今後の柳川市の方針として生かしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

次に、コミュニティスクールについてに進んでいきたいと思います。

国際調査から世界一忙しいと言われる日本の教職員の負担について、連合総研がシンポジウムで調査結果を公表しております。これによると、公立小・中学校の教員の一日平均労働時間は約13時間であることがわかってあります。負担を感じる1位が小・中の先生とも80%を超えて、保護者・地域からの要望対応です。2位が国や教育委員会からの調査対応だったようです。また、ほかの職員・スタッフにこれは移行できる業務だなと思われる1位が学校徴収金未納者への対応、2位が国や教育委員会からの調査対応だったようです。

教員の勤務日の状況では、学校にいる時間が12時間から13時間、学校外で教職員として行動する時間は1時間以上であるようです。これでは教員の健康悪化や資質向上の機会が不足し、その結果、教育の質の低下につながるおそれがあると思います。

近年、児童・生徒を取り巻く学校や社会状況は多様化、複雑化しております。こんな現状のときだからこそ、小・中学校の教職員は本来あるべき姿として、もっと生徒にかかわる時間が必要だし、どうにかしてふやさせる方法を見出さなければいけないと強く思っております。

す。国としては、「次世代の学校・地域」創生プランとして、5カ年計画で学校外の人材を活用し、教職員を支援するチーム学校の拡充を公表しております。本市においても、本市の現状に合ったこれからの中学校教育のあり方の調査研究が必要だと思います。

そこで、お伺いいたします。

本市の小・中学校の先生の負担について把握されてありますでしょうか。さきに述べましたように、全国的な調査内容と異なる事柄はありましたでしょうか、お聞かせください。

学校教育課長（武田真治君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

教職員の勤務実態、負担感については、直接調査したものはございませんけれども、本市の状況と文部科学省、あるいは民間の調査結果と比較して大きな差はない認識しております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

教育体制の向上に向けては、各自治体でさまざまな取り組みがなされています。

そこで、お尋ねいたしますが、県内でコミュニティスクール、学校運営協議会を立ち上げて、地域、学校、保護者が一体となり、学校のさまざまな課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていく組織づくりがされている地域があります。本市においても、地域の支援ボランティアの皆様が積極的に子供たちにかかわっていただいているけれども、このコミュニティスクールとの違いやコミュニティスクールのよいところとか情報把握ができていればお聞かせください。

学校教育課長（武田真治君）

それではまず、コミュニティスクールについて簡単に述べさせていただきたいと思います。

コミュニティスクールには、地域の代表者等で構成する学校運営協議会という組織が置かれ、そこで学校運営に関し地域の意見を反映させることができます。例えば、学校基本方針の承認、学校運営に関し校長や市、県教育委員会へ意見を述べることなどです。

議員御質問の現行の支援ボランティアとの違いですが、今まで学校が地域の団体等に対し、特定の業務に関しボランティアをお願いしていたものが、運営協議会に地域の代表者が委員として入られますと、運営協議会の中で学校が抱える問題や課題について討議され、地域ぐるみでの支援が可能になることが大きな違いであると考えます。

次に、コミュニティスクール導入のメリットでございますけれども、教職員の負担軽減が考えられます。それぞれの学校で課題の違いはあると思いますが、コミュニティスクールの実施により地域住民の学校への理解が深まり、学習面、あるいは生徒指導に関する支援が充実し、教職員の負担が軽減されると考えられます。また、このような支援が短期ではなく

中・長期的に行われるということは、学校と地域の連携が深まり、地域コミュニティの活性化にもつながると思います。さらに、地域の皆さんが学校運営にかかわっていただく一方で、児童・生徒や教職員が地域の行事等に参画し、地域貢献活動につながることも期待できると思います。

以上です。

7番（熊井三千代君）

今、お話しいただきまして、非常によいことばかりだなというふうに思いますけれども、やはり組織づくりとなると、それ相応の努力が必要になってきたり、また、先生たちの負担になるのかなとは思うんですけれども、一旦つくてしまえば、非常に地域、保護者、学校と一体となる教育ができますので、単に学習面の向上だけじゃなくて、いろんな面でいいことではないかなというふうに興味深く捉えました。

私も先進地に伺いまして、そこで教職員の負担軽減について質問をいたしました。コミュニティスクールを立ち上げて10年が経過している地域でしたが、いろいろな項目について数字で成果を分析されておりました。それによると、学校と地域が情報を共有することで、問題解決に要する時間が減ったり、生徒指導上の課題解決や児童・生徒の学力向上にも成果が出ているということでした。教員にとっても、子供たちにとっても、地域においても、よい傾向であり、何よりまちづくりにつながると感銘いたしました。

そこで、お伺いいたします。

今後、柳川市としてこのコミュニティスクール導入についての方向性といいますか、お考えをお聞かせください。

学校教育課長（武田真治君）

先ほど申しましたとおり、コミュニティスクールの導入のメリットは大きいと考えます。導入に関しましては、組織の立ち上げと準備に相当な時間や労力が必要であると考えております。

教育委員会といいたしましては、平成29年度にモデル校を設置したい考えです。そのため、平成28年度は先進地視察など、調査研究を行っていきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

きょうはコミュニティスクールについて深いところまでお尋ねはいたしませんでしたけど、方向性についてお伺いいたしまして、前向きに29年度開設に向けて調査研究をこれから進めるというふうな回答をいただきまして、ありがとうございました。これからは学校や子供たちが抱いている課題や家庭、地域、社会が抱える課題を地域ぐるみで解決できるよう、地域の力を生かした組織づくりが必要だと思います。その取り組みの一つとして、コミュニティ

スクールは大変興味深く、先進地では地域全体にコミュニティスクールを立ち上げるのではなく、まず、モデル地域として数力所立ち上げ、だんだんと組織をふやしていく方法を取り入れられている地域もありました。まさしく柳川市が目指すところであると思います。

本市におきましても、教育のあり方を検討される際に、29年度から開始するという方向性を出していただきましたので、ことし一年、しっかり調査研究を進めていっていただきたいと思います。

以上で2点目の質問を終わります。

最後の質問に入ります。

ご当地ナンバープレートの発行についてお伺いいたします。

近年、多くの自治体で住居地のよさを多くの方に知っていただき、市のPRや地域振興、また、観光振興のために市のオリジナルデザインのご当地ナンバープレートを125cc以下のバイクを対象に配付されている事例があります。先進地の市民の反響や情報がありましたらお聞かせください。

税務課長（木下 隆君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの125cc以下のバイクに交付をするご当地ナンバーでございますが、これまでの経緯を御説明いたしますと、平成19年7月、松山市が全国に先駆けて導入しております。平成27年11月現在では、全国382の自治体でご当地ナンバープレートが導入されております。各自治体ともデザインを工夫することで、地域振興、観光振興、名物のPRを目指しているものでございます。

近隣市では、筑後市とみやま市が現在行っています。筑後市は市制施行60周年の記念事業として平成27年から数量限定で行っています。また、みやま市でございますが、平成27年7月5日から交付を実施しております。

両市民の反響でございますが、当初、問い合わせ等あったということでございますが、思ったほどの発行には至っていないという調査結果でございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

全国382自治体でご当地ナンバープレートが導入され、近隣では2市が導入されているということですが、思ったほどの発行には至っていないということで、原因はどこにあったんでしょうと思います。柳川市でもし導入されたとしたら、そうでないかもしれません。私も全国的に少し調べてみたら、御答弁いただいたように、余り人気がない地域もありましたが、デザインが住民に好評で、発行がふえている地域もありました。行政がいろいろな事業に取り組まれるとき、あらゆる面から多くの検証や調査を行われて事業開始になるはずで

す。思ったほどの発行に至っていない原因や、もう少し調査の範囲を広げていっていただきたかったかなと思います。

今、柳川市は全国的に知名度がアップしているときでもあり、今だからこそ、今以上に多くの方に柳川市を知り、興味を持ち、行ってみたいと思っていただけるような取り組みをしていかなければいけないなと思っております。また、市民の方が柳川市に愛着を感じ、つけてみたいと思わせるオリジナルデザインのご当地ナンバープレートを作成してはいかがでしょうか。

また、地域内外へ走る広告塔として市の魅力を発信し、また、デザインは市民の一般公募にし、市民のアンケートで決定するなど、多くの市民の皆さんにかかわっていただくことで、ふるさと意識、郷土愛の向上にもつながるのではないか、見解をお聞かせください。

税務課長（木下 隆君）

熊井議員御提案の行ってみたいと思わせるオリジナルデザインのご当地ナンバーですが、柳川市のPRという点では、大関琴漿菊関や柳川市観光PR映像さげもんガールズ作成などにより知名度や認知度は大幅にアップしているものと思っております。

今回、熊井議員から大変貴重な御提案をいただいております。また、過去においても荒巻議員から御提案いただいておりますので、先進地の事例などを参考に、今後も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

おっしゃるように、今、柳川市は地域振興、観光振興の面では、大関の偉大なる活躍や貢献により、柳川市は全国区で多くの方に知っていました。また、企業のコマーシャルでも冒頭に川下りの風景を映していただいたり、市が手がけたおしゃれでスマートなさげもんガールズの動画配信もヒットし、大きな成果が出ていると思います。大変ありがたいことで、感謝いたしております。しかし、人の好奇心は変わり行くものでありますので、この人気がずっと続くとは思われません。ほかの地域も必死であります。柳川に来ていただけるように、工夫を凝らした柳川市の魅力や情報発信の手を緩めずに努力をしていっていただきたいと思います。

また、柳川に来ていただいた方が十分楽しんでいただけるように、また来たいと思っていただけるような環境づくり、まちづくりを推進していっていただきたいというふうなことを申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（河村好浩君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時 6 分 再開

副議長（河村好浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、16番藤丸正勝議員の発言を許します。

16番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。16番藤丸正勝でございます。合併後11年目ということで少子・高齢化社会が歯どめがかかるないということでございまして、人口減少と社会経済の急激な変化にはついていけないスピードで地域社会はどんどんと変わっていくと思います。特に人口は、合併時には約7万7,000人の人口が、平成32年には合併後15年、6万4,500人と予想をされております。

このように人口減少が続く本市の財政は税収減となりまして、かなり財政は厳しくなるんじゃなかろうかと思っている一方、高齢者人口は、平成32年には65歳以上が33%になる予想であり、年金、介護、医療に係る社会保障給付の負担が増加することは間違いないでしょう。

また、地方交付税の減額、合併による優遇措置がなくなり、合併特例債の返還もあり、平成32年というのは今後大事な年になり、大型事業が平成32年を目標に完成をする予定でございますけど、喜んでばかりはいられないと思っております。その多額の負債が市民生活に負担になることも考えて、執行部の皆さん方は行政運営を行うことを提言しておきます。

それから、昨年の忘年会、ことし新年会と、皆さんたちいろいろ何回もあったと思いますけど、その中でいろんなやっぱりお酒が入ると本音で言う方たちが非常におられます。普通は無口でも酒が入れば本音が出て、議会のこと、行政のこと、各議員のこととかいろいろ、行政のことについてもしっかりと言われます。どれが本当でどれがうそか、そこまでは見抜けることはできませんけど、やはり一つの苦言、提言として私たちは聞かなければならないということで、そういう新年会、忘年会で一番多く耳にしたことが、やはり一番、市民の皆さんに关心がある市民会館建設ですね。やはりこれは、本当にでくるか、もう柳川の市民グラウンドに概算で約40億円はかかるということで一応話をして、そしてまた、いすゞ自動車は何でみやまへ行ったかということで、議員は何しようとかということで、議員のほう、私たちのほうに責任転嫁がされたようなことも聞いておりますけど、みやまの執行部の方が私に言われたことは、営業せんで来てくれるような企業が一番よかのもち、ほんのうて営業せんだけちゃ来てくれたというようなことも言われて、やはり地元柳川から企業が出ていくことは、なかなかやっぱり我々、皆さんたちにも負があるんじゃなかろうかと思っております。

また、みやま市と広域で取り組んである葬祭事業、火葬場、または橋本町にできるごみ焼却場、この件についても大きい金が要るんじゃなかですかということでございますけれども、いや、この2件につきましては大体120億円ぐらいかかるんじゃなかろうかというようなこ

とをその席で説明をしております。市民会館、ごみ焼却場、火葬場を、約150億円ぐらいの予算規模になり、また、そのほかに、附帯設備、附帯工事といったしまして、約200億円ぐらいかかるんじゃなかろうかというようなことを市民の皆さんたちには私は話しておるというところでございます。

それから、佐賀空港の件についても非常に関心を持たれております。沖縄のような軍事施設になるんじゃなかろうかと。今後、柳川市のほうへオスプレイはどういう方向で入ってくるかとか、そういう進入路といいますか、そういうこともよく聞かれますけれども、もうそういうことは全くまだ情報がないと。やはり情報がないということは、12月の懇親会の中で、浦議長のほうから特別委員会を設置するようなことも話は出ていますよということで一応終わっております。

また、年が明けまして新年会になりましたら、新年会の席では非常に多かったのが、柳川に、ふとかお墓の来るやっかんもというようなことの話が多かったわけです。やっぱり一番いい沿岸道路のそばにそういうお墓といいますか、靈園といいますか、そういうことができたらやっぱり地域の開発ができないんじゃなかろうかというようなことも私たちに提言されましたけれども、これはちょっと私たちも、業者じゃないから議会で反対することもないけれど、やっぱり個人的には反対でございますということ。

そういうことで、いろんなことを皮肉たっぷりに忘年会、新年会で言われたということでありますて、それに健康保険税が高こうなったと、やはりこれはどうにかならんやろうかということも提言をされましたけれども、これはやっぱりきのう梅崎議員のほうからもしっかりとそういう健康保険についても説明があっておりましたので、これまた報告をしたいと思っております。

そういうことで、柳川の財政はよかかねということでございますけど、非常に柳川市の行政にも皆さん関心を持っておられるということでございますので、箱物行政、今後、今から質問しますけど、6月に合併特例債を活用して中期財政計画の見直しをされましたとか、また、西鉄駅周辺整備は順調に進んでいるとか、そういう東口開発の完成はいつかとか、そういうふうな話を非常に地元では質問されておりますので、本日の一般質問は一部事務組合の事業でございますけれども、柳川市火葬場建設及びごみ焼却場建設について、また地元の合意等はどういうふうになったかという点と、2点目に、柳川駅東口の市営駐車場の利用頻度についてとか、柳川駅東口開発整備事業の完成時期はいつかという、この2点について自席のほうから質問をさせていただきたいと思います。

16番（藤丸正勝君）続

16番藤丸です。通告どおり、1番、2番ということでしてあります。

まず、柳川駅東口駐車場の整備のほうから質問をいたしたいと思います。

私は、この東口開発はもう27年度に完成と思っておりましたけれども、今年度については

まだ完成はないということでございますので、完成の時期はいつか、ちょっと教えてもらいたいでしょうか。

区画整理推進室長（由衛和博君）

議員御質問の完成時期でございますけれども、平成14年から事業を行いまして、完成時期は29年度を予定しております。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

ありがとうございました。29年度ということで、一応お伺いしておきます。

続きまして柳川駅東口駐車場、去年、設置をされておりますが、その設置費用と費用対効果はどういうふうに考えてあるか、この利用はいつからだったか、御答弁をお願いいたします。

区画整理推進室長（由衛和博君）

藤丸議員の御質問にお答えいたします。

柳川駅東口の駐車場の設置工事費は、コインパーキング駐車場の設置費と舗装や区画線設置費として総額4,369,005円でございます。

次に、費用対効果についてお尋ねでございますが、この駐車場は、西鉄柳川駅周辺の全体整備方針を作成するために立ち上げられました西鉄柳川駅周辺地区デザイン検討会議において、東口駅前広場ロータリーの渋滞緩和のための送迎用待機者専用駐車場として検討され、設置されました。

現在、1月末までの東口駐車場データでは、月平均の利用台数が約400台、1日平均に直しますと13台でございます。利用者の74%の方が20分以内の送迎利用でございます。西口の利用者の方が、東口を利用する方も徐々にふえてきております。今後は20分以内の利用が増加し、効果が上がるよう努力してまいります。

次に、この駐車場は昨年3月21日からの開設であります。これは、東口の開設に伴いまして駐車場も同日に開催したところでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

費用対効果はどうかということでございまして、1日に大体13台とまっているということで、総額、設置費用が4,369千円ということで、私もよく利用しますけど、ほとんど駐車していないんですよね。もうゼロちいうときが90%ぐらい、私が行きたんび、90%ぐらいがやっぱり利用していないなど。なぜかといいますと、あのロータリーには、別に送迎用の区画が10台ぐらい設けてあるわけですよ。そういうことで、この無料のパーキングを利用しなくても送迎ができるようなロータリーのつくりに、非常に市民に対して使い勝手のいいロータリー駐車、送迎用につくってあるからですね。あそこのパーキングはちょっともったいな

いから、あれを多く利用するためにどういうふうにしたらいいか、執行部のほうは考えておられますか。

区画整理推進室長（由衛和博君）

議員の質問にお答えいたします。

駅東口駐車場がほとんど利用がないように見える及び駐車場をふやす方法についてお答えいたします。

駅東口駐車場は、マイカー送迎される方に多く利用していただけるよう、空きスペースは常に必要であるという考えがございます。議員御指摘のように、実態は利用が少ない状況であります。今後は利用料金等を含め、利用者が増加するような方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

今後検討するということでございますけれども、やはり利用料金を含めた検討ということでございますけど、駐車場の入り口の看板に、長時間駐車すると料金が高くなりますよと表示してあります。高くなるからとめたらいけませんよというようにとられますけど、瀬高駅の駐車場、そこは24時間で300円、また、新幹線船小屋駅、そこは24時間で400円ということになっております。そういうことで、長時間駐車すると料金が高くなりますよという、その説明をちょっとお願ひいたします。

区画整理推進室長（由衛和博君）

議員質問の利用料金につきましては、1時間までが200円、ただし入場から20分までは無料でございます。1時間を超えるときは、その超える時間について、30分までごとに100円として、平成27年3月21日施行の駅前広場条例で定めているところでございます。

御質問の24時間駐車した料金等については、条例の定めによりまして4,800円というふうなことになっております。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

今先ほど、瀬高駅が1日300円、船小屋、新幹線の駐車場が400円、柳川市の駐車場が1日4,800円、これはやっぱり誰もとめんでしょうね。この条例は誰がつくったかと言いたくなるんですよね。それで、今まで条例どおり4,800円からそれ以上払われた方は何人かおられますか。

区画整理推進室長（由衛和博君）

昨年の3月からことしの1月までのデータでまいりますと、4千円以上の方が3名おられるようでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

そしたら、お尋ねしますが、この3名の方がこれだけ4,800円以上払われたと。何かやっぱり市のほうへ苦言を言われてこられた方はありますか。もうそれで終わりだったんですか、何もなかったわけですか。

区画整理推進室長（由衛和博君）

6千円ほど払われた方が電話をかけてこられまして、余りにも高過ぎるというようなことを申されまして、もう少し金額等がはっきりわかるように提示したほうがよくないかという苦言をいただきましたので、その後、説明看板のところに、長時間とめますと高額料金になりますというようなことで掲載、看板に書き足したというようなことでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

次は、業者と年間管理費は今現在幾らされておられますか。

また、送迎のスペースが約10台、11台ありますので、コインパークのところの月決めとか1日幾らちいう、もう少し値段設定を考えるということは考えておりませんか。

区画整理推進室長（由衛和博君）

議員質問にお答えいたします。

管理方法といたしましては、業者委託を行っております。年間894,240円でございます。

次に、月決めの契約などを考えないかというようなことの御質問でございますけれども、駅東口駐車場の設置目的は、東口駅前広場ロータリーの渋滞緩和のための送迎待機用駐車場でございます。駐車スペースも、議員御指摘のように9台しかございません。

したがいまして、月決め等で貸し出すなどの個人契約につきましては、現在のところ考えていないというようなことでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

昨年3月21日からということで、ちょうど1年でございます。管理費と料金の収入、支出について教えていただきたいと思います。

区画整理推進室長（由衛和博君）

御質問にお答えいたします。

駐車場の開設の3月からことしの1月末までで申しますと、委託費745,200円に対し、使用料　　収入でございます　　743,800円となっており、ほぼ同額というところでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

もう収支決算はゼロということで、まだまだ設置費用には追いつかないということでござ

いますので、利用者をもっともつとふやすためにも、やはり市民に広く利用をしていただくためにも、今、条例の見直しが必要じゃないかと思うんですよ、一部改正。この条例がある以上、これがそのままの料金で将来的にいくと思いますので、まず、この条例を改正いたしまして、みやま市駐車場とか船小屋の駐車場、ああいう並みに下げたらもっともっと広くなると思います。ロータリーには11カ所の送迎用のスペースがありますので、この9台分をどうにかして、やはり少しでも利益が出るような方法はないかと思いますので、その条例改正はどうでしょうか。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えしたいと思います。

開設をいたしましたちょうど1年ほどたちました。今、室長が申し上げましたように、六千幾らとか四千幾らとか、もうその方については、クレームは私に直接入りまして非常に勘違いしておったと。普通の一般的に言う公共の駐車場だから安いと思いついたということで、3泊されたとか、そういうことで高くなつたというふうに思っています。

本来、私たちの目的と、今、室長が申し上げましたけど、とんとんじゃなくて、逆に費用は、収入はゼロでも構わないと思います。収入はゼロであって、そして、あそこに何百台というような形も想定をしておりましたけれども、実際は、今、議員が言われるような形の、ロータリーの中には10台ぐらいスペースがありますので、もうその分を短時間に置いて、ローテーションがいいぐあいになっておりますので、渋滞が緩和されておるということでございます。

それで、みやま市の300円、また、筑後船小屋駅の400円等もありますけれども、そういう料金じゃなくて、実際、本来の趣旨を尊重しながらその活用ということを、額の改定をしたいと思っております。条例でございますので、議会のほうに額的な分を、たたき台を示しながら改正をして、うまいぐあいに活用して渋滞も緩和できる。恐らく今現在では、東と西では、もっとまだ西のほうが多いようでございますので、東口が多くなる可能性もあります。それとあわせまして、東口には大きな駐車場を経営する話も出ておりますので、その分も民間の圧迫しないような形も考えていかなきゃなりませんので、その分を含めて、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

条例の見直しをどうにかちょっと考えてもらうということで、一部改正しても、民間より安くするわけにはやはりいかないということでございますので、そのところは近隣の駅周辺の駐車場の皆さんたちとの話し合いの中で行つていってもらいたいと、そういうふうには思っております。

それから、先ほど27年度でこの区画整理事業が終わるんじゃないかと私は思っておりまし

たけれども、29年度までということになって補正予算の繰越明許費として変更があってありますけど、補正前が123,000千円の補正後に205,000千円という82,000千円の増額補正がありますけど、これが28年度分の事業になるわけですか。それはどの款から持ってこられているか、どういうふうな節から持ってきてているか、その辺を教えてもらいたいと思います。

区画整理推進室長（由衛和博君）

議員質問にお答えいたします。

繰り越し財源といたしましては、8款・土木費、4項・都市計画費、3目・柳川駅東部土地区画整理事業費の13節・委託費、15節・工事請負費、21節の補償・補填及び賠償金から予定をいたしておるところでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

といたしますと、東口の事業としては、あとはどれくらいの事業が残っているわけですか。もう移転はある程度済んでいると思いますけれども、どういうふうな事業が残っているか、簡単でようございます。

区画整理推進室長（由衛和博君）

議員の御質問にお答えいたします。

先月、今現在、工事等が行われているのは、443号京町通り線の状況でございますけれども、迂回路工事が終わりまして直線に通行ができるようになっております。その分の道路の歩道とか内容を変えまして、セブンイレブン周辺のところまで全部工事をことしの秋までに行うというのと、同時に水路工事のほうも夏までに行うということで、道路、水路等の工事を行う予定にいたしているところでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

ということは、旧443号の道路工事が主ちいうわけですね。道路工事とその歩道、水路、その辺ですかね。元九電までの区間ちいうことですね。はい、わかりました。

それから、駅東口事業の中で、柳川市の土地が随分あると思うんですよ、昔の三橋町の土地が。そういうのが結構あったと思いますけど、そういう土地を今はどういうふうな利用をしてあるか、お聞きいたします。

区画整理推進室長（由衛和博君）

柳川市の土地の利用状況ということでございますけれども、区画整理地区内の柳川市の土地につきましては、道路などの公共用の土地を除きますと約31筆、1万52平方メートルがございます。

このうち14筆の7,836平方メートルは、株式会社イズミに賃貸しております。現在、ゆめモール柳川が営業されているところでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

14筆あるということでございますので、この14筆に対しての柳川市への、賃貸してあると思しますけど、どれぐらいの収入になっておるか、お聞きいたします。

区画整理推進室長（由衛和博君）

議員質問にお答えいたします。

柳川市の土地、先ほど言いましたように14筆、7,836平方メートルは、イズミとの間で事業用定期借地権設定契約を締結いたしております。坪単価300円、月額711,100円としております。よって、年額で計算いたしますと8,532千円となっております。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

こういう有効利用というか、やっぱり民間が来ればこういう収入が入るということでございますので。

それでは、次に参りたいと思います。

続きまして、みやま市の八幡町2、仲絶地区に建設が予定されております葬祭事業の件なんですが、この件について、昨年6月の一般質問の中では、合意がある程度とれた、仲絶とまだ合意していないというようなことで答弁されておりましたけれども、その後、地元振興事業について、仲絶地区、八幡2、どういうふうな合意をなされたか、お聞きいたします。

市民課長（徳永雅子君）

藤丸議員の御質問にお答えいたします。

有明生活環境施設組合と新火葬施設建設予定地の行政区であります、みやま市の八幡町2及び建設予定地南側行政区であります仲絶の2つの地元行政区との施設建設に係る合意状況についてお答えいたします。

まず最初に、2行政区共通の合意事項としましては2つあります、その1つ目は、靈柩車の進入道路については、施設西側の現有道路を活用するというものであります。

2つ目は、この進入道路は、通学道路としても利用されていることから、道路の改良や拡幅、歩道の設置など、十分な安全対策を講ずるというものであります。

次に、行政区独自の地元振興事業として、八幡町2行政区と合意した内容は、新火葬施設の建設に当たって、八幡町2行政区住民が等しく利用できる公民館の改築費、改築に附帯する工事費等として、組合は八幡町2行政区に対して50,000千円を助成するというものであります。

また、仲絶行政区につきましては、1回目の住民説明会が昨年7月4日に開催され、その後、昨年10月11日に開催された4回目の住民説明会において、施設建設について行政区としての合意が得られました。

このため、現在、組合と仲絶行政区において地元振興事業についての協議が継続される状況であります。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

仲絶行政区については、まだ話し合い中ということでございます。早急に合意点に達してもらいたいと、そういうふうに思っております。

それから、施設建設用地ですね、火葬場の施設用地の取得及び進入道路の整備等について、そういう予算的なものですね、建設用地の予算的、そういうのがどれだけ議会といいますか、前に進んでいるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

市民課長（徳永雅子君）

施設建設用地の取得及び進入道路の整備概要についてお答えいたします。

まず最初に、新火葬施設の建設用地についてであります、同施設の建設用地のうち民有地部分につきましては、本年2月2日開会の有明生活環境施設組合議会において、その購入概算費46,100千円の補正予算が可決され、これをもとに、現在、地権者交渉が行われているところであります。

なお、今回購入を予定しております民有地の概要について申し上げますと、面積は約9,000平方メートルで、筆数は10筆、地権者数は4名となっております。

次に、靈柩車の進入道路の整備の状況であります、平成28年度から平成30年度までの3カ年事業として、みやま市が実施主体となって整備される予定となっております。

整備の概要を申し上げますと、整備延長は約800メートルで、その内訳は南北に約700メートル、東西に約100メートルとなっております。

また、現有道路の幅員は4メートルから5メートルであります、先ほども申し上げましたが、東西に走る道路は通学道路でもありますので、児童・生徒の安全面を考慮し、歩道約1.5メートルを新設し、全幅員を7メートルに改良する計画であります。また、東西に走る道路につきましては、歩道は設置せず、幅員を5メートルに改良する計画でございます。

なお、平成28年度につきましては、整備事業の初年度として、測量設計及び一部用地の取得が計画されており、本市も組合規約に準じて、みやま市に対して応分の負担を行うこととしております。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

大分もう計画が前に進んでいるようでございますので、31年を目指してしっかりと協議して、事業を早く進めていってもらいたいと、そういうふうに思っております。

それでは次に、ごみ施設建設についてお伺いいたします。

ごみ施設建設用地は、両開橋本に候補地として決定してあるということでございます。そ

の供用開始が平成32年度中ということで、前回の質問のときお伺いいたしましたけれども、やはり地元合意がまだ得られていないということでございますけど、この件について、どういうふうに執行部としては今進んであるか、答弁をお願いいたします。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

藤丸議員のごみ焼却施設建設用地は両開の橋本町に候補地として決定、供用開始が平成32年中の完成見込みということで、地元合意はどうなっているかという御質問にお答えをさせていただきます。

前回の御質問の折に、昨年4月1日から発足いたしました柳川市、みやま市で構成する有明生活環境施設組合では、最終候補地が新ごみ焼却施設の建設用地となるよう地元との建設合意に向けて努力を続けている旨を御報告させていただきました。その後、地元で組織されている両開クリーンセンター設置対策委員会と協議を重ね、11月の協議において、振興策については今後詰めていくという条件つきではございますが、新ごみ焼却施設の最終候補地を建設予定地ということで了承を得たということでございました。

そのため、現在、組合と両開クリーンセンター設置対策委員会において、建設合意に向けて地元振興策の協議が進められております。

本市いたしましたも、早期の建設合意に向け、できる限りの協力を行うことということにいたしております。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

候補地を、もう建設予定地ということで了解を得たということでございますけれども、現在、両開クリーンセンター設置対策委員会において地元振興策の協議があつて、まだまだ合意には向けていないと、努力するということでございます。

それもまた後でお聞きしますけど、ごみ焼却施設が、前回、合併特例債はどれくらい使われるかということで質問をいたしておりまして、中期財政計画の見直しをまだしていないということでの報告がありました。事業費の90億円、その国の補助の3分の1を仮定すると60億円と、そのうちの42億円が柳川市の持ち出しというようなことでございましたので、この合併特例債を使用して、どれだけこの中期財政計画の見直しをされたか、お聞きいたします。

財政課長（島添守男君）

藤丸議員の御質問にお答えいたします。

現在の中期財政計画については、平成26年2月に作成したものでございますけれども、この計画を作成した後に、普通交付税の合併算定がえの見直しや消費税率の引き上げ、歳出面でいいますと事業費の変更等が行われております。

このことから、中期財政計画の見直し作業に現在取り組んでいるところでございますけれ

ども、見直しに当たりまして、今年度実施されました国勢調査の人口減少が国の地方財政計画により普通交付税等にどのように影響するか、これが一番課題であると考えております。

今後、27年度の決算及び28年度の当初予算等を参考にするとともに、先ほど申し上げました普通交付税の影響等を見きわめながら見直しを行いたいと考えております。現在はまだ見直し作業中ということでございます。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

まだ見直しはされていないということで、大丈夫ですか。

それから、道路など施設を建設するためには、今後、道路整備とか、非常にインフラ整備ちいいですか、多くの事業費がかかると思いますね。そういうことで、道路整備なんかには今現在どういうふうな対応をされておりますか。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

道路などのインフラ整備はどのようなものがあるか、どういうふうにされているかという御質問にお答えをさせていただきます。

インフラ整備に関しましては、現在補助事業　　これは補助率が60%でございますがとして行っております。下水道処理場から大牟田川副線までの約1.2キロの道路拡幅事業がございます。

そのうち平成27年度、本年度でございますが、そのうち大牟田川副線から旧堤防までの約230メートル区間を水路のボックス設置工事と道路の拡幅工事などを28年までの繰越事業として整備する予定でございます。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

ということは、もう27年度からある程度始まっているということですね。それで、28年度からまた　　その拡幅の買収、何キロぐらい道路買収しなければならないようなことですね。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

先ほど御答弁申し上げましたが、下水道処理場から大牟田川副線までが約1.2キロでございますので、その道路の両側を買収するということになろうかと思います。（「両側」と呼ぶ者あり）はい、両方です。

16番（藤丸正勝君）

続きまして質問いたしますけど、6月の定例議会で、地元で組織されている両開クリーンセンター設置対策委員会と地元振興策を中心に協議を進めていると答弁でしたが、この組織というのはどういうふうな組織の方で、この協議内容なんかがわかつたら教えてもらいたいと思います。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

藤丸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、両開クリーンセンター設置対策委員会でございますが、両開クリーンセンター設置対策委員会は、今回のごみ焼却施設の建設を地元である両開校区全体の問題として捉え、両開校区住民の考え方や要望等を集約、検討し、行政側と協議するため、平成25年10月に土地改良区や農事組合などの農業団体、それから漁業団体や区長会、女性の会など、代表者38名で構成された組織でございます。

また、地域振興策の協議内容でございますが、地元としては、一行政区や個人給付的な事業は行わず、両開校区全体としての発展と活性化に資するような振興策としたいという意向でございます。

現在、その意向に沿って、組合と両開クリーンセンター設置対策委員内で協議が行われていると、そういうことでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

両開全体で協議をするということですか。私は橋本地区だけでされるのかなと思っておりましたけれども、両開全体といいますと、大体、東は塩塚川から西は沖端川ですかね、両開というのはその区間ですかね。というのは、行政区が何行政区ぐらいあって、世帯数がどれぐらいあるわけですか。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、地元としては両開校区全体の振興策という意向でございます。

そういうことで、両開地区ということでございますから、世帯数につきましては、両開校区27行政区、それから世帯数は989世帯ということになろうかと思います。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

それは大変ですね。今後話し合いするには、やっぱり話し合いするときには多ければ多いほど長引くからですね、やはり小さい組織のほうで話し合ったがなるだけ話が進むということでございますので、執行部としてはこの問題はひとつ、合意に達するまでは大変だなと、そういうふうに考えております。

そうすれば、こういう地元対策費というのは、施設がある以上はそういう地域振興基金といいますか、対策費といいますか、これはやっぱり払い続けるというわけですか。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

お答えをさせていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたように、地元は個人給付的な事業などは行わず、両開校区の発展と地域が活性化できるハードな振興策にしたいという意向でございます。

そのため、有明生活環境施設組合にお聞きしたところ、将来にわたり継続的に支払っていくような地元振興策は考えていないということでございました。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

個人的とかそういうことじゃなくて、校区全体で振興策を考えるということで、今、将来にわたりということでございますけど、将来にわたり、このところはあやふやなもんで、この将来ちいのが何年までが将来ということを思うわけですよ。そういうことを課長のほうに言われてもちょっと迷惑でしちゃうけど、これ以上追及しませんけど、こういう問題は早く決着を、合意をされまして、立派な施設ができるとを望んで、私の一般質問を終わります。

副議長（河村好浩君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時52分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成28年3月22日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 河 村 好 浩	2番 江 口 義 明
3番 菊 次 太 丸	4番 浦 川 和 久
5番 立 花 純	6番 荒 巻 英 樹
7番 熊 井 三千代	8番 白 谷 義 隆
9番 近 藤 末 治	10番 佐々木 創 主
11番 荒 木 憲	12番 高 田 千壽輝
13番 諸 藤 哲 男	14番 矢ヶ部 広 巳
15番 緒 方 寿 光	16番 藤 丸 正 勝
17番 田 中 雅 美	18番 樽 見 哲 也
19番 伊 藤 法 博	20番 梅 崎 和 弘
21番 三小田 一 美	22番 浦 博 宣

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	長	成	松		宏
教	長	日	高		良
総務部	長	高崎	崎	祐	二
会計管理	者	田	尻	主	範
市民部	長	石	橋	眞	剛
保健福祉部	長	石	橋	正	次
建設部	長	野	田		彰
産業経済部長兼大和庁舎長		成	清	博	茂
教育部長兼三橋庁舎長		樽	見	孝	則
消防	長	橋	本	祐	二
人事秘書課	長	平	田	敬	郎
総務課	長	白	谷	通	介
企画課	長	桜	島	謙	孝
財政課	長	島	添	守	治
税務課	長	木	下		男
健康づくり課	長	大	石	涼	隆
福祉課	長	原		忠	子
学校教育課	長	武	田	真	昭
生涯学習課	長	袖	崎	朋	治
建設課	長	待	鳥		洋
農政課	長	林			哲
水路課	長	松	永	泰	誠
					治

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	亀崎	公	徳
議会事務局次長兼庶務係長	内田		猛
議会事務局議事係長	徳永	喜美	香

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

- 議案第2号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について
議案第10号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
議案第14号 柳川市行政不服審査会条例の制定について
議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 柳川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第30号 和解及び損害賠償額の決定について

2. 建設経済委員長報告について

- 議案第5号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第11号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計予算について
議案第12号 平成28年度柳川市水道事業会計予算について
議案第13号 柳川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
議案第25号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号 市道路線の認定及び変更認定について

3. 教育民生委員長報告について

- 議案第3号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第4号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第7号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
議案第8号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第9号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
議案第18号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4. 予算審査特別委員長報告について

議案第6号 平成28年度柳川市一般会計予算について

日程(3) 議案第38号 平成27年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について

日程(4) 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

追加日程(5) オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会設置について

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(浦 博宣君)

はい、何でしょうか。

14番(矢ヶ部広巳君)

14番矢ヶ部広巳でございます。緊急動議の発議をお願いいたします。

中身は、オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置を求めるものであります。

以上です。

議長(浦 博宣君)

先ほど矢ヶ部議員から動議の提出がありました。賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(浦 博宣君)

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時1分 休憩

午前10時14分 再開

議長(浦 博宣君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(浦 博宣君)

日程1.議会運営委員長報告について。

先ほどの動議の取り扱いを含めて、本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長(藤丸正勝君)(登壇)

皆さんおはようございます。平成28年第1回柳川市議会定例会最終日の日程及び先ほど提出されました動議について議会運営委員会を開催いたしまして協議し、その報告を申し上げ

ます。

日程 2 が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といったしてあります。

日程 3 が執行部追加提出の議案第38号の上程であります。

提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決といったしてあります。

日程 4 が閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてであります。

なお、先ほど提出されました動議については、追加日程 5 として議題とすることにいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見てありますので、報告を申し上げて、終わります。

議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第 2 各委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程 2 . 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けまして、

総務常任委員会報告について

3月3日の本会議において当委員会に付託を受けた議案8件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

4 結果

(1)議案第2号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正前の予算額「314億8,981万9,000円」に「1,009万7,000円」を追加し、歳入歳出それぞれ「314億9,991万6,000円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳出の2款1項6目企画費 地方バス運行補助金に係る路線バスの利用状況について、3款1項11目臨時福祉給付金給付事業費 年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象者について、3款2項2目児童措置費 保育所運営費委託料の増額理由について、6款1項3目農業振興費 力強い水田農業確立事業費補助金、及び農地集積・集約化対策事業費補助金の交付条件や交付先について、6款2項5目漁業団地整備費 有明地区ノリ共同加工施設整備事業補助金の減額理由と事業者への影響について、8款2項6目市町村道整備事業費 高橋中牟田線道路整備事業費の減額理由と減額に係る事業計画の進捗について、10款1項2目事務局費 弁護士業務委託料に係る裁判の内容と結果について、また国庫補助等の減額に対する今後の事業計画や予算編成について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第10号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5,000円」の科目開設の予算となっております。

審査の過程で、当該特別会計の他自治体での活用事例や今後、本市で活用が見込まれる事案について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第14号 原案可決

本案は、柳川市行政不服審査会条例の制定についてであります。

「行政不服審査法」の施行に伴い、審査請求に係る手続で諮詢機関となる第三者機関「柳川市行政不服審査会」を設置するため、その組織及び運営について新たに条例を制定するものであります。

審査の過程で、法改正の契機となった事件や背景についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第15号 原案可決

本案は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

「行政不服審査法」の施行に伴い、不服審査に係る手続や条例に引用する用語の置き換えなどの所要の規定を整備するため、柳川市情報公開条例等、関係9条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第16号 原案可決

本案は、柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

公の施設の利用において、暴力団等の利益となる利用を制限するため、柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第19号 原案可決

本案は、柳川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

職員定数で定数内となっている併任、兼任を、実態に即して定数外となるよう柳川市職員定数条例の一部を改正するものであります。

審査の過程で、休職や長期の病気休暇など市職員の状況について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第21号 原案可決

本案は、柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しについて、国に準じて改正するため、柳川市職員の給与に関する条例など関係3条例の一部を改正するものであります。

審査の過程で、給料表改定に伴う増減額について、人事院勧告でいう官民格差として比較対象となる事業所について、本市職員の平均年齢及び平均給料について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(8)議案第30号 原案可決

本案は、和解及び損害賠償額の決定についてであります。

平成27年8月9日に発生した消防車両事故において、相手側への損害賠償額を193万3,750円と定め、和解をしようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員長報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

3月3日の本会議において当委員会に付託を受けた議案7件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第5号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。国庫補助事業等の確定に伴う事業費の減額、及び国庫補助金、市債の減額と、繰越金の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ「4,926万5千円」減額し、補正後の予算総額を「10億7,022万1千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第11号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出ともに「12億1,256万6千円」を計上し、公共下水道の整備及び普及を図っています。

審査の過程において、一般会計への繰入金及び公営企業会計からの移行について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第12号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出では、事業収益が「14億710万1千円」、事業費用が「13億7,291万円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「4億7,419万7千円」、支出を「8億7,542万9千円」計上し、不足する「4億123万2千円」は損益勘定留保資金等で補填する予定になっています。

審査の過程において、配水管整備事業や沖端川の水管橋橋脚撤去工事の事業概要等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第13号 原案可決

本案は、柳川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてであります。

「消費者安全法」の改正により、消費生活センター設置の市町村は組織や運営事項等について条例で定めることになったことに伴い、新たに条例を制定するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第25号 原案可決

本案は、柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、柳川市地区計画の区域内における建築物の制限についても地区計画に沿うよう改正するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第26号 原案可決

本案は、柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市営住宅本町団地及び鳥の水団地の老朽化により、新たに建替えた市営住宅東宮永団地の竣工に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容としましては、本町団地及び鳥の水団地の2つの団地を廃止し、新たに東宮永団地を設置、併せて所在地の表記を改正するものです。また、柳川市営住宅駐車場条例の別表については、新たに東宮永団地駐車場を設置し、所在地及び使用料について定めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第29号 原案可決

本案は、市道路線の認定及び変更認定についてであります。

私有道路の寄付採納や県道改築事業に伴う6路線を新規認定し、河川改修事業や県道改築事業に伴う路線、通行上機能を果たしていない路線8路線を変更認定するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命により、教育民生常任委員会の報告をいたします。

3月3日の本会議において当委員会に付託を受けた議案6件について、その審査を終了し

ましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

4 結果

(1)議案第3号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。療養給付費の伸びに伴う必要額の補正や決定通知による国、県からの交付金の調整とともに必要額の補正で、これにより、歳入歳出それぞれ「2億5,096万8千円」を追加し、補正後の予算総額を「109億7,987万8千円」とするものです。

審査の過程において、医療費増加の原因について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第4号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

保険基盤安定負担金の減額と平成26年度決算の確定による繰越金の額の調整で、歳入歳出それぞれ「668万円」を減額し、補正後の予算総額を「9億9,432万円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第7号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

被保険者数の減少により、総額で前年度当初予算と比較し1.2%減で、予算総額を歳入歳出ともに「105億3,500万円」とするものです。

審査の過程において、特定健診とその無料クーポン事業、レセプト点検の状況やジェネリック医薬品の普及率等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第8号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出ともに「9億7,900万円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第9号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出ともに「65万5千円」とするものです。

審査の過程において、滞納者への対応等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第18号 原案可決

本案は、柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

法に規定する、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、柳川市空家等対策協議会を新たに設置しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（荒木 憲君）（登壇）

議長の命により、予算審査特別委員会報告をいたします。

3月3日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

4 結果

(1)議案第6号 原案可決

本案は、平成28年度柳川市一般会計予算についてであります。

歳入歳出ともに285億6,600万円で、前年度と比較しますと、額にして6億8,600万円、率にして2.3パーセントの減額となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受け審査を行いました。

歳入審査では、合併算定替に伴う地方交付税と社会資本整備総合交付金の見込み額、使用料に係る校区コミュニティセンターの利用状況等について質疑がありました。

歳出審査では、人件費全般で再任用職員の雇用目的や経費、住宅手当の支給状況等について質疑がありました。

各款については、第二次総合計画策定のスケジュール、行政区の統廃合の進捗状況、生活保護受給者就労支援の内容、敬老会事業委託料の再検討、特定空家等解体工事費の内容、シ

ルバー人材センター高齢者活用現役世代雇用事業内容と今後の見通し、活力ある高収益型園芸産地育成事業の概要と推進、中島漁港漁業団地整備事業計画変更の内容と今後の見通し、まるごとにっぽん柳川フェアと東京プロモーション事業との関連性、中島イノベーション事業委託の内容、プレミアム商品券の事業計画、市営住宅解体後の活用、消防団員の状況と高層ビル火災への対応及びはしご車の購入検討、市民文化会館（仮称）整備推進事業の財源と内容、通学路安全対策費の計画、大和・三橋校区公民館交付金の内容と柳川公民館との相違点等について質疑がありました。

また、総括では、企業誘致の促進、柳川版総合戦略関連予算、各補助金の事業精査と今後の見通し、社会資本整備事業交付金等の財源配分等について質疑がありました。

なお、市民文化会館（仮称）関係予算において、先進地事例等による現状でのランニングコストの提示や市民グラウンドの代替施設計画を示す必要あり、との賛成討論がありました。審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の報告は終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市行政不服審査会条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第30号 和解及び損害賠償額の決定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 平成28年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第25号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第26号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第29号 市道路線の認定及び変更認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第4号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 平成28年度柳川住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市附屬機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第6号 平成28年度柳川市一般会計予算については、20番梅崎和弘議員から反対討論の通告があるのでありますので、梅崎議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。20番梅崎です。議案第6号 平成28年度柳川市一般会計予算について反対討論を行います。

市民の福祉の増進を図り、子供の医療費、学童保育など、市民のために必要な予算は大いに賛成であることを申し上げます。

今まで何回も指摘をしておりますけれども、第1点目は同和関係の予算です。国は同和問題は解決したとして、13年前に同和対策そのものを終了しております。予算の中には、従事

職員・各同和団体補助金、同和対策費などがあります。出産祝い金、入学・進学奨励費補助金などについては所得制限などを検討されたとお聞きしております。今後は聖域なき行政改革、補助金の見直し、同和問題の差別解消など、早期解決のための対策、行事のあり方など全体的な検討が必要であり、民生費、教育予算からの同和予算は一般会計へ移行すべきであります。

2点目は農業問題です。日本の食料自給率は39%であり、米以外の作物をつくるという、いわゆる転作政策は40年近くにもなっておりまます。転作率は48%近くなっております。私は米、麦、大豆、これを中心とした農業経営から柳川独自の新規の作物をつくるべきではないかという提案をしてきましたけれども、うまくいっていないのが実情であります。

その1つに、予算が余りにも少なく、本気度が見られません。私はベトナム、タイの農業事情の視察に行ってきましたけれども、米の生産には国を挙げて取り組みがなされております。米は年間2回の収穫があり、3回とれる地区もふえているということです。日本の米の値段より安く販売をされております。今後、日本の農業に大きな影響を与えるのではないかと思っております。

次に、大川市の会社を途中退職してハウスの経営に取り組んでおられる人たちが多くなってきています。ハウスを中心とした農業に今まで以上に取り組んでいく必要があります。

ＴＰＰ交渉は農業関係に大きな影響を与えるものです。今後の動きに注意する必要があります。

また、漁業関係につきましては、ノリ栽培を初め、宝の海有明海がよみがえり、アサリ、アカガイ、タイラギ、このような採貝漁業者の皆さんのが十分生活できる、後継者が育つような対策、予算の裏づけが必要だと思っております。

3点目は国民健康保険の問題です。国保加入者は定年退職者、失業者、農業・漁業者、高齢者など低所得の方たちが加入されております。この国保の滞納者は個人では解決できない問題が多くあります。また、今回から国保の広域化に伴い、厳しい問題が出てくると思われます。ほかの市町村で行われております一般会計からの繰り入れについても検討する必要があると思っております。

4点目が住宅リフォームの問題です。お隣の大木町、大牟田市など情報を聞きながら、この住宅リフォームについての提案をしてきました。助成額に対して地元経済への波及効果は抜群と言われております。今回、3,000千円の予算が減額され、ゼロとなっております。施工業者の固定化が今回の事業見送りになったという商工観光課長の答弁があつておりますけれども、これは施工業者のせいにすることであるんじゃないかと納得ができません。大牟田市は受け付けから一、二時間でいっぱいになるときもあったと聞いております。今回の3月議会では10,000千円の予算がついております。今後、十分なる検討をしていただきますようお願いいたします。

ほかにもいろいろありますけれども、以上、大きく4点についての反対討論といたします。
終わり。

議長（浦 博宣君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

次に、反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第38号

議長（浦 博宣君）

日程3.議案第38号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第7号）についてを上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（亀崎公徳君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。先ほどの議案審議で平成28年度の柳川市一般会計予算を含めまして22議案を可決いただきましてありがとうございました。

それでは、追加議案について御説明を申し上げます。

日程3.議案第38号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に25,807千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を31,525,723千円としようとするものであります。

まず、歳出については、2款・総務費、1項・総務管理費、5目・財産管理費、25節・積立金の基金運用利子積立金を25,807千円増額補正しております。

現在、基金の管理については、自主財源を確保する目的で、国債等を活用した運用に取り組んでいるところであります。平成27年7月より財政調整基金の一部、5億円を地方公共団体金融機構債で運用しておりましたが、本年1月29日に日本銀行がマイナス金利の導入を発表した後、債券単価が徐々に上昇し、2月23日には本来受け取れる利息の約4年分の収益が確保できる状況となったこと、また、今後の運用収益の見通しが不透明であったことから、同日、この債券を売却したところであります。

この基金の運用収益については、地方自治法第241条第4項で「基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。」と規定されており、今回、基金運用利子積立金の増額補正を行うものであります。

なお、歳入については、15款・財産収入、1項・財産運用収入、2目・利子及び配当金、1節・利子及び配当金の積立基金利子について同額を増額補正しております。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時8分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

議案第38号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時46分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（浦 博宣君）

日程4. 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事項調査を平成29年3月31日まで付託されたいとの申し出がございます。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり所管事項調査を平成29年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり所管事項調査を平成29年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

追加日程第5 オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会設置について

議長（浦 博宣君）

追加日程5. オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会設置についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

14番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

14番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ました。オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置に対し、発議者としての提案理由の説明をさせていただきます。

私はさきの議会全員協議会の場でも本件の特別委員会の設置を要望いたしました。議長も昨年12月定例会後の執行部と議員合同の開会の挨拶の中で、3月議会には設置をすると言わされました。ところが、どうでしょうか、なぜか動きに疑問を感じざるを得ません。綸言汗のごとしであります。そんなやり方で柳川市民は納得しません。私たち議員は市民から選ばれ

た代表であります。ならば、当然、市民の声に応えるのが議員としての最低の義務ではないでしょうか。

柳川市の今後のことを見てみると、この特別委員会の設置は緊急の課題だと思います。佐賀県の動き、佐賀市の動き、柳川市の対応など、国と直接関係する地元自治体や離着陸のコースが予想される当柳川市とでは、おのずと対応に差が出るのはやむを得ません。しかし、佐賀県においては、現行では飛行機の離着陸コースになっている住家が少なく、ヘリやオスプレイが現行コースを使用して離着陸を繰り返すとすれば、まず、生ずる騒音被害が最も大きいのは柳川市であります。そのことは既に明らかになっています。証明済みであります。つまり、さきに行われたデモフライトで、昭代地区の騒音被害が最も大きくて、佐賀県側の被害は出ていません。

3月9日の新聞報道では、佐賀県有明海漁協は3月8日、防衛省が要請した現地調査の受け入れ拒否を決め、九州防衛局に回答したとあります。その理由として、有明海は公共事業で漁業環境が悪化し、これ以上の事業に批判的な意見が多い。自衛隊の空港利用を否定した県との公害防止協定に反するなどとして拒否を決めたとあります。柳川市としては何もしないで、ただ成り行きを待つのではなく、議会として独自に情報の収集、特に昭代地区の住民の皆様の意見の聞き取りや柳川市上空を飛ばないとする防衛省の広報活動など、検討すべき課題は多く、ノリが終わってからでは十分な対応におくれが出るおそれがあります。特に、オスプレイについては、デモフライトがいつ実施されるかも不明であり、離着陸のときに翼の向きを変えるときが一番墜落の可能性が高いともお聞きします。

配備についての賛否を審議するのではなく、住民からの問い合わせに答えられる資料を収集し、そのことを住民とともに考えていくことがこれからの開かれた議会を目指すためにも大事と考え、オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置について提案するのであります。議員の皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本件に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 0 時 3 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

4番（浦川和久君）

4番浦川和久でございます。オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置について

お尋ねします。

まず第1に、設置に関する趣旨、目的及びどういったことを調査されるのか、その内容についてお尋ねします。

さらに、現在、福岡県総務部長、それと柳川市副市長連名で九州防衛局企画部長宛てに佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画についての照会文書が出ております。照会文書の内容を見ると、柳川に関連した問題、特化した問題をほとんどこの照会文書の中で網羅していると考えております。そこで、この回答を待ってからでもこの調査特別委員会の設置については遅くはないと。現状としては、回答を待ってからが道理ではないかと私は考える次第でございまして、その点についてもお尋ねします。

それから、平成26年9月議会で矢ヶ部議員におかれましては、一般質問の場で「佐賀空港にオスプレイが配備されることには私は断固反対することを表明して、この質問は終わります」と、このように一般質問の場で述べてあります。そうすれば、このオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置について、どうも懸念というか、反対のための委員会設置じゃないかと、そういう懸念が非常に生じております。

そこで、こういった特別委員会については公平公正さというのが求められるところではないかと思いますので、その点についてもお尋ねします。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

まず、浦川議員が最後に、一般質問で私が反対したから、これが反対のための設置じゃないかと言われましたが、そういうことは全くの考え方過ぎであります。

それから、この特別委員会の設置について、陸戦部隊となる陸上自衛隊西部方面普通科連隊水陸機動団と言いますが、これは佐世保市において既に編成をされ、訓練が行われております。佐賀航空部隊は水陸機動団と一体の運用が予定されているので、水陸機動団の訓練が終了し、実戦配備に合わせて部隊の展開が図られると考えるのは当然だろうと思います。

佐賀県はノリ時期が終わるのを待って国と交渉すると言っているが、ノリが終われば話し合いは一気に進んでしまう可能性があります。そうなったら、柳川の市民としての不安はばかり知れないものがありますし、一体この問題でどうなつてあるかと市民から議員に尋ねられても、今の段階ではお答えすることができないわけであります。議員として、これから行政に深くかかわってくる重要な問題に対し、調査、研究、勉強会を重ねていくということが柳川市民の負託に応える最大の努めであると、私はそういう点から設置の要望をしているところであります。

4番（浦川和久君）

ありがとうございました。

答弁を聞いていますと、ちょっとよくわからないというか、実際に照会文書の内容を見る

と、今現状、柳川が抱える問題とかいうのをほとんど網羅していると。じゃ、調査特別委員会を現段階で設置して、これ以上のものをどうやるのか、そこら辺を私ですね、それ以上のものがあったら、今現状ですね、今の段階でこの調査特別委員会というのを設置する意義は高いと思いますけど、どうも今の矢ヶ部議員のお答えを聞いていますと、そこら辺が明確でない。どういったことをやるのか。目的は少し言われましたけど、じゃ、具体的にどういったものをやるのか。今の現段階で照会文書以上のものができるのか。だから、私はこの回答を待って、それを精査して、さらにそこで疑義が生じてからでも全く遅くはないというふうに思いますと、そのところはいかがでしょうか。

14番（矢ヶ部広巳君）

浦川議員が言っているのは、執行部に来てあるから議会は何もせんとよかというように聞こえますが、議会は議会独自で調べることに私は何ら問題はないと思う。それが当然であると思うですよ。しかも、当局から来てある文書が、それから先がどういうふうに進むのかもまだわからんし、いつ最終的な結論が出るのかも全くわからんまでしよう。だから、やっぱり積極的にこの議会でそういう特別委員会を設置して、いろいろ調べる。

騒音被害にしても同じですよ。この間、柳川であったのは、実際のオスプレイは持ってきてありません。ヘリコプターの小さいのを2つ持ってきて、しているような状況じゃないですか。実態を知るというのが一番大切じゃないんでしょうか。机上論ではダメですよ。だから、そういう特別委員会を設置して、具体的に実際行ってみて調べると、そういうことが必要じゃないかと私は思います。それで、設置の要望をしているわけであります。

4番（浦川和久君）

だから、この照会文書の内容の回答が出てから、現状、これでほとんど網羅しているんですね、これをよく見てみると。それが出ないうちに、じゃ、具体的にどうのと。何かいろいろ調査するとかなんとか言われていますけど、じゃ、どういったことをやるのかですね。本当に抽象的な言葉で全部言われますので、私、ほとんど理解できないんですけど、やはりこの照会文書自体が非常に重い文書だと思うんですよ、内容的にも。だから、これに対する回答が出て、疑義が出て設置というのだったら道徳的な手順として納得がいくんですけど、現状の段階でやらないかん、やらないかん、何か市民アピール的なほうに非常に感じるんですね。そういうところで、もう少し具体的な内容というのをどうやられるのか、もう少し示しいただきたいと思います。

14番（矢ヶ部広巳君）

具体的にて、今言ったやないですか。例えば、オスプレイの騒音に対しても、岩国とか沖縄にも配備されてる。そういうところに行って、実際どれくらいの騒音なのか。それは私も実際ヘリコプターに乗って、この有明海沿岸道路ができるときに、その途中で調査のために乗らせていただきました。それは、それだけでもとてもやかましいですよ。普通の国交省

が持つておるヘリコプターですよ。それで、その騒音。とてもじゃないが、乗つておっても隣と話が全然できない。テレビで見るのと違うんですよ。そういうのも特別委員会をつくつて、実際、音がどれくらいするのか、あるいはオスプレイは事故も起こしている。そういう実態ももっと具体的に掘り起こして調べていく、それが私は当然ということで設置を求めておるのであります。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

これより本件について討論を行います。

まず、反対討論をされる方はありませんか。

1番（河村好浩君）（登壇）

皆さんこんにちは。私は時期尚早という立場で、反対の討論をさせていただきます。

先ほど浦川議員からもずっといろいろ質疑がついておりましたが、柳川市にとっては情報は余りありません。ですから、柳川副市長と福岡県の総務部長を絡めての公文書の質問状が出ておる状況でございます。それを持ってからでも十分に遅くはないんじゃないかなと思うところでございます。

先ほどから私も矢ヶ部議員の発言を聞いておりますと、どうも反対のための設置のように聞こえてならないわけでございます。何を本当にこれ以上に、要はこの照会事項をちょっと読んでみると、米海兵隊の利用について、配備計画について、空港利用の対応について、訓練及び飛行ルート等について、その分でも9項目ありますし、生活環境への影響について、これが5項目ぐらいございます。6番目に、農業、漁業への影響についてと。そして、最後のその他ということで、先ほど浦川議員が言われますように、本当に質問事項も網羅しております。ですから、この回答を待つて、県と市が一緒になってやっていることに対して、議員もサポートするのはいいんですけども、その対応を見てから十二分に間に合うような状況であると私は考えますので、設置に関しては反対とさせていただきます。

議長（浦 博宣君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

それでは、本件について採決いたします。

本件に賛成の方の起立を求めます。しばらくそのままお願ひします。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本件は可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 0 時16分 休憩

午後 1 時30分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時30分 休憩

午後 1 時49分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。先ほど設置が決定された特別委員会は12名で構成し、名称をオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、12名で構成するオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会としたいと思います。

お諮りいたします。オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、菊次議員、荒巻議員、熊井議員、白谷議員、佐々木議員、高田議員、矢ヶ部議員、緒方議員、藤丸議員、伊藤議員、梅崎議員、三小田議員、以上12名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしましたとおり、12名をオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本件については、佐賀空港へのオスプレイ等の配備に関する調査研究をこれに付託し、調査研究が終了するまで閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、佐賀空港へのオスプレイ等の配備に関する調査を付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に特別委員会を開催し、正副委員長の選出をお願いしておきま

す。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成28年第1回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後1時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会副議長 河 村 好 浩

柳川市議会議員 佐々木 創 主

柳川市議会議員 諸 藤 哲 男